

平成24年第2回定例会

滝川市議会会議録

第 2 回定例会会議録目次

	頁
第 1 日目（平成 2 4 年 6 月 1 2 日）	
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議長報告	3
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 報告第 4 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	5
○日程第 6 報告第 5 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	6
○日程第 7 報告第 6 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	7
○日程第 8 議案第 1 号 平成 2 4 年度滝川市一般会計補正予算（第 3 号）	8
○日程の追加について	1 6
○日程第 9 議案第 2 号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び 難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を 離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正す る等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	1 6
○日程第 1 0 議案第 3 号 工事請負契約の締結について（滝川市営住宅東町団地建替 第一期工事）	1 8
○日程第 1 1 議案第 4 号 不動産の無償譲渡について	1 9
○日程第 1 2 議案第 5 号 空知教育センター組合規約の変更について	2 0
○日程第 1 3 議案第 6 号 議員の派遣について	2 1
○休会の件について	2 2
○散会宣告	2 2
第 8 日目（平成 2 4 年 6 月 1 9 日）	
○開議宣告	2 7
○日程第 1 会議録署名議員指名	2 7
○発言の訂正について	2 7
○日程第 2 一般質問	2 8
1 5 番 柴 田 文 男 君	2 8
○発言の訂正について	3 1
1 1 番 関 藤 龍 也 君	3 1
6 番 小 野 保 之 君	4 6
1 番 渡 辺 精 郎 君	5 5

8番	山本正信君	64
16番	荒木文一君	66
○延会の件について		72
○延会宣告		72

第9日目（平成24年6月20日）

○開議宣告		77
○日程第1	会議録署名議員指名	77
○日程第2	一般質問	77
7番	木下八重子君	77
17番	大谷久美子君	80
4番	坂井英明君	90
18番	窪之内美知代君	103
10番	堀重雄君	114
2番	清水雅人君	124
○議事延長宣告		134
○延会の件について		146
○延会宣告		146

第10日目（平成24年6月21日）

○開議宣告		151
○日程第1	会議録署名議員指名	151
○日程第2	一般質問	151
9番	三上裕久君	151
○発言の訂正について		164
12番	山口清悦君	165
5番	渡邊龍之君	176
○日程第3	報告第1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について	188
○日程第4	報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況について	192
○日程第5	報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について	195
○日程第6	報告第7号 監査報告について	
	報告第8号 例月現金出納検査報告について	196
○日程第7	意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書	
	意見書案第2号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療の推進を求める要望意見書	
	意見書案第3号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求め	

る要望意見書

意見書案第4号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書	200
○日程第8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	201
○市長あいさつ	201
○閉会宣告	202

平成24年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

平成24年 6月12日（火）

午前10時00分 開会

午前11時24分 散会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 4号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 6 報告第 5号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 7 報告第 6号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 8 議案第 1号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

○追加日程

- 日程第 9 議案第 2号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第10 議案第 3号 工事請負契約の締結について（滝川市営住宅東町団地建替第一期工事）
- 日程第11 議案第 4号 不動産の無償譲渡について
- 日程第12 議案第 5号 空知教育センター組合理約の変更について
- 日程第13 議案第 6号 議員の派遣について

○出席議員（17名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 渡辺精郎君 | 2番 | 清水雅人君 |
| 3番 | 水口典一君 | 4番 | 坂井英明君 |
| 5番 | 渡邊龍之君 | 6番 | 小野保之君 |
| 7番 | 木下八重子君 | 8番 | 山本正信君 |
| 9番 | 三上裕久君 | 10番 | 堀重雄君 |
| 11番 | 関藤龍也君 | 12番 | 山口清悦君 |
| 13番 | 田村勇君 | 15番 | 柴田文男君 |
| 16番 | 荒木文一君 | 17番 | 大谷久美子君 |
| 18番 | 窪之内美知代君 | | |

○欠席議員 (1名)

14番 井上正雄君

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	吉井裕視君
副市長	鈴木光一君	教育長	小田真人君
教育委員会委員長	若松重義君	総括理事	高橋賢司君
総務部長	山崎猛君	総務部参事	千田史朗君
市民生活部長	庄野雅洋君	市民生活部参事	石川雅敏君
保健福祉部長	佐々木哲君	保健福祉部次長	樋郡真澄君
経済部長	五十嵐千夏雄君	経済部次長	居林俊男君
農政部長	若山重樹君	農政部次長	中島隆宏君
農政部参事	多田幸秀君	建設部長	大平正一君
建設部技監	高瀬慎二郎君	教育部長	舘敏弘君
教育部次長	河野敏昭君	教育部指導参事	四十九院正満君
監査事務局長	堀下博正君	市立病院事務部長	鈴木靖夫君
市立病院事務部次長	田湯宏昌君		

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君	次長	菊井弘志君
書記	橋本洋衣君	書記	村井理君

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成24年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、17名であります。

遅刻の申し出は、井上議員であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において荒木議員、大谷議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議長 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 どうも皆さん、おはようございます。それでは、本日6月12日から21日までの10日間にわたりまして平成24年第2回滝川市議会定例会が招集され、一般会計補正予算等諸議案と報告案件をご審議いただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にそれぞれご決定いただきますよう冒頭心からお願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げ、平成24年2月2

9日から6月5日までの間の行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、以下2件について口頭でご報告を申し上げます。

1点目ですが、平成23年度の各会計決算につきまして、口頭をもってご報告をさせていただきます。これは、5月末日をもって一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了し、一応の計数がまとまりましたので、後ほど正式に手続を踏みまして議会の承認を求めることになるわけですが、本日その決算概要につきまして簡潔にご報告申し上げます。一般会計におきましては4億1,285万円の剰余となったところですが、前年度からの繰越金が主な要因となっております。その他としましては、歳入では地方交付税が予算に対して9,699万円の増、市税が2,202万円の増などとなり、また歳出では生活保護扶助費が予算に対して5,258万円の減、子ども手当扶助費が3,533万円の減、介護保険特別会計繰出金1,262万円の減、国民健康保険特別会計繰出金1,085万円の減などとなった結果であります。なお、繰越明許費繰越額が406万円ありますので、それを差し引いた4億879万円が実質収支額となります。次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は528万円の剰余となりましたが、保険給付費の減などによるものであり、このうち300万円を国民健康保険準備基金に積み立てることとしております。公営住宅事業特別会計は975万円の剰余となりましたが、これは前年度からの繰越金及び経費節減等によるものです。介護保険特別会計の保険事業勘定では55万円の剰余を生じておりますが、前年度からの繰越金などによるものでございます。次に、介護サービス事業勘定では9,758万円の剰余であります。これにつきましても前年度からの繰越金などによるものであります。また、後期高齢者医療特別会計は330万円の剰余となったところですが、前年度からの繰越金などによるものでございます。なお、繰越明許費繰越額が218万円ありますので、これを差し引いた112万円が実質収支額となります。続きまして、企業会計におきましては、下水道事業会計は収益的収支で3,455万円の純利益となったところであり。また、資本的収支では4億8,069万円の差し引き不足となり、当年度分損益勘定留保資金などで補填したところ。病院事業会計は、収益的収支では病院改築に伴う減価償却費5億3,918万円の増加及び旧病院解体による特別損失8億2,632万円が発生したことから9億909万円の純損失となりました。また、資本的収支では3億4,361万円の差し引き不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填したところ。以上、一般会計ほか各会計の決算概要につきましてのご報告といたします。

2点目ですが、農作物の生育状況についてご報告いたします。昨年冬の積雪量の多さと4月上旬から中旬にかけての不順な天候により、融雪は平年より11日おくれの4月21日となりましたが、4月下旬以降は天候に恵まれ、水田耕起の最盛期は5月8日と平年の3日おくれまで回復しました。以下、6月1日現在における主な作物の生育状況について申し上げます。水稲につきましては、移植作業は平年より2日おくれでしたが、生育は平年並みに経過しています。秋まき小麦は、昨年秋の播種おくれと融雪のおくれにより茎の数が少なく、生育は2日おくれしております。大豆は、水稲の移植作業がおくれたため播種作業がおくれ、平年より8日おくれとなっております。タマネギは、融雪のおくれにより移植作業は3日おくれで終了しました。移植後に雨が少なかった影響もあり、生育は3日おくれです。リンゴは、生育は平年並みに推移しています。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 それでは、私のほうから既に印刷配付をしております教育行政報告のほか、2点口頭でご報告を申し上げます。

1点目は、本市教育の振興と充実を図るため、本年3月に作成し、4月からスタートをいたしました滝川市教育推進計画について報告いたします。教育推進計画につきましては、教育基本法第17条第2項により教育の基本的な理念を大切に、知、徳、体を重視した学校教育や生涯学習の理念、学校、家庭、地域の連携協力などの施策を総合的かつ計画的に推進するため、国も地方自治体も作成をすることが明記をされております。この教育推進計画の実施に当たりましては、教育のまち滝川を誇りとする教育のさらなる高まりと充実を図るため、目標指標を示すことで市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、主体的に未来を生きる子供たちの育成とみずから働きかける生涯学習社会の実現を目指しています。今後推進計画に示した58の事業を着実に実行することにより、市民の皆様ごの期待にこたえ、国際田園都市滝川で学び、この滝川で育ったことに喜びと誇りを持って語ることができるよう、そして生きがいを持って心豊かに暮らせるよう、学校、家庭、地域の役割が重なり合い、高め合える取り組みを進めてまいります。

2点目は、滝川市立図書館の利用状況についてですが、昨年11月に開館いたしまして6カ月が過ぎましたが、開館168日目の5月16日に来館者数が5万人を超えました。この短い期間に来館者5万人を達成できたことは、ひとえに多くの市民の皆様のご支援とご協力のたまものごこの場をかりて心より感謝申し上げますとともに、図書館の特色であります雑誌コーナーの充実のため、57の雑誌を支えてくださっている企業や団体、個人の皆様に改めて感謝申し上げます。利用者の方々からは、明るくて見通しがよいことや立ち寄りやすくなったことなどの声をいただき、また学習室は中学生、高校生を中心に利用され、満席になることがたびたびあり、好評をいただいております。6月10日現在までの利用状況についても1日の平均利用者は300名、貸し出し冊数も700名を超えるなど引き続き移転前の図書館利用者数の2.3倍の水準で推移をし、当初目標としておりました年間6万5,000人を大きく上回るということが確実になっているところであります。今後とも市民の皆様にご利用しやすく愛される図書館となるよう、市民の要望や時代の変化に即応した蔵書の充実に努めてまいりますので、より一層のご支援をお願い申し上げます。

以上2点申し上げまして、教育委員会としての行政報告といたします。

(何事か言う声あり)

○議 長 教育長。

○教育長 失礼しました。貸し出し冊数を700名と申し上げたそうですが、700冊の誤りでございます。訂正いたします。

○議 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第4号 専決処分について(損害賠償額の決定)

○議 長 日程第5、報告第4号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第4号 専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。

事故発生年月日は平成24年2月1日午後2時25分ごろで、事故発生場所は滝川市東町2丁目7番地先の市道大町1丁目通り線と市道東町342号線との交差点でございます。

相手方は、赤平市茂尻栄町3丁目1番地にお住まいの二本柳辰三さんで、損害賠償額は車両の修理費6万4,105円でございます。なお、この賠償額につきましては市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で全額補填となっております。

事故の発生原因でございますが、道路管理用務のため公用車両で市道大町1丁目通り線を東に向かって走行中、市道東町342号線との交差点にて同市道から大町1丁目通り線に進入してきました相手方車両が公用車両の前部に衝突して損害を与えたものでございます。

専決処分年月日は、平成24年4月20日でございます。

日ごろから安全運転の励行につきまして指導しているところでございますが、このような事故となりおわびを申し上げます。今後交差点等での常に細心の注意を払うなど、より一層の指導をしてまいり所存でございます。まことに申しわけございませんでした。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第5号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議 長 日程第6、報告第5号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第5号 専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。

事故発生日時は平成24年2月9日午前11時30分ごろで、事故発生場所は砂川市北光401番地先の道道1027号線のT字型交差点でございまして、北海道子どもの国の入り口付近でございます。

相手方は、空知郡上砂川町鶉95番地の2にお住まいの一戸國丸さんでございます。

損害賠償額は、車両の修理費8万6,024円でございます。この賠償額につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で全額補填となります。

事故の原因でございますが、広域行政用務を終えて公用車両にて歌志内市役所から帰庁中、道道

1027号砂川歌志内線のT字型交差点において左折しようとした際に同方向から右折してきた相手方車両が公用車両の前部に衝突し、損害を与えたものでございます。

専決処分年月日は、平成24年4月25日でございます。

日ごろから安全運転について指導しているところですが、このような事故になりましたことを改めておわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号は、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第6号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第7、報告第6号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 引き続き、ただいま上程されました報告第6号 専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございまして、事故発生日時は平成24年4月5日午前10時30分ころでございまして、事故発生場所は滝川市江部乙町4264番地1、そらぷちキッズキャンプ駐車場でございます。

相手方は、滝川市江部乙町東10丁目13番23号にお住まいの窪之内美知代さんでございます。損害賠償額は、車両の修理費36万8,067円でございます。この賠償額につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で全額補填となります。

事故の原因でございしますが、送迎用務のためにそらぷちキッズキャンプ駐車場内において公用車両を方向転換した際、同駐車場内に駐車していた相手方車両に接触し、損害を与えたものでございます。

専決処分年月日は、平成24年4月27日でございます。

このような事故になりましたことを重ねて深くおわび申し上げます。今後公用車両の使用に際しましては、より一層の安全指導を徹底してまいる所存でございます。まことに申しわけございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第6号は、報告済みといたします。

◎日程第8 議案第1号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

○議長 日程第8、議案第1号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、農業体験を通して子供たちに食の大切さを伝える教育ファーム事業を実施するための補正、教育支援センターに隣接するグラウンドを市民の健康増進を図るため、ソフトボール場として整備するための補正などが主な内容となっております。

1 ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ5,741万7,000円を増額し、予算の総額を203億364万2,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の追加は、第2表によるところでございます。

2 ページから4 ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

5 ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。追加といたしまして、体育施設整備事業債を追加し、限度額を3,290万円とするものでございます。ソフトボール場整備事業につきましては、当初予算で設計費をご承認いただいたところでございますが、整備工事の実施に当たり、体育施設整備事業債を充てたいとするものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開き願います。3款2項1目児童母子福祉費、補正額54万9,000円の増額につきましては、母子生活支援施設に要する経費の補正でございます。このたび母子生活支援施設への一般入所事例が生じたことにより、必要な扶助費を補正したいとするもので、事業費の2分の1が国、4分の1が道からそれぞれ母子生活支援措置費として措置されるものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額13万2,000円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正でございます。子育て支援にと過年度においてふるさと納税として寄附を賜りましたので、保育所の子供たちに人気の高いエプロンシアターなど保育に必要な備品を購入したいとするものでございます。

4款1項3目保健センター費、補正額104万5,000円の増額につきましては、教育ファーム事業に要する経費の補正でございます。地域に根差し、暮らしに学ぶを基本とし、農業の実体験と農業者との交流を通して子供の豊かな心、社会性、主体性など生きる力をはぐくむ教育ファーム事業を実施したいとするものでございます。具体的には、市内小学校5、6年生を対象とした宿泊型教育ファームを8月に実施し、農家で宿泊しながら農業体験、生き物観察、調理などを実施し、子供たちの食を大切にすることを育て適切な食生活の実現につなげていきたいとするものでございま

す。また、教育ファームの先進地から講師を招いた研修会の開催も10月に予定しているところで、補助対象事業費の2分の1が北海道の消費安全対策事業補助金で措置されるものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額802万6,000円の増額につきましては、農業の振興に要する経費327万6,000円の増額と青年就農給付金事業に要する経費475万円の増額の補正でございます。農業の振興に要する経費につきましては、老朽化に加え、大雪による影響で旧滝川市農業試験地の鉄骨ハウスが倒壊したほか、納屋についても屋根トタンがはがれるなど損傷が著しいため解体工事を実施したいとするものでございます。青年就農給付金事業に要する経費につきましては、自立就農直後の不安定な経営をサポートすることを目的として、45歳未満で前年所得が250万円未満の方に対し年間150万円、最長5年間の給付を行う新たに創設された青年就農給付金制度を実施するため補正したいとするもので、事業費の全額が北海道の青年就農給付金事業補助金及び青年就農給付金推進事業補助金で措置されるものでございます。

次のページをお開き願います。12ページ、13ページでございます。10款2項1目、小学校学校管理費、補正額170万円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。2点ございますが、1点目は小学校のプール授業に伴うプール使用料として84万9,000円を補正したいとするものでございます。新民間温水プールの使用開始が9月となる見込みであることから、今年度の小学校のプール授業は滝の川市民プール水夢と東栄市民プールを開館期間内は最大限活用し、不足を補うため8月までは新十津川町温水プールも利用させていただき、9月からは新民間温水プールを利用したいとするものでございます。2点目は、西小学校二線校舎北側の軒先が雪害により折損したため、修繕費として85万1,000円を補正したいとするものでございます。市有物件災害共済会からの共済金として25万8,000円を見込んでございます。

10款3項1目、中学校学校管理費、補正額16万8,000円の増額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。今年度より開始をする中学校の体育武道授業の安全な実施と授業中のけがを防止するため、試合形式での授業などの際に装着させるヘッドギアを各中学校に整備したいとするものでございます。

10款6項1目社会教育費、補正額180万円の増額につきましては、文化芸術振興に要する経費の補正でございます。10月に「父帰る」と「二十二夜待ち」という演劇の公演を予定しております海流座滝川公演について、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金が採択されたことから、市に交付される助成金を補助金として海流座滝川公演実行委員会に交付するため補正したいとするものでございます。

10款6項6目図書館費、補正額2万3,000円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の増額の補正でございます。図書の購入に充ててほしいと過年度において寄附を賜りましたので、寄附者の意向に沿うよう図書を購入したいとするものでございます。

10款7項3目体育施設費、補正額4,397万4,000円の増額につきましては、体育施設の運営管理に要する経費の補正でございます。本年度に整備計画をしております教育支援センターに隣接するグラウンドを市民の健康増進を図るため、ソフトボール場として整備するため補正した

いとするものでございます。ソフトボール場2面を整備し、年内の完成を目指すものでございます。以上、歳出合計で5,741万7,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。15款1項1目民生費負担金27万4,000円の増、16款1項1目民生費負担金13万7,000円の増、16款2項3目衛生費補助金48万5,000円の増、16款2項5目農林業費補助金475万円の増、19款2項1目基金繰入金13万2,000円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金1,660万6,000円の増、これは補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款5項3目雑入213万3,000円の増、22款1項5目教育債3,290万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で5,741万7,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます。議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 5点につきましてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目は、11ページ、教育ファーム事業に要する経費で、8節報償費及び11節需用費の消耗品費21万2,000円の内訳についてお伺いをいたします。

2点目は、その下、青年就農給付金については全額国庫支出金ということで、国か道の支出金ということで……道支出金ですね。この数年間続けられる事業だというふうに思いますが、総対象者数といえますか、毎年何人ぐらいの対象者を大体見通しておられるのか伺います。

3点目は、13ページで、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費、ここで武道の中で柔道をする際のヘッドギアということですので、何人分を買われるのかということと今のご説明で試合形式の際の安全を確保するということですが、試合形式というのはどの程度まで考えておられるのか。ことしの授業時間が10時間程度だというふうに思うのですが、そのうちどの程度、またどんな内容を想定をされているのか。また、今回が恐らく8月末から9月初めにかけて一斉に始まるというふうに思うのですが、最後の補正予算ということで安全対策という点で十分な体制になったのかということをお伺いをしたいと思います。

4点目は、体育施設費でソフトボール場整備工事費、これについては解体撤去に係る費用、またバックネット新設、グラウンド整備といったことで大まかな内訳をお伺いをいたします。

また、この解体撤去費と農林業費での解体撤去で共通してお伺いをしたいのですが、解体工事をする際に受注業者が例えばシルバー人材センターの方を雇用するとかというようなことが若干の市町村で行われているわけですが、滝川市の場合これについての指導はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議 長 それでは、大きく4点にわたっての質疑がございました。それでは、これより答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 最初に、教育ファームに係る費用の内訳ということで、報償費50万5,000円の内訳と、それから需用費の中の消耗品費21万2,000円の内訳をお答えいたします。

報償費につきましては、まず1点目は収穫体験、もぎ取り等体験料が7万5,000円、この事業は50人ぐらいの参加がございました。それと、2点目が農業体験料ということでいわゆるファームステイで40万円、農家の方へのお支払いです。3点目が秋口に研修会を行うのですけれども、その講師謝礼が3万円でございます。続きまして、需用費ということで消耗品ですが、1点目が食材費ということで、コテージを使って交流を行うということで体験交流を行う費用ということで消耗品食材ということで18万4,000円、それから2点目が食器等使い捨ての消耗品ということで2万円、3点目がPRポスター、資料ということで8,000円でございます。

以上でございます。

○議 長 続けて答弁をお願いします。農政部長。

○農政部長 青年就農に係る何人を見込むかというようなご質疑でございますけれども、先ほど副市長からご説明ありましたとおり、これは自分で経営をするということで新規就農、また親元から経営移譲を行っての農業を開始するというところでございます。それで、45歳未満であるですとか、前年が250万円未満の収入ですとか、あといろいろな条件がございました。それで、現在ここ10年で大体6名ぐらいUターンとして滝川市のほうには青年が戻ってきておりますけれども、ここで将来どういうふうにするかということと毎年アンケートをもらいながら、その年に経営移譲をするのかどうかということも含めて行っていくということで、これから何人を見込むというような問題は今はちょっとございません。その年、その年で最適な方法で把握してこの国からの補助金を、道支出金ですけれども、活用していきたいというふうに思っております。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

柔道における試合につきましては、自己の能力を試し、どれだけ学習目標に近づいたかなどを確かめ、その後の学習に生かすことを目的として行われております。安全第一に考えておりますので、柔道の指導計画のおよそ10時間ぐらいの後半にするものというふうに考えておりますが、それにつきましてもどれだけ技能が上達したのかなどを考えた上で試合形式も考えられるというふうに思っております。まず、内容につきましては、投げわざなどにつきましては、やはりこのわざをかけるというような約束をした状態での簡単な試合形式、それから基本的にはいろいろな決まり事を決めた上での試合形式を行うことと考えております。その場面において必ず指導者が見るということが必要になってきますので、やはり各学校10個ずつ用意させていただきますが、教師のいる時点での試合形式になりますので、予備を含めて10個あれば各学校の簡単な試合形式については行えるものというふうに考えております。今後柔道につきましては、滝川市独自の研修会等も予定しておりますので、その中でも使い方等についての研修を深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 教育支援センターソフトボール場整備工事についての内訳についてご質疑を賜りました。主なものでございますが、まず解体費ですが、河川敷のソフトボール場撤去に150万円、それからバックネット関係ですが、バックネットの新設2カ所に200万円、防球ネットで795万5,000円、さらにグラウンド整備の関係ですが、クレイ舗装が878万円、暗渠工事に320万5,000円、散水設備に283万円等々の、今は主なものを言いましたが、当面の費用の内訳でございます。

以上です。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 解体にかかわりまして、シルバー人材センター等の雇用は指導があるのかといったお話でございます。建設部所管でいろんな解体工事にかかわりますので、私から答弁をさせていただきたいというふうに存じますが、特に今解体業者に対してシルバー人材センター等を労務として雇用をするような指導についてはいたしておりません。

以上でございます。

○議長 長 先ほど私、大きく4点というふうに申し上げましたが、今の答弁を含めまして大きく5点ということで訂正をさせていただきたいと思えます。

それでは、答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、青年就農給付金については、今私がお聞きをしたいことは、この制度がどの程度の効果が見込まれるのかということとを解明をしたいということでお聞きをしたのですが、毎年大体6人程度お帰りになっていると。ただ、その場合に世帯が1つふえるので大変苦しいのだということが後継者が戻ってくる場合でも一つの問題として従来言われていたわけで、しかし実際にこういうふうに150万円というものが制度ができてほとんどこれは活用されないという、あるいは今回3件ですから半分程度ということであれば、効果はいわゆる後継者の半分程度ということになるということかということでお聞きをしましたので、今後数年間で農業後継者のうちのどの程度の方がこの給付を受けられることになるのかということでお伺いをしたいと思います。

解体撤去なのですが、私が聞いた問題意識というのはシルバー人材センターの方を雇用してくれということではなくて、逆の意味でお聞きをしたのです。シルバー人材センターの方というのは、要するに労働者でないというふうにされるので、事故になった場合に労災がおりない、保険で対応するということになっていて、今回上砂川でシルバーの方が実際に作業に加わっていて労災が適用されなかったという事例があるのです。そういうことで、もし滝川市の解体工事で、建設工事については恐らくシルバーは使っていないというふうに思うのですが、建設工事以外のその周辺にある工事とか作業でシルバー人材センターの方が仕事をされるときに、危険なものについてはできるだけシルバー人材センターを使わないということについて検討の段階、検討というか、そういうふうにしたほうがいいのではないかという、そういう問題意識でお聞きをしましたので、現状解体工事にシルバーの方が入られているかどうかを確認したいと思います。

○議長 長 それでは、清水議員の2点の再質疑にわたっての答弁を求めます。農政部長。

○農政部長 清水議員さんがおっしゃっているようなかまどがふえるから云々と、そういうものに
対応するような補助制度ではないということはず前提としてご理解いただければと思います。ま
ず、原則としては新規就農者をふやすですとか、あと今現在いる親元で就農をしている方、この方
が経営を開始するときによりスムーズに経営開始できるようなことでやる制度でございまして、か
まどの関係で云々というような補助制度ではないということでございます。また、先ほどそのほか
のいろいろな制約があるということで、親から子への経営移譲をどう考えるかということがやはり
今現在の親元就農をしている方、その方にとってはやっぱりそのところが重要なことになるとい
う形で、そこら辺は私どももいろいろと制度の説明なんかもしていますし、そういう形でより使い
やすい、使えるような形で持っていきたいということを考えております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 シルバー人材センターの方々の取り扱いですけれども、建設業界としてはやはり労務
として取り扱いますと保険がかかっていないとかということになりますと会社としても大変なこと
になりますでしょうし、シルバー人材センターとしても何か請け負うときにそういった部分はよく
考えてやられていると思いますので、私としてはそういうような仕事についているというふうには、
公共事業としての工事についてはないというふうに認識はしております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 解体のほうは、そういう実態はないだろうということですから再々には行いませんが、
農林業費については予算に出されるものの効果についてお聞きをしているわけですから、今回が初
年度で3件ですよ。これは、3件ぐらい使う方が出るだろうということで当然この予算を出して
いる。国の制度というのは、恐らく希望者が出ればまた補正を組むことができるのだろうというふ
うに思いますから、1年間に3件が毎年大体想定されるとか、効果について所管がどのように把握
しているかというのは大事なことです。今の答弁では何か制度の説明で私とその制度について
知らないかのような、わかって聞いていますから、効果についてお伺いいたします。

○議 長 答弁をお願いします。農政部長。

○農政部長 見込みを含めまして今回は3件という形で出ささせていただいております。その中で、
今後の効果ということでございますけれども、今就農をされている方、新規就農者はどういうふう
に今回出るかわかりません。それは、それぞれ私たちのほうでいろいろな形で新規就農に対しての
支援をしていくと、その中でこれを使うということで効果は見えてくると思います。また、今親元
就農をされている方が現実いつの時点で経営開始というのか、経営移譲を受けてやるかというこ
ろはこれから私たちもアンケートを今とっておりますけれども、いつの時点でどうだということ
ははっきり返ってきていないところでございます。ですから、そういうところも含めて効果とい
うのは、その時点、その時点で出てくれば私たちはこれを十分に活用してその効果を見出しなが
らやっていきたいということで、何名何名ということはずぐには言えないけれども、十分に効果ある制
度ということで取り扱っていきたいということは考えております。

○議 長 以上で清水議員の質疑を終了いたします。窪之内議員。

○窪之内議員 今清水議員のほうからも質疑がありましたが、青年就農給付金事業についてを質疑したいと思います。いろいろ先ほど説明もありました。条件もあるようですけれども、給付要件の中に人・農地プランへ位置づけをするというふうになっていますが、人・農地プランの内容についてと位置づけるということはどういうことなのかお伺いするのが1点と5年間受けられるわけですが、仮に新規就農をしようとしてこれを受けて頑張ったけれども、2年間であきらめざるを得なかったというような、新規就農ではなくて親元の場合もそうなのですが、仮にそういったことが出た場合に、今まで給付された給付金については返還を求められるということになるのかお伺いしたいと思います。

以上2点です。

○議 長 それでは、窪之内議員の2点の質疑に対する答弁を求めます。農政部長。

○農政部長 議員さんおっしゃられるように、人・農地プランへのやっぱり位置づけが必要です。それで、現在私たちが人・農地プランの策定をもう最終段階に入っているところでございますけれども、これから検討会等を開いて、できた段階でまた議員さんの皆様にご説明申し上げたいというところでございます。その中で今現在人・農地プラン、今後その方が中心になった農業をやっていくというような位置づけをされる方ということで、滝川市の場合その位置づけをどうするかということで今認定農業者というような形で1つは考えております。そういうような面から、今後そういう方が経営移譲を受けてこういう農業を始めるといって人・農地プランにのせるといいますか、人・農地プランに位置づけが必要ということで、それでもってこの制度を使えたというような形で考えております。

また、先ほどだめだった場合ということでございますけれども、いろいろなだめになった理由はあると思います。その理由いかんもいろいろ考えなければいけないという問題でございますけれども、1つにはやっぱりうまくいかなかったところで、1つには返還義務と申しますか、返還が生じるという可能性は十分にあるということでございます。ただ、そのところで返還に対しては給付期間、最低2年間の期間、独立自営、こういう形でやらなければ返還していただきたいという形で、給付期間の1.5倍ということで要綱的には国から示されているのですけれども、年数によりましてやはり返還という形で義務を負うということになっております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 どうもよくわからないのですけれども、人・農地プランというのは今はまだ策定中であって、その人・農地プランの策定の目的とか、何を指すものが人・農地プランなのか、その中でどう認定農業者として位置づけするのかということがあるのだと思うのですが、その人・農地プランというのは全体としてこの給付を受けた人たちだけのものではないはずなので、それが大まかにどこを目指しているものがプランなのかということをもう一度お聞きしたいというのと返還なのですが、例えば機械を扱うわけですが、けがとかも考えられるわけで、そういったけがとかによって続けられなくなった場合とか、仮に亡くなった場合とかも含めて、そういう場合でも返還を求められるということなのかについてお伺いいたします。

○議 長 窪之内議員の再質疑に答弁を求めます。農政部長。

○農政部長 人・農地プランの関係でございますけれども、人・農地プランは人と農地の問題を解決するというのが大前提で、未来の設計図というふうに言われているものでございます。その中で集落、地域、そういう抱える人と農地の問題解決のために今後中心となる経営体、個人も含めてでございますけれども、そういうところはどの人なのかと、また中心となる経営体をどうやって農地を集積していくのかとか、そういうような形でその方が今ある現状と今後どうしていくかということをやっぴりある程度定めていくというのが人・農地プランでございます。あくまでもそれは、私たちが滝川市としてどういう地域云々ということではなくて、今の認定農業者をきちっとこれからの担う農業者というところで位置づけて人・農地プランに規定している。その中で、今後青年就農給付金、今回の経営開始型でございますけれども、この方々もやはり青年就農の喚起、定着を図るということもでございますけれども、その中でこのところにきちっと今後の担い手として位置づけるという中で人・農地プランの認定が必要というところでございます。

それと、先ほどの返還の関係でございますけれども、実は国の要綱が本当にはっきりそこら辺はまだ決まっていない状況もでございます。その中でわかっている限りの答えとしては先ほどの考えでございますので、ご了承願いたいと思います。

○議 長 窪之内議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。平成24年度滝川市一般会計補正予算を可とする立場で討論を行います。

ただいまの答弁で、青年就農給付金事業の効果を伺ったところ、2かまどということでの農家負担の問題はないかのようなご答弁がされました。しかし、就農からやはり四、五年は技術を承継するために必要な期間です。その期間の中で、多くの後継者の方は家族を連れて後継者として滝川市に帰ってくると。ところが、生産金額がふえるわけでも支出金額が減るわけでもないわけです。ですから、2かまどになって生活が大変だということを多くの農家の方が言われている。そういうことをきちっと把握をしていないような農政部では、私は問題だというふうに考えます。今回の青年就農給付金事業、これが多くの農家の方々が就農から5年以内に経営を承継する場合にきちんと行き渡るように、そういった事務をまず求める意見を付したいと思います。

2点目は、今回の補正予算にかかわって、やはり危険な業務が特に建設業関連であるわけですが、そうした場合に労災保険の適用にならない方がその作業に参加することのないよう、きちっと点検あるいは指導を強める意見を付しまして賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認をしましており、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第9から第13までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第9 議案第2号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

○議 長 それでは、日程第9、議案第2号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてご説明をいたします。

平成21年7月15日に住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が公布され、それぞれ平成24年7月9日から施行されることとなったところでございます。これまでの在留管理制度は、入国管理局での外国人情報の把握と外国人登録法に基づく市区町村での外国人情報の把握と2つに分かれておりましたが、法務省が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度を構築することとなり、この法律の改正により外国人登録法が廃止をされ、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用を受けることとなったところでございます。本条例は、当該法の改正により滝川市印鑑登録及び証明に関する条例、滝川市手数料条例及

び滝川市民福祉条例を改正したいとするものでございます。

以下、改正条例の内容を簡潔にご説明いたしますので、議案第2号参考資料、新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。1ページをごらんください。第1条関係でございますが、滝川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正でございますが、第2条第1項の印鑑の登録資格に係る規定では、外国人登録法の廃止に伴う文言整理というふうになってございますが、外国人登録法により登録されている者を住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に記録されている者としたこと、それから第6条でございますが、印鑑の登録拒否に係る規定では、第1号の住民票に記載されている部分を外国人以外の者にあつては住民基本台帳に記録されているとしたこと並びに文言整理というふうになってございます。同条の第2号では、外国人の場合においては外国人登録原票に記載されている表現がでございますが、外国人住民にあつては住民基本台帳に記録されているとしたこと並びに氏、それから名、氏名の片仮名に関する規定の追加というふうになってございます。7条以下は文言整理でございます。

2ページ、3ページをお開きをください。次に、第2条関係、滝川市手数料条例の一部改正につきましては別表の改正になりますが、法律の条ずれに伴う文言整理、外国人登録法の廃止に伴う証明書の交付の規定の削除となっております。具体的には、外国人の方の氏名、住所等に関する公証、行政上の公の証明に関しては日本人と同様に住民票によるところとなります。

次に、第3条関係、滝川市民福祉条例の一部改正でございますが、第2条の用語の定義に係る規定としては外国人登録法の廃止に伴う文言整理で、外国人登録法に基づき登録した者を本市の住民基本台帳に記録されている者としたところでございます。

4ページをお開きをいただきたいと思います。附則でございますけれども、改正条例の施行期日は平成24年7月9日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第10 議案第3号 工事請負契約の締結について（滝川市営住宅東町団地建替第一期工事）

○議長 日程第10、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました議案第3号 工事請負契約の締結につきましてご説明いたします。

工事名は、滝川市営住宅東町団地建替第一期工事であります。契約の目的は、工事請負契約のためでございます。契約の方法は地域限定型一般競争入札、契約の金額は3億5,647万5,000円であります。契約の相手方は、田端本堂・小田経常共同企業体で、代表者は株式会社田端本堂カンパニー滝川本店本店長、佐藤信夫であります。構成員は、有限会社小田建設取締役社長、小田朋弘であります。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたします。この建築工事につきましては、記載の市内単体4社と1企業体を地域限定型一般競争入札の方法で行われ、5月17日に入札を執行した結果、田端本堂・小田経常共同企業体が3億5,647万5,000円で落札候補者となり、5月18日に資格審査を経て落札決定者として決定いたしました。

建築の構造、規模につきましては、鉄筋コンクリートづくり5階建て、延べ面積は2,535.32平方メートルであります。住戸の形式は、1LDK15戸、2LDK10戸、3LDK5戸の計30戸であります。建物内には、自転車置き場、物置、外部にごみ置き場を設置し、また外構は駐車場を計画しております。本工事は2カ年工事としており、本年度は全体の30パーセントを見込み、5階のコンクリート工事までを予定し、工事完成期限は平成25年8月30日を予定しております。建築位置図及び配置図等を参考資料に記載しておりますので、お目通しを願います。また、関連工事の電気設備工事、給排水設備工事につきましては本件が議決後、順次発注を行う予定であります。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 建築工事の資材高騰で入札が不調に終わるといようなことも一部報道されておりますが、今回の入札に当たってはそういうものの影響は出ないからその入札が成立したということではないというふうに思うのです。その背景には、例えば落札率が上がったとか、あるいは落札率は変わっていないのだが、資材が上がっているの、受注した業者は利益率が下がっている可能性があるとか、そのようなことについてお伺いをしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 資材の高騰が入札にどのような背景にあるかということだと思いますけれども、平成23年の4月の公共事業単価、それから24年の公共事業単価におきましてはほとんど変わらなく、若干下がり傾向にもあるというのが公共事業としての公表されている単価でございますので、現時点におきましてはその資材高騰だとか、そういう部分に対しての入札に対する影響はないと認

識しておるところでございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第11 議案第4号 不動産の無償譲渡について

○議 長 日程第11、議案第4号 不動産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第4号 不動産の無償譲渡についてご説明させていただきます。

平成16年3月に医師や看護師を中心とした医療関係者と公園づくりの専門家らが集まりまして、難病と闘う子供たちとその家族における生活の質の向上を図るために医療ケア体制を整えた自然体験施設の設置に向けた活動が開始されました。以来日本初となるそらぶちキッズキャンプの取り組みに賛同した滝川市といたしましては、18回に及ぶプレキャンプの運営支援あるいは一部施設の建設のほか人材提供、組織基盤の構築支援、その他広報協力など市を挙げて全面的な支援を推進してまいりました。これまで関係者の情熱とたゆまぬ努力が多くの人々の共感を呼び、8年有余の歳月を経て本年8月、本格開園を迎えることになったことから、高原基金の森整備事業を初め、全国の方々からの支援を受けて滝川市が整備した施設を公益財団法人そらぶちキッズキャンプに無償譲渡したいとするものであります。

譲渡しようとする不動産ですが、今回4点ございます。そらぶちの職員が勤務する執務室や会議室を備えた森の観察小屋、所在は滝川市江部乙町4264番地の1、構造は木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、面積は261.82平方メートル。2番目、施設全体に配水するための受水槽棟、所在は先ほどと同様の4264番地の1及び4244番地、鉄筋コンクリート、鉄骨づくり亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、床面積48.47平方メートル。そして、さらに本キャンプ場の最大の特徴であります医療ケアを専門に行う森の休憩所、所在は同様です。構造につきましては木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、177.45平方メートル。この3つの建物のほかに主園路、通路及び駐車場部分における砂利や舗装、敷地内の樹木、多目的広場内の暗渠設備などの土地に附属する構築物一式であります。

譲渡の相手方につきましては、滝川市江部乙町4264番地の1、公益財団法人そらぷちキッズキャンプ代表理事、細谷亮太様、使用用途につきましては難病小児が参加するキャンプ事業用施設でございます。

なお、本件の無償譲渡によりまして当該財団における運営基盤の強化が図られるとともに、独自施設と一体となった効率的な施設運営が可能となるほか、全国へのPRを含めた今後の事業展開の弾みになることを期待しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第12 議案第5号 空知教育センター組合規約の変更について

○議 長 日程第12、議案第5号 空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、議案第5号 空知教育センター組合規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第2項の規定によりまして、空知教育センター組合規約を次のとおり変更したいとしますのでございます。

空知教育センターにつきましては、滝川市が現在改修工事を進めてございます旧北海道滝川高等技術専門学院校舎に設置いたします滝川市教育支援センターに移転をし、施設の一部を賃貸により運営する予定でございます。現在の緑町の施設につきましては、土地については滝川市、建物が空知教育センター所有であることから、移転に当たっては本来解体してから土地とともに滝川市に返還すべきところでございますが、解体するためには1つとして解体経費がおおむね3,000万円となり、多額の費用が一度に必要となること、2つ目として空知教育センターでは職員体制の見直

しなどの改善を行い、解体経費財源につきまして年間500万円を捻出することが可能となり、6年間の分割払いとしたいということ、3つ目といたしましては滝川市として時間をかけずに土地と建物を一体的に処分したいということ、4つ目として解体までの維持管理経費をかけないようにすることなどから滝川市と空知教育センター組合が双方より合理的な方法を協議した結果、土地の返還と同時に建物を解体しないで滝川市に無償譲渡したいとする方針でございます。なお、無償譲渡の時期につきましては11月の空知教育センター組合議会の議決後としたいというふうに考えてございます。基本的には、滝川市とその他の構成市町の負担金の分賦割合の考え方に変更はございません。

改正分の主な内容でございます。1つ目は、空知教育センターの位置、文京町4丁目1番1号に変更すること、2つ目といたしまして規約第4条第1号、これは設置及び運営管理に関する事務、一般事務の経費でございますが、この経費の負担金の分賦割合を平成25年4月1日から平成31年3月31日までの6年間について、滝川市の負担金を当初から本来の負担金から相殺し、施設解体経費を控除した額としたいとするものでございます。

なお、一部改正の規約の施行期日につきましては、2月29日に空知教育センター組合議会で議決されました空知教育センター設置条例の一部を改正する条例の施行の日としたいとするものでございます。

教育支援センターは、現在改修工事中でございますが、進捗状況にもよりますが、オープン日につきましては現在第2学期のスタートに合わせて8月21日を予定してございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第13 議案第6号 議員の派遣について

○議 長 日程第13、議案第6号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月13日から6月18日までの6日間休会といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、6月13日から6月18日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議の冒頭で井上議員につきまして、遅刻の申し出ということで取り扱いましたが、欠席の申し出と訂正をさせていただきます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時24分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成24年第2回滝川市議会定例会（第8日目）

平成24年 6月19日（火）

午前10時00分 開議

午後 3時03分 延会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1番	渡辺精郎君	2番	清水雅人君
3番	水口典一君	4番	坂井英明君
5番	渡邊龍之君	6番	小野保之君
7番	木下八重子君	8番	山本正信君
9番	三上裕久君	10番	堀重雄君
11番	関藤龍也君	12番	山口清悦君
13番	田村勇君	14番	井上正雄君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	大谷久美子君	18番	窪之内美知代君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	吉井裕視君
副市長	鈴木光一君	教育長	小田真人君
教育委員会委員長	若松重義君	総括理事	高橋賢司君
総務部長	山崎猛君	総務部参事	千田史朗君
市民生活部長	庄野雅洋君	市民生活部参事	石川雅敏君
保健福祉部長	佐々木哲君	保健福祉部次長	樋郡真澄君
経済部長	五十嵐千夏雄君	経済部次長	居林俊男君
農政部長	若山重樹君	農政部次長	中島隆宏君
農政部参事	多田幸秀君	建設部長	大平正一君
建設部技監	高瀬慎二郎君	教育部長	舘敏弘君
教育部次長	河野敏昭君	教育部指導参事	四十九院正満君
監査事務局長	堀下博正君	市立病院事務部長	鈴木靖夫君
市立病院事務部次長	田湯宏昌君		

○本会議事務従事者

事務局長 中嶋康雄君
書記 橋本洋衣君

次書

長 菊井弘志君
記 村井理君

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。

遅刻の申し出は、渡邊龍之議員であります。

これより本日の会議を開きます。

本日朝開催されました議会運営委員会におきまして、本日の本会議よりクールビズ対応とすることで決定をいたしました。期間は、滝川市が定めた期間とし、議員、理事者ともに質疑、質問、答弁で発言される方につきましては上着着用といたします。本日より実施をいたしますので、市民の皆様方の特段のご理解をよろしくお願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において荒木議員、大谷議員を指名いたします。

◎発言の訂正について

○議 長 ここで、農政部長より6月12日の本会議における議案第1号の窪之内議員の質疑に対する答弁について訂正の申し出がありますので、発言を許します。農政部長。

○農政部長 去る6月12日、議案第1号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第3号）におきます窪之内議員さんのご質疑の中で訂正、補足させていただきたい答弁箇所がございますので、よろしくお願いしたいと思います。

農業振興費のうち、青年就農給付金事業に要する経費で、窪之内議員さんのご質疑の中で新規就農者として頑張ったけれども、2年間であきらめざるを得なかったというような場合に、今まで給付された給付金の返還を求められるのか、またけがとかなによって農業を続けられなくなった場合、また仮に亡くなった場合でも返還を求められるのかというご質疑に対しまして、最低2年間就農しなければ返還となります、給付期間の1.5倍の就農期間が必要であり、就農期間の年数によって返還義務を負うというような内容の答弁をさせていただいたところでございますが、青年就農給付金事業には2つの給付金事業がございます。1つは、青年の就農意欲を喚起するため、就農前の研修期間の所得を確保する給付金を給付する準備型、それともう一つは青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金を給付する経営開始型でございます。私が答弁させていただいた内容は、準備型の返還内容を一例としてだけでございましたので、今回補正予算として提案させていただいたもう一方の経営開始型、この返還について補足答弁をさせていただき、訂正させていただきたいと思っております。

給付金の停止要件、幾つかございます。例えばそもそもの要件が満たなくなったとき、また農業経営を中止した、そして休止した、それとか就農状況報告、これを出さなかった、またその就農状況の確認によって適切な農業経営が行われていないというようなことで事業主体が判断した場合というようなことがございますが、ご質疑でございます途中で就農をやめた場合、この要件に該当し、

かつ返還義務が生じるところでございます。この給付金の給付は、半年ごとに給付対象期間が始まる前までに、すなわち事前に給付するということを基本としております。返還につきましては、その返還要件が生じた時点が既に給付された給付金の対象期間である場合にあっては、残りの対象期間の月数分の給付金を月単位で返還すると。例えば4月から9月までの半年間の給付金、これを既に事前ですので、給付されている方が途中の8月に例えばやめた場合、残りの9月の1カ月分を返還するということとなります。一方、病気、災害等やむを得ない事情として事業主体が、実施主体が認めた場合、この経営開始型の事業実施主体は市町村にありますけれども、市町村が認めた場合は返還免除というところになります。しかし、虚偽の申請等を行った場合に限っては、既に給付された給付金全額をさかのぼって返還するということとなります。国の現段階の要綱は今ご説明したとおりでございますが、市町村が認める例えば病気や災害、やむを得ない事情、こういうものなのかというような詳細にわたっての運用についてはまだ明確になっていない部分がございます。先般本当にまだはっきりしていない、決まっていない状況であるということで答弁をさせていただきました。

以上、答弁の訂正と補足をさせていただきました。どうも申しわけございませんでした。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 おはようございます。議長からご指名をいただきましたので、以下通告の順に従って一般質問を行いたいと思います。

◎1、防災対策

1、東日本大震災から1年を経過して

まず、1点目、防災対策についてであります。昨年3月11日の東日本大震災から1年余りを経過いたしまして、被災地の報道が日々少なくなって被災地の声が小さくなっているのではないかなという感じがいたしますが、このことについては決して風化させることがあってはならない現在進行しております原発事故の問題、多くの避難者の問題等々、大変多くの問題が山積している、今後も我々一致して復興の支援を行っていかねばいけなくと強く感じている次第であります。その一方で、やはりこの東日本大震災から学ぶことも多々あったと考えております。現時点でやはりこの地域の防災をどう構築していくのか、こういった課題が横たわっているわけです。現時点でこの大震災を教訓として取り組まなければいけない市民の安心と安全の確保について市長の考え方を伺い申し上げます。

○議 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの柴田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

東日本大震災で被災に遭った宮古市の支援につきましては、友好都市ネットワークによる日本の「絆」スマイルプロジェクト in 宮古と題した被災者への炊き出し支援及びブステージイベントの開催、小中学校全校分の給食用として滝川産の新米とタマネギなどの提供、小中学校6校へ楽器購入費の支援を行いました。また、本年4月には社団法人滝川青年会議所が中心となり、滝川市との共催でスマイルミーティング2012と題し、滝川市の高校生と宮古市に行き、菜の花とコスモスの花壇をつくり、宮古市の憩いといやしの場を提供しました。こういった地元の方々や高校生同士の交流、対談することで震災や復興に対する思いを風化させることなく、息の長い支援活動を進めております。これらの支援に対して宮古市の子供たちから感謝の声が寄せられたり、宮古市長より私に直接感謝のお言葉をいただいたところであります。今回の東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模地震やその他の自然災害などから市民の生命と財産を守ることが行政として重要な使命でございます。こうした広域的な災害発生に対応するため、本年度名護市とは7月に、栃木市とは11月に応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等の応援業務を要請することができるように大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定を締結する予定でございます。

以上であります。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 今後とも被災地に対する復興支援、継続的な支援を議会も一緒にしっかりと進めていきたいと考えております。そしてまた、今市長からご答弁のあったやはり広域的な連携というのが求められていると。私も同感であります。ぜひともそういった友好親善都市間の相互協定の強化について、今後とも取り組んでいただきたいことを申し上げておきます。

◎2、国際協力

1、南スーダン派遣隊員家族への支援について

それでは、2つ目の国際協力についてお伺いをいたします。南スーダンに滝川駐屯地からの派遣が現在行われているところであります。これまで滝川市は、現地に派遣された自衛隊員に対する直接的な支援ということも行っていました。この南スーダンというところは気象も、そして現地の状況も極めて厳しい状況にあるということで、日々ご苦勞をされていることだと思っております。その一方で、やはり残された家族の身をしっかりと守っていくということも我々自治体の責務であるということを考えております。現地のことについて多くを述べることにはなりません、少なくともこの滝川市において残されたご家族が不安なくお暮らしをいただけるように駐屯地と協力、連携してさまざまな必要な支援体制を整える、この必要があると考えております。派遣の現状について、そしてまたご家族の支援の体制について、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 初めに、ただいま柴田議員ご指摘のとおり、南スーダンにおいて大変過酷な環境の中

で任務につかれています派遣隊員の皆様に心からの敬意を表させていただきたいと思っております。

さて、ご質問の滝川駐屯地からの派遣人数であります、5月31日に先発隊として4名、6月9日に第1派派遣として55名が出発しております。また、22日には第2派の派遣として29名、総勢89名の隊員が派遣されると伺っております。

次に、南スーダン派遣隊員の留守家族に対する行政としての支援についてであります、派遣隊員の皆さんは残られるご家族の生活などに不安を覚えながら任務につかれたのではないかと推察いたしております。また、留守を預かるご家族の皆さんにとって6カ月という派遣期間は大変長い期間であると思っております。このような中で、派遣隊員のご家族に対する不安軽減と留守を預かるご家族に安心して生活していただくための支援について検討していたところでございます。留守家族の皆様に対する直接の支援活動は、駐屯地がその体制を万全に整えておりますことから、市といたしましては日常生活や教育、保育、医療、介護などさまざまな相談、手続に対応する窓口を1階市民課内に設置して支援してまいりたいと思っております。設置につきましては、今月25日を予定しております。また、私は自衛隊協力会滝川隊区連合会会長という立場にもありますことから、駐屯地が行います留守家族への支援活動につきましても滝川自衛隊協力会、滝川自衛隊充実促進協議会など各団体と協力し、積極的に支援活動を行ってまいります。

以上であります。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 総勢89名という大変多くの方々が南スーダンに出向いて過酷な任務を果たしている。その一方、6カ月間という長い期間、留守家庭を守る家族の方の負担も相当多いと思っておりますので、ぜひともそういった状況をしっかりと支えるための市役所職員皆様のご支援を心よりお願いを申し上げます。

◎3、教育行政

1、滝川市教育推進計画について

それでは、次の質問に移ります。3点目、教育行政についてであります。先日、総務文教常任委員会に対して滝川市教育推進計画が示されました。本市における中長期にわたる大変重要な教育における基本理念、基本目標が示されております。本推進計画は、前田市長が掲げる日本一の教育都市づくりに欠かせない大変重要な計画だと私は考えております。この推進計画をしっかりと具現化していくためにも必要な市長のこの計画に対する支援が必要になってくると思っております。日本一の教育都市づくりに向けた市長の姿勢についてお尋ね申し上げます。

○議長 市長。

○市長 平成19年12月に改正されました教育基本法に基づきまして、平成24年3月に策定されました滝川市教育推進計画は、ご質問のとおり教育のまち滝川を誇りとしてさらなる進化、充実を図るものであります。新総合計画において滝川市で教育を受けさせたいと思われる環境づくりや世界で活躍する人材の育成を施策の方向として位置づけているほか、私の政策提言においてもあすを担う子供たちへの重点投資を掲げており、魅力ある滝川市の教育を実現するため教育環境の

整備のための施策に着実に実施していく所存であります。具体的には、平成24年度の市政執行方針で外国語指導助手の増員や各学校の特色ある取り組み支援、学校改築、大規模改修、教育支援センター整備とあわせた適応指導教室や体育館の配置などを盛り込み、順次教育推進計画を実行に移す段階に入っております。この計画の推進に当たり、限られた財源の中ではありますが、教育委員会とも連携し、ソフト面におけるマンパワーの活用及び教育環境の整備など、できることから具現化していき、教育のまち滝川の再生を目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 よくわかった次第ではありますが、ここで1つ、マンパワーの関係について再度お尋ねしたいと思っております。できれば教育長にお考えをお聞きしたいと思っておりますが、やはりこの推進計画、マンパワーの充実というのはまさしく的を射ているご答弁であったと思っております。具体的にこのマンパワーと言われるものは、どういった職種であり、どういった方々なのかということについて教育長のほうからご説明をいただきたいと思っております。

○議長 長 教育長。

○教育長 今ほど市長の答弁の中にもありましたソフト面におけるマンパワーの活用ということで、既にご承知のとおり小学校3年生、4年生への35人学級の導入あるいは学びサポーターの全校配置、そして市単独によりますスクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラーの配置、さらにはボランティアの方を中心としました地域支援本部事業での多くの方々の市民の方のご協力をいただいております。こういうすべての形、大きく言いますと数百名という規模の方が現在滝川市の教育に多くの形で、いろんな形でご支援をいただいております。今後あらゆる形でそういう方にご協力いただいきたいというふうに思っておりますし、学校現場のほうも多くの方々のご支援をまだまだ必要としているというふうに思っておりますので、しっかりその学校の要望にもこたえていきたいというふうに思っております。

◎発言の訂正について

○議長 長 それでは、ここで市長より発言の訂正がございますので、お願いいたします。

○市長 済みません。先ほどの柴田議員のご質問の中の南スーダン派遣隊員の総数でございますが、89名ではなくて88名ということでございましたので、ご訂正をさせていただきたいと思っております。申しわけございません。

○柴田議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 新政会の関藤です。本日は、滝川自衛隊の皆様にご傍聴いただきましてまことにありがとうございます。それでは、通告順に従いまして一般質問をさせていただきますので、よろしくごお願いいたします。

◎ 1、市長の基本姿勢

- 1、市民税1%事業について
- 2、観光大使白鵬関の任期について
- 3、副市長2名体制について
- 4、民間シンクタンク設置について

まず、1番目の市長の基本姿勢についてお伺いいたします。1番目として、市民税の1%事業についてお尋ねいたします。第1定の市政執行方針の中で市長は、未来へつなぐ市民税1%事業の助成を見直しし、その拡大に取り組むとされておりますが、その事業内容や助成基準等をどのように見直されていくのか、そのお考えをお伺いいたします。

○議長 長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 おはようございます。平成22年度に創設されました未来へつなぐ市民税1%事業の補助金でございますけれども、従前の制度と異なり、市民税や税金の使途を決め、市民が採択し、その成果を市民に報告するという形のこれまでにない住民自治の先駆けとなる制度として初年度、平成22年度には17件が採択をされたところでございます。また、23年度は応募15件のうち12件が採択となったところでございます。しかし、より多くの団体の皆さんに利用していただけるように今年度、24年度から対象事業の一部を見直したところでございます。見直しの部分につきましては、事業内容等により対象事業を3つに区分をいたしました。これは、区分を明確にすることで団体の皆さんがより申請をしやすくするために改正をしたところでございます。

まず、その3つの区分の1つ目でございますけれども、スタートアップ事業ということで新規または開始後3年以内の事業、これに対しまして5万円を限度に対象経費の全額を交付をするというもので、単位町内会の皆さんにも利用していただけるように対象を拡大をしてございます。また、2つ目としては地域・連合町内会のイベント事業ということで、これは15万円を限度として従前の要件に地域活性化のための短期間の地域や連合町内会のイベントというふうにして整理をいたしました。また、今の2つの事業以外を大きな事業というふうな取り扱いでございますけれども、テーマ・プロジェクト事業ということで50万円を上限とさせていただいたところでございます。3区分にすることによって、その対象事業を明確化し、より多くの団体の皆さんに未来へつなぐ市民税1%事業を利用していただきたいということで見直したところでございます。

まずは以上でございます。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 関藤議員の通告は、どのように見直されるのかお伺いしますというふうに書いているのですが、これからどう見直されるのかということを知っているという通告なのです。4月から既に見直された内容というのは、もう常任委員会等で報告もされていまして、広報でも周知されているので、質問内容がどのように見直されたのかを伺いますというのならわかるのですが、議事録がやはり事実と違うということになると思いますので、そのあたりはどうされますでしょうか。

○議長 長 今の清水議員からの議事進行でございますが、どのように見直されるのか伺いますと

ということでの今の答弁でございました。この後の再質問の中で関藤議員にゆだねたいというふうに思います。関藤議員。

○関藤議員 今の清水議員のご指摘のあったところにつきましては、見直されるのかというところを見直されたのかで構わないと思います。

続きまして、再質のほうに移らせていただきます。この事業につきましては、前田村市政のときに掲げられた事業内容かと思うのですが、前田市長におかれましてはこの事業についての継続についてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの関藤議員のご質問でございしますが、この事業の継続につきましては本年度の様子を見ながら次年度予算に向けていろいろと検討を進めてまいりたいと思っております。ただ、いろいろとお話は市民の皆さんからいろんなご意見は伺っておりますので、それを十分参考にして考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、続きましてこの市民税1%事業におきましては、事業内容として1%事業となっているわけですが、滝川市の個人市民税におきましては平成23年度、24年度では約15億円余りの個人事業税が、個人にかけられている税があるわけですが、1%事業として銘を打つのであれば、その事業費として1パーセントであれば約1,500万円という事業費となると思いますが、ここで事業費を500万円としての事業費計上をされているのはなぜなのかお伺いいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問のとおり、個人市民税の1パーセントということであれば約1,500万円ということになりますけれども、市民税1%事業は先ほども申し上げましたように従前の事業でありましたコミュニティ推進事業及び市民力推進プロジェクト事業というものがございまして、それを統合して平成22年度から発足した事業でございまして、これまでの補助制度と考え方を異にする中で創設いたしましたものでございまして。

なお、平成21年度のコミュニティ推進事業は、主に盆踊りなどのイベント事業に対して町内会に助成をしておりますけれども、約100万円を予算化をした経緯がございまして。また、市民力推進プロジェクトにつきましては200万円を予算化をし、4団体に対して助成を行ったという経緯がございまして、2つの事業を合わせて21年度の当時は300万円を予算化をし、事業を推進してまいったところでございまして。このような実績を踏まえた中で、1%事業につきましては新規の事業を見込んで500万円ということでの予算計上をしたところでございまして。なお、平成22年度においては16件、347万3,000円、また平成23年度においては12件、219万5,000円の補助実績となっていると。このようなことの実績をもとにして予算化をしてあるところでございまして。

以上でございまして。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 この1%事業、市民が参加しながら進められる市民参加型の事業の内容ではないかと思っておりますので、ぜひ活用をしていただきたいと思います。

続きまして、2番目、観光大使白鵬関の任期についてお伺いたします。今年度において、いよいよ3年間の任期を終える観光大使白鵬関ですが、3年間における費用対効果についてはどのような分析をされているのかお伺いたします。また、この事業の継続についてのお考えをお伺いたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 菜の花まつりが始まりました6月2日、3日に5回目になりますけれども、横綱白鵬関に滝川市に来ていただきました。本年は3年目となりまして、昨年度から販売を開始した縁起米、横綱白鵬米及び地場産品の販路拡大、菜の花まつりなどの観光PRに重点を置きまして取り組んでいるところでございます。費用対効果につきましてでございますけれども、横綱の知名度、情報発信力を活用しましたPR効果が主なものと考えております。横綱の来滝に合わせまして多くの報道関係者が滝川に来ております。平成22年度6月には23社46人、10月には23社36人、平成23年度6月に17社31人、10月には13社17人、今回につきましては20社27人の取材陣が訪れまして、知事公館での知事表敬訪問、札幌駅前通地下歩行空間での菜の花まつりキャンペーン、白鵬米の田植えや菜の花まつりの視察など全国に滝川市が紹介されているところでございます。このPR効果につきまして、日本広告業協会の広告料金表をもとに算出いたしました。平成22年度で新聞掲載約4,000万円、テレビ放映で6,000万円の合計約1億円、23年度で新聞掲載約4,300万円、テレビ放映で3,200万円の合計約7,500万円、24年、ことしですけれども、6月で新聞掲載約1,500万円、テレビ放映で約1,900万円の合計3,400万円と同等の効果があつたと考えております。また、平成22年度は観光大使就任記念市民交流イベント、祝賀ディナー、収穫祭、23年度は歓迎市民パーティー、白鵬米発売収穫祭が行われ、市内外から多くのお客様が訪れております。また、特産品ブースの設置による経済効果もあつたと考えております。今回につきましては、札幌から親子12組25人が横綱との白鵬米田植えツアーに訪れましたほか、横綱による菜の花まつりの視察やPRも今回の菜の花まつりの集客増につながつたと思われ、これも効果があつたと考えております。

横綱には、秋の稲刈り、収穫時期に合わせた観光物産展でのPR活動にご協力いただく予定でございますが、観光大使の任期は3年で終了となります。来年度以降につきましては、白鵬プロジェクト実行委員会でまだ協議しておりませんので、現段階では整理できておりませんが、何らかの形で滝川市とのつながりを継続させてもらえないか、また来滝事業等についてもこれまでのように春、秋2回という頻度ではなくて記録達成の節目などに来ていただき、市民交流事業をできるような方向で調整したいというふうに考えております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 この観光大使白鵬関のプロジェクトについては、簡単に今テレビ等々の費用対効果ということで数字で述べていただきましたが、漠然とこれはPRということで費用対効果はというとなかなか数字であらわすのも難しいのかなど。そういった中で、例えば滝川市民はこの白鵬関の観

光大使として招くということに対して、いろいろなところで聞きますと市民の中には当然相撲ファンの方はこのプロジェクトは推進してほしいという意見もあれば、また果たしてこれに対して費用対効果はどうかという疑問視をする声があるのも事実であります。そういった中で、白鵬関が滝川にこの3年間の間に何度か来滝しているわけですが、そのときに滝川市民に対してこのプロジェクトの継続だとか、この内容についてという市民アンケートとかいうものは調査の中でされたことはあるのか、その点だけお伺いいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今市民交流というお話がございましたけれども、この3年間の間でも1年目につきましては就任の祝賀ディナーでありますとか、その前段には生涯学習振興会と共催をいたしましたトークステージ、その後の文化公園での市民交流イベント、あるいは翌年には花月保育所あるいは花月児童館、こういったところを訪問して子供たちとの交流も行い、またさらには老人保健施設ナイスクエアすずかけを慰問訪問したり、そういった形で市民交流会を設けております。その際の市民アンケートということでございますが、特に市民アンケートはとっておりませんが、それぞれの市民との交流の中で拝見いたしますと、やはり市民の皆さんも横綱が来滝することによって、このまちに自信と誇りを持っていただいているのではないかなど、醸成されているのではないかなどという印象は持っております。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、続きまして2番目の平成24年度に予算計上されている……今年度ですね。横綱白鵬関プロジェクト事業助成金580万円と自治体職員協力交流事業費463万円というのが計上されておりますが、この内訳についてご説明をお願いいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 平成24年度の横綱白鵬関プロジェクト事業補助金につきましては、白鵬プロジェクト実行委員会へ補助金を交付し、実行委員会において事業を実施しているところでございます。その580万円の内訳でございますけれども、2回にわたる来滝に伴う横綱への報償費、これが約189万円、横綱ほか宮城野部屋関係者の旅費、これが119万円、秋に予定しております観光物産PR費用、これが140万円、観光PRポスターイベント用チラシなどの印刷費で59万円、その他消耗品費で73万円という内訳でございます。

また、自治体職員協力交流事業費463万円の内訳でございますけれども、まず研修員への研修日当並びに受け入れ農家等への報償費として144万円、ウランバートルから当市までの渡航費、視察旅行等の旅費としまして124万円、作業着等研修に必要な消耗品購入費、借り上げ車の燃料代等需用費として31万円、研修員の海外旅行保険費用等、借り上げ住居退室後のクリーニング代等役務費といたしまして29万円、それと家賃、借り上げ車など使用料及び賃借料として96万円、全国市町村文化研修所での日本語研修受講費用として39万円というふうになっております。また、この自治体職員協力交流事業費463万円につきましては特別交付税により全額措置されております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 1点だけ。この白鵬関のプロジェクトについては、継続についての検討というのはこれからということで、実際職員の協力交流事業につきましては、多分平成23年度からの3カ年計画かなとは思いますが、今は交付税措置がすべてされているということですが、これも今後協力交流事業というのは途中ですぼんと切れてしまうというのもこれまたおかしな話で、今後の継続についてのお考えだけ、この点だけお伺いいたします。

○議 長 総務部参事。

○総務部参事 ただいまのご質問ですけれども、自治体職員協力交流事業、先ほどおっしゃった3カ年計画、23、24、25を予定してございます。これは、横綱がモンゴルに農業振興ということで始めた事業でございます。それに対して、今年度から自治体国際協力促進事業ということで、そのフォローアップで滝川から農業関係者、行政マン、企画を合わせて3人が先日モンゴルに農業指導に行っております。ただ、これが3年以降続くかどうかという部分については1年、2年、3年やってみて、その効果を見計らって今後検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。十分調査、検討をされて進めていただきたいと思います。

続きまして、3番目の副市長2名体制になってからについてのお考えをお伺いいたします。市長にお伺いいたします。市長の政策提言の中にあります執行体制、2名体制になって執行体制は整うという趣旨のことが述べられておりましたが、整ったと思われるか、お考えをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまのご質問でございますけれども、滝川市の目指す都市像でございます世界に誇れる国際田園都市の実現に向けまして、私が市長就任後その第一歩として機構改革を行い、国際課、農政部を設置いたしました。また、執行体制を強化するために副市長の公募を行い、本年4月から副市長を2名体制としたところでございます。今後も必要に応じて組織機構の見直しなどを行いながら、政策実現に向けて職員一丸となりまして執行体制の整うように進んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 まだ2カ月少々しかたっておりませんので、今後しっかり頑張ってやっていただきたいと思っております。

続きまして、新副市長にお伺いしたいと思います。民間企業と行政業務とでは業務執行に大きな違いがあると思われまして、どのように感じられておられるか。この2カ月間の間でどのように感じられたかお伺いいたします。

○議 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 民間企業と行政業務との違いについてとご質問をいただきました。全体でのことで申し上げますと、自治体には減価償却という考え方がないということが民間企業と大きく違うところだと感じております。次に、私が直接管掌いたします経済分野におきましては、商社におきま

た者といたしましてはさほど大きな違いを感じておりません。と申しますのは、みずからが生産手段を所有せず、生産者を支援して市場のニーズと結びつけるという点では共通しているものと思います。その意味では、市の仕事も情報が重要であると、情報が勝負であるということも同じではないかと思えます。1つ違いがあるといたしますと、それは商社には自分で投資をしてプレーヤーになるというための資金がございしますが、市にはそういった資金はない、あるいは極めて限られているということが言えるのではないかと思います。この点の違いは知恵と工夫、時間と努力で補って成果を上げたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 ご答弁ありがとうございました。多分今のご答弁の中で最後に述べられたことが私も非常に感銘するところで、やはり自己責任ということと、民間のですね。また、行政の全体責任という意味において多分大きな違いを感じられたのではないかなと思います。

続きまして、3つ目に新副市長は地域経済活性化のため豊富な経験と人脈を生かし、また企業誘致等に取り組んでいただくことということを前提に、また民間感覚での市役所改革を進めていただくことを使命として公募に募集され、またきょうこの席でご答弁いただいているわけですが、今後の見通しについてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 まず、地域経済の活性化につきまして申し上げます。着任以来、東京に2回、札幌に3回出張させていただきました。延べ33の企業、団体を訪問いたしまして、その結果を経て6月に1社の滝川訪問がございまして、7月には2ないし3社の来滝が予定されております。これらの訪問、面談を通しまして感じておりますところを申し上げることで見通しをというご質問へのお答えとさせていただきますと思います。

初めに、企業誘致につきましてでございます。率直に申し上げて、現下の経済情勢下におきましては千歳、札幌地区を通り越してストレートに新たな企業を誘致することは大変難しいと感じております。むしろ苦戦している既存の企業、地場の企業を支援して生産、雇用増につなげてもらうことが優先課題ではないかと考えております。したがって、経済活性化の方向としては既存の事業者による新たな商品の開発あるいは既にあります商品の競争力を高めて全国に出られるようにするといった内発型の活性化に注力したいと考えております。それによりまして、市という一つの企業体の売り上げと雇用をふやす、そのことにつなげていきたいと考えております。そのために道内外の流通との接点を広げていく取り組みに具体的に着手しております。また、企業誘致につきましても決してあきらめるといふことではございません。道外の企業から滝川の企業への委託生産を呼び込むこと、あるいは滝川の食材を使っただいて道外の企業に製品をつくらせていただくこと、そうしたことを通して次の誘致のステップにつなげていくような工夫が必要であると考えております。

次に、市役所改革につきましてでございます。2つ感じているところを申し上げます。1つは、市役所の職員の皆さんの仕事ぶりを拝見してございまして、とてもモラル、やる気が高いと感じて

おります。ただ、民間企業と比較しましてあえて物足りないところを申し上げさせていただくとしますと情報、特に人を通して得られる生きた情報に対してもっと積極的、貪欲であっていいのではないかなと、そのように感じております。この点は、私自身が率先して動くことで職員の皆さんの気持ちを少しでも変えることができたらと考えております。もう一つは、事業の継続性、特に施設を所有、運用する事業の継続性を担保する仕組みづくりに民間企業の考え方を紹介したいと思っております。民間企業が行う事業は、継続性と成長性が常に問われます。その考え方は、これからの自治体の仕事にも求められるのではないかと、そのように考えております。

以上をもちまして、私のお答えとさせていただきますと思います。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 ご答弁ありがとうございました。新副市長におかれましては、我々滝川市議会、そして滝川市民も大いに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、民間のシンクタンク設置という考えについて、民間シンクタンクの設置状況についてお伺いいたします。

○議長 長 総務部参事。

○総務部参事 民間シンクタンクについてご答弁させていただきます。

平成24年度市政執行方針においては、市外の学識経験者や市内の若手経営者などの地元有志などをメンバーとして市内外の知恵とネットワークを構築し、滝川市の応援団としてさまざまな課題の解決に取り組むこととなっております。活動内容としましては、1つ目として総合計画や市政の諸問題について専門的な視点からさまざまな情報や知恵を市に提供すること、さらに2つ目として滝川を応援する自主事業を実施していただくことを想定してございます。この2点の成果が期待されているところでございます。地域活性化のために多様なネットワークを活用し、最小限の経費で最大限の効果を発揮していただきたいと考えてございます。現在民間シンクタンクの立ち上げに向けて構成メンバー等の調整が行われており、7月ごろを目標に法人化の準備が進められておりますが、設立後には職員向けの研修会開催などを予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁で7月ごろをめどにということですので、組織形態ができましたらぜひご報告いただきたいなと思います。

◎2、経済対策

- 1、企業誘致について
- 2、定住自立圏構想について
- 3、広域観光について

続きまして、大きな2番目の経済対策についてお伺いいたします。企業誘致等についてお伺いいたします。昨年度の議会でも申し上げましたが、企業誘致支援策として滝川市では企業ニーズを踏まえた優遇支援策の検討をされるとされておりますが、具体的にどのような支援策を考えているのか

お伺いいたします。

○議長 長 経済部次長。

○経済部次長 これまでもお答えしてまいりましたが、企業誘致支援策に関しましては企業ニーズがさまざまある中で、すべてのケースに対応できる画一的な優遇制度を準備することは難しいと考えております。しかしながら、設備投資や雇用に対する助成、固定資産税の課税免除など既存の支援制度に加え、議会の皆様ともご相談しながら進出企業のニーズに合わせて柔軟な支援策を検討していくこととしております。現在鈴木副市長を筆頭に新たな企業誘致体制のもと、企業情報の収集や地域資源を生かした企業提案を各方面にさせていただいております。こうした活動の中から企業進出や事業拡大のニーズについて把握をし、誘致企業ばかりではなく地場企業に対してもきめ細かなサポート、有効な支援策について講じてまいりたいと考えてございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 この企業誘致ということについては、日本全国の各自治体が目の色を変えて企業誘致に取り組んでいるという実態がございます。そういった中で、先般この企業誘致に対する優遇措置ということで隣の深川市さんが大胆な企業誘致支援策を発表されております。それは、ここに4項目ほど支援策、大きなのが書かれておりますが、理事者の皆様方はこれはご承知していると思えますけれども、滝川市も従来の優遇措置だけではなく少し思い切った、一歩前に踏み込んだ支援策等々を検討していただきたいなと思っておりますので、これはご答弁というよりもご意見として述べさせていただきます。

続きまして、2番目に定住自立圏構想というのがございます。滝川市においてもこの定住自立圏構想について調査、検討を進めていくとされております。全国の自治体におきましてもこの定住自立圏構想で中心宣言をしている市が幾つかございますし、また北海道においても9市か10市だったと思いますが、この定住自立圏に手を挙げております。滝川市としては、この調査、検討というのがどこまで進んでおられるのかお伺いいたします。

○議長 長 総括理事。

○総括理事 定住自立圏についてのご質問でございますが、関藤議員ご承知のように定住自立圏構想は中心市と周辺自治体との協定により役割分担をし、大都市圏への人口流出を食い止め、地域の活性化や地域住民の暮らしを守る取り組みであり、そのことについて国からの支援があると、財政支援があるという制度でございます。中空知圏域の中で単独で中心市の要件を満たすのは滝川市のみでございますが、これまでの広域事務の取りまとめの経過等を踏まえまして、広域的な観点の検討が必要だということを判断をいたしまして、5月の28日に開催をされました中空知広域市町村圏組合、5市5町の市町長、首長会議で一部事務組合等の統合再編の検討とあわせまして定住自立圏の調査、検討を進めることを提案をし、合意が得られたところであります。このことは、これまでにない画期的なことであるというふうにも考えております。現在広域圏事務局を中心に十勝、上川北部地域など定住自立圏の先進地調査を行っておりまして、今後調査結果を取りまとめた上で中空知の企画担当課長による勉強会を立ち上げたいと。その勉強会には、北海道から地域主権担当者の参画も得て今後研究を高めていきたいと考えております。あわせまして、7月下旬には北海道が主

催する定住自立圏を含む地域主権セミナー、これが滝川市内で開催をされるということになっております。北海道の顧問を務めておられます増田元総務大臣の講演も予定されております。今後も北海道と連携をとり、十分な情報や協力を得ながら調査を進め、圏域のさまざまな課題解決に向けて精力的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 この定住自立圏構想は全国、また北海道においても各市町村で進んでおるように思います。そこで、1点だけ伺いますというか、教えていただきたい内容になるのですが、この定住自立圏構想には合併1市圏域型と複眼型中心市という2通りの考え方があるようでございます。これについて、滝川市がどの形ということではなくて、これは今ご答弁いただきました広域圏、5市5町でさらなる検討等々を進め、調査等を進めていくかと思いますが、私も読んでその形というのはわかるのですが、合併1市圏域型と複眼型中心市においてはメリット、デメリットのようなものがあるのかどうなのか。複眼型でいえば北海道では名寄市と士別市さんが進められているかと思うのですが、このメリット、デメリットというものはあるのか、その点だけ伺いいたします。

○議 長 総括理事。

○総括理事 ただいまの再質問でございますけれども、合併1市圏域型と複眼型というよりは1市単独型と複眼型と、この違いについて、調査を始めたばかりで詳細な検討は実はまだしてございません。一般論でお答えを申し上げたいと思います。単独の場合の特徴として考えられるのは、やはり中心市としての手続、これが比較的短期間に進むと。これが例えば複眼型ですと2市になりますので、当然意思決定に時間がかかるというふうと考えられます。さらに、財源措置でございますけれども、中心市が4,000万円という基準額でございます。これが1市のみはもちろん4,000万円でございますけれども、これが複眼型でありますと人口案分ということになります。一方、複眼型の特徴といたしましては、考えられますのは協定項目の広がり期待できるというふうに考えます。協定項目がふえれば、構成というか協定する市町村の数、さらに面積、人口、こういうものが実は中心市の4,000万円に対してさらに加算があるわけでございますけれども、そういうことも見込まれるということでございます。

先ほどご質問の中にありました道内唯一の複眼型の名寄、士別の関係でございますけれども、上川北部、これを中心といたしますけれども、宗谷管内、網走管内、これは4つの町村、そこも実は協定を結んでおまして、2市トータルで6,400万円の特別交付税措置ということでございます。これを人口案分しているという状況でございます。いずれにいたしましても、滝川市だけのことを考えるのではなくて、将来にわたって圏域にとってより有益となる手法、これが検討をすることが必要だと考えております。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 ありがとうございます。

続きまして、2つ目ですが、これは今1番目でご質問させていただきました定住自立圏構想中心

宣言をした市に与えられたといえますか、市ができるプログラムということで今年度総務省のほうから発表されている内容ですが、滝川市ではこの若手企業人地域交流プログラムというプログラムがございます。これについてのお考えをお伺いいたします。

○議長 総務部参事。

○総務部参事 今のご答弁をさせていただきます。

今関藤議員さんのおっしゃるとおり、今年度総務省が実施している施策でございます。今年度につきましては、青森県の八戸や長野県の飯田市などでその事業に取り組まれているようでございます。この事業につきましては、大都市圏の企業に勤務する若手企業人が一定の期間地方自治体に派遣され、地方独自の魅力や価値の向上につながる業務に携わり、地方の元気づくりを推進することをねらった事業でございます。具体的には、若手企業人を受け入れる自治体の財政負担を地方財政措置が講じられるものですが、受け入れ市町村としての要件は先ほどおっしゃっていた中心市宣言済みの市及び当該市と定住自立圏形成協定を締結している市町村となっております。今後具体的な協定内容や広域連携、これから中空知広域圏で協議されていくということなのですが、その中で本市においてもこの事業を活用できるかどうか検討してまいりたいと考えてございます。その際には、関藤議員さんにもいろいろご指導いただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 ありがとうございます。私もこのプログラムを目にしたのは、ことしに入って春先だったかなと思うのですが、総務省のほうのネットで見させていただきまして、なかなかユニークなプログラムの一つだなという感じを受けております。ぜひ検討をされて、今後中心宣言されたときには検討材料にさせていただきたいと思っております。

続きまして、3番目、広域観光についてお伺いいたします。市長は、前々から外国人ツアーの受け入れ、アジア圏の観光ツアーの受け入れということを述べておりますが、アジア圏の外国人観光ツアー誘致等については具体的にどのように進んでおられるのかお伺いいたします。

○議長 経済部長。

○経済部長 滝川や周辺市町には、世界に誇れる観光資源がたくさんありまして、これらを活用したアジア圏の外国人向け観光ツアーについては昨年11月に旅行エージェントを対象としたモデルツアーを実施したところです。本年度につきましては、緊急雇用創出推進事業を活用いたしまして滝川地域における観光資源の発掘、広域連携の構築及びモデルルートの企画立案、多言語対応観光パンフレットの作成を盛り込んだ国際観光推進事業を観光協会のほうに委託しているところでございます。既に観光協会のほうでは、東アジア地域への情報発信並びに滝川市を拠点といたします広域観光ルートを具体化させるために動いております。香港からの訪日サイクリングツアー、滝川にも宿泊する形で7月と9月に実施をする予定でございます。また、10月にもこれと同じようなツアーを受け入れる計画を現在進めているところでございます。さらに、国際交流協会、スカイスポーツ振興協会と連携をいたしまして滝川の観光資源を組み合わせたツアーを旅行エージェントとともに企画をいたしまして、現在中国広東省内でツアー参加者の募集を行っているところでございま

す。また、旅行エージェントを通じた台湾の旅行雑誌の取材なども積極的に受け入れているところでございます。ことしの菜の花まつりにもバスツアーによりますアジア圏からの観光客の来訪が見られておりましたが、これらの観光客をより一層滝川市に取り込めるように引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 前日も述べさせていただきましたが、やはり観光ツアーを受け入れるということにつきましては、滝川市が単独でということはなかなか難しい計画なのだろうなとは思いますが、広域でいろいろな他市町村とタッグを組んでツアーの受け入れというのを計画していかなければならないのかなと思うのですが、そこで1点、私個人的に政務調査費などを使わせていただきまして去年の夏あたりから旭川、東川、美瑛町さんのほうに出向いていきまして、旭川市さんもやはり旭山動物園、年間200万人の入りがあったのが200万人を割り込んで今は180万人ぐらいの入りになっていると。また、旭川空港におきましては中国人の観光客はおり立つのだけれども、どうしても旭川にステイをしていただけないでそのまま富良野等々を回って札幌、千歳のほうに行ってしまうと。それを何とか食いとめたいというようなお話をいただきまして、ぜひ旭川管内、上川管内と空知が一緒になって、ここで1つのツアーを組むことができないのかというような提案を私は向こうの市町村の方々にさせていただいた経緯がございます。そういったところ、向こうのほうではそういったことは十分に検討できるということでご回答をいただいておりますが、滝川市さんはもし上川管内の他市町村から一緒にこういう観光ツアーの企画を立ててみないかというお話があったときに、お話のテーブルにのって検討されるというお考えはあるのかお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 ただいまの関藤議員の再質問でございますけれども、私も以前からそのお話は十分伺っておりますし、私自身もそのように考えております。そういう意味では、先般も旭川市さんの副市長さん等とお話をしましたし、例えば沼田町の町長さんともお話をさせていただく等々、また今旭川空港が非常にこれから中国関係のLCCを誘致したいというふうなお話もございますので、空の駅等をつくりたいという構想もお聞きしております。それらに参加をしていただけないかというお話もいただいております、今後それも検討してまいりたいというふうに私自身考えております。これから市役所内部で検討させていただきたいと思っておりますが、それらを含めて空知とか上川とかに限らず、広域的にお互いに連携をしながら北海道の観光の中心となっていく、そのような地域をつくるべく努力したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 よろしくお伺いいたします。

◎3、教育行政

- 1、武道の必修化について
- 2、滝川西高について

続きまして、大きな3番目、教育行政についてお伺いいたします。前回の議会でも数多くの議員から質疑がございました武道の必修化についてお伺いいたします。これは1番、2番、同じような内容ですので、2つあわせてお伺いしたいと思います。2学期からいよいよ武道必修化授業が始まると思いますが、文部科学省はこの必修化に向けて平成20年度からだったかと思いますが、各自治体の教育委員会にその武道必修化についての周知を始められたのだと思います。教育委員会では、このような周知を受けた後、武道必修化に向けて今までに保護者に対してはこの武道が必修化されることに対してのお考えのようなもののアンケート調査等々を行ったのかお伺いいたします。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

現在の学習指導要領は平成20年3月に告示され、21年度から移行措置として一部先行実施され、中学校においては本年、平成24年度より完全実施されております。その間、各学校では種目を選定し、学習内容等の教育課程の編成を行ってきました。教育委員会としては、各学校と連携し、スポーツマット等の武道実施に対する条件整備を行ってきております。ご質問の保護者への説明につきましては、各学校において3月行われました新入生の一入入学保護者の懇談会、それから4月に行われました保護者懇談会、PTA総会において武道が行われる目的や取り込まれる種目、時期、時間数、安全対策、就学援助制度等についての説明がされました。一部保護者からは、新聞報道を見ての安全面に対する不安の声がありましたが、実施に当たっては指導体制を整え、受け身等の基礎的な技能の向上に努めるとともに、技能が向上しない場合は次の段階に進まないなど等の安全対策を徹底することをお伝えしております。また、柔道着の購入についてのご質問もありましたが、個人負担にはなりますが、安全面や衛生面を考え、個々の体格に合った柔道着とするため個人持ちとしたいとする学校の考え方を説明しております。それから、先ほどございましたアンケート等の実施につきましては特別実施してございません。

以上でございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 この武道の必修化については、賛否がまだまだ分かれているところではないかと思うのですが、私はこれに大反対をしているわけではなくて、やるのであればしっかりした形でやっていただきたいという私個人の考えがございます。わずか10時間の中でどのような指導ができるのかというのは、ちょっと疑問視するところではありますけれども、それでは2番目にこの武道の必修化が始まったときに生徒がこの武道授業というものに対して参加を拒否した場合、また学校はそのときその生徒、保護者に対してはどのような対応をされるのか。また、滝川市としてこの武道授業を受け入れないということを表明した場合、そういう判断はできないのかお伺いいたします。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

学校は、公の教育機関でありますので、全国的に一定の教育水準を確保する観点から学習指導要領により各教科等の目標や内容が定められております。各学校では、この学習指導要領や児童生徒、地域の実態により教育課程を編成しますが、学習指導要領はだれもが身につけなければならない最

低基準として示されておりますので、参加を拒否することはできません。しかし、健康的な理由等により学習することが困難な場合につきましては、それぞれ個別に判断することとなります。

ご質問の滝川市として武道の授業を取り入れないとの判断ができるかということにつきましては、学習指導要領で必修となっているため実施いたします。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 2点ほどお伺いします。

この武道の必修化につきまして、生徒は参加しなければならない、何らかの理由がない限り。参加できないという保護者がもしいたとすれば、多分今言われたように身体的な問題があるか、または宗教的な問題があったり、そういった場合には参加を拒否することができるというのが文部科学省の見解でございます。これは、私が先般文部科学省のほうに直接お電話させていただきまして、対応はどうかというお伺いをしております。もう一度お伺いいたします。個人的に授業を拒否された場合、その対応、学校は生徒に対してどういった対応をするのか。授業評価もあるでしょうし、いろいろな評価の面等々もあわせてどういった個別指導をされていくのか。

また、学校単位、教育委員会単位でこの武道の必修化を拒否することはないということですが、私が聞いたのは拒否できないのかということなのです。参加するのではなくて、拒否する権利はないのかということをお伺いしたのです。もう一度お願いします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

まず、参加を拒否した場合につきましては、やはり個別に対応することになりますので、いかなる理由があるかにつきましては保護者と本人と、それから学校側で具体的な項目についての話し合いが必要かなというふうに考えております。その中で、学校側としてはやはり学習指導要領に示された内容ということがございますので、できるだけ参加を求めるという形になろうかなと。粘り強く説得をする形をとらざるを得ないというふうに考えております。

それから、滝川市として取り入れないという判断はできないかということでございますが、先ほど答弁いたしましたように公的な教育機関ということでございますので、取り入れないという判断はできないというふうに考えております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 実は、私はこの件につきましては、じきじきに文部科学省に電話して担当所管の方にいろいろ聞きました。その結果、文部科学省の判断は個人的に何らかの理由で武道必修化の授業に参加できない場合は、その授業の内容に対してレポート等を提出させるようにさせてほしいと。しかしながら、その判断は教育委員会にゆだねるということでございます。

また、教育委員会単位で参加を拒否できないのかと。実は、できないという回答はいただいておりません。できないというのではなくて、文部科学省の見解は想定していないという回答でございます。ですから、私もちょっとここら辺のことはわかりませんが、とにかく私は武道必修化について大反対しているわけではございませんので、ぜひ前回の質疑にもございましたように安全面に

は十分配慮されまして実施されていっていただきたいと思います。

それでは、最後の質疑になります。滝川西高等学校の教育についてお伺いいたします。中高一貫校の構想を踏まえた上で、今後の滝川西高の教育方針についてどのように考えられているのか、お考えをお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 ご質問の滝川西高は、普通科と商業科の併置校でありまして、進学、就職に向けてさまざまな学力向上等に対する取り組みをしております。特に平成19年度から21年度までの3カ年間は、文部科学省の緊急開発指定校となりましたスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール、セルハイというふうには呼んでいますが、少人数授業あるいはオールイングリッシュ授業を展開し、英語活動に重点を置いて取り組んでまいりました。また、今年度新たに文部科学省の英語力を強化する指導改善の取り組み事業の道内7校の拠点校の一つに指定を受けて、さらに英語教育に力を入れて進めてきているところでもあります。商業教育につきましても例年多くの生徒が簿記会計や情報処理などの分野で高度な資格を取得するなどの成果を上げております。また、国公立大へ6年連続2けたの合格者を出すなど、大学あるいは高等看護学校等への進学実績も年々向上するとともに、厳しい求人状況の中でも着実に就職実績を上げるなどもしております。また、部活の加入率も全道有数な大規模の高校であるメリットを生かしまして部活加入率は約85パーセント、体育系、文化系を問わず全道大会、そして全道大会にも出場する成果を上げております。これらは、普通科と商業科の併置校の特徴を最大限生かしている結果のあらわれであるというふうに思っておりますことから、現状の西高のあり方という部分については慎重な判断をする必要があるというふうに思っております。ただ、いかんせん北学区内全体の中学校卒業生の減少という事実にあるのは事実でありますので、今後のあり方につきましては教育委員会の内部に検討委員会を設置をいたしまして義務教育との連携、あるいは学科配置、あるいはハード整備、そして間口の問題等々、将来的なあり方の検討をしていく中で今年度中には将来構想案をまとめていきたいというふうに思っているところでございます。

済みません。全道大会と2回言ってしまったようで、全道大会や全国大会に訂正させていただきます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 今後その構想案を考えていくということでございますけれども、実は先般1カ月ほど前から滝川高校の教頭先生が私のところに来ておりまして、多分教育委員会さんにもご案内を差し上げたいということだったのですが、滝川高校さんも学力という面におきましては、滝川高校ご卒業の理事者の皆さんはたくさんおられると思いますけれども、学力の差が余りにも大きいということで、今回釧路のほうから来られた副校長先生、目谷先生という方がおられるのですが、滝川高校を見て改革を始めるということで宣言をしていきました。というのは、本当に北空知の進学校なのか、ここはということで徹底的な進学校一本に変えるというプロジェクトを立ち上げるそうでございます。そういった観点からも学力ということで、皆さんもご存じのように毎年30名から35名が滝川から中学校卒業時に流出していくわけです。そういったものも歯どめをかけたいという思い

もあるのかと思うのですが、今ご答弁をいただきましたように滝川西高校も一つの何らかのビジョン、カラーというのを打ち出す必要があるのだろうなど。生徒減にあわせて進めていかなければならないと思うのですが、今ご答弁の中で今年度中にそういった構想案をつくるということですが、いつごろできるのか、その点だけお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 設置は今月中にも設置をしたいということで進めておりますが、その検討の項目の中でまず新年度の予算に影響するようなものがあるのかないのかというようなもの、あるいは長期的な展望の中でどういう財政措置をしていくのかというようなことをまた検討しなければならない課題だというふうに思っておりますので、今のところのめどという部分については年度内ということでの考えでございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

小野議員の発言を許します。小野議員。

○小野議員 それでは、議長の許可を得ましたので、発言させていただきます。新政会の小野保之でございます。関藤議員からもありましたが、陸上自衛隊の滝川駐屯地の三十有余名の皆様が傍聴をしていただきました。ありがとうございます。昨年的一般質問は、新人で1番目ということで緊張もあり、要領も得ず、また質問内容も意思どおりできず、心残りでした。議員として2年目になり、理事者の側もこのように見えるようになりましたので、議会等々についても理解できました。市長も2年目の市政運営、そして鈴木副市長も就任されて民間感覚を取り入れた行政運営、そして滝川市総合計画がスタートする大事な1年になります。私自身も民間で40年働いた経験を生かして自分なりに市政執行方針の中にもありますが、汗をかきながら知恵を出して協力できることは進んで協力し、トップリーダーの市長ともども皆さんと市の発展のために頑張りたいと思います。今回の2定においては3件8項目の質問をさせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

◎1、市民生活

1、防災対策について

2、泉町福祉会館の老朽化対策について

1つ目ですが、市民生活ということで防災対策についてお伺いいたします。災害に強いまちづくり事業で、災害備蓄費として23年度68万円、24年度55万円と予算化されていますが、備蓄品等の内訳はどうなっているのか、またこの予算で十分対応できるのかどうかを考えているのかお伺いいたします。

○議 長 小野議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 災害用の備蓄につきましては、東日本大震災時にご提供いただいた支援物資を含めまして毛布約3,000枚、寝袋約1,000個、ブランケット約500枚、タオルケット約150枚、バスタオル約700枚、タオル6,000枚、その他ミネラルウォーター2万3,000本が

既に災害備蓄として備蓄されております。これらの備蓄を補うためにクラッカーなどの食料品あるいは日用品、衣料品、紙おむつなどの生活必需品、そして資機材を購入するものでありまして、予算内であり余るほど十分とはとても言えませんが、対応できるというふうを考えておりますし、計画的に備蓄を進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 2つ目にいきます。飲料水等の備蓄関係でございますが、協定締結はされていると思っておりますが、広報の連絡体制や要援護対策、障がい者や高齢者の受け入れを含めて自治体間の締結はどうなっているのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問ですけれども、北海道との自治体協力については災害が発生した場合、災害対策基本法によりまして北海道に応援を求め、そしてまたは応急措置の実施を要請できるようになっています。北海道は情報、医療、食料、生活物資など各分野において災害に対応できるよう45の企業、団体と防災協定を結んでおりまして、これらの協定について市町村においても提供を受けられることになっております。市町村間における協力体制なのですが、同じく災害対策基本法によりほかの市町村に応援を求めることができるようになっておりますし、中空知広域圏の自治体間にあつては連絡会議を開催して災害時の相互応援を行うことになっております。しかしながら、議員さんがおっしゃるとおり、より明確化して市民の皆さんがより安心感を享受できるようにということで協定の締結に向けて中空知広域市町村圏組合と今後の協議を進めてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 3つ目にいきます。水防訓練が防災関係機関の参加のもと30日に行われますが、現在のラウネ川が例えばゲリラ豪雨や長雨によってははんらんした場合、泉町、扇町の低地の住宅が400戸程度あります。洪水などにより被害に陥る可能性があります。はんらんした水の排水は451号線の石狩川橋にかかるサイクリング道路のトンネルとわずかな水路があるだけなのですが、今後講じる対策は検討されているかどうかを伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ラウネ川のはんらんにより泉町、扇町地区の浸水対策についてのご質問でございますが、ご存じのように通常ラウネ川の水は池の前の樋門から石狩川に放流されております。石狩川の水位が上がり、ラウネ川に逆流するときには樋門を閉めまして国が設置している池の前排水機場のポンプを稼働させ、石狩川に強制的に排水することとなっております。ご質問は、ポンプの排水能力を超えて西1丁目から泉町1丁目、扇町3丁目方面へ越流したときの想定かと思っております。この場合、堤防ののり面下に内水を排除するための堤内排水路が設置されておりまして、国道451号を幅2.2メートル、高さ2.2メートルのボックスカルバートで横断をして銀川のほうへ流入をしております。また、泉町1丁目、2丁目につきましては西高グラウンドの南側を通りまして国道451号を横断をし、有明町の銀川に流入する雨水幹線、これは2メートルほどありますけれど

も、が設置されておりまして、先ほどの堤防に沿っている堤内排水路の水とあわせて国が設置しています滝川排水機場のポンプで石狩川へ排水することとなっております。このように銀川を経て滝川排水機場へ流入することから、本年度有明町の浸水対策といたしまして銀川の流下能力を高めるため護岸の工事に着手をいたします。また、銀川の北海道が管理する区間におきましても同様の護岸工事を実施していただけるよう要望しているところがございます。さらに、抜本的な対策といたしましては石狩川の流下能力を高め、洪水時において水位の低下を図るため滝川市長が会長を務めております石狩川治水促進期成会を通じまして治水事業の促進を国に要請しているところでもございます。しかし、以上のようなハード面の整備だけでは万全とは言えません。想定を超えるほどの災害に対応するためには、今回実施されます水防総合訓練等により養われます市民皆様の防災意識の向上などソフト面での対策が不可欠であると考えておりますので、ご協力のほど今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

○議長 小野議員。

○小野議員 項目2つ目の泉町福祉会館の老朽化対策についてでございますが、泉町の福祉会館は地区の集会施設でもあります。かなり老朽化しており、冬なんかは寒いという話もあります。多目的な交流も含めて幸町あるいは扇町のコミュニティセンターの利用のときもありますが、今後の利用に当たっての対策など改修計画的なことがあるのかどうか、検討されているのか伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 泉町福祉会館の老朽化対策ということでございますけれども、会館は昭和55年に泉町駐在員事務所、そして地区福祉会館、児童館を兼ねて建設をされたもので、現在は地域の会館として活用されております。地域管理によるということでございますが、一定の補助を行いながら運営をいただいているところがございますが、建設から32年が経過をしているということで老朽化が進んでいることから冬期間においては利用者に寒いということでの苦情もいただく、あるいは水道凍結防止のための水道管の熱線を施すなど対策を講じて利用をいただいているところがございます。このような施設の状況でございますので、地域の皆さんが利用しやすい会館として、さらには災害時の避難所として使用できるように耐震化を含む施設の改修、それに係る財源確保について関係所管で今検討を行っているところがございます。今後地域の皆さんともご相談しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 小野議員。

◎2、建設行政

1、北電公園について

○小野議員 次、建設行政、北電公園についてでございますが、北電公園は現在少年野球場が2面、そしてゴーカート、あと電動化遊具等ありましたけれども、ただ一つ動物に触れ合える滝川の一つでありまして、ミニ遊園地でもあり、公園自体ももう少し人の集まる対策等を講じていけばどうぶつらんども廃止解体にはならなかったかもしれません。跡地利用ですけれども、結果的にミニS L

を走らせるとかトロッコ、ちょっと夢が大きいのですけれども、トロッコ等を走らせるなどの民間委託案もありますが、今後どうぶつらんの廃止解体後の跡地対策はどうか伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 どうぶつらんの解体後の跡地につきましては、当面芝広場として活用いたしますが、その後の利用計画につきましてはただいま防衛省の補助を得て本年度実施計画、来年度工事を予定しております北電公園の遊具等の改築にあわせ、一体的な活用方法と地区公園としての機能が充実するような整備を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 再質がなくてスムーズに進み過ぎているような感じ、まだ5分しかたっていませんけれども、こういうのもいいのではないかと思います。

◎3、教育行政

- 1、教員住宅空き家対策について
- 2、学級崩壊とその兆候について
- 3、パークゴルフ場について
- 4、スポーツ施設の計画的改修について
- 5、百年記念塔と周辺利用について

3番目、教育行政にいきます。教員住宅の空き家対策についてですが、扇町の空き家となっている教員住宅は昨年も質問させていただきました。入居に適さない空き住宅であり、売却処分もしくは解体を検討するとのことでしたが、ことしの大雪により一部ベランダあるいは窓のガラスが破損しており、その防犯対策、そして昨年指摘しました屋根の飛散防止と思うのですが、クレモナロープでの補強をと。もし台風などの強風があると現状ではもつとは思えないのですが、それもお聞きしたい。

それと、現在校長と教頭住宅が各1戸ずつありますが、道の体験移住事業、ちょっと暮らしということで空き家専用住宅で数週間から数カ月暮らし、それが滞在型観光の促進や体験移住増加につながるのではないかと思います。参考例で、浦河町では空き家の教員住宅を利用してその利用者の増に、要望にこたえているということですが、このことも含めて伺いたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、ご心配の扇町2丁目の教職員住宅でございます。ご承知のとおり、管理職用住宅2戸、一般教職員住宅が8棟2戸という部分でございますが、現在は昨年7月に最後の入居者の1人のALT、英語指導助手が出てからすべてが空き家状態ということでございます。特に一般教職員住宅につきましては、屋根の一部が破損するなど見てのとおり老朽化が著しく、入居に適さない住宅ということで判断してございます。例年ほかの空き住宅と同様に害虫駆除、除草などの管理を行っております。ことしも雪解け後に建物の状況を確認しました。その結果に基づきまして周辺の清掃、割れた窓へのコンパネで張って修繕、また破損している屋根については状況に応じまして屋根のトタンを板で打ちつけて押さえたり、トタンの一部を押さええている見ばえは非常に悪い

ですが、ロープをワイヤーに切りかえるなど屋根のトタンの飛散防止対策をしているところがございます。教育委員会としては、ご質問の扇町2丁目の教職員住宅、この処分につきましては売却を優先に考えております。現在教育委員会としては管理をしているという状況でございますが、処分につきましては総務部と協議をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。周辺にお住まいの皆様には、本当にご迷惑をおかけしているというふうに考えています。もうしばらくお待ちいただければと思います。よろしく申し上げます。

また、移住関係につきましては総務部参事のほうでご質問にお答えするというところでございます。以上でございます。

○議 長 総務部参事。

○総務部参事 今小野議員さんから道の政策、浦河町の政策、いろいろ聞かせていただきました。移住定住事業では、現在滝川市では家財つき民間アパートを活用したおためし暮らしというものを実際やっております。現時点では、教員住宅の利用については考えてございません。例えば仮に活用する場合には、現状のまま使用するというのもできませんし、住居可能な状況にするためには改修、家財道具の設置、維持管理など多額の費用を要することが見込まれるため、いずれにしても現建物は利用できないと考えてございます。

以上でございます。

○議 長 小野議員、この件での再質問ございますか。ありませんか。

それでは、若干ちょっと早いですが、これで午前の審議を終了させていただきます。午後の再開は13時、1時といたします。昼食休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

午前中の小野議員の一般質問を続行いたします。小野議員。

○小野議員 継続でございますし、1番なのか何かわかりませんが、ちょっと力が抜けましたけれども、また改めた気持ちで質問させていただきます。

教育行政の2番ということで、学級崩壊とその兆候についてちょっとお聞きします。新聞報道によりますと、児童生徒が騒いで授業が成り立たないなど学級崩壊が小中学校であったことが明らかになり、教師の指示に従わず、暴言を吐いたり立ち歩くなど、また勝手に教室を出るなどのケースがあり、その要因が教師の指導力不足とのことですが、適切な授業や生徒指導ができない指導力不足教員が何人か認定されており、道内の全公立小中校と特別支援学校で78人の教師に問題があったとのことでございます。滝川市ではどうなのか伺います。また、東栄小学校、東小の統廃合による弊害はないのか、重ねて伺います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

いわゆる学級崩壊は、子供たちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常的手法では問題解決ができない状態にあることと定義されております。市内各小学校の実態につきましては、管理職からの報告による把握だけでなく、市教委による定期的な学校訪問における全学級の授業参観によってもクラスの様子を把握しており、現在本市においては学級崩壊の状態にあるクラスはありません。

次に、東栄小と東小学校の統合に向けた取り組みについてお答えいたします。統合後に……

○議長 指導参事、ちょっとやめてください。

傍聴席の皆様申し上げます。議会再開中はお静かにお願いをいたします。

引き続きお願いします。

○教育部指導参事 統合後に子供たちが新たな環境のもとでも円滑に生活できるよう、両校は1年前からさまざまな取り組みを行ってきました。例を挙げますと、東の祭りや遠足、修学旅行等の行事、教科の学習では習字、体育、生活科、総合的な学習の時間など各学年合同で実施するなど全校としても学年としても統合後の子供たちの生活を考えた取り組みが進められてきました。現在統合後2カ月が過ぎましたが、5月下旬には東栄小学校の子供たちが大切に育ててきた1本のブルーンの木が東小に移植され、昨日6月18日には東小の子供たちにより新たな2本のブルーンの木が植樹されました。子供たちにとって記念となる取り組みであり、心をつなぐ体験活動となりました。担任教師は、今もきめ細やかな支援を行いながら子供たちが持てる力を十分発揮できるよう学級づくりを行っております。学校全体としては、仲間意識を一層高めるため仲よし集会を定期的を実施するなど異学年との交流も充実させてきております。このような活動を通し、教職員がさまざまな場面における子供たちの様子を把握するとともに、成果と課題を子供たちと共有し、次の活動に生かす取り組みを続けています。東小学校に限らず、学校は子供たちにとって楽しく学べる場、自己の力を伸ばしていける場でなければなりません。今後も教師一人一人のきめ細やかな対応はもとより、複数教師による指導体制の充実、学年や学校全体としての組織的な対応により子供たちが意欲的に生活できるよう教育委員会としても必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○教育部指導参事 申しわけございません。訂正させていただきます。先ほど市内小学校というふうに、いわゆる学級崩壊の実態はありませんというお話をしましたが、これにつきましては小学校、中学校、両方を含めて市内各学校ということで訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 それでは、パークゴルフ場についてお伺いします。市長公約の一つでもありますパークゴルフ場の整備について、全道規模の大会が誘致できる競技志向の高いゴルフ場の実現に向けて調査を含めて10万円の予算がついていると思います。夢が大きい中で10万円の予算というのは、何か少し寂しい気がしますけれども、市民愛好家がいつになるか、本当に待ち望んでいると思いま

す。現在の進捗状況を伺います。よろしく申し上げます。

○議長 建設部長。

○建設部長 現在まち自慢のパークゴルフ場の実現に向けまして、類似するパークゴルフ場を運営する自治体や専門コンサルタント会社から聞き取り調査を行っております。さらに、規模や運営方法などを考慮いたしまして先進パークゴルフ場を選定をいたし、今後視察する予定であります。調査費につきましては、そのときの旅費に充てたいと思っております。また、あわせまして国庫補助事業としての採択の可否など財源措置、また実施に向けた関係機関との事前協議を行い、次年度当初での実施設計予算計上に向け、総合的に検討しているところでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 今お伺いしましたけれども、今後調査したいということはまだやっていないということと実施設計も今後ということですか。今はまだ進捗状況という状態は、まだ進んでいないということですか。これからまた改めていろんなところを調査しながら進めていくことかどうか、ちょっとそれを確認したいのですが。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 いろんな自治体などの調査は実施しておりますし、いろんなパークゴルフ場を経営するような方々、専門コンサルタントからの聞き取り調査も行っております。実際に今度パークゴルフ場を視察をしたいと考えておまして、それには滝川が今考えるようなところと似ているところを選定しまして視察をしてこようというふうに考えているところです。また、あわせましていろんな国からの補助事業となるかどうかとか、そういった部分についてもいろんな関係機関と協議しながら検討していきたいということでございます。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 ありがとうございます。よく集会等に行きますとこういう話、まだ私はパークはちょっと早いのですけれども、たしなむ程度にはやっておりますけれども、嗜好家がいるので、ひとつ実現に向けて大きく早く進めてください。市長にもよろしく申し上げます。

それでは、4番目、スポーツ施設の計画的改修についてお伺いいたします。この間、6月の2日、3日、4日、3日間で全道の還暦野球大会が全道から34チーム、約800名の参加でありました。滝川市、それから新十津川町の後援、そして皆さんの協力をいただき、天候に恵まれ、無事終わりましたけれども、私も実行委員、そして選手の一人として参加させていただきました。滝川4面、それから新十津川2面の会場、グラウンド整備にも携わりましたが、新十津川町の2面のグラウンドと滝川の2面を比較すると施設、グラウンド整備等においてお金のかけ方の違いもありますけれども、格段の差があったような、そんな気がします。施設の老朽化もありますが、放送機器あるいは散水設備、市営球場としてはたしなむ者の一人として何となく恥ずかしいやら、情けないやら、そんな感じがしたのですけれども、それが率直な気持ちです。こちらの教育推進計画の事業項目で、スポーツ競技大会や合宿を誘致し、見るスポーツを通してスポーツへの関心を高め、競技人口の拡

大を推進し、全道、全国レベルの各種のスポーツ大会の開催、そして体協や推進委員と連携して日常的に運動やスポーツ等に親しむ環境を整備するとありますけれども、野球1つで言わせてもらいますと、現状では大会の誘致にしても球場数が多いのは滝川としては自慢できる施設なのですが、どこの場所ということではなくて、ただそういう球場と言わず、関係者が苦勞するだけだと思います。スコアボードのカウンタにつきましても今はSとB、BSで反対なのですが、そういうことの入れかえも必要と思いますけれども、推進計画の項目にあるように親しむ環境、そして充実した施設設備を望みたいと思いますけれども、計画的改修は検討されているのか伺います。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 球場についてご質問を賜りました。現在ある市営球場は昭和47年、滝の川球場は昭和63年にオープンしたものであります。市営球場は40年、滝の川球場は24年が経過した施設です。その後、市営球場については管理棟の建設やラバーフェンスの取り付け、スコアボード、本部席等の改修工事を行ってまいりました。ここ数年は、各団体と連携して市営球場につきましては土や塩カリの補充などのグラウンドの内野整備、スコアボードの設備機器の改修、非常放送設備機器の取りかえ、ラバーフェンスの塗装を行ってまいりました。また、滝の川球場も外野芝生の追肥や整地を行っているところです。先ほどありました市営球場の放送設備については、平成22年度に故障したため新しい機器に交換しておりますが、アナウンス用の卓上マイクの差し込み口の接触が悪く音が途切れたということがあるようでございます。これにつきましては、速やかに修繕する予定で検討しております。さらに、スコアボードの表示については、平成22年度の審判のコールが国際基準を採用することとなり、ストライク、ボール、アウトをあらわすSBOからBSOの表示に変わっておりますが、空知管内で変更している市町はまだありません。道内では、平成22年度にスタルヒン球場、今年度から札幌の円山球場と麻生球場が変更しております。改修費がかかりますことから、団体ともよく協議しながら検討してまいりたいと思います。さらに、グラウンドの土の入れかえについては、平成19年度に内野の土を3センチほど入れかえて改修しております。その後は毎年土と塩カリの補充のみの整備をしているところなのですが、今後ともできる限り土の入れかえなどコンディションを整えるようにして整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 今お聞きしますと、随時そういうことで進めたいということですがけれども、実際にやりましたら新十津川町の球場というのは今の状況でいいますと平らな状況、滝川の場合は白線を引くとうねっているのです。ということは……その辺の差がありますけれども、野球のうまい下手はありますけれども、その辺の絡みから見るとちょっと施設の手入れがもう格段に劣っていますので、その辺のまたあれもお願いしたいということで、あと中の管理面についてももう一つ所管のほうからいろんなことを含めて指導してもらいたいと思います。

今度は5番目です。百年記念塔の周辺についてお伺いしたいと思います。百年記念塔周辺についてですがけれども、もう20年以上もたっていると思います。今のまま放置しておく、鉄骨ですから耐用はありますけれども、外壁等は傷みもひどいと思いますが、危険度など大丈夫かどうか疑問

です。また、昨年12月の末ですけれども、陸上自衛隊曹友会の皆さん方の発案、協力のもとイルミネーションの設置、点灯など、ランターン、またいろんなことを企画していただいて冬の思い出となる祭祀がありました。今後の利用目的等について検討されているのか伺います。

○議長 経済部長。

○経済部長 百年記念塔でございますけれども、平成2年に建設をいたしまして、平成11年3月31日をもって閉館するまでに郷土の自然、都市の発展を知る体験学習の場、スカイスポーツのまち滝川のイメージを培う場として約13万7,000人の方々にご来館をいただきました。閉館に伴いまして百年記念塔はメモリアルタワー、シンボルタワーとしての役割のみ残し、現在に至っております。閉館後、電気、給排水設備などは休止しております、13年以上経過しております。内部の設備や老朽化により営業再開に耐え得る状況には現在ございません。また、昨年12月22日にはご質問のありましたとおり陸上自衛隊滝川駐屯地曹友会、それとまちづくり・川づくり協議会、この団体は現在NPO法人まち・川づくりサポートセンターでございますけれども、両者によりましてライトアップ、イルミネーションの装飾をしていただきました。これを施行していただく際も安全確認を十分に行っていただきまして、作業を行っていただいたという経過でございます。今後の利用についてでございますが、当面現状のままシンボルタワーとして維持保全をしていく予定でございます。

○議長 小野議員。

○小野議員 今お聞きしましたけれども、このまま、現状のままということでシンボルタワーでいくしかないのですけれども、ただ周りを見ますと階段がもうかなり老朽化して危ない状況になっている。子供たちが少年野球や何かで行きますので、そういうことを考えると安全対策も必要でないかと思っておりますので、今後ちょっとまたその対応を検討してもらいたいと思っております。

最後になりますけれども、百年塔の話が終わったので、次は冬季のスキー場とか、そういう関係の公園の周辺の利用についてですが、現況では歩くスキーあるいはミニスキー、それからタイヤチューブの滑りとか、あとクロカン、私も歩くスキーをしていますので、利用者がいま一つちょっと少ないのではないかと、そういう気がします。これは、もう私の本当の私案なのですけれども、今北電の山と、これはいろいろと制約ありますけれども、自衛隊さんもさっきいましたけれども、もういなくなったら力が抜けてしまったのですが、滝川自衛隊の駐屯地に協力をお願いして、これはもう本当の制約だと思います。冬期間の何日か北電の山と、それから今さくがありますので、さくが撤去できれば隣の自衛隊さんの山と一緒にスロープでつなぐような案もあって利用させてもらい、祭祀も、あるいは学校の低学年のスキー教室などはできないかなと考えています。歩くスキー、クロカンなどの距離のコースもかなりの距離になりますので、そういうことも可能にならないだろうかなと思っております。利用状況も含めて今どうなのか、あるいはあそこに今駐車場がありますけれども、駐車場も現状で大丈夫なのか、改善策はあるのか伺いたいと思っております。

○議長 教育部次長。

○教育部次長 北電公園スロープの冬の利用についてご質問を賜りました。北電公園スロープは、市民の方たちが冬期間の健康づくりに気軽に利用できるようにということで平成17年に開設して

おります。今議員がおっしゃられたようにスキーやチューブ滑り、歩くスキーなどで楽しんでいただいていますほか、小学校1年生を対象とした初めてのスキー教室やスノーレクを開催しているところです。昨年度の年間利用者数につきましては3,958名、スロープを使うスキーとチューブ滑りで3,356名、歩くスキーは602名の方のご利用をいただきました。今年度もこれまでと同様に初心者のスキー練習や冬の健康づくりの場として開設してまいりたいと考えてございます。

それと、議員からご質問をいただいた駐車場について、特に何か不都合が生じたということは私どものところには届いておりませんので、そのような現状であるということでございます。

○議 長 まだ補足答弁あるのですか。教育部次長。

○教育部次長 済みません。大変失礼しました。自衛隊と山との連携のような新しいプログラムがないかというご意見をいただいて、これは私どものほうでちょっと勉強をさせていただいて、それに限らずさらに活用策がないかを勉強していきたいと考えております。

以上です。

○議 長 小野議員。

○小野議員 多少無理はあるかと思えます。夢のあることですので、少し前向きに考えていただいて、滝川でも寂しいまちになりますので、少しでも明るくなるようなことで検討していただきたいなど。駐車場につきましては、どうなのかということはやっと狭いような感じしますので、今回のちょっと案件からはずれますので、これはまた改めて違う場所で質問させていただきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議 長 以上をもちまして小野議員の質問を終了いたします。

渡辺精郎議員の発言を許します。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 皆様、こんにちは。傍聴の市民の皆様、大変ご苦勞さまで。市民の声連合の渡辺精郎です。本会議質問52回目の質問でございますが、質問に当たって説明が大変多いということで早口で失礼いたします。

◎1、教育行政

1、北海道教育委員会の「会計検査院による検査及び全道調査結果に基づく処分措置」について

今回は教育行政だけでございます。北海道教育委員会の「会計検査院による検査及び全道調査結果に基づく処分措置」についてでございます。道教委は小林千代美事件以来、問題は職員団体にあるとして次々と道内の教職員に厳しい指導や勤務条件を提示し、強権的に北海道の教育界を震撼させる施策を打ち出してきました。問題の震源は道教委にあります。しかし、地方教育委員会として同格の滝川市教委がただ従属するだけでは恐ろしい教育界になることを心配し、集中質問といたします。なお、昨日の議運で特定教組の話がありましたが、私は北教組の代弁者ではございません。広く一般の教育支援者であります。そのスタンスで質問をさせていただきます。

道教委は、会計検査院が実地検査を行った道内小中学校209校を対象に、平成18年度から21年度までに勤務時間中に職員団体のための活動を行っていたものは当然といたしましても、長期

休業中の期間等において勤務時間が遵守されなかった、校外での研修を行っていなかった、外勤、出張、職務専念義務の取り扱いが適切でなかったものにその時間の給与が支給されていたから返納させるというわけであります。このため、道教委は再調査をしたり、はっきりしたとして処分をしました。しかし、不適切と会計検査院から指摘された内容によっては会計検査院の一方的な見解に基づき、それに従属している道教委の姿が浮かび上がってくるのであります。その中でも特に問題の滝川市教育振興会の役員会が批判されており、反論や抗議もしないで再調査をさせる市教委の立場を問いたいと思います。そこで、現職とともに既に退職した教職員にも教職員給与費の適正執行等に関する調査が実施されているそうですが、滝川市分の該当者数を発表してください。退職者で何人、現職者で何人とお伺いいたします。

○議 長 渡辺精郎議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 渡辺精郎議員のご質問は、平成23年の第4回定例市議会でもお答えをしましたとおり、教職員給与費の適正執行等に関する調査は会計検査院が平成22年11月から行いました義務教育費国庫負担金に係る検査の過程で明らかになった教職員の服務上の不適切な事態を北海道教育委員会に対し指摘したことによりまして、これを受けて文部科学省から北海道教育委員会と札幌市教育委員会に会計検査院の同様の方法で調査するよう平成23年10月に指導がありまして、11月から実施をされているものであります。この対象につきましては、滝川市内の対象は退職者で14名、4月以降の現職者で161名、計175名であります。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 これほどの人数を出して、先ほども申しあげました市教委の立場、これをやっぱり問いたい。先ほども申しあげましたその立場を述べていただきたいと思います。

○議 長 渡辺精郎議員、ただいまのはまだ1件目、1項目、1要旨の中の再質問ということでよろしいのですか。

○渡辺議員 はい、そうです。その再調査させる市教委の立場を問いたいと思いますと言っているのですから。

○議 長 下から6行目、5行目にわたる再調査をさせる市教委の立場を問いたいと思いますということでの再質問ということをお願いいたします。教育長。

○教 育 長 では、今の部分につきましては教育振興会の役員についてということでもよろしいということですね。今回の調査の中で、教育振興会の役員会については内部管理業務のみに従事していたと思われる事案もしくは業務内容が不明な事案で振興会の活動そのものが指摘をされているわけではなく、ほかの教育団体につきましても同様の事案について道教委の聞き取りが行われております。冒頭議員さんの質問にございました勤務時間が守られていなかったと、勤務時間中に職員団体の行動を行っていた、校外での研修を行っていなかった等の疑いがあるものについて道教委がリストアップしたものということでございますので、振興会の活動そのものが批判をされたというわけではございませんので、あえて教育委員会としてもそのことに対しては道教委に対して特段意見を申し上げる立場ではないというふうに判断をしたところであります。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 そのことにつきましては、後でまた具体的に出てまいりますから、教育振興会に関係がないとただいまおっしゃっていますが、後で出てまいります。

2にまいります。今までの調査や通報制度などは、道教委の一方的なものでありましたが、この問題については滝川市教委が深くかかわっていながら主体性を放棄し、会計検査院や道教委のなすがままにしてきたからではございませんか。該当者を出した責任は滝川市教委にあると思いますが、本当に違法とか不適切の内容かどうか、会計検査院や道教委に意見を言ったり、それから滝川市の教育委員会議で議論したのかどうか、これを伺いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 滝川市で該当者を出したということではありますが、今回行われている調査では現在道教委による確認作業中ではありますが、さきに行われました会計検査院による会計検査では滝川市に勤務する教職員で不適切な事例はありませんでした。この調査そのものは任用、分限、懲戒等の人事上の処分権を有する道教委がその権限に基づいて行うものでありまして、市教委は意見を述べる立場にはございません。ただ、平成23年10月26日に開催をされました北海道都市教育長会の臨時拡大役員会におきまして、この調査の実施に当たり調査実施による信頼関係や教育的影響、学校現場への配慮等について、さまざまな意見を都市教育長会を通じて道教委に上げてきたところであります。また、教育委員会議の中でも教育委員に対しまして調査の実施については昨年11月24日の教育委員会議におきまして行政報告として報告をしております。市教委としても学校教育に対する信頼の確保という観点から調査を行って不適切な勤務がないことを明らかにすべきだというふうに思っております。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、3にまいります。それでは、具体例を挙げて質問をいたしたいと思います。会計検査院の实地検査では、校長会も批判されたようであります。市教委としてもなぜ校長会が正当な職務連絡協議会なる団体で旅費を正当に支給されていることを主張されなかったのでしょうか。勤務時間内に校長会に出席することが不適切な勤務に該当するのかどうか、道教委とこれを詰めたのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 会計検査院の調査においては、校長会に出席をしたことが不適切と指摘された事案はありませんでしたので、特に意見は申し上げませんでした。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ただいまの答弁は、滝川市においてはそういうことで理解をいたしました。しかし、全道的にはそういうことがあるから、このような話が出てくるということをご承知おきをいただきたいと思います。

4にまいります。次に、滝川市教育振興会の例を挙げたいと思います。教育振興会は、いわば各市町村単位で子供のための各種行事を行ったり、教職員の研修のための教育組織であります。これも活動は認めるものの、役員会や子供の行事の準備のための打ち合わせに出席することが勤務の不適切執行だとなれば、どのように組織運営をすればよいのでしょうか。このような不条理な一方通

行の会計検査院の考えは、校長会の件と同じように道教委と詰めたのでしょうか。まさか時間外に会合をやるべきだというわけではないでしょうか、見解を求めます。

また、滝川市教育振興会交付金が市の予算として認められてきております。その組織運営の一端を市教委として否定をしたとすると、大変ゆゆしき問題になってくるのではございませんか。会計検査院の見解とは次元が違って滝川市の予算を執行する責任の教育委員会が教育振興会の活動の一端を問題視し、活動にブレーキをかけることになるのであります。事実関係を明確にして問題点をしっかり道教委に上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 番目のご質問にお答えをしましており、教育振興会そのものが指摘をされているわけではありませんし、教育委員会としても議員さんのおっしゃるとおり必要な教育活動だというふうに認識をしているところであります。要は出席した会議の内容が職務専念義務の免除に当たるかどうかということでリストアップになったということで、結果として滝川市ではその該当がなかったということでございます。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 滝川市でそういう例がないということではありますが、しかし処分とか、そういうことだけを問題視しているのではなくて、再調査とか、そういうふうにして道教委が再調査に乗り出した、その姿勢そのものを私は問うているのであります。

では、5 番へまいります。では、具体的に市内のある退職した先生に送られてきた事情聴取記録で質問をしたいと思っております。ここにしっかりと実物があります。聴取内容の1、平成18年4月11日、振興会総会、総合福祉センターで15時から終了時間不明。同じく4月18日、振興会理事会総会、市役所で15時30分から終了時間不明。同じく平成19年3月1日、振興会理事会総会、総合福祉センターで14時30分から終了時間不明とあります。そして、これらに実際に出席されましたかとあるわけでありまして。

聴取内容の問い2、出席された場合、具体的にどのような内容の用務でしたか、職務との関連性のある内容でしたか。

問い3、出席した時間は移動した時間を含めて何時何分から何時何分までですかとあります。

いかがですか。これをまともに回答しましたら、その時間は不適切勤務の時間です、その時間が2時間だということになりますと、その時間の分の給与を返納せよと来るのではございませんか。教育振興会の勤務時間内会合を不適切視して、給与返納をさせようとする会計検査院の官僚と道教委の思惑が一致して権力で市教委や教育振興会を統制するものではありませんか。こういう不条理な体制を許すのかどうか。これは、教育長と教育委員の判断は重大になってまいります。前問の滝川市教育振興会交付金の責任問題は、これは回避できないと考えます。いかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 議員さんのご質問によりますと、まともに回答したら不適切な時間ですと、私この意味がちょっとわからないのですが、勤務時間中にそれが本来の職務に関係あることをしていたら、これは当然返還の対象にはなりません。まともに回答というのは、勤務時間で短い時間で会議が終

わったのに職場に復帰しなかったということでまともに回答をしたらということでおっしゃられているのだとしたら、それは当然賃金のカットになって当たり前のことだというふうに思っております。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 そういうことを問うているのではなくて、やっぱり教育振興会そのものの会議そのものが内容は何ですかと聞いているわけでありまして。ですから、それが職務に関係ありますかと、教育の中身とどれぐらい関係ありますかと、こういうことを総合的に聞いているのですから、単純に時間だけのことを言っているのではないのであります。つまりそういうふうにして教育振興会の内容をしっかり精査して、そしてそこに出ていく時間についてこれは問題だと、こういうふうにして言っているのではないかと。滝川市として教育委員会はそういう解釈でしょうが、全道的にはこれは極めて問題だと、こういうことになっているのです。その見解をもう一度お願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 先ほど私が申し上げた内容で問題になっているという認識は私はしておりません。当然勤務時間中に勤務の内容が適切であるかどうかが一義的であって、二義的にそれが今度勤務時間の中でどのぐらいの中で行われていたのか、いわゆる勤務時間内で終了してしまっただけで勤務時間が要は短くなっているという実態があるかどうかということが調査の対象であって、先ほど申し上げましたとおりそれが勤務時間に満ちていないのであれば、当然の結果として給与等の返還があるということですから、その返還、先ほど申し上げましたことが問題になっているかどうかとそのことに対して給与の返還を求めることがまた問題になっているという認識は私はしておりません。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 全然意識の仕方が違うと、こういうことでございます。教育振興会の中身、内容、そして時間と両方の攻撃だということをしかりとらえていないということで、6にまいりたいと思います。

次は、3月の29日、退職予定者に対して職務専念義務違反などとして全道で109名の教職員の処分を断行した問題をただしたいと思います。その109名中に滝川市の教職員は含まれているかどうかをお尋ねいたします。項目別にどのようなことか挙げてみます。ア、勤務時間中に職員団体のための活動を行っていたもの、3名、うち校長2名。イ、休業の期間中等において勤務時間が遵守されていなかったもの、一般教員最多で57名、文書注意、戒告、校長14名等であります。ウ、校外において行っていたとした研修を実際に行っていなかったもの、15名、うち校長1名。エ、外勤、出張、義務免の取り扱いが適切でない、12名すべて校長。特にイの長期休業中の勤務や研修義務免については、昨年の4定で了解済みのはずでありますから、ここでは滝川市での該当者はいないと思うのですが、このご回答をお願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 滝川ではおりません。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、7にまいりたいと思います。校長の処分についてであります。前問の10

9名中、実に校長が33名も処分されております。教職員の職務専念義務の徹底をせよ、さもなくば校長自身に見せしめを示したものであります。教特法や給特法に基づくわずかな負担軽減を子供に影響の与えない範囲で柔軟に勤務時間を変更したとして、たとえ1分であっても処分の対象とし、30分以上は給与返納を請求するという厳しさであります。旧来からあった校長の裁量権を否定するものではありませんか。校長先生方のご意見をどのように聞いたのか、これをお答えいただきたいと思っております。

○議長 長 教育長。

○教育長 調査の実施に当たりまして、校長会等でも聴取をしておりますので、その中で特に校長会の中からご意見等はございませんで、淡々と調査にご協力をしていただきました。また、さらに校長の裁量権ということですが、例えば職務専念義務の免除の承認は校長の権限で行えるということになっておりますので、校長の裁量で承認を行うことができますが、ご質問にありました勤務時間、ただことしの5月から校長が必要であると認めた場合は勤務時間帯を変更することが可能となりました。今回の調査結果も受けてということもあるのだというふうに思いますが、それまでは勤務時間の変更は認められておりませんし、まして勤務時間を短縮するというようなことは当然校長の裁量権の範囲ではないというふうに思っております。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ただいまの教育長のその答弁については、最後のほうに近いところでまた出てまいりますから、8にまいります。

次は、この種の事情聴取や職務命令の強制は人権無視の措置ではないかということについてでございます。事情聴取が道教委職員によって強要され、回答も道教委は調査に応じた本人が言ってもいない謝罪や反省の言葉を記述するなど事実を反することが多いとのこととあります。国民の権利である黙秘権などの人権問題が無視されているのも今回の調査の特徴です。調査に当たって、職務命令をもって回答、署名、押印させ、また面会に当たっては黙秘権すら認められず、子供を自習にさせて面会調査を行うなど教員の職務さえ中断させて調査していると言われております。滝川市の学校でもこのような実態だったのかどうかお伺いします。

○議長 長 教育長。

○教育長 ご質問の中でありました本人が言ってもいない謝罪や反省の言葉を記述するなど事実を反することが多いということは、滝川市教育委員会としては認識はしておりませんし、そうした事実はないと。そのことは、回答をするときに当たりまして本人の署名、押印をするということですので。これは、当然その聴取の内容を正確に確認をするということもありますし、回答した教職員本人もきちんとそのことを理解をするための措置でありますから、そのようなことはないというふうに思っております。道教委の職員、それから教職員、立会をしました市教委の職員、3者がそれぞれ記名、押印をしております。また、聞き取り調査は勤務時間中に行わざるを得ませんでした。事前に各学校と時間の調整あるいは打ち合わせを行い、聞き取り当日は教職員がお互い協力しながらスムーズに行うことができたというふうに思っております。大体1人当たり15分から20分程度が、平均的にはそのぐらいの調査時間だというふうに思っております。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ただいまの答弁で、やはりそのようにして滝川でも呼び出しをさせて、そして事情聴取をやっているということだけはわかりました。

それでは、9にまいります。9であります。ここで、職務命令書のコピーがまたあります。これは、滝川ではなくてある市の教育委員会の教育長名で発したものとことです。文面はこうなっています。学校名、職名、氏名を書く欄があって、北海道教育委員会の実施する教職員給与費の適正執行に関する調査にかかわり、調査対象期間における勤務状況等について、北海道教育委員会の職員から直接事情を聞くこととしますので、必ず事実に基づき誠実に回答するとともに、作成した事情聴取記録の内容を確認の上、記名、押印するよう命じます。平成24年4月25日、〇〇市教育委員会教育長で職印。いかがですか。滝川市教委もこれと同じような文面で何名に出されたのでしょうか。そして、この人数は最初の1のところの人数との関係を述べていただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 今回の調査に当たりまして、先ほど申しあげました3月の実施分と5月の実施分、全対象者175名に対しまして通知という形で文書は出してしておりますので、今ほど議員さんがおっしゃいました職務命令書という形では発付をしておりません。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 そのように滝川市教委も大変教育長も配慮を見せて、本当に職務命令書でなくて通知書ということで、大変この配慮のほうはありがたいのではないかなと、こういうふうに思っているところではありますが、そこでこの中で教育振興会関係と校長会関係、そのほかのほうはちょっと除外して結構なのですが、その人数でちょっと分けていただけませんかでしょうか。その通知を出した人数、教育振興会関係でちょっと問題になった方々が何名、校長会は何名、このところがわかたらお願いをします。

○議 長 教育長。

○教育長 その会議の種別あるいは役職別の数字は出しておりませんが、先ほど申しあげました給与費の実態調査のうち外勤あるいは職務専念義務の免除と、いわゆるそういう各教育団体等の中で対象になった教職員数が120名、それから機械警備の関係で調査の対象になった人数が132名ということで、延べの人数でいくと252名になっております。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 はい、わかりました。

それでは、10番目にまいりたいと思います。いずれにしましても、滝川市が教育行政のため予算措置をしている教育振興会の会合に出席する役員の勤務時間内の会合が不適切であると会計検査院が指摘していること、そして道教委も同じ態度で滝川市教委も反論していない、こういうことが判明いたしました。そうすれば、4、5の質問で指摘いたしましたように滝川市教育振興会交付金を支出している滝川市とそれを審議し、承認している滝川市議会としては教育委員会をやはりいさめなければいけない立場に立たされるのではないのでしょうか。大切な児童生徒の活動を保障する教育振興会を守っていくのか、それとも会計検査院の指摘をのんでいくのかについてのこの見解をも

う一度求めたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 調査の目的そのものが事件をきっかけに教職員に対する不信感が非常に全道的に、全国的に広まったと。やっぱりこの不信感を払拭するために教職員の実態はどうだったのかということ調査をして、明らかにして正すべきことは正すということが調査の目的であります。したがって、日ごろから子供たちと教職員の間で行われている教育活動がより信頼関係の中に進むようにという目的のために行われた調査だというふうに思っておりますし、調査をした道教委も我々も、そして教職員の方々もそういう調査の目的を理解をして今回の調査に当たったということで非常にスムーズに調査が行われたということでもあります。まず、第一義的にその調査の目的そのものをまず理解をすべきだというふうに思っております。その中で指摘を受けたものについて、極端に言えば会計検査院は教育振興会なるものがどんなものかもわからないで調査対象に上げてきていますので、業務の内容の調査をすると。一般的に会計検査院が調査の内容を滝川市教育委員会なり、一自治体がその調査が云々かんぬんということを上上げる例は私の記憶では余りないのかなど。会計検査のときにきちんとそれは申し上げるべきであるというふうに思っておりますので、聞き取りの中でそういうことで実施をしてきております。したがって、教育振興会が滝川市教育委員会として会計検査の言う不適切な団体なのに補助金を出しているのがおかしいのではないかと趣旨だというふうに思いますが、私自身は最初から申し上げておき、そういう正確の団体ではないですし、これからも発展し続けていってほしい団体であるというふうに思っています。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 答弁はそのとおりだと思います。しかし、先ほどからご答弁の中で教育振興会の出席した時間と、そしてその少し早目に終わったのではないかと、それで早く例えば退勤というのか、そういうことを調べるといふようなことを教育長は言っていますが、全道的には全くそれは当てはまりません。これはもう断言できる。多くの市町村、そして多くの学校でそう言っているのですから、滝川市の教育長がそう答弁して、そんな端数のほうの時間を早く退勤したのを調べようとした、そういうことではないということです。これは、もう多くの教職員や学校の先生方がそういうふうには言っているわけですから、教育振興会はやはり内容を調べて不適切だと、こういうようなことでその役員会は不適切だともう判断しているということをはっきり言っているのですから、だからこれは見解の違いでいいですけども、滝川市の教育長はそう答弁しているということで、それはそれでそれ以上どうしようもならない。しかし、全道的にはこの教育振興会の内容を調査し、そしてその役員会に行くことがまかりならぬというのか、不適切勤務だということだけはこれははっきりしている問題であります。私が言っているのではないのでありますから、だからここだけはすれ違って結構だと思います。ひとつ今後もまたこの問題は残るということでございます。

それでは、最後にまいりたいと思います。11ですが、6で紹介した調査項目のイは、いわゆる機械警備と勤務時間のずれを取り上げたものであります。機械警備とは例のとおり、校長先生や教頭先生の今まで学校警備をやっていた、それについて軽減をするということでせつかくセコム等の機械警備になって、それでもって今度は教職員の勤務時間とのずれを随分指摘をして、そして再調

査に入ったという、こういうことでございますので、現職者と話をしてみたいと思います。現職者の話を聞きますと、例えば運動会当日、6時から準備のために出勤し、運動会を無事終えて校長の了承のもと3時40分に学校を出たことが不正として取り上げられているとのこととあります。退勤時間は4時40分だから60分は無断欠勤というわけとあります。9時間40分も働いているのに、早朝2時間余りの給与は当然出ていません。道教委の調査でも教員の1カ月の超過勤務は80ないし100時間で、いわゆる過労死の認定基準を超えているのです。こうした異常な実態には何も配慮せず、勤務時間と機械警備のずれを問題にするのは余りにも理不尽ではないでしょうか。市内の学校における実態をどう把握し、どう改善していく予定なのか、見解を求めたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 今ほどありました機械警備とのずれが不正として取り上げられているという意味は、実際にそのことで給与費の返還があったという認識は私どもはしておりません。会計検査院なり道教委の調査で、それこそ機械的にぶつけたときに時間が合わないよというリストアップには当然その対象にはなっておりますので、聞き取り調査の対象になっておりますが、そのときに今ありましたように運動会あるいは学芸会、体育大会、さまざま学校の土日、祝日に行われる行事があります。そのときの勤務時間についてで、その実態をかんがみて1日の勤務時間を既に7時間45分を満たしている場合については、これは給与の返還対象にはなっていないというふうに、滝川市ではそういう例はなかったということとあります。ただ、いずれにしましても教職員の勤務の特殊性というのは皆さんご理解をいただけるのかなというふうに思っておりますし、そういう意味では給与月額4パーセントにする調整額が支給をされております。また、時間外勤務の縮減というような方向で今取り組みを各校あるいは道教委挙げて進めておりますし、先ほど申し上げましたそういう教職員の实態に合わせるということで5月から勤務時間の変更というものも可能だということでの制度改正も進められてきているところであります。いずれにしましても、教職員が心身ともに健康で教育活動に専念していただくためには、校長のリーダーシップのもとに学校全体で意識を高めていくことが必要だというふうに考えております。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ただいまのことでは、今後とも機械警備の時間のずれ、これでもって滝川市で問題になるということはないということの認識でよろしいでしょうか、もう一度お願いします。

○議長 長 教育長。

○教育長 問題がなかったことを今宣言しろと言われてもちょっと、これは将来の話ですので。機械警備の中でも先ほど言いました勤務時間の変更が適切な手続の中で行われているのであれば、それは特段問題視する必要はないというふうに思います。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 では、そういうことで以上で質問と答弁のほうを終わらせていただきますが、まとめをしたいと思っております。それは、平行線だったことについては、これは教育振興会について今回の会計検査院と道教委の意図していること、全道的に調べていることと滝川では違うと、こういうことでそれは認識したいと思っておりますが、いずれにしましてもまたいろいろ全道情勢が出てまいりますか

ら、きょうの答弁のほうをいただきました。ありがとうございました。また次にやりたいと思います。終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして渡辺精郎議員の質問を終了いたします。

ここで休憩をとらせていただきます。再開を2時20分、14時20分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山本議員の発言を許します。山本議員。

○山本議員 市民クラブの山本であります。どうぞよろしくお願ひいたします。私も本議会に初めて出させていただきまして1年と数カ月になったわけでありましてけれども、今回の質問につきましては私がこの議場を含めて市役所の最上階に上がった中で私の感想と、それから一般市民の皆さん方からなかなか見えないよという部分に重点を絞って質問をさせていただきたいと思います。

◎1、住宅政策

1、街なか居住のさらなる推進について

その中で、街なか活性化にもつながるのですけれども、住宅政策の関係で1点3項目質問をさせていただきたいと思います。その中で、街なか居住の推進についてということでもありますけれども、その1点目で街なか居住のために本市では昨年共同住宅の建設に関しまして、民間で建てると補助金を出すというような形の中で投資を期待されているようでもありますけれども、今その今年度の応募状況等々、見通しがわかればまずお聞かせを願いたいのと、これらの中心市街地活性化の基本計画の期間を超えてまでも今後もこれらを検討しながら進めていくお考えがあるのか、まずその点を冒頭にお伺いしておきたいと思います。

○議長 長 山本議員の質問に対する答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 街なか共同住宅建設事業に係る補助金制度についてでございますけれども、中心市街地の再生を目指し、街なかでの居住者を増加させる共同住宅の建設に対しまして補助金を交付することにより、中心市街地の活性化とにぎわいの創出を図ることを目的に平成18年度に制度を創設したところでございます。この補助制度の利用実績についてでございますが、平成18年度に1棟16戸の建設がございまして補助金として1,600万円を交付しております。しかしながら、その後の利用実績は残念ながら今のところございません。しかし、昨年12月に補助制度を拡充して以降2件の相談が寄せられているところでございます。街なか居住人口につきましては、ことし3月末における内閣府への報告数値は2,817人、ここ数年は横ばい傾向にありますが、中心市街地活性化基本計画における目標数値の基準年であります平成18年度に比べまして157人増加しております。計画の目標値2,800人にも達している状況でございます。これは、高齢者向けバ

リアフリー仕様の駅前団地さかえの建設を初め、補助制度対象外の民間投資による共同住宅の建設が平成18年度以降10棟106戸、さらには高齢者を対象とした施設が3棟建設されたことによる効果と考えております。来年3月末で中心市街地活性化基本計画が終えた以降の街なか居住に係る住宅施策につきましては、コンパクトなまちづくりの実現に向けた住宅施策による中心市街地の再生策をより一層推進するため、昨年度設立いたしました民間関係団体を含めた住宅施策検討会におきまして今後の住宅施策の方向性につきまして検討していきたいというふうに考えております。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 今の答弁はそれで十分わかったわけですが、ただ私が申し上げたいのは、今滝川市で計画は立てているのですけれども、一般市民の皆さん方からいうと、いつまでたっても街なかに空き地が目立って空き家が目立ってくる状況、ご存じだと思うのですけれども、今滝川の市役所の11階から下を眺めると、決してすばらしいまちの景観ではありませんね。やっぱりそれらが民間投資を含めて呼び込むような施策を求めるところでありますので、今後の1番目の質問に対しては期待を申し上げたいと思います。

それと、もう一つ、2番目に移らせていただきますけれども、今中心市街地で共同住宅を推進して目標も達成されているというご答弁がありましたけれども、今街なかのやっぱり街なか居住、そしてコンパクトなまちづくりを進めるためには、まちの中の空き地対策の絡みの中で、やはり今共同住宅ではなくて空き地を利用して例えば個人住宅でも建てる方がいらっしゃるときのもし優遇策でもお考えがあるのであれば、あるのかないのかだけお聞きをしておきたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 中心市街地におきます街なか居住の状況につきましては、先ほどご質問にご答弁させていただいたとおりでありますけれども、市内全域に対する個人住宅の建築件数でございますけれども、ここ数年減少傾向に推移しているところでございます。現時点におきまして、個人住宅の建設促進のための優遇支援策は考えておりませんが、住宅施策検討会におきましてサービスつき高齢者向け住宅あるいは中古住宅の流通促進と住みかえ支援策、さらには公営住宅の建てかえ促進に向けた意見交換をする中で今後のコンパクトなまちづくり、街なか居住の推進を目指した住宅施策の方向性について見出していきたいというふうに考えております。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 この街なか居住の関係は本当に難しい問題でありますけれども、やはりまちの中にせめて商店ができないのであれば、たくさん人が住んでもらえれば、当然歩いて買い物に行ったりんだりする人が、当然その周りに商圏って生まれるわけなので、今1番目の答弁でもありましたけれども、人口がこれだけに達したからいいのではないかという論理は成り立たないと思うのです。やっぱりもう少し人が住むように前向きに滝川市内のドーナツ化現象を何とか抑えないと、今の状況でいくと滝川市役所から駅の間には商店もなければ住宅もなくなるような現状が生まれてくると思いますので、その辺も含めて今後の対策を期待するところであります。

それでは次、3番目でありますけれども、移らせていただきます。今私も話したように滝川市内、人口も減ってドーナツ化現象と申し上げましたけれども、周辺の住宅地で新興住宅地に大分昔に住

宅を建てただけけれども、息子たちも片づいて夫婦2人でお年寄りになって一戸住宅に、自分の持ち家に住んでいる方が、高齢化されている方が大分目立ってまいりました。そんな中で、子供も近くにいないよと、支援する人もいないよということで冬の除雪やら、そして近くに買い物をするスーパーもないと、そんな事態も生まれてございます。そんな中で、数年前にもスーパーを何とかしてくれというようなお話もありましたけれども、街なかにそういったお年寄り世帯が住みかえをするようまず公営住宅みたいなものを建てられないのかということと、それとあわせてそういう郊外にある住宅に街なかに住んでいる子育て世帯に住みかえてもらうような施策ができないか。これも昨年の議会の中で三上議員も同様な質問をされていたと思うのですけれども、そのときは検討課題にするよというご答弁はいただいているかと思うのですけれども、なかなか一般市民には見えてこないのか、そんな部分で内部でどのような状況になっているのか。もし検討の状況で目に見えるものがあればお答えを願いたいと思います。そういうことでありますので、ご答弁よろしく願いいたしたいと思います。

○議長 建設部技監。

○建設部技監 高齢者夫婦世帯、そして単身高齢者世帯の特に持ち家、一戸建て住宅におきましては日々の暮らしにおかれましても安全、安心の面からも大きな課題であると認識しているところでございます。また、高齢者世帯の居住環境といたしましては利便性の高い市街地での見守りや生活支援のあるサービスつき高齢者向け住宅の整備や子育て世代の住みかえ支援等の仕組みづくりが必要であるという考えをしておるところでございます。昨年度の滝川市住宅施策検討会議におきましては、高齢者の新たな居住環境の形成、持ち家住宅ストックの有効活用、高齢者及び子育て世代の住みかえ支援策等につきまして今後の住宅施策の重要課題として検討をされたところでございます。会議では、市街地におけるサービスつき高齢者向け住宅の建設の推進を図り、施設入居者を含みまず高齢者の持ち家住宅の流通支援と子育て世代の戸建て住宅の支援へ向けた情報の発信が必要との協議結果となったところでございます。この平成23年度の検討会議の成果を受けまして、今年度も検討会議を開催し、民間事業者におきますサービスつき高齢者向け住宅の利便性の高い市街地への建設整備の誘導、同じく住宅の低所得者層に対する公的整備の検討、高齢者が所有しております持ち家等の資産運用の具体的な支援を推進する機関の設置等々の事業につきまして、今後この会議で検討を進めまして平成25年度に事業が実施されますよう協議に取り組んで進めてまいりたいという考えをしておるところでございます。

以上でございます。

○議長 山本議員。

○山本議員 ただいまのご答弁で、検討はされているというふうに受けとめさせていただきました。いずれにいたしましても、その動きが市民の皆さんに見えるような形で実施をいただくことをお願い申し上げて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 以上をもちまして山本議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

◎ 1、商業振興

1、中心市街地活性化について

まず、1点目であります。商業振興、中心市街地活性化ということで、特に商店街の関係でお伺いをします。事前にお話ししておかなければいけないのは、これはある商店主の方とお話した中で出てきたことなので、ご検討いただければという意味の質問なのですが、商店街の空き店舗対策が実施されております。助成制度も含めて滝川市の対策を評価をしておりますが、それでも廃業されていく個店件数がふえているのが実態です。1度店舗のシャッターが閉じられますと、その後の新規開業というのは非常に実は難しく、新たな試みが必要だというふうに私は考えています。事業収支の問題ではなく、後継者がいない高齢化による廃業の例も少なくないことから、市のホームページ等を活用したいいわゆる居抜きで一回もシャッターを閉じない形での事業継承者募集を商店街と協議し、実施したらどうでしょうかということ。よろしくお願ひします。

○議 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 中心市街地の空き店舗数につきましては、ことし3月末における内閣府への報告数値は35店でございまして、昨年同期に比べ4店の改善が図られているところでございます。現在空き店舗情報発信事業として、商店街振興組合連合会が中心となりまして各商店街における空き店舗データを収集し、ホームページで情報提供しているほか、商工会議所のホームページも利用し、新規出店者の募集PR、問い合わせ対応を図っているところでございます。また、新規出店に至った際には、先ほどもお話ありましたけれども、空き店舗補助事業としまして中心市街地活性化協議会による新規出店者への家賃補助支援策が実施されております。新規出店者の育成支援策についても大通商店街振興組合内に空き店舗を活用したチャレンジショップふらっとが運営されており、これまでに8店が入居し、3店が商店街内に独立開業しております。新規出店の支援につきましては、いきなり商売を始めるのではなく、チャレンジショップを活用する中で地元商店街の方々と親しくなり、商売へのアドバイスやノウハウを吸収すると同時に、独立の際には出店へのアドバイスや空き店舗の世話をしてくれるといった事業収支以外の利点が大きなポイントであると考えております。そのためには、地元商店街を初めとした新規出店者へのバックアップ体制や世話人的なコーディネーターの役割が今後の空き店舗対策において重要なことだと実感をしているところでございます。市におきましては、今年度緊急雇用創出推進事業を活用した調査事業を予定しております。その際には、現在の商店主への事業見通しの意向調査を初め、空き店舗情報発信事業のリニューアルに向けた作業を行うこととしております。その上で、居抜きによる事業継承の可能性につきましても中心市街地活性化協議会を初め、商店街振興組合連合会などと協議をする中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 検討をしていただけるということなので、前向きな答弁というふうにとらえます。ちょっとバックボーンを言っておかないと、これは再質問なので、最後は質問にしますけれども、基本的には子育て世代だとか、あるいは働き……収入、それで生活を立てるといような事業という

のは非常に難しい、数は少ないというふうに思います。私が1つ思っているのは、例えばこれを趣味と言ったら言い過ぎですが、趣味だとか生きがいを利用して移住促進、外からの移住者にもそういう門戸を広げたらどうかという考えが実はありまして、今すぐ言ってもしょうがないと思うのですけれども、そのことも議論の俎上に上げていただけるのかどうかということだけ質問ですので、伺っておきます。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今ほどのご提案といたしますか、移住定住の方々、市民の延長ということで商売をなさる方もいるのではないかとのお話でございますが、この辺についても可能性を含めて検討の中に入れていきたいというふうに考えております。

○議長 長 荒木議員。

◎2、福祉行政

1、介護保険居宅サービスについて

○荒木議員 では、2番目です。福祉行政の介護保険居宅サービスについて。市内居住者の短期入所生活介護、短期入所療養介護、いわゆるショートステイの利用実態というのはどういうふうになっているのかを伺いたいと。利用希望者と受け入れ可能数、そういう需給のバランスの視点で伺いますが、ショートステイが実態として市外の施設にどうしても連れていかざるを得ないのだというようなことをよく耳にしますので、実態がよくわからないので、その保険者の立場でお答えをいただければというふうに思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 介護保険制度の短期入所サービス、今お話ありました要介護認定を受けている方が特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険施設に短い期間に入所するサービスでございます。これによって、在宅で介護されている家族の負担軽減を図るなど要介護認定を受けている方の在宅生活を継続するためには大きな役割を担っております。しかし、一般的には希望に応じた利用ができないとか、緊急時にあきがないなど利用者のニーズに必ずしもこたえられないということも課題になっているところでございます。今ちょっとお話ありましたけれども、滝川市に居住する方のこの短期入所サービスの利用件数は平成23年度、昨年の実績では年間763件、同じ人が2回ぐらいあるかもしれませんけれども、年間で763件、そして月平均では63件となっております。これは市内、市外のこの周辺の施設全部を利用した合計数でございます。そのうち市内施設の利用件数ということで、市内施設2カ所、緑寿園特養施設と、それから老健施設すずかけの2カ所ありますが、これの先ほど月全体で63と言いましたけれども、月平均で緑寿園特養が約3件、それと老健施設で17件となっております。これに関連して、滝川市の方が利用した全部で短期入所サービスの定員、一応定員というのがありまして、全体の定員、全部の施設、定員何人あるかということで76人定員となっております。そのうち、今言ったように滝川部分の定員、特養が7人、それから老健……済みません。滝川の施設のうち特養が7人、緑寿園特養が7人、老健施設で5人の12人となっております。全体の76人定員の中の12人が滝川市の施設の定員となって

おります。短期入所サービスにつきましては、サービスの利用を申し込まれる時期、それから利用する長さ、期間、また施設側の当然あき状況などにいろいろ不確定な要素を含んでいることから、特に緊急の場合は希望される施設の入所ができないというケースがあると聞いておりますが、市内施設の利用がこのように困難な場合も近隣市町村の施設を利用いただくことで安定的な短期入所サービスの供給は可能であると考えております。滝川市も含めてこの地域、比較的人口の割には介護保険施設が多く、他の圏域よりは恵まれているかなと認識しております。

以上でございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 これちょっと余り再質問する予定なかったのですが、余りにも詳しい説明でわけがわからなくなりました、ちょっと整理したいのですけれども、答弁の中に希望に応じた利用ができない課題があるというふうにおっしゃられました。その理由をお伺いしたいのですけれども、要するに希望者に対して定員が絶対数として少ないのが理由なのか、もしくは例えば老健の老朽化で希望に合わないということなのか、その辺を伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 利用者の希望ということで聞いておりまして、確かにすずかけのほうは利用が多いです。それで入れないということがあります。それで、その理由としてはかなり新しいことも理由の一つかなということで、特養のほうについては、すずかけのほうが入れなくて市外に行くケースが多いのかなという、直接がっちり聞き込んでいるわけではないのですけれども、そういう傾向と認識しております。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○保健福祉部長 済みません。それで、希望に応じた理由ということで滝川の施設に、今言ったように比較的老健、すずかけ施設のほうは希望が多いのですけれども、なかなか入れなくて周辺市町村のほうを利用されている例が見られます。

以上でございます。

○議長 長 荒木議員。

◎3、表彰制度

1、滝川市政功労者制度について

○荒木議員 それでは、3番目に入ります。表彰制度、滝川市政功労者制度について。表彰者の選考審議会の開催に係る費用、それから表彰状や記念品等というふうに書いてありますが、市政功労者にかかわる費用全体、年間どれぐらいかかっているのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 滝川市の市政功労表彰は、条例に基づいて本市の産業経済、社会福祉、文化、体育等の各分野において発展のために貢献または尽力し、市政の推進に大きく寄与した個人または団体を表彰するもので、表彰者の選考に当たっては市長の諮問機関であります滝川市表彰者選考審議会に

諮問し、選考を行っているところでございます。市政功労表彰には功労表彰と奨励表彰があり、功労表彰者には表彰状に功労章、そして記念品、銀杯なのですけれども、そして奨励表彰者には表彰状と記念品、こちらも銀杯を贈呈しております。

ご質問のありました市政功労者制度に係る年間の費用、すべての費用についてでございますが、表彰者の数、団体の数により年度ごとにちょっと違くと、増減がございますけれども、例えば功労表彰が4名と2団体、奨励表彰1名であった昨年度、平成23年度を例にとりますと大枠で3つに分けて選考に要する審議会経費が約2万5,000円、そして表彰者への表彰状、記念品等々贈呈に要した費用が約75万6,000円、表彰式の開催、式典の開催に約10万3,000円、その他の経費を含めて総額96万5,000円、23年度においてはそういった経費の総額となっております。今後も市政の発展のためにご尽力いただいた方々に対する敬意と感謝の念を込めた表彰制度でありまして、受賞者の方々、そして市民の皆様にもご理解と納得をいただける表彰制度としていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 確認なのですが、今おっしゃられたのは表彰者というか、新たに受賞された方、団体に対する年度の費用ですよね。私が申し上げているのは、ちょっと言葉足らずだったのですが、さらに現在市政功労者をもう既に受けておられる方が例えばお亡くなりになったと。そのときに市長交際費なのですかね。要するに亡くなった功労者に対する葬儀の香典だとか、そういう費用も別途入ってくると思うのです。それはわかりませんか。それと、市政功労者は今何人おられますか。

○議長 長 それでは、答弁に少々時間がかかるようでございますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時54分

○議長 長 それでは、会議を再開をいたします。

答弁をお願いします。総務部長。

○総務部長 お待たせして申しわけございません。お亡くなりになった場合なのですけれども、弔慰金につきましては功労表彰者が3万円、奨励表彰者が2万円、そのほかに生花1万500円、弔電、弔辞合わせておおむね3万円ないし4万円程度ということでございます。

あと、今元気でいらっしゃる表彰者の数は、ちょっと区分はまだ計算できなかったのですけれども、合計で83名程度ということをお受けました。昨年の実績も今ちょっとはつきり拾えなかったのですけれども、ご了承いただければと思います。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 説明というか、事前に記載をしておかなくて申しわけなかったなというふうに思いますが、この点で最後に市長に伺います。つい実は最近、6月14日に今年度の市政功労者の発表があった。タイミングとして非常に悪いというか、反省をしておりますが、その市政功労者の方がど

うとか団体がどうかということではなくて、私はもうこの制度自体が、これは個人的な意見です。時代錯誤で、非常に市民の間でも不公平感を感じていて、しかも仮に亡くなったとしても何の市民生活にも市政運営にも困らないというふうに私は思います。この制度の継続について再考される時期に来ているのではないかというふうに私は思いますが、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 ただいまの荒木議員のご質問でございますけれども、いろいろお考えがあらうかと思えます。私としては、先ほど部長の答弁にございましたとおり、市政の発展のためにご尽力いただいた方に対して敬意と感謝の念を込めて顕彰を差し上げるというのは必要であると思っている次第でございますが、ただそのあり方が今のままでいいかどうかということを含めて今後検討してまいりたいと思えますので、議会の皆様からもいろいろなご意見をいただければと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

◎4、教育行政

1、学校関係者評価について

○荒木議員 それでは、最後です。教育行政の学校関係者評価について伺います。教育活動や運営などにつきまして、学校が行った自己評価に対する評価制度である学校関係者評価が3年目に入りました。実は、私も江陵中学校の学校関係者評価委員なのですが、その過去2年間の実施実績からこの制度に対する教育委員会としての現在の評価をどうとらえているかを伺います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

学校の教育活動について意見を述べる学校評議員の職務をより発展させるために制度として導入されました学校関係者評価制度は、学校が行う自己評価の妥当性を評価し、学校運営の改善に役立てるもので、その構成委員は保護者、地域住民、他校の教員から各校四、五名が選出されており、本制度は今年度で3年目を迎えました。学校関係者評価委員の意見をまとめた学校関係者評価書は、各学校から学校だより等で保護者、地域に公表されておりますが、制度の実施における成果といたしまして学校の自己評価を評価することを通して評価の客観性、透明性が高まったこと、家庭、地域が学校の課題と現状についての理解を深め、協力して学校経営の改善を促進する体制がつけられてきたこと、学校関係者評価委員に他校の教員を加えることで自校の学校だけではなく他の学校の教育活動にも関心を高めることにつながったことなどが挙げられます。課題としては、今後も学校は評価者に対し適切な情報の提供により努めるとともに、評価者はみずからの評価が学校の改善に有用であることを自覚し、より学校を知る努力が必要であるものと考えられます。教育委員会としましては、この関係者評価により各学校において改善すべき課題が評点化されてきたことを受け、教育委員の学校訪問等、教育委員会が各学校に対して行う個別の指導や支援専門員の派遣、学びサポーター、教育支援員の重点配備、学校の魅力づくり支援等、個別の学校に対する個別の支援によ

り力を入れていきたいものと考えております。

以上でございます。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 最後です。ちょっと教育長に伺いたいのですが、この制度を何も私は否定をしているわけでもなくて、実際に学校に行く機会も多いですし、例えば数学のチームティーチングの現状なんかもよく見させていただいて、本当に有用だというのはわかります。問題は、学校評議員制度というのは校長の諮問組織という位置づけになっていると私は思うのですけれども、これは違う位置づけなのですね。最終的にこういう学校に出入りすることによって、学校の施設的な現状だとかいろんな課題がよくわかるので、どうしても学校寄りになってしまうのです、思いが。そのこと自体は間違っていないと思うのですけれども、最終的に学校長がいろんな報告や要望やそういうことを教育委員会に何か提出する機会があるときに、それは学校関係評価者の意見も取り入れられているのだという認識があるかどうかを確認します。これが最後です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 実際に各学校からの関係者評価書が上がってきてそれを拝見しますと、評価委員の方の意見というのも当然付されて上がってまいります。特に教育環境の整備、ハード、校舎の環境整備も含めて上がってきておりますので、私どもはそれらも参考にしながら今後の教育行政の組み立てに参考にさせていただいているところであります。

○荒木議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時03分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成24年第2回滝川市議会定例会（第9日目）

平成24年 6月20日（水）

午前10時00分 開議

午後 4時50分 延会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（17名）

1番	渡辺精郎君	2番	清水雅人君
3番	水口典一君	4番	坂井英明君
5番	渡邊龍之君	7番	木下八重子君
8番	山本正信君	9番	三上裕久君
10番	堀重雄君	11番	関藤龍也君
12番	山口清悦君	13番	田村勇君
14番	井上正雄君	15番	柴田文男君
16番	荒木文一君	17番	大谷久美子君
18番	窪之内美知代君		

○欠席議員（1名）

6番 小野保之君

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	吉井裕視君
副市長	鈴木光一君	教育委員会委員長	若松重義君
総括理事	高橋賢司君	総務部長	山崎猛君
総務部参事	千田史朗君	市民生活部長	庄野雅洋君
市民生活部参事	石川雅敏君	保健福祉部長	佐々木哲君
保健福祉部次長	樋郡真澄君	経済部長	五十嵐千夏雄君
経済部次長	居林俊男君	農政部長	若山重樹君
農政部次長	中島隆宏君	農政部参事	多田幸秀君
建設部長	大平正一君	建設部技監	高瀬慎二郎君
教育部長	舘敏弘君	教育部次長	河野敏昭君
教育部指導参事	四十九院正満君	監査事務局長	堀下博正君
市立病院事務部長	鈴木靖夫君	市立病院事務部次長	田湯宏昌君

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君	次	長	菊井弘志君
書記	橋本洋衣君	書	記	村井理君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、16名であります。
欠席の申し出は、小野議員であります。遅刻の申し出は、関藤議員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において荒木議員、大谷議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
一般質問は6名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位7番目の方の質問に入ります。
質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。
木下議員の発言を許します。木下議員。
○木下議員 皆さん、おはようございます。市民クラブの木下です。私のほうからは4件の質問をいたしたいと思っております。ご答弁のほうをよろしくお願いいたします。

◎1、市民との対話によるまちづくり

1、江部乙地域の振興について

まず最初に、市民との対話によるまちづくり、江部乙地域の振興についてでございますが、ことしの4月、市民団体の呼びかけで産、学、官の有志が江部乙地区の将来像を話し合う江部乙まちづくり研究会が発足いたしました。研究会では、2年後をめどに将来ビジョンの策定を目指すようですが、一方丸加高原健康の郷を考える市民懇談会の意見や丸加高原健康の郷の再生案を考える市民組織、丸加高原再生協議会の活動との連携が不十分とも聞いております。市として、こうした市民団体の活動に対しての調整機能の役割を一本化して果たすべきと考えるが、いかがでしょうか。また、こうした市民団体への支援体制は現状どうなっているのかを伺います。

- 議 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。総務部参事。

- 総務部参事 ご答弁を申し上げます。

ただいま木下議員のおっしゃるとおり、江部乙まちづくり研究会は江部乙の地域の団体や住民、市職員、北海道工業大学や専門家などのアドバイザーも参加する中で本年4月21日に設立されたところです。この研究会につきましては、社団法人日本都市計画学会の助成を受け、2年にわたる調査事業が進められるところですが、視察会や連続フォーラムの開催、ビジョンの検討会などを経て地域資源を再確認しながら江部乙全体の将来像を共有することを目的としており、さらにその後

の取り組みにつなげていくことを目指してございます。一方、丸加高原健康の郷を考える市民会議は平成23年12月から5回開催しており、江部乙高原のあるべき姿についてこれまでさまざまなご意見をいただいております。現在は、市民有志により本年3月発足した丸加高原健康の郷再生協議会とともに連携を図りながら丸加高原の今後の方向性について検討を進めておるところでございます。

市民団体の活動に対して市の調整機能を一本化すべきというようなご質問でございますけれども、まずはそれぞれの団体の設立趣旨ですとか自主性を十分に尊重したいというふうには考えてございます。先ほど出た市民懇談会と再生協議会につきましても6月15日に市民懇談会が開催されました、再生協議会の取り組み、設立趣旨、事業計画についてご説明した中で市民懇談会から承認も得られていますので、そういう部分についてはご理解を賜りたいと考えてございます。丸加高原健康の郷を考える市民懇談会の開催結果として、丸加高原の進むべき道ですか、道が決まった際には江部乙まちづくり研究会において将来ビジョンのまとめに反映されると考えてございます。市としましても今後そのような前向きな市民活動に対して積極的に支援する考えではございますけれども、総合計画の位置づけどおり江部乙地域を一つのモデルとして地域振興が図られるよう必要に応じて市民団体と連携を図りながら行政の役割をしっかりと果たしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 木下議員。

○木下議員 江部乙地区につきましては、私も江部乙出身なものですから思い入れが強いものですから、市長を初めとしまして江部乙振興に力を注いでいただきたいと思っております。

◎2、福祉行政

1、緑寿園の譲渡について

2、子育て支援について

次の質問に移ります。次は、福祉行政、緑寿園の譲渡についてでございますが、昨年の4定で私は緑寿園の改築の見通しについて質問いたしました、当時の保健福祉部長は養護老人ホームの改築は今後施設整備とともに喫緊の課題ととらえており、できる限り早期に施設整備に向けて取り組んでまいりたいとの答弁をされました。その後の社会福祉事業団との協議の進捗状況と施設整備に向けた展望を伺います。

○議長 市長。

○市長 それでは、木下議員のご質問にお答えさせていただきますが、平成23年第4回定例会の後の協議の進捗状況ということでございますが、まずは3月には事業団、運営推進委員会の皆さんと懇談の場を設けたところでもございますし、また5月には公募の選択を含む現在の指定管理形態などについて意見交換を行わせていただきました。その際、開設後三十数年が経過した緑寿園の施設環境の改善などについてを主なテーマとして話し合われたわけでもございます。

次に、施設整備に向けた展望というところでございますけれども、こうした施設改修の必要性、そして規模、優先順位など当面の課題について整理した上で手だてを講じていく必要があるのでは

ないかと、それは強く理解しているところでもございます。昨年第4回市議会定例会において協議書の存在が取り上げられました。私のほうからも慎重に協議を継続してまいりたいとお答えしたところでもございます。これらの歩みを進める中においてもいろいろな選択肢が考えられるわけでもございまして、市民、議会の皆さんの理解を得られる形で早期に譲渡問題を解決し、施設整備についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 ただいま市長から力強い前向きな発言をいただきましたので、今後とも改築に向けてよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。次は、福祉行政の中で2番目、子育て支援についてでございます。放課後児童クラブ事業、学童クラブの利用状況と今後の拡大について伺います。学童クラブについては、本年度から時間延長が実施され、保護者が働きやすい環境の充実が図られてきたと考えられますが、今年度の利用状況について伺います。

また、北地区の学童クラブの利用者が多く、他の学童クラブを利用しているケースもあると聞いていますが、定員を超えている状況にあるのか、あわせてそうであれば今後どのような対策を考えているのか伺います。

○議長 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 それでは、お答えいたします。

学童クラブにつきましては、ご承知のとおり各小学校区1カ所、計6カ所でただいま運営しております。ことしの4月から開館時間を18時30分まで延長しておりますが、現在それぞれの学童クラブでは5名から10名程度、1割から2割の方が18時以降も利用をしている状況にございます。また、登録者数は年々増加傾向にありまして、今年度6月12日現在で総定員300名に対し287名の登録をいただいております。中でもご指摘のありました北地区につきましては、23年度は約35パーセント、20名ほどの増加があり、今年度当初では50名の定員に対し65名の登録となったところでございます。新たに利用を希望される方に対しましては、それぞれのご事情をお聞きしながら、ほかの学童クラブや留守家庭登録制度あるいは近隣の放課後子ども教室やファミリーサポートセンターのご案内などをさせていただきながらご利用いただいているところでございます。今後の対応につきましては、限られたスペースの中でどのようにより多くのご希望にこたえることができるのか、あるいは近隣の施設を活用しての学童クラブの拡大も視野に入れながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 この問題につきましては、余り定員を超えるようでありましたら、補助事業だと思われるので、道のほうにもかけ合って拡大の方向を目指していただきたいと思っております。

◎3、住宅対策

1、公営住宅の入居基準について

次の質問に移ります。3番、住宅対策、公営住宅の入居基準についてです。公営住宅には多くの入居待機者がいると思われます。あきがなくとも入居したくとも入れないといった話を耳にします。新規入居時には、収入や家族数で入居基準を満たしていてもその後のさまざまな環境の変化で基準を満たしていない現状の入居者がいるのかどうか。また、そうした入居者をチェックするシステムはあるのかどうか伺います。

○議長 建設部技監。

○建設部技監 おはようございます。現在公営住宅は、市営及び道営を合わせて21団地2,111戸を管理しております。これらの団地におきましては、建築年次の新しい団地はあき待ちとなっており、古い団地におきましてはあきが発生している状況でございます。本件に該当する基準外となった入居者につきましては、現時点においては入居している世帯があります。公営住宅法に規定する入居基準は当初入居時点における基準であり、その後収入基準、世帯構成などに変更が生じても引き続き現住所に居住することが入居時の基準を満たさなくなったとしても直ちに明け渡すまたは現条件に合う住居への住みかえをしなければならないとの規定がないため、退去の告知はしますが、強制措置はとっておりません。既に入居されている世帯の事情変更等のチェックにつきましては、法の規定に基づき毎年8月に入居者に対しまして収入申告を義務づけておりまして、入居者世帯の収入及び世帯構成などについて確認し、収入超過者などにつきましてはその収入に見合う家賃に次年度から変更しているところでございます。

以上でございます。

○議長 木下議員。

○木下議員 この入居基準につきましては、その後に持ち家を持っても大丈夫ということですね。確認したいと思います。

○議長 建設部技監。

○建設部技監 入居後に持ち家があったとしたら、それはもう基準から外れますので、退去していただくことになります。

以上でございます。

○木下議員 終わります。

○議長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 それでは、市民クラブの大谷久美子です。きょうは3件5項目7要旨について質問しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎1、福祉行政

1、滝川市立保育所について

1件目、福祉行政について、滝川市立保育所について質問いたします。滝川市には中央、東栄、二の坂の3保育所がありますが、保育士の資格所有、正規、嘱託、臨時など雇用の状況と割合についてどのようになっているのか伺います。

2つ目、職員の雇用比率、年齢構成が妥当であるかと思うか。

次、3点目は正職員と臨時職員との勤務の違いはあるのか。

4点目、保育内容は年齢によって違うと思いますが、保育指針に基づいた内容となっているのかどうか。

5点目、保育内容について保護者に周知されているかどうか。また、それはどのような方法でされているのかどうか。

6点目、職員に対する研修や保育計画作成、その他事務処理に要する時間は確保されているのかどうか。

7つ目、市立3保育所と社会福祉事業団の保育所では保育内容の違いがあるのかどうか。

以上、7点について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 それでは、お答えいたします。

まず、保育士の資格の所有でございますが、正職員はもちろんのこと、嘱託職員、それから常勤の臨時保育士はすべて保育士の資格を有しております。

職員の雇用比率、年齢構成についてでございますが、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準により、年度当初に年齢構成別の児童数に応じた適正な保育士数を配置しており、児童数に変更が生じた場合には適宜見直しをして配置をしているところでございます。職員の雇用比率につきましては、4月1日現在では正職員、嘱託職員の配置の占める割合は72パーセントとなっております。また、年齢構成については50代が28パーセント、40代が22パーセント、30代が22パーセント、20代が28パーセントとなっております。これまでも少しずつではありますが、年齢構成のバランス改善に取り組んでまいりましたが、今後も年齢の均衡が保たれるように努めてまいります。

正職員と臨時職員との勤務の違いについてでございますが、子供を実際に保育する業務で勤務する際には正職員と臨時職員が同じ保育意識を持って保育に当たっているため、その違いはございません。しかし、クラス担任や行事の計画、事務処理等は正職員が責任を持って担当しているところでございます。

保育内容は、保育指針に基づいた内容となっているかのご質問でございますが、保育の基本的事項を定めております保育指針に基づき、各保育所が子供の健康や安全を確保しつつ、年齢や発達過程に応じた保育内容、保育課程を定め、一定の保育の質を保つようにしており、独自性や創意工夫をした保育に努めております。

次に、保育内容の保護者への周知でございますが、入所申し込みの際には入所のしおりを渡しており、また入所に当たり個人面接の実施の際には保育内容について詳細を説明し、入所後には年間の保育計画、行事計画や保育所だより、保健だより等を保護者の皆さんに配付しております。また、年齢別の保育課程につきましては、保育所内に掲示をし周知を図っているところでございます。

職員の研修や保育計画作成、その他事務処理に要する時間についての確保についてでございますが、保育時間内での職員研修は困難な面があることから、勤務終了後実施している現状にあります。

事務処理につきましては、児童のお昼寝の時間に交代で処理を進め、足りない場合は勤務時間終了後に行っているのが現状でございます。保育計画作成に当たっては、それぞれの保育所において所長を中心に職員で意見を出し合い、議論をしながら地域性を生かした特色ある保育計画を作成しております。また、個別の職員研修についても適宜参加をいただき、研さんに努めているところでございます。

直営保育所と社会福祉事業団運営の保育所との保育内容の違いについてでございますが、保育の質、内容につきましては直営保育所と事業団運営の保育所の担当者が集まり、毎月1回の所長会議、調理員会議、1カ月置きに行われる看護師会議、年4回開催の主任会議の中でお互いの情報交換と共通の取り組みについて十分検討して進めていること、また保育士による自主研修会を年2回開催し、自主研さんを積んでいるところでありますので、大きな違いはないと認識しております。今後においても直営保育所と事業団運営保育所の保育内容に違いが出ないように所長会議等で情報交換等を密に行い、よりよい保育環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 保育士の資格についてであります。常勤以外の者となるとパート、子供のそのときの入所希望によって調整されるのかなと思うのですが、そういったパートの方についても免許を持っている人を入れているのかどうかということが1点。

それから、入所後いろいろ保護者に保育内容について周知されているようではございますけれども、大体どんな頻度でそういうお便り等を出されているのかどうか。

それから、保育計画や研修等については、これは多分臨職の方はそれに参加しないのかなと思うのですが、勤務終了後にしているということですが、それらはほとんどサービス残業と押さえてよろしいのかどうか質問いたします。

○議長 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 フリーパート等の臨時につきましては、保育士資格の持っている者を募集して採用しております。

それから、お便り等は月1回の発行となっております。

保育計画と研修等につきましては、時間外ということではございますが、勤務時間に受けるものについては外勤扱い等で行っておりますけれども、自主的に行われているものについては自主研修という位置づけでやっております。ただ、これにつきましては嘱託職員、正規職員ということではなく臨時職員も全部入っております。それから、サービス残業というようなことはありません。

以上でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 時間終了後、勤務終了後にするとなれば、その作業については時間保障はされていないと聞こえますけれども、そういったサービス残業はないというような報告なのでございますけれども、それでよろしいのですね。

それから、パートの方も全員そういった資格のある方を採用しているということで、その点はわ

かったのですが、その時間外にするということでもう一度確認しておきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 ただいまのご質問でございますが、自主研修につきましては保育士の皆さんが独自に研修を進めているものでございますので、こちらのほうは残業とのかかわりは出てきません。ただ、研修会については時間内で行われている研修会に参加していただいておりますので、そういう意味でサービス残業がないということでございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、保育計画の作成だとか事務処理については全部勤務時間内でされているという押さえでよろしいのかどうか。

○議長 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 保育計画等は、管理職である所長会議の中で最終的には練っていくわけなのですけれども、もしその計画を策定中に時間外が発生した場合には時間外扱いとさせていただきます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、これらについて詳しく調査してもらいたいという声が届いております。今回やっているわけですが、預けている方、働いている方が納得のいくような運営がこれからされますことを期待いたしまして、次に移りたいと思います。

◎2、住宅政策

1、公営住宅入居における規制について

次、2件目、住宅政策について。先ほど木下議員のほうからも住宅政策についてありましたが、私は違った観点で公営住宅入居における規制についてお伺いいたします。今公営住宅に入居の際はペットの飼育が禁止されております。ペットは家族であり、特に高齢者やひとり暮らしの方にとって本当に生きる喜びであり、この犬の散歩があるから自分は外に出る機会があると、歩くことができると、そういった方もいるわけです。そういう方が入居をしたいと思ったときに、やはりそこにペットは飼えないという条例がありますので大変悩んでおります。もう少しこれを去勢するなり、飼えなくなったときにはどうするかとかいろんなことを、何とか迷惑にならないような飼い方、そういうことを考えたときに、あるいは飼う方のここはペットを飼ってもいいですよというやむを得ないというか、そういう棟を指定することによってペット可能になるのではないかと思います。すけれども、今ペットは大変評価されております。ペットを同伴して泊まれる施設もありますし、そういったカフェ、レストラン、そういうのもあるし、ペット可のマンションもできております。病院や施設などでもセラピー犬というのが大いに活躍しているというのもテレビなどで報道されておりますが、現状に即した入居条件を考えることもこれからは大切なのではないかと思います。お考えを伺います。

○議長 長 建設部技監。

○建設部技監 公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸するという趣旨の

共有財産であり、適正な維持管理により公平に利用されなければならないとされております。また、入居の機会を公平に確保する必要があり、ペット飼育を容認した場合、仮に飼育者が適切な管理を行ったとしてもそこはやはり動物が嫌いな入居者とのトラブルが発生しやすい状況になると想定されます。さらに、ペットを住居内で飼育する場合、壁や畳などの内装の傷みが通常に比べて激しくなる傾向のため、退去時に発生する原状復帰に係る修繕費用が多くなり、次の入居者のための消臭、消毒を行う必要があります。これらの経費につきましては、被飼育者との公平性を考慮しますと飼育者の負担を原則とするべきではありますが、実際に円滑に徴収できるかという問題が発生します。このようなことから、現時点でペットを飼育し、制限していることにつきましては公営住宅事業者としては妥当であると判断しております。しかしながら、少子高齢化社会の進展における社会状況の変化に伴い、ペットがパートナー的存在として位置づけられておることは、今議員さん言われたことは十分認識しているところでございます。今後公営住宅法の改正や他市の取り組み状況等を踏まえながら、さらに検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 ペットを飼っていると確かに家の傷みはあります。そういうことは入居時に必ず飼育者が出る際の復元というか、そういう費用の中に入りますよということをきちんと言っておけば、その分は解消されるのかなど。ただ、周りの人の嫌悪、そういう犬が嫌いな人がうちのマンションにいと、そういう場合について困るのはよくわかるのですが、そこら辺は例えば市内統一して、ここの例えばこれからできる東町の何棟目についてはそういうことが可能だと、そういうこれからもやはりペットがパートナーとして重要だという認識をされているということであれば、今後十分検討の余地があるのかなど。そういうことで、よろしく願いいたしまして次に移らせていただきます。

◎3、教育行政

- 1、教育推進計画について
- 2、フッ化物洗口について
- 3、中学校の体育武道実施について

次、3件目、教育行政についてです。教育推進計画、少人数学級実践研究事業についてお伺いいたします。教育基本法が改正され、教育推進計画が策定されました。教育のまち滝川に大いに期待するところであります。きのう柴田議員の答弁にもありましたが、施設設備などのハード面での施策については私も高く評価しております。今後数年のうちに学校改築、給食室完備ということでは大変評価しております。しかし、ソフト面でのきのうマンパワーの育成ということでもお話ありましたけれども、ソフト面の施策では平成24年から28年までの第1期教育推進計画の中で少人数学級の実践研究事業が挙げられておりますが、これは既にこれまでずっとされていることであります。その成果についてもこれまで何度も議会の中でも報告されているわけです。この推進計画では、これまでの取り組みと少し、もう一歩進めていくと、そういうスタンスを持っていただきたいなど

思うわけです。現在あと一歩、あと2, 000万円ということで市内の小中学校全部が少人数学級に移れると、そういうことまで前回話をいただいておりますので、国や北海道の取り組みとも関連すると思いますが、今後何年間のうちにもっともっと、今の1、2年から3年、4年とずっと上がっていくのかなと思うのですが、そういう取り組みとも関連すると思いますが、この第1期教育推進計画の中でぜひとも全校実施となるように年度計画を立てて進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

少人数学級実践研究事業につきましては、国や道の制度と本市が平成20年度から独自に導入した事業により小学校は1年生から4年生まで、中学校は1年生が35人学級となっており、きめ細やかな見守りと小集団での指導に取り組んでまいりました。成果につきましては、授業や学級活動の場面で教師がより子供一人一人に応じた学習指導と生活指導ができたことがあります。また、この事業により学級の人数が平均26人の集団となり、子供たちの発表や討論場面の機会が増加してきたこと、学習につまずいている子の個別の対応ができたことなどが挙げられております。ご質問のすべての学年での実施を計画的に進めるべきとのことにつきましては、第1回定例会でも大谷議員のご質問に答弁させていただきましたが、学級を小人数に編制する指導は成果が得られておりますので、引き続き実践研究事業として実施することといたします。また、小学校5、6年生及び中学校2、3年生につきましては担任のほかにはTT指導教員、学びサポーター、退職教員活用授業講師などの人的配置を活用した複数配置での効果が高いことや学校要望なども多いことから現行どおり推進する考えであります。なお、国の35人学級の学年の拡大が計画されており、小学校は平成27年度まで、中学校は28年度までの完全実施するとのことでもありますので、教育長会などからこの実現を強く要望してまいります。本市の実践研究事業の方向性につきましては、これら国の制度にかかわる施策ですので、今後の課題と考えております。

また、空知管内の少人数学級を導入して独自に教員を採用しているのは三笠市で、平成23年度から実施されております。

以上でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 管内のところまで先に答弁いただきました。人的配置については、もうここ数年やっておりますので、これまでで実践されているという先ほどのこと、私の質問のところでもやっております。そういうのも踏まえて、なお子供たちが非常に多様化しているということから少人数学級にし、なおそういった人的配置にも力を入れていただきたい。やはり滝川市が日本一の教育のまち、そういうことを目指しているのであれば、国や道の施策を待たずして一歩先に進めたいと、そういう思いが強くなりますので、ただいまの答弁を聞きますとやはりこの5年間については市としては特別進まないのだなという感を受けますので、ぜひとも検討していただきたいことを強く要望いたします。

次、目標指標について。今回の推進計画の中で、それぞれの項目について現状のパーセントを上

げるべく目標指標が示されております。その項目については、かなり100パーセントは非常に難しいと思うわけですが、目標ですからそうやって掲げたのであろうなということは推測はされますけれども、設定の根拠とそれを達成するためにどのような手順、方策を考えているのかということをお伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 ご質問の教育推進計画の目標指標についてでございます。まず、根拠についてのご質問でございますが、今回策定に当たってはこれまでのデータ、このデータから滝川市の教育の課題、どこが弱いのか、どこが足りないのか、そこからやはり課題から見えてくるものがあるという認識で策定してございます。その課題を達成するためには、やはり数値目標が必要だということで策定しました。学校教育の例えば確かな学力、豊かな人間性、健やかな体にかかわる指標につきましては平成23年度の北海道の学力・学習状況調査、国語、算数の学力と同時に行われました学校生活、それから学習の意識、そういったものの結果をもとに策定したものでございます。目標数値を定めたものでございます。おおむね10ポイント増ということで掲げてございます。やはり現状の把握は、これまでいろいろな学校との話、市内の皆さんの関係者のお話、そういったものに基づいて課題をきちんと把握しながら進めていこうということでございます。また、社会教育施設の利用者数、これにつきましてもやはり公共施設、利用されなければ公共施設ではないという考えがございます。やはり利用者数の増という部分は目標で掲げるべきということで、過去5年間の利用実績を参考にして平成23年度の数値から目標数値を定めたところでございます。おおむね10パーセント増から30パーセント増を目指しています。また、あわせてやはり教育委員会では社会教育施設、特に美術自然史館、こども科学館、郷土館とあります。やはり子供たちが一人でも多くその施設を利用していただくと、そういった取り組みも24年度からセクションでは考えているということでございます。

達成の手順と方策についてでございます。18の重点施策を掲げてございます。5年後の目標数値を定めておまして、その重点施策の中にはご承知のとおり数多くの具体的な事業がございます。これらの推進ということで掲げてございますので、着実に進めていきたいと思っております。また、教育委員会の制度の中に一つ一つの教育事業をきちんと実施しているのかとか、その成果と課題についてきちっと自己評価を行ってございます。また、滝川市教育委員会の権限に属する事務の外部評価会議というものもございまして、学識経験者などの市民の皆さんの評価、それから意見をいただきながら点検評価結果をまとめて公表しているところでございます。そういった結果に基づいて次の年の課題、目標、そういったもので教育行政執行方針、事業に結びつけているというところでございます。やはり教育委員会では、事業の実施には数値目標なくして成果なしということで、その姿勢をきちんと明確にして、しかしながら限られた財源を活用しながら関係の皆さんとしっかりと話し合いながら進めていきたいと思っております。市長からもやはり計画をしっかり進めてほしいという言葉もいただいております。教育委員会ではしっかりやっていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 目標をきちんと定める、指標を出すということで、それに一步でも近づくために皆さん努力すると思いますので、定めたことは大変私もこれはいいなと思うわけですが、それらが達成されるような教育推進計画、これがきちんと進められていけば大変いいかなと。そのためにも先ほど言いました少人数学級を改めて考え直していただきたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたしまして、次にフッ化物洗口に移ります。

これもこの議場で何度も何度も言うておりますが、昨年度モデル校2校で実施されましたけれども、今年度からは全校実施、小学校ですね。小学校で全校実施となりました。予算も計上されました。その実施に当たって各学校との話し合いや保護者との話し合い等どのようになっているのか、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 フッ化物洗口の取り組みの状況ということでございます。平成23年度の西小学校、江部乙小学校2校のフッ化物洗口モデル校での実施、こういったものを踏まえまして現場の先生方から出された課題、意見、そういったものを整理しました。また、教頭会、校長会を通じていろんな意見が出されたところでございます。その中で、やはり各担当の役割、手順、それから薬剤の管理、そういったものを実施要領を定めて4月の初めに各学校に周知をしたところでございます。今年度実施いたします残りの小学校4校の担当者の皆さんとこれまで3月5日、4月24日と2回の連絡会議を開催したところでございます。また、教職員研修会は既に6月4日に滝川第三小、それから6月5日に滝川第一小、残る2校についても今月6月中に実施したいというふうに予定してございます。研修会では、先生方の質問に一つ一つ対応して理解をさせていただいているところでございます。また、保護者説明会につきましては7月3日から18日にかけて4校で実施する予定になってございます。2学期から各教室で担任の先生の確認のもと、子供たちのうがい練習からスタートをしまして毎週1回のフッ化物洗口を実施したいというふうに考えてございます。

進捗状況については以上でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 3月の定例議会からこういった6月、7月の説明会ということで実施要領をつかって説明してきたというふうに進んでいるのだなということはよくわかりました。

それでは、フッ化物洗口に使用されるフッ化ナトリウム、これは薬事法上劇薬ということでございます。処方どおりに溶かして濃度を1パーセント以下にすると問題ないとされておりますけれども、溶液の作成や保管に注意が必要ということであり、溶液作成は学校に任せるのではなくて薬剤師にゆだねることはできないのか。学校では傷の手当てや湿布などはしますけれども、熱が出たからといって熱冷ましを飲ませたり、そういった内服薬は使用しないことになっております。劇薬の使用については特に慎重な取り扱いが必要と思いますが、どのように考えるのか。また、保管場所の確保はどのようになっているのか伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご心配のフッ化ナトリウム試薬の取り扱いということでございます。先ほど申し上げましたやはりモデル実施をした2校からもこのフッ化ナトリウム試薬の取り扱い、それからモデル

実施であったために校内体制が確立していないねと、それから職員のそれぞれの役割をきちんとすべきではないとか、いろんな意見の中にフッ化ナトリウムの扱いというご質問がありました。薬品の取り扱いと管理につきましては、教育委員会として実際に使用する物品を教育委員会で確認をしまして、また北海道が作成しております北海道フッ化物洗口ガイドブックというのがあります、この手順に従って実施するというので、それを参考に実施要領を定めたところがございます。学校において教職員が薬剤を調整して洗口液を作成するということについては問題はないというふうに判断はしております。しかしながら、学校歯科医と学校薬剤師と協議をしておりますし、また指導、助言もいただいております。そういったものをさらに安全性を確保する目的からフッ化ナトリウム薬剤の計量、それから分包作業、これは学校薬剤師に協力をいただきます。それから、分包済みの薬剤、1包というか1包みは2グラムでございます。水道水、水で希釈しますが、それを1リットルということで、先ほど濃度1パーセント以下という話がありましたが、1リットル、1,000グラムの水に対して2グラムでございますので、0.2パーセントという希釈でございます。そういったものを簡単に溶液作成ができるよう全学校統一した方法で行うこととしたいとされているところがございます。

また、保管場所につきましては、やっぱり各学校の実情がございますが、保管に適した場所を選定しております。また、保管方法につきましては昨年度実施のモデル校にも整備済みでございますが、かぎつきの保管庫をきちんと整備いたしまして、この保管庫により適切に保管していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 ガイドブックに従って分包されたフッ化ナトリウムを水1リットルで割ると問題がないということですが、それでもなおそれを扱う教職員、管理職も含めてですけれども、そのことに対してやはり薬ですから非常に不安を持っていると。そういうことであれば、できれば学校でなくて歯科医のもとでやってほしいということですが、条例の中では学校ですることには意義があるという文章も書かれておりますので、それはやむを得ないのかなと思うのですけれども、そのフッ化液、それについては何とか薬剤師のもとでやって届けてもらう方法等を考えられないのかどうかということでもう一度伺いいたします。これに基づいてやれば問題ないからいいよという説明に聞こえましたが、薬剤師に頼むことはできないのかどうかという点でお願いします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 教育委員会といたしましても薬剤師会さんとお話を重ねてきました。やはりその部分についてはご協力は得られないということがございますが、先ほど申し上げましたとお薬という部分での分包作業とか、そういった部分での協力は本当にいただけるということでもございましたので、それ以降についてはきちんとこの手順に従ってやっていくということで進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 日常的に薬剤にかかわっている薬剤師の方が何ともないよというのと、それによって

子供たちがもしか何かのときにどうするのだろうという思いというか、学校側、させる側の意識というのがかなり違うと思うのです。ですから、その中で学校薬剤師という視点になると人的に足りない、大変と思うのですけれども、今調剤薬局等もたくさんありますので、そういうのもあわせてなおご検討いただければと思いますので、そのことを要望して次に移りたいと思います。

次、中学校の体育武道実施についてです。今回武道実施に伴って、安全対策用具としてヘッドギアの購入が計上されております。そこで、前回も申しましたけれども、柔道着の購入についても検討されるべきではないか。3月議会の答弁では、高校に行っても使用するし、自分の体に合ったもの、またきのうの関藤議員の答弁の中でもそういった体に合ったものというお話がございましたけれども、中学1年生で買って高校生になって体格が非常に変化する時期となれば、合ったものというのを優先して考えると2回も買わなければいけない。6年間も使用するのは無理な場合が多いのではないのでしょうか。また、この着用時間、きのうちょっと10時間ぐらいというお話もありましたけれども、礼儀や柔道の歴史など等も学ぶと。その時間は柔道着の着用が要らないのかなと思うのですけれども、わずかな時間の中で購入しなければならないほどの時間なのかどうか。どのぐらいの時間なのか、もう一度確認したいということと中学校でどうしても購入しなければならない。今就学援助の家庭については助成される、就学援助ぎりぎりの家庭もいっぱいいるわけです。もし余裕があって自分で買う家庭については、それはそれでいいと。ただ、やはり何時間しかしないものであれば、例えばバスケットのチーム分けのランニングみたいな、ああいうのもみんな学校で置いているわけですよね。そういった形で、全員用意するとなると大変だと思いますが、その授業の時間のもの、大、中、小そろえてその中から選んで着用できると、そういうような形もとれますし、素肌に着るわけではないですから、下着、ジャージ等を着て着るとなれば洗濯をしてお返しすればそれで何とかできるのでないかと思っておりますので、少しでも負担軽減をするという意味から学校に柔道着を準備できないかということをお伺いします。

○議長 教育部長。

○教育部長 柔道着のご質問でございます。安全で効果的な柔道授業、これを実施するためには議員さんもお承知のとおり柔道着が必要ということは間違いのないところでありますが、やはり生徒の技能の習熟の程度に合わせたこれから段階的な指導を行っていくということでございます。この技能にやはり柔道着は直結するということから、安全な授業を行う上でも必要ではないかと、また大切な用具であるというふうに考えておりますが、ご質問の個人負担ということでございます。やはり教育委員会としては個々の生徒の体格に合った柔道着の着用、これを学校で用意したもの、例えばS、M、L、LLとかXLとか、十分に用意すればよろしいのでしょうかけれども、やはり不特定多数が着用するというので、これが大きな問題ではありませんが、衛生的な問題、それから柔道着についてはやっぱり教育委員会としては今の考えとしては個人負担でお願いしたいというふうに考えてございます。また、ご質問の成長期にある中学生、高校生、こういった段階ではやはり柔道着を買い換えなければならない場合もあるかもしれません。やっぱり安全な武道の授業実施のためには、そういったことも教育委員会としてはご負担いただきたいというふうに考えてもございます。また、礼儀とか何かの授業もやはり柔道着を着用して礼儀を学ぶ、それが一貫した柔道の授業につ

ながっていくのではないかなというふうに考えてございます。また、授業時数についてはおおむね10時間前後ということで、最大14時間ということでございます。座学も2時間ぐらい、実技も8時間程度、試合形式は1時間、4時間ということで計画は組んでございますが、やはり習熟の程度によってそれを進めていくということで安全に対してはしっかりやっていきたいとは思っています。

ほかの全道の各市の状況も私ども調べてございます。やはり柔道を選択する市の教育委員会が多いということの中で、就学援助についてはそのぎりぎりのラインという部分は、これは柔道着でなくてもほかの部分もおありかと思えます。柔道着の就学援助制度を設定しているのは、全道を調べてみますと滝川市を含めて3市ということで、やはりそういった中でほかよりもしっかりと支援しているということがございますので、その辺やはり保護者の皆さんのご負担もおありかと思えます。その辺ちょっと理解してやっていただきたいなと思っています。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 これまでも学校でいろいろ子供たちが使う教材等、給食費も含めて非常に高額になっておりますことから、父母が負担軽減を求めるという声はだんだん強くなっていくと思えますが、今回この柔道着をまた購入しなければならないと。これは、普通スキー用具などと違って学校以外ではほとんど使わないという子供さんが多いのかなと。それをそのまま利用して、また自分の趣味に発展して利用する方は、それはそれでもっと高価なものでも何ぼでも買えばいいのだけれども、そういうことから多分保護者からブーイングが噴き上がるのかなと、そういうことは予想されますが、今年度の経過を見て今後も検討していただければと思います。

それでは、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

坂井議員の発言を許します。坂井議員。

○坂井議員 新政会の坂井英明でございます。今回私は6件10項目15要旨の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎1、市政運営の基本的な考え方

1、滝川市総合計画について

2、今後のまちづくりについて

まず、1件目の市政運営の基本的な考え方でございます。総合計画、これが今年度でき上がったわけでございます。その総合計画についてですが、これは今後10年間における基本構想の重要な1年目となるわけです。その総合計画の中で市長は、今後の滝川市における課題、取り組むべきこととして目先の想定される課題にしっかりと対応する、人口、雇用など安定した持続的な対応を行っていくといったような方針がございしますが、具体的にどんな対策をいつまで行うといったようなお考えがあるのかどうかを伺います。

○議長 長 坂井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、坂井議員のただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思えますが、市民会議、そして議会の特別委員会の皆様の慎重なご審議をいただきまして、今後10年間の滝川

市の指針となります。滝川市総合計画ができ上がり、本年4月からスタートとなったわけでございます。坂井議員もご承知のとおり、総合計画は目指すべき将来像とその実現に向けた取り組みの方向性を示したもので、10年先までの具体的な事業を定めることは困難なところから、社会経済情勢や財政見通しなどを踏まえ、目標を達成するための具体事業については実行計画を作成して毎年度ローリングしていくという考えであります。24年度事業につきましては、市政執行方針に盛り込みましたが、25年度以降の具体事業はことしの秋ころから各所管の意見、財源、市民ニーズを総合的に判断しながら施策事業を協議していきたいと考えております。地方交付税や国庫補助制度など今後どういう状況になるかわからない中で、現時点で25年度以降の具体事業はこれとこれですと言える状況にはありませんが、施設の改修や集約、業務の広域連携、経常経費の見直し、仕事のやり方の見直しなど、さらなる民間コスト意識を持って検討するよう指示しているところであります。法的な制限があったり、見直しに時間を要するもの、他市町や団体との調整を要するものなど一気に見直しできないものもありますが、市民のため、滝川のために刷新すべきと思われるものは引き続き見直しをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の2番目に移ります。同じく総合計画の中で、今後のまちづくりについてですが、直面する人口減少や少子高齢化などの課題に対応していかなければならないということは必要不可欠であると、私もそのとおりだと思います。そのような中で、将来にわたって維持発展するということはどのようなイメージでとらえたらいいのか。私のイメージする維持発展というのは、人口が減っていくというよりも人口がふえていって、産業がふえていってというようなイメージがあるのですが、今回の総合計画ではそのような感じではないというふうに見えますので、ちょっとそういったところのイメージをお聞かせいただきたい。

以上です。

○議長 長 総務部参事。

○総務部参事 今の坂井議員さんのご質問にご答弁させていただきます。

今後の人口推計を見ても人口の減少、少子高齢化は滝川市のみならず、全国的に見ても同様な状況でありますことから、まず人口減少について、少子高齢化については事実として認識する必要があると考えてございます。しかしながら、こういうような予想の中でも市民の皆さんが滝川に住んでよかった、他の地域の人たちも滝川に行ってみたい、住んでみたいと言われるようなまちづくりを目指すべきだというふうにご考えてございます。確かに人口減少、人がふえればいい、産業がふえればいいということは、今回の総合計画の中では明確には書かれていませんけれども、総合計画の基本構想がありましてその基本計画がございます。実施計画があって、それを一つ一つ積み重ねていくことが最後総合計画の目標を達成することだと考えております。例えば今月行われた菜の花まつりですけれども、結果的に見ればいろいろ課題はあったものの、延べ9日間で4万4,000の方が来場されたという報道もありました。例えばこのイベント一つとっても菜の花を作付してくれた農業者の方が汗をかいて、祭りを企画してくれる各団体、個人の方が汗をかき、交通機

関やタクシーの方、出店している皆さんが協力していただいて、ことしは横綱白鵬関が来られて札幌大通地下歩行空間でPRしてくれたり、ユー 스트リーム放送やフェイスブックでPRしてくれる応援団もいらっしゃいました。また、200円の買い物券を使える店として商店街の皆さんもご協力いただきました。1つのイベントに実に多くの市民の方が、そして応援団がかかわってくれた成果だと考えてございます。こういった動きを期待しつつ、総合計画や市政執行方針の中ではまちづくりは行政だけでは進められるものではなく、市民、団体、企業、行政がスクラムを組んで総力を挙げて取り組んでいく姿勢が重要だということを位置づけさせていただきました。滝川は自然、農産物、文化、歴史、それを支える人材など数多くの地域資源があります。市民、団体、企業、行政が熱意を持って1つのことに向かって進んでいけば、それを応援してくれる人たちが必ず出てくると思っております。そういうまちづくりを目指していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、再質問をさせていただきます。

今回この総合計画、すばらしい計画を今後なし遂げた後またはなし遂げている最中の人口や財政の計画、その他もろもろが反映されていないのではないかというふうに私は考えます。今回の計画が達成した暁にはこんなイメージのまちになるのですよと、逆にこれが達成されなかったとき、最悪こういったふうになってしまうのですよと、だから市民の皆さん一緒にこの計画を頑張って達成しましょうといったようなものを市民に対して今後示す予定とか、そういうお考えはあるのかどうか伺います。

○議長 長 ちょっと確認をさせていただきますが、今の質問は今後のまちづくりのまだ先ほどの続きというふうに押さえてよろしいですか。

○坂井議員 はい。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどもお答えしましたとおり、10年後を見越した中での計画ではございます。ただ、そのまちがどうなるかということはそこに書いてあるとおりのイメージのまちでございまして、なるかならないかというのは確かにわからないところはありますが、ならなかったからこんなまちになるというマイナスの要素のところは全く今は考えておりません。ただ、それは皆さんをもって実現すれば、私のいつも申し上げております世界に誇れる田園都市滝川をつくり上げれば、このような総合計画はなし得ることもできると、そのように思っておりますので、マイナスイメージを市民の皆さんに発信するつもりは全くございませんし、夢に向かって走りましょうというメッセージを常に送り続けていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 ありがとうございます。この計画は、役所の職員だけではなく市民も巻き込んでこそ計画だと私は思っております。今市長がおっしゃったように市長の強いリーダーシップのもと、ぜひとも総合計画をよりよいものにするために私どもも含めてともども汗をかいて頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

◎2、財政施策

1、財政見通しと戦略について

2、基金の繰入について

次の質問に移ります。財政施策でございます。これも総合計画の中で、国勢調査をもとにした人口の見通しですが、特に15歳から64歳の生産年齢人口を見た中で平成22年2万6,104人に対しまして直近の平成27年の推計を見ると2万2,733人とマイナス12.9パーセントというふうになっております。一方、財政見通しですが、これは市税の見込みに関してなのですが、平成22年43億6,800万円、これは約ですが、に対しまして平成27年の見込みは約40億円とマイナス8.4パーセントというふうに見受けられます。この乖離部分は、市長の総合計画には載せていない何か戦略あるいは秘策があるのではないかと、そういうふうに期待するところではありますが、何かそういったものがあるのかどうか、あればお聞かせください。お願いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 財政見通しと戦略についてのご質問をいただきました。総合計画の人口推計については、議員さんおっしゃるように国勢調査のデータをもとに推計したものでございます。15歳から64歳というお話がございましたけれども、全体、平成22年度の全人口で見ますと4万3,000、ちなみにちょっと数字的に答弁で用意させていただいているのが平成32年までの部分での比較ということでお答えさせていただきたいと思っております。全人口でいきますと4万3,170人が平成32年には3万7,299人で減少率は13.6パーセントと。議員さんおっしゃった15歳から64歳までの生産年齢人口に着目しますと、平成32年対比でいくと減少率は23.8パーセントと。一方、市税につきましては議員さんからお話ありましたように減少率がちょっと連動していないと。それは、固定資産税など直接人口が反映されないものも含まれていると。平成22年度に確かに43億6,800万円、これが平成32年度には36億3,400万円に減少すると見込んでおりまして、減少率は16.8パーセントということでございます。その推計方法なのですが、人口対比ということではなくて税目ごとに推計しておりまして、市民税については20歳以上の人口推計を基準に推計しております。また、固定資産税については実績から土地を毎年4パーセントの減、そして建物は3年置きに8パーセントの減、そして償却資産については毎年3パーセントの減、そういった形で推計したものでありまして、議員さんのおっしゃる残念ながら秘策とかということでは推計になっておりませんので、特に特別な要因はないということをご理解いただきたいと思います。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 私の思い過ごしでした。

次の質問に移らせていただきます。前田市長は平成24年度の市政執行方針の中で、昨今の国内外における厳しい経済状況の中で持続的にまちが発展するためには、現在直面する困難な状況を成長する機会としてとらえ、新しい滝川市の創造につなげていきたいとの運営方針があります。私もそのとおりと考えます。その中で、知恵と力を出し合って新しい滝川の創造につなげていきたいと

ありますが、この創造とはどのようなものなのでしょう。52年ぶりの民間出身の市長、現状の打破をうたい、刷新という言葉掲げて当選された前田市長らしい言葉だと思います。従来の市政にはない新しいものをお考えでしたら教えていただきたいのですが、ぜひ私も知恵と力を出し、ともに汗をかき、よりよい滝川をつくっていきたくて考えておりますので、どうぞ考えをお聞かせください。お願いいたします。

○議長 市長。

○市長 ただいま大変温かいご質問をいただいたかと、そのように思っている次第でもございますが、先ほどの質問にも関連いたしますけれども、市民、団体、企業、行政が総力を挙げて住みたい、住んでよかったと言えるまち滝川を築き上げていくことが創造につながっていくと考えております。まだまだ滝川市が抱える懸案事項は山積しています。しかしながら、まずは市民の皆さんの知恵やお力をおかりして市政執行方針に掲げた事業を着実に実行していくことが重要だと考えております。前例にとらわれることなく、何が市民のためになるか、滝川市のためになるかを考えながら、市民の皆様知恵と力をかりながら協働のまちづくり、夢と希望が持てるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。私も一生懸命汗をかいていきたくて思いますので、坂井議員もよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 坂井議員。

○坂井議員 頑張ります。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。基金の繰り入れでございます。今年度予算において基金から本会計への繰り入れがありました。これにつきましては、3月の第1回定例会で山口議員からの代表質問で答弁をいただきました。理由は理解するところでありますけれども、予算編成段階において今年度のような事案があった際に、またなかったとしても基金を繰り入れての予算づくりを今後行う見通しなのか、また歳出をもとにした予算編成の考え方なのでしょうか。収入の範囲内で支出の予算を組むというものではないかと私は考えるのですが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 基金の繰入について答弁させていただきます。

基金には、特定目的のために積み立てをしている目的基金と収入不足を補填する基金がございます。目的基金は、その目的をする事業の達成のために繰り入れをするものでございまして、ご存じのとおり平成24年度予算ではごみ処理施設建設事業費積立基金や施設整備政策基金などの繰り入れを見込んでおります。今後とも滝川第三小学校の改築など大型建設事業を予定しているところでありまして、それぞれの目的に応じて活用していきたいというふうに考えております。一方、収支不足の補填を補う財政調整的な基金については、突発的なことにも対応できるよう一定程度の保有が必要だと考えております。平成24年度予算では、財政調整基金からの繰り入れも見込んでおりますが、平成23年度の第5号補正、3月議会で1億円を積み立てる補正をしておりまして、基金の保有に努めているところでございます。引き続き厳しい財政状況にありますが、地場産業の活性

化も考慮し、建設事業も一定額確保することも必要だと考えております。限られた予算ではありますが、緊急度、重要度から事業を取捨選択した上で基金も活用しながら効果のある予算編成を行っていきたいというふうに考えております。目的基金については、目的に沿った形で当初から予算に組み込むということにはなってくると思いますし、財政調整基金についても今お話ししたように取捨選択等の中で必要とあれば当然予算編成の中にも活用させていただきたいと。余裕があれば当然繰り入れない中での予算というものも十分に検討させていただきたいというふうには考えております。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 身の丈に合った予算編成づくりを今後も期待して、次の質問に移ります。

◎3、観光行政

- 1、観光資源について
- 2、観光協会について
- 3、広域化の検討について

観光行政、観光資源についてです。滝川の魅力ある観光資源の発信はどのように行っているでしょうか。また、今後の戦略があればお聞かせください。お願いいたします。

○議 長 経済部長。

○経済部長 観光情報の発信についてのご質問でございますけれども、滝川の観光資源につきましては滝川市観光振興計画に示したとおり花と自然景観、地域の食の魅力アップ、体験型観光の3つと考えております。菜の花まつりが先日大好評のうちに終了いたしました。実際に来ていただくことにより風景とマッチした鮮やかな黄色を感じていただくことができ、またテレビ報道の効果もありまして菜花を使用した料理ですとか、あるいはお菓子を求めに市外から多くのお客様が訪れたところでございます。このように実際に滝川市に来ないと見られない、味わえない、体験できないということを多くの市民や団体の皆様と連携しましてイベントの開催、特産品開発、体験メニューの充実などに取り組みながら観光協会と連携をいたしましてホームページ、観光パンフレット、観光大使の活用などマスコミへのPRを通じまして発信しているところでございます。最近では、観光協会と連携をいたしましてフェイスブックあるいはブログ、こういったものによる発信も行っているほか、そういったツールを日ごろより使用している市民や関係者を通じて情報が広がっているところでございます。今回の菜の花まつりでは、札幌及び近郊都市で24万5,000部発行しております毎週道新夕刊と一緒に配布されます「オントナ」という冊子がありまして、こういったものにも記事を掲載しております。また、道営競馬での滝川の菜の花に関したたきかわ菜の花特別というレースが5月30日に発走しまして、その際にも菜の花まつりのPRをいただきました。また、そのほか空知夢創造研究会の協力をいただきましてインターネットを通じたリアルタイムの菜の花まつりの映像放送、実況中継でございまして、こういったことなどにも取り組みまして積極的に新たな方法を取り入れながら情報発信に努めたところでございます。今後もホームページ、観光パンフレット、マスコミへのPRを基本に積極的に機会をとらえながらさまざまな手法で

情報発信してまいりたいというふうに考えております。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 部長の今ご答弁いただいた現在の情報発信ということは理解したのですが、今後の戦略ということで、従来のままやっていくというような今答弁だったと思うのですが、何かほかに考えていることですか、行おうとしていることというのは何かあるのか、現状のままとりあえずは行っていくのですよということなのか、その1点をお聞かせください。

○議 長 経済部長。

○経済部長 現状と申しますか、イベントごとにさまざまな、先ほども答弁いたしましたけれども、さまざまな新しい発信手法を用いまして、なるべく多くの皆さんに情報発信できるようにPR方法を考えて広げていきたいというふうに考えております。また、観光振興計画でも12の戦略と、具体策というところで横綱白鵬関の活用、情報発信とターゲットの重点化、口コミ情報の発信という方針が示されておりまして、これらに基づきましてさまざまな手法を検討して実施していくこととございます。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 そういった中で、観光客を呼び込むということは今後も必至になるのかなというふうに思います。昨今、東アジア圏、特に中国における北海道の人気が高いというようなことは私は聞いたことあるのですが、その裏づけといたしまして先日の一部新聞報道でもありましたけれども、中国系の航空会社が新千歳空港への相次ぐ乗り入れを増便または復活しているという報道がございました。また、ほかにも複数のLCC、格安航空会社が参入を計画しているとの報道があります。きのうの市長のお話でも旭川空港でもLCCを誘致していますよといったようなお話があった中で、今後はやはり北海道は道内外、国外から今まで以上に観光客の増加が予想されると私は思います。そういった中で、これも報道によるところなのですが、テレビ、新聞などでは中国へ各自治体が出向いていろいろなPRを行っているというような記事もよく見受けられます。きのう五十嵐部長の関藤議員に対する答弁の中で、広東省へツアーの募集を行っているといったようなことも行っているようですが、実際私その言葉というのはきのう初めて聞いたものですからちょっとわからなかったのですが、そういったことも含めてPRと申しますか、行う予定がある、行っていく、また今回中国向け、外国向けにはそれ一本で終わるのですよといったような今後のそっちへの戦略というのとは何かお考えがあるのかどうか、その辺ももしあればお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまのご質問でございますけれども、中国、東アジア、確かにこれから大きな観光客を誘致するマーケットになると、私もそのように考えておりますし、昨日の関藤議員のご質問にお答えしたとおり、いろいろなさまざまな方策を通じて検討し、推進しているところであります。ただ、そのPR等々いろんな手段が考えられますので、滝川に今国際交流員、中国の方が来ていただいておりますので、そういう中国語に訳したものの等々を使いながら、インターネットもやはり今は中国でもかなり広がっているようでございますので、それらを利用するとさまざまなメディアまたはそういういろんなものを使った中でPRも考えていきたいと思っております。そしてまた、

許されることならば私自身も中国、東南アジアのほうに出向いてPRするぐらいの意気込みを持っていきたいなど、そのような考えを持っておりますが、あくまでもこれは個人的な考えでございます。今後幅広く庁内、そして議員の皆様とご相談申し上げながらそのPR方法等も考えていきたいと思っておりますので、いろいろとご指導いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 今後の成果に期待します。

それでは、2番目、観光協会について。これは、先ほど部長からの答弁でも一部もう出てしまったのですが、観光協会との連携について伺います。特に観光協会、今年度から新体制になりましたけれども、そこと行政との役割について伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 観光協会との役割分担というご質問でございますけれども、4月に観光協会の総会が行われまして会長など一部の役員、事務局長がかわりました。これによって行政と観光協会の役割は変わったかといいますと、これまでどおり役割分担については変わらないというふうに考えております。その役割分担につきましては、平成23年第3回定例会でご答弁を申し上げたとおりでございますが、行政の役割は観光施設の整備、管理、情報発信など観光事業を進めるための基盤や環境づくりであるというふうに考えております。観光協会につきましては、イベントを含む観光事業、特産品の普及啓発、誘客促進のPR活動、観光関連事業者の研修などを展開する実施団体であるというふうに考えております。しかしながら、観光事業の推進に当たりましては、定期的に情報交換をしましてそれぞれの役割を踏まえながら連携、協力による効果的な推進方法を組み立てて進めていくというふうに考えております。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それを踏まえまして、次の質問に移らせていただきます。

観光協会の主催する事業というのは具体的にどのようなものがあるのでしょうか。また、そのような事業と行政のかかわりに関してどのように行っているかを質問いたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 イベント事業におきましては行政、観光協会だけではなく、さまざまな市民団体にも加わっていただきまして実行委員会を組織し、イベントを実施しております。実行委員会には総務、広報、出店、会場設営、イベントなどの各部会を置きましてそれぞれに役割と責任は持っていただき、必要に応じ各部会間の情報共有、調整を図りながら各部会が受け持つ事業を行っていただいております。分担によりイベントの内容がスタッフ全員に認識されず、お客様に答えられないことがあったために今回の菜の花まつりでは毎朝部会長による朝礼を行い、情報共有を徹底したほか、総務部会に行政、観光協会が加わり、全体の調整や各部会で手が回らない部分のサポートを行ってまいりました。観光事業は行政、観光協会だけで行うものではないと考えておまして、行政や観光協会がともに裏方となって市民参加による市民主体の祭りがスムーズに実施できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 済みません。私、先ほど質問をした観光協会の主な主催事業という答弁をいただいていないのかなと、このように思いますので、もう一度お願いいたします。

○議 長 経済部長。

○経済部長 観光協会の主催事業と、自主事業ということでございますけれども、菜の花まつりですとか、これも観光協会の中に実行委員会を設置をいたしまして観光協会が実施した事業ということでございます。それと、冬のたきかわ冬まつりでございます。それと、あとは自主事業といえますか、物産振興とかそういったボランティア団体の「つう・フレンド」の活動支援ですとか、あるいは観光協会独自にイベントPRとか、そういったさまざまな事業を展開しているところでございます。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 今後そういった観光協会、それと行政がしっかりと役割分担をした中で1足す1は3にでも4にでもなるように相乗効果を持ったイベントや何かというのを期待して次の質問に移らせていただきます。

3番、広域化の検討について。これに関して、先日関藤議員の質問でお答えいただいたわけなのですが、その答弁の中でやはり私は広域化というのはスピードが大切だと思っております。その答弁の中で具体例といえますか、いつまでどのように進めていくおつもりがあるか、もしあればお聞かせください。あれば結構です。

○議 長 市長。

○市 長 観光協会がある周辺市町村はいろいろあると思います。そして、その広域化というものもどの範囲をとらえて広域化というのかという問題もあろうかと思っております。そういう意味では、いつどこまでというのはなかなか難しい判断が必要だと思っております。そしてまた、例えば隣の砂川市とやるのはすごく簡単なことです。それをではあしたやりますということは、話し合いをして協議することはあしたからできます。ただ、どのような戦略を持ってどのような形で観光誘致を広げていくかということになりますと、さまざまな広域の枠組みがあろうかと思っております。それをしっかりと考えてから行いたいと思っておりますので、いつどこまでという期限を今聞かれてもなかなか難しいものだろうと思っておりますが、おっしゃるとおりスピード感が必要であるというのは私も十分自覚をしておりますので、スピード感を持ってそれらを早急に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 坂井議員。

◎4、国際交流

1、国際交流員について

○坂井議員 それでは、次の質問です。国際交流、国際交流員についてですが、国際交流員の役割と行政のかかわりについて質問いたします。

○議 長 総務部参事。

○総務部参事 既に坂井議員さんもお存じのとおり、当市の国際交流員については総務省、外務省、文部科学省が共同実施している語学指導等を行う外国青年招致事業、通称JETプログラムの活用において当市が採用していることから、3名の国際交流員につきましては当市の職員であるということをおまづご理解いただきたいと思ひます。それを踏まえて、国際交流員には大きく分けて5つの役割として、1つ目として国際交流事業などのイベントの企画立案、2つ目として外国からの訪問客の通訳、案内等の対応、3つ目として外国語刊行物の翻訳、監修等、4つ目として保育所や小中学校、高校、地域住民への語学指導、外国語文化理解の促進、5つ目として地域在住外国人の生活支援などを担っていただいております。

以上でございます。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 今の答弁に対してなのですが、それでは滝川市の考え方というか、今現在行っている国際交流員の役割としては、どちらかというとい内向きといいますか、市内へ向けた活動が主だということによろしいのでしょうか。もしそうだとすれば、可能であれば私はせつかくそういった人材が来ているわけですから外へ向けた活動、交流というのができないものなのかどうか。広報活動ですね。将来的には母国へ出張しての観光誘致や何か、そういったことも業務として考えられないものなのかどうかをお伺いいたします。

○議 長 総務部参事。

○総務部参事 今の外向けの仕事ということでご答弁させていただきます。

これまでの国際交流員につきましては、地域の国際化の進展に力点を置いてまいりましたけれども、昨年度の第2回定例会でアジアをターゲットとした国際交流、国際観光に力を入れていきたいとお答えさせていただいております。先ほど市長もご答弁させていただきましたけれども、それを体現する形で中国からの国際交流員を4月から配置しております。従来から配置されている英語圏の国際交流とあわせて、まずは当市の受け入れ態勢づくりに活躍してもらっているところでございます。また、モンゴルからの国際交流員につきましても横綱白鵬関の願いをかなえるという目的で配置をしたのですが、先日もモンゴル、現地のほうに市内農業者の皆さんと農業指導に随行するなど、その目的を十二分に発揮して新聞等のメディアでも当市の情報発信に大きく貢献していただいているところでございます。ますますボーダーレス化する国際社会を見据えて今後も積極的に、そして効果的に当市の情報発信、外客誘致など国際交流員に活躍していただいで当市の発展を目指してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 今答弁で、今後はそういったことも行っていただけるものというふうに私は理解しました。滝川市には国際交流課、商業観光課、国際交流協会、観光協会などさまざまな私はこまがそろっていると思ひます。そういったものを上手にうまく有効的に使っていただいで、今後の観光のさらなる発展に結びつけていただきたいということで次の質問に移らせていただきます。

◎5、福祉行政

1、生活扶助について

5番目、福祉行政についてでございます。生活扶助ですが、ことし1月に札幌市白石区で起きた姉妹の痛ましい死亡事故ですが、同じようなことが起こらないために滝川市として相談体制の強化など、そういった対策について何か行っていることがあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 本市では、生活相談のために来所された方に対して、ほぼ面接相談員2人体制にて水道やガスなどのライフラインの状況なども含めて相談者の生活状況を把握した上で他法他施策、他の法律や他の施策の活用についての助言や生活保護制度について十分な説明を行いながら保護申請の意思の確認を行っております、現状は。また、生活困窮者の把握につきましては民生委員、児童委員さんとの連携や地域包括支援センターあるいは家庭児童相談室等の関係機関、セクションとの情報を共有し、対応しているところでございます。今お話ありましたように札幌市白石区での事故も踏まえ、さらなる面接相談員の資質の向上を目指すとともに、今後も生活保護実施要領に基づき適切な面接相談や生活保護の実施に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、2番目の質問です。最近さまざまなメディアで生活保護受給者が210万人を超えたと、戦後最大を更新中だというような報道が取りざたされております。そういった中で注目されるのが健康で働くことのできる人に対して、その割合が特にふえているといったような報道が多く見受けられます。滝川市においてもそれは例外ではないと思っておりますので、そういった方々についての対応をどのように行っているかをお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、生活保護を受給されている方で疾病などの阻害要因がなく稼働能力がある方に対しては、求人情報の提供や就職活動に際しての事前指導、そしてハローワークへの同行などを行う就労支援プログラムという、こういう事業を実施しております。さらに、もっときめ細かい指導や援助が必要な方には今度はハローワークと共同で実施している福祉から就労支援事業、こういうものを活用しましてハローワークの担当職員から直接指導や求人情報の提供を受けてもらっております。こういうことをやってきているのですけれども、今後民間の職業紹介業者の活用も検討して、より充実した就労指導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 今部長がおっしゃったような、そういった対応をとられた中で実際効果があったのかどうか。実際そういうことをやられて復職されたといえますか、社会復帰された方というのは実際何人ぐらいいらっしゃるのかどうか、わかる範囲でお願いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 その年にもよりますし、いろいろ状況にもよりますけれども、5人でございます、最近の話。10人までっていないのですけれども……という話は聞いております。それと、先ほど民間職業紹介ということで、そういう道にも道を広げておまして、今旭川にあるそういう紹介所のほうにも1件紹介済みで今働きをかけております。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 私、今こういった福祉行政、特に生活保護に関して今回一般質問をするに当たり、いろいろ実際に生活保護を受けられている方ともお話ししましたし、行政の実際の担当者ともお話しさせていただきましたけれども、滝川市はほかの市町村と比べたわけではないのですが、しっかりとやることはやっているなというふうには感じました。だからこそ私が思うのは、市民に向けてこういったことを今やっているのですよということを周知といいますか、あえて外に向けて発信することによりまして世間で言われている不公平感、こういった是正にもつながり、ひいては納税率の向上にもつながるのではないかなというふうに思いますので、これが可能かどうかはちょっとわからないのですが、しっかりとやることはやっている、本当に私はそう感じましたので、今後そういったことを何か機会があれば市民に向けて発信する機会をつくっていただきたいと、そのように思います。

◎6、広域行政

1、震災がれき受け入れについて

次の質問です。最後といいますか、6番、広域行政、震災がれき受け入れについて。ことし3月の定例会で前田市長が中・北空知廃棄物処理広域連合の施設建設負担金に係る補正予算における質疑の中で答弁した内容について、その後の検討、進捗状況についてお伺いいたします。

○議長 長 市民生活部参事。

○市民生活部参事 ただいまの質問にお答えいたします。

震災がれき受け入れ可否に関する議論の進捗状況についてですが、本年4月20日に中・北空知廃棄物処理広域連合会議が開催され、構成自治体の首長の皆さんが集まり、災害廃棄物の受け入れに関する意見交換を行いました。意見交換の結果、まず第1には受け入れ要請のある災害廃棄物が住民に対して安全、安心なものであり、それが具体的な根拠を持って示せるものであるのか、第2に現在建設中の焼却炉の処理能力に対して構成市町のごみ処理以外に災害廃棄物を受け入れることができる容量的な余力があるのか、こうしたことが総合的に判断できる状況が整った段階で改めて議論が必要ということで意見交換を終えております。したがって、現段階ではまだこれらの詳細について判断はできる状況が整っていないことから、当面中・北空知廃棄物処理広域連合において災害廃棄物の各種情報収集や施設建設工事の進捗状況、完成後の試運転状況等、検討材料などが整った段階で判断をしていくことになるものと考えております。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 今答弁いただいた内容なのですが、これというのは私も今初めて聞いたのですが、当然一般市民の方もこの議論に関して、検討結果に関してはわからないと思います。というのは、やはりこの問題というのはとても市民の方々は関心の高いものだと思います。ですから、受け入れる、受け入れないは別としてもこういった議論を今しているのですよというようなことを市民にもっともっとタイムリーに情報提供をすべきではないかと私は考えますけれども、いかがでしょうか。市長、お願いいたします。

○議長 市長。

○市長 ただいまの答弁で、4月20日に広域連合会議があったとお話を申し上げました。その後、各紙に新聞報道等がなされましたので、それで十分市民の皆様には知っていただいていると、そう思っておりますので、あえて私がいろんな場で説明を申し上げる必要はないという認識でしたので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、2番の質問です。前田市長として、現在の震災瓦れきの受け入れに関してどのようにお考えになられているのかお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、滝川市長として災害廃棄物の受け入れに関するスタンスと広域連合における滝川としての立場をどのように説明するかということですが、いずれも地域住民の皆さんが最も心配されている安全性に関する基準が判断における重要なポイントであると、そのように考えております。安全基準が明確になり、安全性の担保をとることができるのであれば、施設の処理能力に応じた許容範囲、諸条件等を見きわめ、住民理解を得た上で受け入れについて判断を行っていくべきものであると、そのように考えております。いずれにいたしましても、滝川市単独の焼却施設を持ち合わせていないという点では焼却施設の所在地である歌志内市はもとより、中・北空知廃棄物処理広域連合の構成市町、これとともに慎重な議論を重ねていきたいと考えております。その上で、中・北空知廃棄物処理広域連合構成市町全体の合意で決定された事項については対応していく考えではあります。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 2番と3番、両方お答えいただきましてありがとうございます。答弁の中で、住民理解を得た上でという答弁がございました。ということは、何らかの形で市長は住民に対してそういった情報を提供して住民の意見を聞く機会をつくるといったことで理解してよろしいでしょうか。

○議長 市長。

○市長 ただいまお答えしましたとおり、中・北空知広域連合においてどのような決定をするか、それを受けた上で受け入れという形が決定されれば、それは住民の皆さんと協議しなければいけないし、ご理解を求める等々のことの作業は必要かと思いますが、現時点では何も決まっていない段階においては住民の皆様にご説明していいかわからない状況でございますので、今後中・北

空知廃棄物処理広域連合との構成市町と話し合いがどういう結果になるかによってそのことについては考えたいと思っております。現段階では、今はその必要はないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 仮に瓦れきを受け入れるということになった場合に、やはり放射能に関する何か問題が生じた場合の責任の所在なども明確にした上で、そういうところも議論の土俵に上げていただきたいと、そのように思います。

それと、あと瓦れきの受け入れ、やはりこれは被災地にとって喫緊の課題であります。本当にこれもスピードが第一だと思っておりますので、そういった議論もできるだけ早く行っていただきたいという要望をつけ加えて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 長 以上をもちまして坂井議員の質問を終了いたします。

時間がほぼ12時ということでございますので、この辺で休憩をとらせていただきます。再開は13時10分といたします。それでは、休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時09分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、引き続き一般質問を進めてまいります。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 市民クラブの窪之内美知代です。2日目の午後の一般質問になります。皆さん食事を終えて満腹な状態で眠くならないような質問としたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎1、市長の基本姿勢

1、信頼される市役所づくりについて

2、市民との対話によるまちづくり

それでは、1件目、市長の基本姿勢、信頼される市役所づくりについて伺います。市民の皆様に信頼される市役所づくり推進プランの結果を踏まえ、一層の信頼と新しい峰を目指した新プランの策定と推進を求めるものですが、市民の皆様に信頼される市役所づくり推進プランは相次いだ不祥事により失った市民からの信頼を回復するためのプランでした。人が変わる、意識と行動改革、そして組織が変わる、組織改革、この2つを大きな柱として数多くの見直しとシステムの改善等に取り組んできました。詳しいその内容については報告書が提出されています。それも読ませていただきました。その結果について、信頼回復推進市民会議は諸課題の解決に向け、しっかり取り組まれてきていると評価し、一人一人の能力が全体として機能できるように職務に励んでいただきたいと

期待をしています。市民からの信頼は、日々の努力の積み重ねを怠るとあっという間に失いかねません。市民に信頼される市役所を継続、推進していくために一層の信頼と新しい峰を目指した市役所づくり新プラン、前田市長の思いがこもったようなそうした新プランを策定し、市長と職員が一丸となった取り組みを求めたいと考えますが、市長のお考えについてお伺いいたします。

○議長 長 窪之内議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 信頼される市役所づくりについて答弁させていただきます。

滝川市、当市は平成18年、19年、2年続けて大きな事件を起こしてしまった事実をしっかりと受けとめ、そして反省し、失った信頼を回復するためにどう行動すべきか、そしてその方策、方向性を検討して20年5月に市民の皆様に信頼される市役所づくり推進プランを策定させていただきました。平成20年から23年度を推進期間としまして、16項目の課題について市役所全体で取り組みを実施し、職員一人一人の意識、そして行動と組織全体の改革に努めてきたところでございます。これらの取り組みについて進捗状況を確認し、指導、助言を行うために設置された信頼回復推進市民会議においては、総じてしっかり取り組まれてきているとの評価をいただいたところでございます。信頼回復プランに書かれ取り組んできたことは当たり前なことばかりでございますが、推進期間が終了したから終わりではなく、このプランに基づきこれまでの取り組みで生かされたことは継続し、そしてやり残しや改善の余地があると思われるものは再度見直して、これからも職員の意識や行動の改革に努めてまいります。現時点で新たなプランを策定するということは考えておりませんが、信頼を失うのは一瞬というお言葉は同感ですし、しっかり受けとめて日常から職員が意識を持って当たり前のことを当たり前のように個々の業務を執行していくことが重要であると考えておりまして、職員一人一人が初心を忘れずに不断の努力を重ねることで市民の皆様の信頼を得ていくことができるものと考えております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 新しいプラン策定ということは考えていないということでした。それで、継続ややり残しや新しい感覚でやっていくためにはどのような組織体制でそれをやっていこうとされているのか。また、市長としてそういう信頼ということを継続、そして発展させていくためには市役所の組織として何が一番大切だと考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 現時点では、そのようなプランは考えていないということでございます。また、組織体制はどのような組織体制がいいかというのは理想がまだはっきりしないわけです。それに向けてどのようなことをやっていくかということは今いろいろと検討しております、組織のあり方等を含めてです。そしてまた、常日ごろ心がけているのは、やっぱり風通しのいい市役所をつくるのが一番であると思っております。そして、ボトムアップの意見が通る、そのような市役所が私の目指す役所の体制であると、そう考えていただきたいと思っております。その中でいろいろと不都合な点があれば、またプラン等は検討させていただきたいと思っておりますが、現時点ではそのようなことを目指す中において考えていくということでございまして、職員の一人一人には先ほど総務部長がお答えしたとおり、しっかりと信頼回復に向けての努力というのを結果を出したということで、これからも

その努力は続けるという意識は根づいていると思いますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 このプランはマイナスからの出発で、今ゼロになったのかなど。そこからゼロを、もっと市民との信頼を勝ち取っていくというのが新しい前田市長になって市民も期待していることだと思いますので、そうした組織のあり方等も含めて風通しのよい、そしていろんな意見が反映されるような形で信頼回復に向け、頑張ってくださいと思います。

次の2項目めに移ります。市民との対話によるまちづくりです。今政策づくりなどにおいて、市民意見の反映を目的に設置される市民委員会等、また市民懇談会とか名称はいろいろあると思いますが、そういったものが設置される場合の人選についての質問です。設置される委員会等の人選に当たっては、特殊な場合を除き公募を前提とし、男女比や年齢構成などを考慮し、さまざまな立場の市民意見が反映されるような構成とすることが大切だと私は感じています。さらに、団体の代表が幾つもの委員会に参加するといったことを極力避け、一人でも多くの市民参加が得られるような選出とすべきと考えますが、市長のお考えをお伺いします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 委員会、審議会等の見直しについてなのですが、古くは第1次行政改革における柱の一つとして、平成8年なのでありますが、滝川市行政改革大綱において公募制の導入等を含め、その活性化を図るということを定めています。平成14年4月に制定した委員会、審議会等の設置及び見直しに関する基準に基づいてこれまで適正な運用に努めてきたところです。この基準の中でどういったことが定められているかといいますと、市民の市政への参画機会であることを考慮して委員の構成には重複選任がないように配慮、そして年齢構成に偏りがなく、そして委員が継続して12年以上就任できないなどのほか、公募できるものについては積極的に市民参加を求めています。平成21年9月定例会において窪之内議員さんから同趣旨の質問をいただきまして、その後も委員選任前においては総務部総務課のほうに事前協議を行うということで文書指示等を行っておりまして、また庁内会議においても取り扱いに係る情報交換を行うなど、結果として必ずしも十分とは言えないかもしれませんが、取り組みの推進に努めてまいったところでございます。その結果、総合計画や自治基本条例の策定に係る市民会議など委員の公募を行う件数も増加してきているというふうに認識しております。しかしながら、より幅広い世代のさまざまな立場の市民の声を取り込み、市民の皆様のご理解とご協力のもとに政策を進めていくことがこれからのまちづくりにとって大変重要であるというふうに考えておりますので、今後さらに他市の公募のあり方等、取り組み状況なども調査させていただきながら方策を検討させていただきたいというふうに考えております。

失礼しました。基準の制定を平成14年4月と何か発言したようで申しわけございません。平成12年4月ですので、訂正させていただきます。

以上です。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 基準等を作成してきている中で公募件数が増加してきているということは、実際に私もそのように感じています。ただ、重複を避ける、12年を超えない、そういうような基準が本当に守られてきているのかどうかということについて1点お伺いしたいのと、今までの滝川市の中から例えば公募といってもなかなか積極的に公募にこたえる市民がいないというのが今の現状だというふうに思っています。ただ、これをあきらめてしまって公募をやめてしまうとなかなかそういうことが、市民が参加していくという状況がつけられてくるということがならないと思うので、基本は積極的に守ってほしいと、そういう中で市民の意識も変わってくるのではないかと思います。

それでは、先ほどの重複の委員または12年を越すということは全くないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 重複の関係でございますが、全くなくなつてはございません。それぞれ委員会の趣旨等を踏まえて、完全に一つだけということまでは私どもとしても求めていない状況ではあります。ただし、多数の重複、委員会を重複しているということで5つ以上とか、そういったところで見ますと以前ですと7人程度が、平成20年で7人が重複していたのが約半減、4人になっていると。あと、既に今回ご質問をいただいたわけなのですけれども、その前に小さな委員会とか条例設置とかさまざまあるわけなのですけれども、すべての委員会について実態調査を行って、それを終えた中で今ご報告させていただいた数字になっています。その実態調査を終えて、今度その改善策についても当然すぐに検討することになっておりますし、なおかつ文書による再度徹底とか、あと庁内会議でもさらに図っていきたく。それぞれ性質上なかなか完全にということとは難しいと思っておりますけれども、その中身の分析によって可能な範囲でなくなるようには努力していきたくというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 改善の方向へ向けて努力されるということですので、継続的な、そしてたゆまぬ努力を求めたい。そして、一人でも本当に多くの市民が市政に参加できるという状況をつくっていただきたいと思っております。

それでは、要旨の2番目、地域住民との懇談会開催の時期、形態等についてお伺いたします。市長は、市民との対話によるまちづくりを重視し、昨年度は各種団体や業界との懇談を積極的に進めてきています。しかし、地域住民とひざつき合わせての懇談会についてはまだ実現していません。町連協と協議して推進すると1定でも答弁していたわけですが、そうした地域住民との懇談会を早く実施すべき、市長と話をしてほしいと思っている市民がきっとたくさんいるというふうに私は思っていますので、そういう点からもぜひ開いていただきたいというふうに考えますが、具体的時期や形態等についてお伺いたします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまのご質問にお答えさせていただきますが、市民との対話によりまちづく

りにつきましては町内会や企業、団体など多くの市民の皆様との対話を通じて市政に要望、意見を反映させるためまちづくり懇談会を開催しております。地域住民との懇談会につきましては、平成22年度まで滝川市町内会連合会連絡協議会との共催で市内小学校区7カ所で開催しておりましたまちづくり懇談会でございますけれども、各地区での参加者の減少や固定化などの問題があり、滝川市町内会連合会連絡協議会と協議をした結果、昨年度におきましては2月6日に私と滝川市町内会連合会連絡協議会理事との懇談会という形で実施をさせていただきました。滝川市町内会連合会連絡協議会では、今年度も昨年同様の形で懇談会を開催する方向で検討されるというふうには伺っております。懇談の内容や実施時期につきましては、今後の滝川市町内会連合会連絡協議会との協議の中で決定されることとなりますが、新年度の予算に間に合う時期に開催を検討されるというふうに考えております。ただし、昨年地域ごとに実施してほしいということの声も一部にあったと聞いております。テーマを定めまして、10名程度集まっていれば市から出向いて説明させていただくまちづくり出前トークという制度もあるわけでございまして、これをもっとPRしていけばよかったなというふうに反省もしておりますが、私も時間が合えば極力出席してこのような形で市民の皆様と懇談をさせていただければと考えております。ぜひご活用いただきたいと考える次第でもございます。今ほど申し上げましたとおり、この制度のPRが十分なされていない状況でございますので、さらに広報等でPRをさせていただきながら、そのようなことを考えていきたいと思っております。ただし、これまでも経済団体や老人クラブなどの各団体からお声かけをいただいた際には積極的に懇談する機会は設けてきたつもりでございます。引き続きその意識を持って市民の皆様と直接対話できる機会をこれも大切にしていきたいと思いますと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 今のご答弁では、町連協は昨年度と同じような形態でやると。そのこと自体に私がどうこう言うものではないのです。ただ、やったことが下部の町内会の一人一人の会員までに反映されているかという点と全くと言っていいほど、全体の町内会は知りませんので、私が断言するわけにはいきませんが、話した内容を例えば連合町内会におろしているのか。連合町内会は、単一の町内会にそのことをおろしているのか。単一の町内会は、そのことを総会等でこういう話し合いがあったということをおろしているのかと。そういうことがきちんと系統立ててやられているかどうかについては、私はそうっていないのではないかなと。だから、もしやるのだとしてもそうした話し合いの結果をきちんと一人一人の町内会まで、会員のところまで届くようなことをぜひ町連協のほうに求めていただきたいというのが1点と出前講座、市長だけでなく各部署が行く出前講座もいろいろあるのですが、なかなか住民のほうから来てくれというよりもやっぱり役所からの呼びかけのほうが大切なのかなというふうに思います。一番多分こういったことで集まったのが新しいごみ処理問題のときの住民参加はすごく多かったのですよね。やっぱり切実なそういう問題をテーマにしたことを取り上げて住民懇談会、出前講座みたいのを役所のほうが積極的に働きかけるといったことも必要ではないかと。そういう形で、この課題について市民からの意見を吸い上げるという働きかけも大事だと思うのですが、そういう点についてのお考えをお伺いします。

○議長 市長。

○市長 ご指摘はよく理解しているつもりでございます。ただし、今そのテーマというのがどれにしようかなというものが無いわけでありまして。先ほど坂井議員のご質問にお答えさせていただきましたが、例えば震災瓦れき、災害廃棄物の受け入れ等が中・北空知で決まった際には住民の皆さんとそのようなお話をしなければいけない。また、今後ごみ処理施設、中・北の施設が完成した後にさまざまな問題が起きれば、そういうテーマがあるかと思いますが、現時点でこの問題でということがないわけでございます。ただし、今現在東滝川の、そして江部乙でそれぞれの地域づくりの懇談会を行っております。それらについて参加する機会を得ることができるならば、そのような形で参加する等をして皆さん方とお話する機会はなるべく多くつくるように心がけてまいりたいと思っておりますので、テーマがなくてもそのような私が出向いて行って皆さん方にお呼びかけをするという機会もつくるように検討したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 窪之内議員。

◎2、高齢者福祉

- 1、高齢者の安全安否確認について
- 2、福祉除雪について
- 3、通院・買い物等の交通手段の確保について

○窪之内議員 それでは、2件目、高齢者福祉に移りたいと思っております。

1項目め、高齢者の安全安否確認についてです。1要旨、高齢者の日常的な安全安否確認が必要と判断されている世帯のうち、各種サービスや事業を受けていない世帯数及びその世帯への具体的な安全安否確認対策計画についてお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 75歳以上の単身で介護保険や在宅福祉サービスなど何も利用せず、安否確認が必要と判断されるすべての世帯の把握については困難なところですが、滝川市においては平成22年から23年、2年間かけまして75歳以上の高齢者世帯を対象に高齢者実態調査を行いました。この調査の主目的は、介護予防をねらいとするものですが、一部安否確認にもつながる調査としても効果があるものと考えられます。調査では、75歳以上単身世帯のうち入院や施設入所、介護認定を受けている方を除き、約2,000人の方に戸別訪問や電話等での調査を行いました。この後のフォローとしまして、健康生活相談が必要と思われる虚弱高齢者に対し、保健師等が再度訪問し、制度の紹介や介護予防事業につなげる支援を行いました。直接安否確認調査ではございませんけれども、この調査は今後とも続けていきたいと考えます。

そして次に、これまで行政は単身高齢者の安否確認対策として、消防による防火査察や安否確認も目的としまして友愛訪問、ヤクルトの訪問、さらに配食サービス、そして今年度から高齢者見守りセンターなど何重というか、重層的に種々福祉サービスを行ってきております。こういうことを広報たきかわやホームページは当然、それからことしお配りしました高齢者おたすけかわら版などを活用して皆さんに周知しているほか、民生委員、児童委員や町内会、老人クラブなどの各種会合

にも訪問をさせていただき周知に努めています。当然今後も一層積極的にいろんな機会をとらまえてPRしていきたいと思えます。一方、見守りにおける、これは行政なのですけれども、地域の活動としても最近広がりを見せてきております民生委員による戸別訪問や、それから地域独自の活動として日常的な見守り、さらに災害時要援護者の避難支援体制なども行われているというふうに認識しております。ちょっとしつこいようですが、最後にこれらに加えて昨年も発足しましたけれども、企業、団体、地域の協力をいただき高齢者見守りネットワークによる全市的、組織的な対応もあわせセーフティーネット、網の目を小さくしながら見守り活動をしっかり推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 いろいろ説明いただいて、いろんな重層的にやられていることはわかります。ただ、1点、その2、000人の戸別訪問の結果、この2、000人の方たちが今現在日常的にこのうち安否確認の対象になっていない、そういう人数について把握されていたらお伺いをいたします。

○議 長 答弁に時間がかかりますか。

それでは、ちょっと答弁に時間がかかりますので、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時39分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、今ほどの答弁につきましては、今ちょっと調べておりますので、後ほどの答弁とさせていただきます。もしよろしければそのまま質問を続けていただきたいと思います。窪之内議員。

○窪之内議員 なぜ私はその人数を聞いたかという、例えばその実態調査の中でいろんなサービスが必要だと思っていない人たちへの安否確認というのは現在されていないのだと思うのですが、安否確認というのはぐあいが悪い人たちだけの安否確認ではないのです。何が起こるかわからないから安否確認が必要なので、私はサービスを受けたほうが良いという人たち以外にもきちんとした安否確認の制度が必要だという意味で人数を聞いたわけです。

それで、2番目の要旨ですけれども、高齢者が安心して生活する上で安全安否確認というのは、その生活を支える基本中の基本なわけです。それで、その安否確認と例えばヤクルトサービスのよ様な受益を伴う他のサービスとは私は質的な違いがあると。それで、最低でも1日1回の安全安否確認というのは、そういう基礎的なことは自己負担を求めず、やっぱり行政の責任で実施するべきではないかというふうに思っています。今年度新事業が始まりましたが、安否確認の新事業も月500円の自己負担がかかっています。これは、介護保険制度の中でやるわけですけれども、そういう生活上の命の基本というのをやっぱりお金がないために安否確認を頼めないという人がいてはならない。そういう点で、今年度はだめかもしれません。でも、来年度に向けてそういった自己負担を求めず、行政の責任でやるということについてのそのお考えをお伺いいたします。

○議 長 吉井副市長。

○吉井副市長 窪之内議員さんのご質問でございますが、安否確認の関係でございますけれども、現在各種福祉サービスにおきましては大部分が公費負担でございますけれども、選択的サービスでございます友愛訪問ですとか配食サービス、緊急通報システム、見守り、安否確認事業につきましては一部負担をお願いしているところでございます。4月から開設しております高齢者の見守り支援センターにつきましても1日1回の電話による安否確認、また相談にも応じているほか、定期訪問も月1回行いまして心身、それから生活状況等について適切に把握することとしておりまして、通信運搬費や移動による車両経費の一部につきましてはご負担をお願いしているところでございます。この点につきましては、ご理解をお願いしたいと思います。また、このような中で地域の役割といたしましても見守り事業の推進につきましては行政による制度支援、それとともに気づきだとか気配りなどからの身近な地域の果たす役割というのはやはり欠かせないのではないかなというふうに思っています。去年の11月に高齢者見守り安心ネットワークも立ち上げたところでございますし、このような流れ等を含めて公的サービスに加え、こういった支援の輪を全市的に広げて見守り体制を築いていきたいなというふうには現在考えております。

実は、私の町内会は50戸でございますが、もうこの規模の町内会であればどこにだれがいて、幾つぐらいの人がどんな状態かというのは完璧にわかっています。ですから、共助の中ですぐにもきちっと役員が動けば、私も含めて。そういう体制にもなっておりますが、それぞれ地域の役割と言いながらもいろんな町内会の事情がありますから、なかなかこういうふうにはできる町内ばかりではありませんので、そういった仕組みをモデル地域をつくるとか、そこで勉強をしてもらって各町内会に広げるとか、そういうこととか、今二、三年前から災害時の要援護者の関係でも地域を回っていますので、こういった見守りということにおいては各町内会で非常に意識が高まってきているということで照会なんかもありますので、そういった町内会の皆さん方の動きを何とか市がバックアップして助長をしながら、そして一緒に考えていくこともできないかなと。そんな中で、この見守り体制の滝川方式みたいなものが、いきなりすべて行政の責任ということではなくて、何か新しい滝川方式みたいなものができないかなというふうに考えておりまして、今その辺については各所管同士で検討をさせていただいているところでございます。ご理解をお願いします。

○議 長 それでは、先ほどの答弁が整ったようでございますので、引き続き答弁をお願いします。保健福祉部長。

○保健福祉部長 大変申しわけありませんでした。先ほどの2,000人調査を行って、そのうち対象になっていない数はどうですかということで、調査の中では虚弱な高齢者ということで275人いらっしゃるのですけれども、その他本当に元気な方というのがどのぐらいというのはやはりつかみにくいということです、実態は。それで、この調査は先ほど言いましたようにまた来年も続けてやると。そういう中から、また元気な方も少し虚弱になっていく方もおりますので、そういう実態もつかまえていきたいということと、もう一つはもっともっと今副市長も言いましたように見守りについてはいろんなPRもしたり地域の力もかりて、それはもう積極的にやってそういう先ほど言いましたように網の目を本当に小さくして、その努力を本当に具体的にして努めていきたいと思

いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 副市長が答弁されたとおりでと思うのです、私も。そういった滝川方式みたいのを構築されるまでには、まだちょっと時間がかかるというふうには思っております。そういう中で、公助だけではなく共助も含めて、本当に1人の人も安否確認が滞ることがないようなものにしていく、そういうことは必要だというふうに思っているのですが、ただ現状では先ほど言ったようにそういう安否を確認してもらおうと思ってもお金がないと申し込めないという状況にあるというのが1点と金額的には例えば見晴団地に住んでいる方、さかえ団地の老人目的住宅の方はこういった500円もかからないで安否確認を受けているのです。そういうところの不公平感はなくすべきだと、最低でも。その点についてはいかがでしょうか。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 見晴団地のお話もありましたけれども、先ほど副市長もいろいろ滝川方式のお話ししましたけれども、今はまだ……最近のこの事例としては家族の方で、ちょっと話の視点はずれますけれども、この見守りセンターの利用というのはどちらかというと本当に家族の方が遠隔地にいまして、割と近所の方と接触を拒むような方に対して家族が心配するという、家族のほうから逆に入る形がふえています。それで、今言った本当に低所得者はどうするのだという課題もあります。それと、さっきのこれから一生懸命回ろうという話もあります。副市長のお話ししました滝川方式、見晴を含めましてことは今の状況をしっかり見据えまして勉強をしつつ検討していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 私が求めている自己負担の関係でいえば、予算が伴うことなのですよ。勉強していくとは言ったのですけれども、やっぱりそういう団地と一般住宅に住んでいる人とは差をつけるべきではないと。せめてそこだけはきちんとすべきではないかなと。その団地、老人特定目的住宅に入ったら安否確認を受けられているのです、500円出さなくても月に。そこの不公平感は、そこに入りたくても今住宅に入れる状況ではない人たちはたくさんいるわけです。そこの均衡を図ることが来年に向けて大切ではないかなと。そのお金というのは、そんなに多くないと思うのですけれども、このことについて検討していただけるのかどうかだけお伺いいたします。

○議長 吉井副市長。

○吉井副市長 ただいまお話ございましたお金、予算の関係等も含めましてトータルで検討させていただきたいと思えます。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、高齢者福祉の2項目め、福祉除雪についてお伺いいたします。

吹雪等により福祉除雪が通常より大幅なおくれが予想されるとき、または除雪作業が実施できないような場合は、除雪を依頼している方への状況連絡と安全確認を実施すべきと考えますが、その対応について伺います。これは、委員会等でも私もお話ししましたが、昨年12月の大雪で実際には市の除雪も入れないような状況の中で福祉除雪の開始が大変おくれました。その日のうちに福

祉除雪が行われず、翌日になったケースも生まれましたが、そういうときに全く除雪を依頼している方たちへの連絡がきちんと行き届かなかったという実態からこの質問をしておりますので、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 お話ありましたように昨シーズン、空知管内は大変な大雪に見舞われまして、滝川市においても例外ではありませんでした。昨年12月25日は明け方からの集中的な降雪であったため、市道除雪と連動しました福祉除雪も対応がおくれて大変申しわけありませんでした。この日は、いつものように保健福祉部の職員も動員して除雪作業に当たりましたが、一部の地域は翌日に回さざるを得ない結果となりました。本件について報告を申し上げた2月3日の厚生常任委員会において、窪之内委員さんよりこうした際の連絡体制を構築すべきだとのそういうご提案も踏まえながら、今までもちょっとしたマニュアル等はあったのですけれども、より具体的でわかりやすい大雪時の福祉除雪サービス対応マニュアルとそのフローを改めて作成したところであり、市と福祉除雪の委託先である社会福祉協議会、事業者の3者でマニュアルをしっかりとそしゃくし、認識を一つにしたところです。マニュアルでは、大雪時における利用者の不安の軽減と避難通路をできるだけ早く確保することを最優先とし、利用者への周知方法についても明確化した上で対応に当たっていくよう努めてまいります。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 きちんとしたマニュアル化をされたということで、今後こうした不安を抱くお年寄りがいなくなるということだというふうに理解しましたので、次の2に移りたいと思います。

農村部を含む広範囲にわたる江部乙地域の除雪は、福祉除雪ですけれども、昨年度は1人での対応でした。今年度は2人にふやし、安定した体制を確保すべきと考えます。江部乙は滝川の町場よりも含めて高齢化率が多いということで、福祉除雪の申し込みも今後ふえるということも予想されます。去年もこの1人の機械が壊れたということで、それで除雪に行くこともおくれたということもあったので、常時2人にするかどうかは別として大雪時には2人体制をとるとか、そういった取り組みが必要だと、対応が必要だと思いますが、お考えについてお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどお話ししましたが、福祉除雪サービスは業務を社会福祉協議会に委託し、受託者である社会福祉協議会は市内の建築及び建設会社に除雪作業をお願いしております。ご質問のとおり、同じ江部乙地域においても特に農村部は市街地に比べて除雪延長が長くなる傾向にあるため、サービス提供体制のあり方や緊急時の対応を含めて、いま一度社会福祉協議会と十分協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 具体的に実施するのは社協なのですけれども、きちんとそういった予算化をした委託の費用にしないと社協もやれないわけで、その辺はよく協議していただきたいというふうに思い

ます。

それでは、3項目めに移ります。通院・買い物等の交通手段の確保についてです。路線バス利用者と路線バス利用が困難な高齢者とのサービスの公平化を求めるものです。路線バスの利用が困難な高齢者の交通手段の確保策として、昨年乗り合いタクシー実証運行を行いました。その結果、将来的な需要はあるが、現時点での運行とはならない、また交通空白地域を含めて全体の公共交通の視点で今後この乗り合いタクシーについても検討を進めるということになっていました。一方では、敬老特別乗車証についても数年前から今後のあり方について検討を進めてきています。急速に高齢化が進んでいる状況で、いつまでも検討段階が続くのは問題です。来年度へ向け、通院、買い物等の交通手段において、すべての高齢者が何らかのサービスが受けられるよう早急に方向を示すべきと考えます。この問題については、私だけではなく大谷議員も何度も取り上げてきております。敬老乗車証にしても定期券方式も委員会で何度か説明されてきていますが、それも具体的にはなっておりません。滝川でいえばバス路線、公共交通を守るということが前提でありますので、そこはそのようにしていただきながら、やはり使えない人たちへの例えばタクシーチケット助成など選択できるような形が必要ではないかというふうに考えていますが、今後の取り組みの方向性についてお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 敬老パスのあり方を検討するに当たり、敬老パスの利用状況が大事なことであり、これまで何度か郵送によるアンケート等、簡易的なアンケートを行ってきましたが、このたびことし1月から3月にかけて少し精度の高い形で利用状況を把握するため電話による聞き取り、ヒアリング調査を実施いたしました。ちょっと前段そのアンケートの結果についてご説明させていただきます。この調査対象は平成13年12月1日現在、敬老パスを保有されている約3,000人の中から町別に抽出した1,000人、3分の1の方に聞き込みました。調査の結果から、まず利用の有無ということで約半数に当たる514の方が利用しておりました。そのうち利用目的は、今議員さんからご質問ありましたように通院、買い物が約8割を超える形となりました。利用頻度については月一、二回が最も多く、次いで週一、二回という状況でございます。最後、交付を受けていながら利用をしていない方にその理由を伺ったところ、自家用車を利用しているという方が約半数と最も多く、次いで病気や障がいなど身体的な事情から利用できない、外出は主にタクシーを利用していると続きました。今回の調査は、今後の検討においてかなり有用なものと認識しております。この調査をもとに、何回も検討、検討というお話ししてきましたが、これまでの検討を踏まえてワンコイン制の継続や、あるいは市民会議で話が出ました回数券方式の移行、そしてことし介護保険事業でリフトつきタクシー券の利用料助成事業というの導入も導き出して、これらの検証、そしてタクシー利用の導入も視野に高齢者の外出支援という視点、そして財政もありますので、総合的な観点も含めまして方向性としては今年度いっぱいかけて方向性を導き出すよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 ちょっと明確でなかったなので、改めてお聞きします。

実態調査をせっかくやったわけですからどれぐらい、精度の高い実態調査をやって現行の中央バスへの支払いと多分実態調査で出てきたバスの利用料金に差が出てきたのだと思うのです。そういう差額を例えばこういう敬老乗車証を利用できない方たちへの高齢者の外出支援という形で、現行の財政を膨らますことなくそういった支援に回す可能性が出てきたと。それがタクシーチケットの助成ということも含めてあるというふうに考えていいということなのかお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今アンケート調査により差額が出て、その差額を何か新しい部分に入れられないかというお話で、その差額というのがはっきりしたものではございませんけれども、それらはもう少ししっかり分析しまして、そういうことも含めたような形の検討ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 部長も検討、検討と言ってきていると。本当に何年も検討なのですよ。だから、なるべく今年度中に結論をと言ったのですけれども、これは財政も伴うことなので、市長部局も含めてやはり何らかの具体的な高齢者の交通支援策、平等でだれもが受けられるような形を来年度、新年度にそういった施策を講じていただきたいということを申し述べて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

ただいま室温が27度ぐらいになっております。理事者側の皆さんもぜひ上着を脱いでいただいでよろしいかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、続きまして堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 公明党の堀でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

◎1、市民の皆様信頼される市役所づくり推進プラン

1、人が変わる〔第2章 プロとしての人材育成・能力開発〕について

2、組織が変わる〔第2章 制度・システムの改善〕について

まず、1件目、市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランについてでございます。人が変わる〔第2章 プロとしての人材育成・能力開発〕についてでございますが、職員の研修、能力開発の中の少ない職員でも職員全体として力を発揮できる仕組み、この取り組みについて伺います。

○議長 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 新滝川市活力再生プラン以降、現在においても引き続き職員数350人体制下行政運営を行っております。こうした大幅な職員数減の中にあっても市民の皆様信頼を回復し、信頼される市役所づくりを進めるためには、やはり職員個々の持てる能力を最大限引き出して発揮させられる仕組みが必要であり、そのことが組織全体の力を底上げするとの思いからさまざま取り組みを進めてきたところでございます。ここの部分の信頼回復プランの主な取り組みとしましては、人材育成基本方針に基づく職員研修プログラムの実施でありまして、今年度においても200人以上の

職員が目的に応じた研修を受講する計画ですが、特に昨年度から新たに民間企業研修、さらには自衛隊体験研修も取り入れておまして、職員個々がプロとしての素養と能力を高め、みずから考え行動できる職員となり、また研修の成果は組織にフィードバックして組織全体が底上げされ、そのことが市民の皆様信頼される市役所づくりに結びつくよう今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 研修等、そういうところととにかくみずから考える人材づくりを進めたいと、こういう答弁だったと思いますが、このことについては何度も私はこの質問をさせていただいておりますが、その中で提案もさせていただいております。やっぱり基本的に言うとな少ない人数で、例えば10の仕事をして10人でやったら1人が1つをこなしたわけですが、それを8人でやれ、7人でやれということになりますと当然1人が1.2なり3なりの分をやらなければならないわけですね。実質上の必要に係る時間をその人数でやれということになりますと、当然残業ということになると思います。私が言っているのは、1回とにかく作業の棚卸しをして、実際本当に作業をしている内容とかかかっている時間を精査すべきでないかということをご提案を申し上げてきました。これは、民間では当然やっていることですので、少々時間がかかってもかなり部で本気にやろうと思っただけのことですので、そのことを申してきました。さらに、民間でやっている手法は作業の標準化と申しまして、とにかくだれでもできるような仕組みをつくるという業務改善をしております。この人がいなくなったら、この仕事はできないのだということはなくしていこうということです。いかに優秀な人でも、またそれにそぐわない人でも同じ仕事ができるという、この作業を標準化するという努力がされているのでないかなと期待して実は質問をいたしました。それで、何年か前ですけども、この作業の棚卸しをぜひ進めたらどうですかという答弁の中に何カ所かの部門でとにかくこれをテスト的にやってみたいという答弁をいただきましたけれども、そういうことはされているのかされていないのか、まずこの1点についてお尋ねをいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 棚卸しということのご質問でございますけれども、後ほどの質問にもちょっと関連するかと思っておりますけれども、以前そういったお話というか、ずっと研究といいますか、検討は続けてきています。そういった中で業務内容、そして業務分析とか、あと業務量についてもいろいろ調査研究してきてはおります。今回は、先ほど信頼回復プランという中での位置づけは研修がメインということでちょっと研修での答弁とさせていただきましたが、少ない人数の中でということになりますと、ほかにもいろいろアウトソーシングとかの研究も進めておりますし、そういったことについてもあわせてその業務、棚卸しのほかにも研究を続けているということで、ただなかなか具体的な成果が出てきていないということでは本当に申しわけないと。申しわけないというよりもまだ努力が足りなかったのかなというふうにも思いますけれども、その辺はまた着実に少しでも前進するようには勉強させていただきたいと、また努めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 実は、私は東町連合町内会の会長という立場にいまして、東地区公民館の館長もさせていただいております。その中で報告業務が何点かありますけれども、その1点の中に公民館利用料金明細書というやつを毎月必ず報告することになっているのです。これが市で出されている帳票です。これ一月2枚になってしまうわけです。なぜかという、この項目が20行しかないからなのです。月31日あるわけですから、当然これは2枚の集計用紙を提出しているわけです。それを31行にすれば1枚で済むわけです。ペーパーも要らないし、計算するときも楽だと思うのです、チェックするときにも。こういう簡単なところの業務だけでも今までやってきたからという固定観念があるのでないかと。これが全部署の中でこういう事態があるのではないかなというふうに憶測できるのです。こんな簡単なことの業務改善もできないのであれば、市役所の改革はできないというふうに僕は思うのです。さらにまだ言いたいことはあるのですが、一番簡単なこういう分野でさえ改善できていないという事例を今ご紹介をしました。どうか本当に今やっている仕事は100パーセントではないのだと、間違っているところはいっぱいあるのだと、こういう意識のもとに精査していただければ、数多くの改善、改革が身近なところからできるのではないかとというふうに私は思っていますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 今堀議員ご指摘のとおりであろうかと思えます。そのような小さなところまでよく考えていかなければいけない部分まだまだあろうかと思えますし、そういう小さな積み重ねが大きな成果につながると思っていますので、今後とも総務のほうとよく相談しながらそういう事務作業、また職員の皆さん一人一人が自分の仕事をもう一度見直すということをよくお願いを申し上げて考えていきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 よろしくお願いいいたします。

続きまして、2番目の人事評価、目標管理で役職ごとの業務、責任を明確にし評価を行う、また人事評価の結果を給料、手当に反映させる仕組みによる新しい人事評価制度を構築する、今年度から本格実施となっていますが、昨年の4定のときに私はこの質問をいたしました。市長から今検討中で、もう少し時間をいただきたいという答弁でありましたけれども、これについて今の現状の内容をお伺いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 新たな人事評価制度の構築については、ご質問のとおり本年度から本格実施を予定したところでございます。このプランの実現には、ご承知のとおり平成21年度から一部管理職を対象に新たな人事評価制度に基づく行政評価の試行を継続しており、ことしにおいても評価の対象を広げて試行をしたいというふうに考えております。これまでの試行の結果についてなのですが、業績評価は総論としては有益であるというふうには認識しておりますが、各論の中で事業部門、管理部門、窓口部門などさまざま目標設定の難しさとか評価の均一性、そういったものになかなか課題が解決できず、給与への反映についても大きな波紋あるいはモチベーションへの影響等々にも

結びつきかねないことから、試行を繰り返す中で市民の理解のもとに進めていく必要があるというふうに考えております。人事評価制度の根拠となります地方公務員法については、まだ改正には至っておりません。昨年6月時点で全道調査では35市中、札幌市のみが完全実施、5市が一部実施、11市が試行、半数の18市が未着手ということでございます。他市の実施が少ないから、うちはまだいいということでは決してございません。そういうふうには考えてはおりません。これまで他市の状況もやり方等も、あるいはことし1月には民間会社の手法等についても伺って勉強をさせていただいたり、今年度のやり方は趣向を少し変えて例えば部課などの単位、要するに組織単位、そういった単位とした組織目標に対する評価、そういったことも新たな取り組みで試みるといったことも考えております。頑張った者が報われる制度に向けては、少しずつでも着実に進めていきたいというふうに考えて取り組んでおりますので、ご理解いただければと思います。

○議長 堀議員。

○堀議員 具体的にお尋ねをしますが、今年度からとにかくこの評価制度は実施されるわけですか。その1点を、するのかもしれないのか、給料に反映されたりしていくのですか。

○議長 総務部長。

○総務部長 中身を一部拡充、副主幹職への拡大も考えておまして、そういった中で全体での実施にはまだ行き着く予定にはなっておりません。したがって、残念ながら給与等への反映というものもまだことしということにはならないと考えています。着実にはやっていく所存でございますけれども、最終的なゴールまではちょっとまだかかるということでご理解賜りたいと思います。

○議長 堀議員。

○堀議員 私は、やっぱり頑張った人が本当に市長が言うように報われるような、そういう体制なり制度改革をすべきだと思います。これは、もう4年かかっているわけですから、毎年私は質問をしています。できないのには難しい面があるという答弁ありましたが、これはやる気がないのではないかとと言われても仕方がないのではないのでしょうか。現実に豊田市ではもう数年前から、日本で一番最初に先駆けた市ですけれども、滝川市もこのプログラムの中では豊田市を見習いながら勉強していきたいというふうに答弁もしていましたし、書類にも書かれているわけです。やっぱりこれはやるかやらないかと。1つで完璧な100パーセントの制度ができるのは僕も思っていないから、しかし手がけないと先には進めないのではないのでしょうか。市長、どう思いますか。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、私は20年につくられたそのプランというのは申しわけありませんが、存じていないわけございまして、途中の議会議論というのは聞いておりませんので、そこまでは承知しておりませんが、確かに堀議員ご指摘のとおり頑張った者が報われる制度は必要であるというのは認識は同じでございますというのは前回の議会でもお答えしたとおりでございます。私も今総務の担当とすることについて常に議論をさせていただいております。ただ、新しい副市長、鈴木副市長も民間の大きな会社から来ていただきましたので、それらの例等を考えながら、いろんなご意見を聞きながら、どのようなものがこの滝川市に、豊田方式がいいのか、滝川方式をまたつくるのがいいのか、いろんな考え方があろうかと思っておりますので、その

検討はさせていただきたいと思っております。ただ、早急にそれを導入することがいい結果を招くとは思っておりませんので、もう少し時間をいただきながら検討をさせていただきたいなと思っております。そしてまた、行政の仕事というのはやはりノルマがあるわけではございませんので、そういう意味ではそれを給与、手当まで反映できる制度というのはなかなか難しい部分があると思いますが、先ほど試行をやりたいと言っておりました部課において目標を設定して、それによってどこまで到達したかというのを考えていくという試行を行うということでございますので、それらを含めて検討をして進めてまいりたいと思っておりますので、その点でご理解をいただきたいと思います。なるべくスピード感を持ってやりたいと思っております。

以上です。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 もう少し議論もしたいような気がしますけれども、次にいきたいと思えます。

組織が変わる〔第2章 制度・システムの改善〕についてお伺いをいたします。脱正規職員化を行い、職員減少に対する人員配置の制度設計と業務量に見合った職員数の配置を行うについて、その制度の内容、業務量の把握はどのようなものを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 先ほども触れましたが、新滝川市活力再生プラン以降、現在においても引き続き350人体制のもと行政運営を行っております。ここに至る経過においては、脱正規職員化として臨時、嘱託職員への切りかえのみならず、業務の委託、指定管理者制度の導入、事務の広域連携などを並行しつつ、現在の体制を整えてきたところでございます。業務量の把握については過去2回、全庁的な取り組みとして業務量調査を実施してきております。そこでは、各所属の業務量に見合う職員数の正規、非正規で調査しまして人員配置に結びつけてきた経過がありますのと、通常は定例4月の人事異動に向けて所管部長及び所属長とのヒアリングを経る中で抱えている政策課題あるいは業務量を確認し、また分析し、限られた職員の適材適所による効率的配置に努めてきたところでございます。

以上です。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 これは参考になるかどうかわかりませんが、民間の場合はその店舗の売り上げに合わせて人時生産性だとか坪効率だとか人時売り上げとか、いろいろな手法があるわけです。ですから、Aという店とBという店で人員割合はこういうふうになりますよという明確な数字がござります。市の場合は売り上げありませんので、そういう評価の仕事がないというのは僕も承知しています。ただし、これは以前の厚生常任委員会の際にもちょっとお話したのですが、窓口の業務においてはなかなか人数的に本当に何人いればいいのだという明確なものがないという答弁がありました。私はストア出身ですので、ストアの観点からいいますと、毎月の客動員とピーク時の動員数を把握しておきますと、この時間帯とこの時間帯には何人工必要だというのがわかります。そういう意味では、市役所も同じことが言えるのではないかと思うのです。月曜日から金曜日の時間帯別に1回調査をとれば、窓口業務が煩雑にならないでこういうふうに動けると、そういうことも

提案をした経緯があります。通常の事務業務をなさっている方は、先ほど示したような書類関係を簡素化するとか、そういう作業をどんどんやっていけば、もっともっと減るとというのが私の考えですから、実際にはかかっているやっぱり作業の棚卸しを1回やって本当に必要な人員、時間をつかまないと、今の多分総務部長の返答ですと各部長、各課長がこれだけ足りませんよと言われたらうのみにしてしまうのではないかなと思うのです。数字の裏づけがない感性的なイメージ的なそういう人員配置では、また同じ弊害が起きるわけです。どこかでしっかり汗をかいて、その数値化をつくるような努力をなさらないとだめなのではないでしょうか。副市長、いかがでしょうか。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 今お話を伺っております、懐かしい言葉、なじみのある言葉をたくさんお聞きいたしました。私も来てまだ2カ月ですけれども、外観で申し上げますと書類面では1回洗い出して簡素化するというのをやる必要があるのではないかなということは直観としては感じております。それから、やはり公の仕事と民の仕事の違いと私はいつもいろいろなところで、高校の校長をやっていた関係もございまして質問をされるのですけれども、やはり一番大きいのは目標管理の浸透をできるかどうかというところが一番大きな違いだと思いますので、目標管理制度につきましては、これは私個人的な意見ですけれども、すぐには給与に結びつくところまでいくというのはやはり公の仕事ということでは大変難しいと思いますけれども、部や課、ユニットの単位から入っていった個人にまで時間をかけながら理解は浸透していくということが必要だということで、具体的に余り検討時間を費やすよりは部、課という単位のところからまずは、企業の問題と直接はまず結びつけるとこれは非常にモラルの問題も出てきますので、まずは目標管理という考え方になじんでいくということで早いうちに着手できたらなというふうに、来てまだ2カ月ですけれども、直観として感じております。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 副市長、ぜひその直観的に感じたセンスが失われないうちに進めていただくことを希望します。

◎2、エネルギー政策

1、太陽光発電支援補助金について

2、町内の防犯灯について

続きまして、2番目のエネルギー政策についてお伺いをいたします。太陽光発電支援補助金についてであります、この制度は非常に大賛成しております。よくぞこういう補助制度をつくっていただいたなというふうに思っていますが、この制度、詳しく余り言う必要はないですけれども、市民にわかりやすくこの仕組みと意義と、そしてまた来年度以降についてはどういう考えをお持ちなのか、これについてお伺いをいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 住宅用太陽光発電の導入支援補助金でございますけれども、今年度より新たに創設をさせていただいて4月から申請を受け付けたところでございます。その間に広報もそうですけ

れども、説明会を市民の皆さんあるいは事業者の皆さんにも4月の段階でさせていただいてPRには努めてきたところでございます。本補助金の制度の目的としては、やはり太陽光発電の導入を促進をするということで、地域におけるいわゆる再生可能エネルギーの普及を促すということがまずあろうかと思えます。今後の成長が期待されるエネルギーあるいは環境分野においても新たな需要の掘り起こし、そういうことを図れるのではないかと。地域の事業者や消費者がこうした製品やサービスというものに関心を示す契機となっただけであればありがたいと思っておりますし、地域経済の活性化を促すと、そういう効果を導き出したいというふうに考えております。

本補助制度ですけれども、国が実施する住宅用太陽光発電導入支援事業、それに係る補助制度でございまして、それとの併用という形をとっております。それが条件というふうにしておりますので、国のほうの制度の交付要件が満たされれば、滝川市として幾つかのちょっと付加要件というのはございまして、それらをチェックさせていただいて、一定の上限というものは設けさせていただいておりますけれども、基本的には国と同額の補助金を上乗せをして使っていただくという制度になっております。

この補助金でございまして、滝川市の経済活性化というものを目的の一つに掲げさせていただいておりますので、申請者がシステムを導入する際の発注先としては市内の事務所、事業所を有する事業者に限定をさせていただくという形での付加要件を設けさせていただいております。現時点で申請の実績はまだございません。これは、先ほども申し上げましたように国の補助金とセットになっておりますので、国の補助金申し込み受理決定書というものの写しが必要となって、それをお持ちいただいて滝川市の申請という形になりますので、太陽光発電の導入をお考えの市民の皆さん、あるいは本補助制度を一つの営業ツール、営業活動のツールとして新たな事業展開を検討されている事業者の皆さんからの問い合わせもふえておりますので、先日も国の公表した再生可能エネルギーの買い取り制度、これらが示されておりますので、本年度の電力会社への売買価格案が明らかになったことでもありますので、太陽光発電導入への関心は一層高まっているのではないかなというふうに考えております。市としても本補助制度の積極的な活用を促したいというふうに考えておりますので、今後も継続的に周知に努めてまいりたいというふうに考えております。現在はこうした状況でございます。あえてこの時点で来年度以降の見通しということについて、まだ言及するにはちょっと時期が早いのではないかなというふうに考えています。まずは、本年度の事業の円滑な制度の運用と目的の達成というものに努力をしていきたいというふうに考えております。さまざまな状況を勘案しながら、いずれかしかるべき時期に検討をさせていただいて、来年度以降の判断をさせていただければというふうに思っております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 なかなか周知努力もされているのですが、わからない人も結構いらっしゃいますので、今年度わからないまま終わっていたというケースも当然あると思います。今回申込者が少なくてもこれは継続してやることによって非常に浸透しますので、今回限りというようなことのないように取り組んでいただけるようにまずはお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

町内の防犯灯についてお伺いをいたします。今北電でも非常に節約のコマーシャルなんかも流れ

ていますし、厚生常任委員会にはその文書なんかも届いております。また自分の町内の宣伝をするわけではありませんが、今回水銀灯を10灯自費でLEDに変えました。東町第1区町内会でございます。ちょっとお金かかりましたけれども、10年ぐらいで償却できるのではないかという試算を業者さんからいただきましたので、その後は当然電気料金は安くなった、取りかえ部品が少なくなったという効果が得られるということで、ちょっと余裕のあるときにということでスタートしたわけですが、前市長はとにかく街路灯の電気代を3,000万円を目標に置いて頑張っていたと思います。ところが、なかなかそうはいかないで去年が3,200万円ですか、そういう報告を受けたと思います。今こそのLEDが目目されているときに試算をしていただいて、どういう費用対効果がまずあるのかどうなのか、またこの助成制度が恐らくLEDは対象となっていなかったのではないかという気がするのですが、その説明を伺います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 LEDの街路灯、費用対効果ということと助成制度ということでのご質問でございますけれども、費用対効果につきましては、これは北海道電力さんの資料に基づいて明るさが同程度の水銀灯100ワットとLED20ワットというものを比較をさせていただきますと、1カ月1灯当たりの電気料につきましてはおよそ300円ぐらい安くなっていくだろうというふうな縮減が見込まれるということでございます。あわせて、LED灯への切りかえ費用の町内会負担、東町1区町内会でもかかったということなのですけれども、それらも含めて従来の水銀灯をそのまま設置をするということになれば、その間で2年から3年の間での電球の取りかえ、それから5年程度での安定器の取りかえということもあります。そういうものをLEDは10年、おおよそ10年の耐用年数というものと比較して電気料の縮減分を考えると、これらも水銀灯の球の切りかえの頻度にもよりますけれども、おおよそ最短で5年程度ではLEDに交換することによる効果というものはあらわれるのではないかなというふうに考えています。

また、LED灯については今現在助成対象の対象か否かということでございますけれども、今現在は滝川市街路灯補助金交付規則に基づいて補助を行っておりますけれども、現在のところLED灯に対する補助は規定がされていないということで水銀灯とナトリウム灯の2種類ということになっておりますけれども、エネルギーの消費量の削減効果というものも非常に大きいこととございます。また、マイマイガの飛散、ガの飛散というものの対策にも効果があるというふうに考えておりますので、また町内会さんからも多数の問い合わせが今多くなっております。市としてもLED灯の設置における補助の見直しというものは規則の改正を現在検討しているところでございます。もう少し時間をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 ぜひこの見直しを早急にやっていただきたいことと、通告外ですけれども、もう一点お聞きしますが、もし街灯を全部LEDにしたと、市内のを。そのときに電気料金は、滝川市はどれぐらいになるというふうに試算されているか、もし出ていけば伺います。

○議長 ただいまの質問でございますが、ご自身から通告外ということでございますので、こ

れに関しましてはちょっと質問としてお受けすることはできないということでご了承いただきたいというふうに思います。

(何事か言う声あり)

○議 長 ぜひ所管から答えたいということでございますので、市民生活部長。

○市民生活部長 このご質問をいただいたときに多少でございますけれども、全市で取りかえた場合はどうなるかという試算もさせていただいております。現在市内の水銀灯は2,055灯まだ水銀灯として残ってございます。残っているというよりもそれで今防犯街路灯として使用されているわけですが、それをすべてLEDに変えるということでの電気料としての縮減なのですが、先ほども1灯当たり300円という話をしましたけれども、おおよそ正確には302円ということになるのですけれども、1灯1カ月当たり302円です。それが12カ月でございます。その2,055灯ということになりますと744万7,320円という年間の電気料としての縮減が図られるのではないかと考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 議長も厳しいですね。理解しました。市長、今の数字お聞きになったと思いますが、年間744万円、これは市長、早急に全町内会に協力を願って、補助制度もちょっと拡大して単位町内会が負担を余り感じないようにスタートできるようにされたらどうでしょうか。市長の答弁を求めます。

○議 長 市長。

○市 長 確かに大きな金額でございますので、このような各町内会の皆さんが努力していただいて縮減が図られることによって滝川市の補助金も減額させることができますので、それは非常に助かるなど、そのように思います。ただ、それがイコール最初に補助をたくさん出してやっていただくということについては、今現状の財政状況でございますので、よく相談しなければいけない部分はございます。少し検討をさせていただきながら、ただこれだけやっぱりLED化が進んでいるわけでございますので、かなり積極的に考えなければいけない事項であるということは認識しておりますので、もう少しお時間をいただきながら担当所管と検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 ぜひ来年度予算に反映されるように検討してください。

◎3、教育行政

1、伝統文化である囲碁、将棋の普及について

最後になりますが、教育行政でございます。囲碁、将棋というのは非常に日本の古来の伝統文化でありますけれども、このことについてお伺いをいたします。最初に、日本棋院の文書から碁に対する子供たちの影響力についてのことをちょっと拝読します。囲碁、将棋は集中力が身につく、創造力をはぐくみ、発想が豊かになる頭脳ゲームです。人間の脳は、通常左脳で計算、暗記、論理的思考機能を受け持ち、右脳は感覚的、形や空間等の認識、大局的視野での判断力を受け持つと言わ

れ、医学的にも囲碁は右脳を刺激し、判断力を高めることは既に認められています。さらに囲碁、将棋は子供からお年寄りまでだれでも生涯楽しめます。私は子供たちに……これからは私の言葉です。私は子供たちに可能な限り、このすばらしい頭脳ゲームを覚えるチャンスを与えてあげたいというふうに考えています。ことしで3年目になりますが、東小学校のボランティアに囲碁としてお手伝いをさせていただいておりますが、3年間続くと、4年生、5年生、6年生が対象なのです。3年間やってくれているお子さんもいました。2年目の方と3年目の方が約半数います。12名ぐらいなものですけれども、先生方も結構積極的にお手伝いをいただいておりますが、このような取り組みというのは各自治体でもやられているのです。調べてみましたら結構ありました。滝川市において、ぜひこの取り組みを進めていただきたいというのが私の思いであります。本市として取り組む予定があるのかどうなのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

囲碁、将棋は我が国における伝統文化として長年親しまれてきているものではあります。学習指導要領が示す指導事項にはないことから、学校が指導計画に位置づけて取り組む活動とはなっておりません。このようなことから、ご質問ではあります。他の自治体における学校の取り組みの実態につきましてはつかんでおりませんし、現在のところ本市として囲碁、将棋の活動に取り組む予定はございません。しかし、市内の小学校におきましては堀議員のご協力によりまして教育課程外ではありますが、子供たちの希望をもとに編成されたクラブ活動あるいは休み時間を過ごす活動の一つとして囲碁に取り組んでいる実態がありますので、今後も堀議員のご協力をいただきたいものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 たまたま滝川にも日本棋院の支部がありますから、そういう中でお手伝いをさせていただいておるわけですが、過去私が高校2年生のときですから、約46年前ぐらいになりますけれども、滝川高校に囲碁、将棋クラブができました。私がつくりました。それと同時に、江陵中学校の先生に斉藤先生という方がいらっしゃいまして、斉藤先生が江陵中学校で囲碁クラブをつくっていただきました。そのおかげで5年後、府榮野とか阿部とかそういうメンバーが初めて全国大会で優勝するわけです。滝高で全国優勝しているというのは囲碁クラブだけです。そういう連動した動きの中で日本一に輝いたこともあるのです。ぜひどこか1校でいいですから、先生方の希望も募って、顧問の先生をつくっていただければ、週一、二回でいいと思うのです。放課後にクラブ活動化と同じようにしていただければ、そのときに応援に行きますので、ぜひそういうことも検討していただければ、滝川市に囲碁の普及が進むような市にしていきたいというふうに希望しています。答弁いただけますか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

先ほど議員のほうからお話がありましたように集中力、発想力、その他右脳を鍛えるためには大

変いいことというふうには考えておりますので、校長を通じて各学校の先生方に情報提供をする、そのことにつきましては可能かなというふうに考えております。

○堀 議員 終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

この辺で休憩をとりたいというふうに考えます。再開は3時5分を再開といたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時07分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。通告順に従いまして、一般質問を行います。

◎1、市長の基本姿勢

1、選挙で掲げた「刷新」の実績について

まず、市長の基本姿勢についてお伺いします。選挙で掲げた「刷新」の実績についてですが、多くの市民が期待をしております。市長が選挙で掲げた刷新の内容は何だったのかの説明、次にこの1年間の実績、また任期中の目標についてお伺いいたします。

○議 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、清水議員のご質問にお答えさせていただきます。

私が市長選で掲げさせていただいた刷新の思いは、まず初めに不祥事が続いた市政の刷新、2つ目に民間感覚を生かした市政の刷新、最後に市民、職員との対話を重視した市政運営の大きく3点であります。それぞれについては、これまでの議会で幾度となく答弁させていただいておりますし、市政執行方針等の中でも掲げさせていただいているところではございます。

そこで、次に実績についてのご質問でございますけれども、1つは民間出身の鈴木副市長の登用であります。ただ、これまでも職員幹部の庁内会議や議会でもお話しさせていただいておりますが、登用することが目的ではなくて、しっかり結果を出していただくことが最終成果であると認識しております。幸い鈴木副市長の人柄、人脈、ネットワーク、行動力は私同様、議員の皆様も十分ご理解いただいているものと思っております。また、多くの市民の皆さんとの対話を重視したいとの思いから、要請や会合にも団体を選ぶことなく時間が許す限り出席させていただいているつもりであります。さらには、近隣市町や関係団体の皆様との情報交換や民間企業への職員研修などにも取り組んでまいりました。

任期中の目標についてでございますけれども、現任期ということでお答えをさせていただきますが、今年度からスタートした総合計画に掲げた目指すべき将来都市像の実現に最大限努力していくこと、その上で財政事情も見据えながら私の政策提言でございますイレブンプラスワンの実行に当

たっていきたいと考えております。

以上であります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ちょっと少し耳の痛い話をしなければならないのですが、やはり今3つのご説明がございました、3点。これは選挙公報ですが、傷つけられた滝川ブランドを復活させると。やはりその3点の中では、特にこの不祥事に関する体質を刷新するということが市民にとっては非常に印象、関心ともに高いと。そこで、今回市民の皆様信頼される市役所づくり推進プラン結果報告書という中で職員の綱紀粛正、服務規律の確保の周知徹底を徹底的に実施した結果、改めて市職員としての法令遵守や倫理意識の向上が図られたと。また、全職員にコンプライアンス意識の徹底を図っていくということが言われていますが、鈴木副市長はもしかしたら初めてお聞きになるかもしれませんが、2007年に2億4,000万円の生活保護費による介護タクシー代の不正支出問題、また農業開発公社における粉飾決算問題、続いて体育協会における裏金問題、本当に信じられないようなことが起きて、それぞれ懲戒処分がされております。私は、ここで綱紀粛正、全職員にコンプライアンスの徹底ということであれば、懲戒処分がされた職員はたくさんいらっしゃいます。また、懲戒処分にはならないけれども、その周辺におられた職員の方もたくさんいらっしゃいます。私は、この方たちが心機一転、反省をして職員として頑張っていけるという状況をいかにつくるかという点で、ちょっとこの点がやっぱり弱いのかなというふうに私は思います。そこで、事実に基づく間違いの理解というのがきちっとされたかどうか、それらの職員の方々について。

2点目は、反省ということをきちっとされているのか。こういった確認を市長としてされてきたのかどうか、刷新を掲げた市長が。これについてお伺いします。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 ただいまの清水さんのご質問、市長へということでもございましたけれども、先ほど市長が刷新の実績について説明、答弁されましたけれども、市長としてはちょっと言いづらかった面もあるのでないかなという気もしましたので、私のほうから最初に答弁させていただきたいと思いますが、清水さんおっしゃるとおり平成18年から毎年のようにいろんなことが起こったということでもございました。その収束、いろんなことがおさまるまで平成21年、平成22年ぐらいまでかかったのではないかなと思います。議会の皆様にも大変ご迷惑をおかけしましたし、議会の中でもいろんな質疑応答が繰り返された、こういう時期だったと思います。ただ、平成23年、去年前田市長が刷新を掲げて当選されて市長に就任されましたが、私が思うには平成23年というのは今まで非常にいろんなことがあったことがやっとなんと少し落ちつきを取り戻したのが去年だったのでないかなというふうに思っております。先ほど市長はおっしゃられませんでしたけれども、刷新の実績というのは去年の、23年度の滝川市役所は一つの実績であつたのではないかなと、これは私はそういうふうに思っております。

その中で、具体的に清水議員さんから懲戒処分をした職員のもろもろ、それから事実に基づく反省をしたかということにつきましても去年1年間の滝川市役所の中身をちょっと見ていただければ、先ほど窪之内議員さんのお話もございましたけれども、一生懸命やってきたつもりでおります。こ

の信頼される市役所づくりのプランも折々点検をしながら、市民委員会も開催をしながらやってきたところでございます。そういったことから、先ほどの清水さんのご質問につきましてはきちっと職員については反省もしておりますし、今は頑張っているなというふうに認識をしております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今の点については、きちんと総括をして忘れないということが本当に必要だというふうに思いますので、特にこの二、三年は十分力を入れて改善をしていただきたいと、刷新をしていただきたいというふうに思います。

◎2、住民福祉

1、消費税増税と社会保障一体改革の影響について

次は、住民福祉ということで消費税増税と社会保障一体改革の影響についてであります。10パーセントへの増税を含む消費税法案審議が焦点になっています。前田市長は、地方への影響を十分注意すると答弁しましたが、市と市民への影響について伺います。

まず、中小零細業者、下請業者など転嫁しづらく経営に対する影響は甚大ではないのか。

2点目として、低賃金と年金生活者が多い市民にとって激しい購買力低下につながらないのか。

3点目として、総合こども園や認定こども園等で滝川市へのよい影響はあるのか。

4点目として、民主党の最低保障年金では仮にこれが通ったとしても40年から60年たたないと満額支給されず、実質向上にほど遠いのではないのか。

5点目として、市立病院の医薬品、医療、介護材料、給食材料など仕入れには消費税はかかるが、患者には転嫁できません。10パーセントへの増税で支払い増税額はどれぐらいになるのか。どういう影響があるのか。

6点目として、前定例会では歳出に係る消費税については1億5,000万円ほどとの答弁でしたが、指定管理委託に係る介護関係や保育所運営費、料金を徴収する学校給食、第三セクター経営への影響など、どの程度の増額影響になるのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 何点かご質問ございましたけれども、項目全体に対する答弁とさせていただきますと思います。

社会保障と税の一体改革は、社会保障の安定財源の確保と財政の健全化を目指した政策として現在国政で多様な分野にわたって議論されています。さらに各党間での政策論議も継続して行われておりまして、詳細な制度運用が見えてこない状況にあります。今後とも一義的には報道等を主体として逐次積極的に情報収集に努めてまいりたいというふうには考えております。

また、消費税増税の影響についてですけれども、前回の議会であくまでも仮に現行制度での10パーセントとなった場合ということで極めて単純な計算で算出させていただきましたけれども、しかし現段階では前段申し上げたとおり制度の詳細が決定しておらず、特に軽減税率の考え方等が決まっていない段階で個別の増税の影響額を算出することによる市民に誤解を与えるような情報提供になることを危惧しておりますことから、数字の算出は控えさせていただきますと思います。当然

市としても影響については非常に知りたい、議員さんも知りたいということは全く同じでございます。今後情報収集に努めた上で影響についてはお示ししていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 5点目、6点目については、前定例会で一般会計についてお聞きした中身について同列でお聞きをしていますので、これについてはご答弁をいただきたいと思います。

○議長 長 吉井副市长。

○吉井副市长 ただいまの5番目と6番目のことの数字のことでございますけれども、なかなか今の段階ではお示しできないです。その理由は、先ほど総務部長が答弁いたしました、けさの新聞で今清水さんのご質問の病院の関係等につきましては、きのうの衆議院の総務委員会でこれらの問題については中央社会保険医療協議会などでの対策の検討を見守っていききたいというふうに大臣が答えておりますし、また消費税全体の関係につきましても住民サービスの低下にならないようしっかり目配りしていくということで国会の中で議員さんとのやりとりがされております。今はこの段階のやりとりでございますので、先ほど申し上げましたとおり数字をお示するという事は、制度の運用についてはまだ何も具体的なことが議論されていないということでございますので、今は先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、情報収集に努めてまいりたいと。その際については、出せる範囲の中でいろんな数字の情報等についてはお示しさせていただきたいなというふうに思っております。直近の国会のやりとりにつきましては、このようなことでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ちょっと不満ですけども、想像的に今の消費税議論というのは非課税項目をふやすなんていう話は一切ありませんから、そういう点でいったら市立病院のこの問題、項目というのは何にも影響を受けないはずなのです。なぜ通告しているのに今のことで、要するに個々について何らかの非課税項目だとか軽減税率だとかということが出る可能性があるということですか。

(何事か言う声あり)

○清水議員 ないです。あるのなら根拠を示して。

(何事か言う声あり)

○清水議員 その新聞で何て書いてあったのかわからないけれども、そう書いてあるというのならそこを読んでもいい。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 そういった中身について、うちのほうでもまだ把握しておりませんし、また前回の消費税のときにも単純に支出に対する消費税だけではなく診療報酬への影響とかあったわけです。今回については、その辺については全く見えておりませんし、なおかつ国のほうでも増税の医療機関に対する影響というものについて諮問機関できょうも話し合われているというふうにも聞いております。そういったことを考えると、今の段階では余りにも不明な点が多いという中で清水さんの望む具体的なものがここではお示しできないということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 診療報酬とかで結局それはだまされてきたわけです。今そういうことをもって通告に数字を用意しないというのは、私は今後議運等で取り上げたいと思いますが、市立病院でいえば例えば20億円とかかかっているわけです。そうしたら、黙って1億円かかるのですよね。1億円分の診療報酬の改定がきちっと担保されるかといったら、そんなこと僕はないと思う。

2点目に入りますが、滝川市民にとってこの法案あるいは修正協議の内容を市長はどのように考えるのか。また、首長として国に対して陳情等を行わないのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまのご質問でございますけれども、現在消費税増の問題が議論されておりますが、これは社会保障と税の一体改革をしているいろいろと安定財源確保ということでお話を伺っているわけでありまして。これは国において決められることではございますが、それを見守るしかないのかなという考えでもございます。また、国と地方の協議の場で分科会であります社会保障と税の一体改革分科会、その中におきまして全国市長会の方がメンバーとして参加して議論が行われております。私は個別に陳情等を行う必要はないと考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 大変不満ですが、次に移りたいと思います。

◎3、放射能調査

1、汚染実態認識と独自の放射能測定の実施について

3点目、放射能調査ですが、まず1点目、汚染実態認識と独自の放射能測定の実施について伺います。道では10地点のモニタリングポストや土壌測定をしています。

1として、北海道の判断は放射性物質は検出限界以下であり、道内のどこでもそう推定できるとの立場でしょうか。どのように把握しているか伺います。

2つ目として、5月31日の厚生常任委員会で道と同じ考えだ、市独自に測定は行わない立場であると答弁されました。市民測定やNHK取材班による自動車での移動測定が果たしたようなことは、滝川では必要ないというふうに考えるのでしょうか。

○議 長 市民生活部参事。

○市民生活部参事 ただいまの清水議員の質問に答弁をしたいと思います。

北海道の判断ということでございます。北海道では震災以降、原発事故の影響を把握するべく道内各総合振興局における空間放射線量率のモニタリングなどを実施しているところですが、それらの結果から当該調査地点においてはおおむね事故前の平常時と同等レベルで推移しているとの見解が示されております。ご指摘についてですが、北海道はこの結果をもって直ちに全道全域くまなく影響はないと結論づけているものではありません。ただし、この結果から花粉、風に乗って飛来するがごとく放射線を発する放射性物質が当時の気象状況等により福島事故現場から北海道まで飛来し、おおむねどの程度の影響を及ぼしているかということ推察できる一つの材料となるものと考えております。その観点から、これらのデータについては福島から、放射性物質が事故現場から

おおむね600キロ以上も離れたこの北海道地域に対して面的に影響を及ぼすに至っていないことを推量する論拠として理解することが妥当ではないかと考えております。また、こうした前提のもとに滝川市の近隣測定地点であります空知総合振興局のある岩見沢市、上川総合振興局のある旭川市における観測測定結果を初めとしまして、全道各地のそれぞれのデータにおいて特に異常を示す数値が出ていない一方で、殊さら滝川市に放射性物質の局地的に大量に降下した可能性を疑い、市が独自に計測等を実施することについては現時点では考えておりません。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 問題なのは、北海道は福島原発事故由来のセシウム134とか137とか、これを要するに発見していないというのかな。要するにきていないというデータしかないのです。だから、一体どうなのだと。しかし、チェルノブイリの10分の1とか、そういうレベルの放射性物質が空気と一緒にずっと流れたわけです。かつてチェルノブイリではイギリスだとか北欧諸国まで、かなりの高い濃度でホットスポットができたわけです。たかだか北海道はこれだけ拾って、10点とか観光のやつをやっても25点、岩見沢と旭川の間で100キロあるのですよ。この間に何も無いという、そういうことが科学的な考え方だというふうに思われるのですか。

○議長 長 市民生活部参事。

○市民生活部参事 まず、セシウム137ということですが、この放射線量というのはアルファ、ガンマ、ベータという、そういう放射線ですが、今回線量率をはかっているということはガンマ線でございます。ガンマ線についてはそれぞれありますので、そのガンマ線に対してどのような影響を及ぼしているかということですから、太陽からの放射線、それを感知する、それと今現在大気中に存在するガンマ線を感知するというような内容のものです。ですから、それがセシウム137に由来するかどうか。それ以上に問題なのはこのガンマ線量の率、これは人に影響を及ぼす量ということですので、これを把握するということなのですが、これを全道的に見ておおむね大体同じような数値になっております。過去にチェルノブイリの影響があったそのときの数量もございます。それは過去のデータをひもとけば、相当今回の福島よりも高い形になる。それ以上に高いのが昭和30年代だと思います。原子力の大気圏での放射線汚染、そのときのほうがまだ多いということから、今回このような値が非常に小さい数字であると、全道的にも非常に大体均一になっているということから、これについては特に滝川市で計測をするという必要はないというふうに考えます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 何かもう滝川では調査する必要がないと、2点目の答弁までいただいてしまったような状況ですが、いずれにしても100キロ離れたところで2点はかって、その2点間はそれ以上にならないということが推定できるのならなくていいですよ。そんなことを言っている科学的証拠、考え方って恐らく私は存在しないと思うので、ちょっとお互いに勉強したいなど。そういうことで、とりあえずやる考えはないというのだから、これからも求めていきますが、次に移りたいと思います。

東日本大震災被災地支援ですが、がれきの受け入れの検討について伺います……ちょっと待つて。

その前に、2点目ちゃんと通告しているのです。科学者は何と言っているかということなのです。これが米国科学アカデミー紀要というものに昨年の11月に掲載された論文です。これは、もう推定としてはできると。しかし、事実かどうかはこれをもとに測定してくれということで論文に書いてあります。これについて、これで書かれているようにチェルノブイリもそうやってやったわけです。全部はかるのではなくて、空気の流れというものと落下する放射性物質というのが一定推定できるということが科学的な方法として確立されているわけです。そういう中で、この考え方に立たないのかということをお伺いします。

○議長 市民生活部参事。

○市民生活部参事 今回の質問の内容でございます。今の論文の関係につきましては、名古屋大学と国際研究チームということでシミュレーションをしたということでございます。そのデータを見ますと、北海道に関しましては夕張や日高山脈のあたりで広域の低度の汚染が見られたと、それと道東の一部において総体的に汚染が高い場所も見られたという記述がございます。これで北海道の中でも太平洋側の一部地域についての汚染の可能性を指摘したというような論文の内容になってございます。これのデータを受けまして、当時北海道農政部では汚染の可能性の指摘を受けた道東の3カ所の土壌を実測した結果、異常が確認されなかったという調査結果を平成23年11月21日付で示しております。また、研究チームがあわせて汚染分布図も示しておりますけれども、そこから滝川市周辺における特に有意な汚染の可能性について読み取ることができないことから、各総合振興局及び空間放射線量の測定データとあわせて考慮しまして、現在直ちに滝川市としてこういうことの調査を行うことは考えておりません。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題では、もう既に近隣の市町村では市民グループが測定を始めています。しかし、測定をしてもそれを発表するということは、なかなか個人の範囲の判断では風評被害とかになった場合に責任がとれないということで、それなりのデータは出ているらしいのですが、一切公表されていません。そういう点で、やはり自治体が責任を持って測定をするというのが、殊に人類史上初めてなのですよ、日本でこんなに放射性核物質が拡散したという、落ちたということは。そういうときに測定もしない。本当に信じがたい話なのですが、測定をする気が全くないのか、それともお金がかかったり大変なのでしないのか、それともやるべきは国や道であって滝川市ではないというようなことなのか、そこをお聞きします。

○議長 長 市民生活部参事。

○市民生活部参事 測定器の話ですが、最近携帯電話でも線量をはかれるというようなものもできてきたようです。先ほど言いましたようにガンマ線をはかると、そういう趣旨のものなのですが、これについては10万円のものもあれば20万円のものもあります。30万円のものもあります。清水議員よくご存じだと思いますが、これについてはレンジというものがありまして、当然許容範囲という測定する部分の何ぼから何ぼというのが適正にはかれる部分、通常0.004とかそういうマイクロシーベルトという数値になりますと、通常でいうとナノシーベルトというレベルの測量

になります。ナノというのは10のマイナス9乗となります。そのようなものを、精度の高いものを持って公表するということが北海道ではやっております。ですが、その金額を聞きますと1台1,000万円以上するというようなことになっているそうです。それだけの費用をかけ、また公表するからにはそれだけの信頼性を受ける機材を整えてやるということになるかと思えます。これでは滝川市ということよりも北海道、国というレベルで物事を出して公表していただくと。そして、それが確かな情報として出るようにということですので、現在では滝川市としては測量をする予定はないということでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今のご答弁で、少しは救いがあるなど。ちょっと言い方はきつかもしれませんが、要するに1,000万円級のものを買わないと信頼できるデータがとれないと、だから国や道でというようなご答弁だったと思うのです。それであれば、信頼できる科学者がこの機械だったら大丈夫だよと、廉価でできますよということであれば滝川市も独自に測定する検討はできますでしょうか。

○議長 長 市民生活部参事。

○市民生活部参事 今の段階では、そういうふうな1,000万円のものが20万円になるということは当然考えられないということでは思っております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、私のほうからも議会で提案もしていきたいと思っておりますので、機種等の。

◎4、東日本大震災被災地支援

- 1、がれき受け入れの検討について
- 2、支援のあり方について

次に移りたいと思います。がれき受け入れの検討についてですが、広域連合と市は広域連合での処理を検討するとの立場を表明してきました。市民の関心も高い中で、まず1点目、市や広域連合が実質的に検討に入るのは新焼却炉施設の完成、試運転が終了する来年4月以降と受けとめてよいか。

2点目として、焼却炉の余力が小さいことから処理可能量は最大数千トンと考えてよいか伺います。

○議長 長 市民生活部参事。

○市民生活部参事 瓦れきの受け入れの関係でございます。中・北空知廃棄物処理広域連合では、災害廃棄物の受け入れ検討の時期について、施設の建設工事の進捗状況を確認し、災害廃棄物に関する各種の情報を収集しながら受け入れに係る具体的な検討内容や時期等を判断することとしております。したがって、情報収集は進めながらも実際に受け入れできる容量の具体的な判断ができるとすれば、新施設の稼働を予定している来年4月以降になるものと思われま。

また、処理可能量についてですが、現在建設中の新焼却炉が1日最大85トンの処理量でありま

す。今後構成する14の市町から搬入される一般廃棄物の量がどの程度で推移していくかによりますが、新焼却炉が年間を通じて故障等のトラブルが発生することなく稼働した場合、年間1,000トン程度であれば受け入れ可能という計算をしております。ただし、稼働後の実態により変動していく可能性はあることはご理解いただきたいと思います。いずれにしましても、最終判断については中・北空知廃棄物処理広域連合として行うこととなりますので、滝川市も構成市町として慎重な議論をしてまいりたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私が想定していたこととはほぼ同じ認識に立っているというご答弁だったというふうに思うのですが、次に移りたいと思います。

岩手県内の土壌、瓦れきからは福島原発から放出された放射性物質が検出されています。一方、道内では先ほどのご答弁というふうに認識されているとすれば、北海道は汚染されていないと、非汚染地域だということですから、汚染地域から非汚染地域への持ち込みになるというふうになるというふうに事実として受けとめてよいのでしょうか。

○議長 長 市民生活部参事。

○市民生活部参事 今回の非汚染地域への持ち込みというようなことで受けとめていいかという質問の内容でございます。国あるいは都道府県等の安全基準などを基準に廃棄物の受け入れを決定し、既に対応を進めている自治体もある中で軽々な発言はできない内容であると考えております。また、国や道の基準値をどのように受けとめるかによって汚染物質であるかの判断基準が変わってくるとは思います。具体的に災害廃棄物の受け入れを決定していない現段階において非汚染地域への汚染物質の持ち込みという判断や受けとめ方はできないものと考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 先ほどは汚染されていないと言ったわけですよ、堂々と。汚染されていないからはかる必要はないのだと。今度は、ほかの市町村のことを考えると軽々に発言できないと。先ほどの答弁のように、少なくとも旭川と岩見沢の間の滝川あたりは非汚染地域ですと、そういうふうに答えるのが先ほどとの整合性だというふうに思うのですが、ここは非汚染地域ではないのですか。

○議長 長 市民生活部参事。

○市民生活部参事 今現在北海道での基準、受け入れ基準というのはおおむね100ベクレルパーキログラムという数字でございます。これは汚染されていないものというような考え方なのだろうと思っております。そして、この前出している苫小牧市について100ベクレル以下というような数字が出ております。ただ、この基準について先ほど言いましたが、0.00何ほと自然界に存在する放射線量の値、今までどおり同じような値だということについては、これは汚染されていないと。ただ、それが100ベクレルという数字、例えば50、それが汚染の数字なのか。それは明確に判断するものではないというふうに、今現在滝川市の立場では軽々にしゃべるものではないということをご理解願いたいと思います。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 答弁がされたので、きちっと事実を解説をしておかなければなりません、もともとセシウムの134の濃度というのは土壌中には0.5とか1なのです、ベクレルパーキログラムで。札幌の焼却炉の測定量が33倍に濃縮されたという値でも15とか18なのです、ベクレルパーキログラム。だから、100なんていうのはそのうち99ぐらいのベクレルパーキログラムのセシウムが入っているというふうに理解しなければならないわけだから、1のところは100入ってくるということだというふうに私は考えていますので、もしそれについての反論があればお伺いをしておきたいと思います。

(何事か言う声あり)

○議 長 特に反論はないということでございます。清水議員。

○清水議員 それでは、次に移りますが、支援のあり方なのですが、判断可能時期が1年後になること、また量的にも1,000トンと少ないこと、少ないという表現はよくないですね。1,000トン程度であること、また非汚染地域への受け入れになること、被災地支援は急がれることを…非汚染地域への受け入れになると、私はそう思っていないんですが、汚染の高いところから低いところへの受け入れになること、被災地支援は急がれることを重視するならば、滝川市と中・北空知廃棄物処理広域連合の被災地支援は、公務員などの人材派遣や被災者の一時受け入れなどの形態を中心とするよう方針を定めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 被災地への人材派遣及び被災者の受け入れについての答弁をさせていただきます。

昨年の震災発生直後には、庁内に被災地支援対策本部を設置、1週間後には被災地を支援する滝川市民の会を設立するなど迅速に被災地支援の体制を整えて支援物資、義援金の受け入れを実施してきました。被災者の受け入れにつきましては合計42人を数え、現在も2家族4人が市内で暮らしております。職員の支援活動についても医療職、事務職の派遣を行ってきたほか、多くの市民がボランティアでの支援活動を行ってきました。今後も被災者の受け入れあるいは職員派遣を含めて被災地の支援活動については可能な範囲でしっかり行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 公務員の人材派遣を力を入れる考えについてはどうなのでしょう。

○議 長 総務部長。

○総務部長 人材派遣については、派遣要請は件数的に大分減ってきてはおります。ただ、十分というふうには考えておりませんが、現在求められているのは土木や建築技師などの専門職で期間は長期派遣ということで求められておりますことから、現有の職員では積極的でないということではありませんけれども、現有の職員で対応することは困難であるというふうに考えております。また、集中的に支援させていただいていました宮古市についても港湾、土木技師を長期にという希望があるように聞いてはおります。そういった中で、今後ともできるだけことはしたいという気持ちは強く思っております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 今事務系が少ないとかという話をされましたが、これは総務省が全国市長会を通じて各全国の市に要請をしています、土木系技術者、確かに200名の要請に対して100名というような言い方で半分だと。実際にこれは直近の数字を調べましたら、99名の要請に対して22名しか派遣されていない。これは宮城県です。77名土木系職員は少ないのです。ただ、一般事務職が30名に対して14名です。福島県は、さすがにやはり放射能の関係があるので、一般事務25人に対して3人しか派遣されていないと。3カ月から6カ月の期間なのです。こういった一般事務を含めれば、かなり滝川市としても私は可能性があるなど。350人の職員を合理的に、また積極的に被災地に行きたいという職員の方もいらっしゃるのだというふうに思うのです。そういう点でもう一度伺いをしたいと思います。

◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

総務部長。

○総務部長 私どもも全国市長会の窓口の中での要望の資料については、逐次目を通してはいるつもりではございます。今ちょっとそれなりに一般職も要ると、少なからず要するというお話ではございますが、その辺について再度ちょっといろいろ確認はさせていただきたいというふうには思っております。ただ、うちとして決して消極的になるということではないのですけれども、国のほうでも地方の派遣のなかなか難しさということも理解の中で、まずは都道府県、そして政令指定都市、特例都市、そういったところを中心に要請を行っていくというふうにも聞いております。そういった中でも滝川として可能な部分が出てくれば、役職それぞれ可能であればという中での検討はこれからもきっちりやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 私がこれを特に言っているのは、もう既に瓦れき受け入れについては政府が2014年の3月をめどに受け入れを要請しているのです。もうたくさん自治体が手を挙げています。焼却という方法ではなくてセメント材料だとか、あるいは苫小牧のように木質ボードだとか、できるだけ処理した後のものを福島県に持っていきと、そして放射能漏れ対策に使うような、そういったところはかなり出てきています。そして、東北のほうの瓦れきの量についてもだんだん調査の結果減ってきたりもしているので、ずるずると判断がおくれるよりもこの地域の支援のあり方というのを、もう公務員支援でがっちりやりますというようなことを世間にやっぱり発表するということが、最後まで結局何もできなかったということに近い……今までたくさんやっているわけですからそういうことではないのだけれども、そういう点で公務員派遣や被災者の支援に大きくウエートを置いていくということについてのお考えを市長に伺います。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 被災地の支援の関係につきましては、宮古市にも私も行っておりますし、状況もわ

かっているところでございますが、清水議員もおっしゃられましたけれども、滝川市としては今までいろんな職員も行きました。消防も行きましたし、いろんな支援をやってきております。また、今はやはり全国市長会等を通じてその支援のあり方、いろんな窓口等はやっていただいておりますので、そこら辺の状況もきちっと踏まえまして、さらにまた何が求められているのかということの確認も含めまして情報収集したいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 清水議員。

◎5、徴税対策

1、法令の適正執行について

○清水議員 それでは、次に移ります。徴税対策ですが、法令の適正執行についてでございます。3月定例会で、連帯納税義務を求めず、不納欠損にしたような事例があったかどうかの質問に対し、不納欠損したことはあると答弁がありました。引き続き伺いますが、督促や滞納処分を代表者のみまたは一部の連帯納税義務者にのみ行い、すべての連帯納税義務者に対して督促、滞納処分することなく不納欠損した事例は過去にあったということか、法令にのっとって適正に行っているのか伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず、不納欠損についてでございますけれども、一定の努力義務、徴収の努力を継続してきた結果、さまざまな事情から時効を迎えたものとして、1つには地方税法第18条に基づく5年経過による消滅時効の場合がございます。また、2つ目としては同法の第15条の7第4項に基づく処分停止後3年が経過したことによる場合の時効、3つ目には同法第15条の7第5項に基づく即時消滅によることなどにより行っている状況でございます。これらは、地方税法に基づき適正に執行しているところでございます。

現在滝川市における共有名義の固定資産税に関する納税の告知、督促につきましては、その1人に対する納税の告知、督促による履行の請求の効力が全員に対して生ずるとした地方税法に基づき適法に行っているところでございます。また、連帯納税義務者全員に対する滞納処分については、さまざまある滞納処分のうちのひとつと考えており、その執行に関しては他の滞納処分と同様に法に基づき個々の納税者の状況等も踏まえた上で判断しているものであることから、画一的にすべての連帯納税義務者に対して行うというものではございません。したがって、一定の徴収努力を継続したもののさまざまな事情から時効を迎えたものの中には、すべての連帯納税義務者に対して滞納処分することなく時効を迎えたものもありますが、法令にのっとって適正に行われていると考えております。なお、今後の徴収業務においてもこれまでどおり可能な限り徴収手続を行うとともに、すべての連帯納税義務者に対する滞納処分の執行についてもほかの滞納処分と同様にさまざまな状況を踏まえて判断することをご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 地方税法第371条では、市町村の徴税吏員は納期限後20日以内に督促状を発しな

ければならないと、完納をしない場合においては、ならないのにしていないことがあるというご答弁だったので、そういう例外というのは私はちょっとあり得ないと思うのです。督促状を發して、そこで納付相談をして、その結果資産がないとか収入がないとか。しかし、督促も發しないで相談はしたということですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 連帯納税義務者に対する滞納処分の手続ということの一つでございますけれども、連帯納税義務者に対する調整手続については一定のルールというものはなくて、あくまでもさまざまな滞納処分の一つとして個々の状況を踏まえて判断をしていくと、そういう立場で処理をしております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、法令の適正執行についてということで伺っていますが、今のところ法令の適正執行はされていないという疑いが極めて強いのです。ここでたくさん時間をこれに費やすことはできませんが、ちょっと明らかにこれは督促を發しなければならぬのに發しない場合があるのだと。どんなことがあるのだと聞いたら、ほかの例と同じようにみたいなの、もっと具体的に言ってくださいよ。どういう場合なら督促を發しなくていいのですか。

○議 長 それでは、ちょっと若干答弁調整いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時05分

○議 長 再開いたします。

答弁をお願いします。吉井副市長。

○吉井副市長 清水議員さんにちょっと確認させていただきますけれども、督促状というのは必ず出ております。連帯納税義務の代表者の方には必ず出ております。少し今清水議員さんが関係法令にのっとって適正に行われているのかということのご質問だと思いますけれども、そのことについてはもろもろ私どもも調べさせていただきます、関係判例等も調べさせていただきました。徴税において相応の努力が払われていたにもかかわらず、個別事情により徴収が著しく困難な状況に至っていた事件については滞納処分を実施することなく不納欠損に至ったとしてもやむなしという、こういう判例がございます。こういったことから、私どもは意図的に時効を完成させるような考え方は毛頭ございませんし、すべての滞納のケースにおきましては可能な限りの徴収努力を続けていると思っております。こういった判例も踏まえましても違法な手続とか違法性だとかはないものというふうに考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今副市長は、代表者に対して督促をしていけば連帯納税義務者に督促しなくていいという答弁なのです。そして、努力が行われていたにもかかわらず徴収できない場合は不納欠損にして問題ないと。違うのですよ。民法第437条、連帯債務者の一人に対する免除は他の連帯債務者

に対する免除なのだと。この点からいったら、代表者が払わなかったら連帯納税義務者に督促するのは当然ではないですか。なぜそれをしなかったのですか。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどの答弁の中でお話をさせていただきましたけれども、共有名義の固定資産税に関する納税の告知、督促というものは1人に対する納税の告知、督促による履行の請求の効力が全員に対して生ずるということで、地方税法にのっとりた処理ということで適法に行っているというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ちょっと時間がございませんので、地方税法では連帯納付義務または連帯納入義務については民法第432条から第434条まで等を準用するというふうになっていますので、普通の連帯保証人と全く同じなのです。連帯保証人の世界で連帯保証人に請求もしないで、要するに請求権を放棄するなんていうことはあり得ないことだというふうに思いますが、それと違うということをきちっと説明してください。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 この質問は各委員会、今までの委員会等を通じて税務課長のほうからも何度もきつと答弁されているお話だと思いますけれども、連帯納税義務者への督促、この督促というのも滞納処分でございますけれども、私どもは個々の状況において判断をします。画一的に連帯納税義務者だから全部その滞納処分をすとかという、そういう判断ではなくて個別、個別のケースによって滞納処分については判断をしているということでご理解いただきたいと思えます。また同じような答弁で申しわけございませんけれども、そういう判断でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 個別、個別という説明では全く私は理解できません。刷新を掲げた市長ですから、これについてはきちっと内部調査をして本当に今の答弁で適正な、適法なのかどうか、それについてご調査される考えについて伺います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、所管、税務課並びに副市長等の今の答弁で適正にやっておりますというご答弁をさせていただきました。適正にやっているという判断でございますので、私は内部調査の必要はないと判断いたします。

以上です。

○議長 長 清水議員。

◎6、市庁舎の環境整備

1、駐輪場対策について

2、1階ロビーの直射日光対策について

○清水議員 それでは、次に移りたいと思えます。市庁舎の環境整備、駐輪場対策です。図書館利用者の増に伴い、自転車があふれる光景が見られるようになりました。利用できなくなり困ってい

る市民がふえています。この状況への対策について伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 滝川市立図書館は昨年11月の移転開館以来、市民の皆様の好評を得て来館者も昨日5万人を達成するなど順調に推移しております。大変喜ばしい状況でございます。一方、来館者の増加、特に雪解け後は自転車での来庁、来館者が増加したことに伴い、時間帯によっては駐輪場が不足する状況であります。庁舎管理の立場からも庁舎にお越しになるより多くの方が駐輪場を利用していただくことができるように、長期にわたって駐輪場に放置されていた自転車を撤去するなどしてスペース確保に努めているところでありますが、中学、高校生の利用がふえるテスト期間などは特に歩道にも自転車がとめられ、歩行者の通行にも支障が出ている場合があるというふうに認識しております。市内高校のテスト期間中には、教育委員会においても図書館利用に際してのマナー等について生徒に指導していただいているところですが、駐輪スペースが不足しているところでもあることから、今後は自転車での図書館利用者が急増する中学、高校のテスト期間については庁舎前庭に臨時の駐輪スペースを確保するなどして対応していきたいというふうに考えております。また、その場合には教育委員会を通じて各中学、高校に対しても改めて周知していただくようお願いしたいと考えております。

以上です。

(何事か言う声あり)

○総務部長 済みません。昨日5万人達成と言いましたけれども、先月です。失礼いたしました。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次ですが、直射日光対策ですが、1階ロビーの。ロールカーテンが西側に取りつけられ、効果は大きいと評価されていますが、ロールカーテン設置の費用と効果について伺います。

また、市民の憩う場所と健康配慮のためカーテン増設を求めたいと考えますが、どういう対応を今後されるのか伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1階市民ロビーのガラス窓につきましては、昨年の図書館移転改修工事の一環として西側、正確には西南側になるので西南西側ということなのですが、ガラス窓にロールスクリーンを設置いたしました。これは、特に午後から夕刻にかけて長時間差し込む西側からの日光を遮ることにより、1階市民ロビーから図書館につながる吹き抜けの温度上昇を少しでも抑えようとするものでございます。直射日光による体感温度上昇の抑制にも効果があるものと考えております。なお、昨年の改修工事における設置費用は約33万円でございました。また、市民ロビーには昨年ロールスクリーンを設置したガラス窓のほかに南側と北側にも大きなガラス窓がありますが、昨年の改修工事の設計の際に設置の効果について検討を行い、南側の窓は夏場は日照角度が大きいので西側の窓に比べてロビー内への照射量が少ない、そういったことから最も設置効果の高い窓として西南西側、西側のガラス窓を選択したところでございます。この夏についてもその設置効果については期待をしているところでありまして、現在のところほかの部分の増設については考えておりません。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 節電の中ですので、緊急にでも必要だとなれば実施をしていただきたいと思います。

◎7、住民活動

1、地域会館等の現状・課題について

住民活動で、地域会館等の現状・課題について伺います。ちょっと訂正があります。訂正をした状態で読みますので、それで変更していただきたいと思います。市内には（ア）、市の財産である地区福社会館や（イ）、市が補助金を出している地域福祉センターと（ウ）、全額地域で建設した地域会館等、後は一緒です。がありますが、老朽化が進み、改修や解体撤去が始まっています。そこで、（ア）、（イ）、（ウ）の建物数、また最近改修や解体、使用廃止した数、3、今後のあり方を検討中の建物数について伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 施設の数ということでお答えをさせていただきたいと思うのですが、質問の中の建物の数でございますけれども、地域福社会館が6カ所、それから地域福祉センターが54カ所、そのうち全額地域で建設した地域会館というのは21カ所となります。最近の改修、解体、使用廃止等という数でございますけれども、改修は屋根の改修が1カ所ございました。それから、解体が1カ所、使用廃止した数は3カ所となっております。それと、今後のあり方を検討中の建物ということでございますけれども、泉町の福社会館の老朽化による改修を現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今後引き続き改修して使いたい場合でも新たな補助制度創設や補助率の見直しなど、共助の対象として支援強化する考えはないのか伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今後の施設の改修等の補助制度ですとか補助率の見直しということでございますけれども、地域会館の改修等については会館の管理をされている方、それと市役所のほうの建築担当、くらし支援課のほうで確認を行いながら、ご相談しながら検討をさせていただいております。その結果、改修が必要だということであれば翌年度の予算化ということになりますけれども、そういう形で改修を行うということを進めております。今後の地域会館等の改修については、会館の利用状況ですとか問題点等を調査させていただき、あわせて課題の把握、解決に努めて現状の補助制度の中で今後の地域活動の支援をしまいたいというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ちょっと確認をしたいのですが、ウについても補助金の対象になるのですか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 全額地域で建設した地域会館ということでございますね。それは補助制度もござ

いますし、改修のほうもございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次に移ります。花月、空知、中島地区については、かつて林市長時代に建設用地を土地開発公社で先行取得させ、次は啓南地区としていましたが、財政理由などで計画は消滅しました。現在交通の要衝として医院がふえています。一方、市は旧林務署跡地の森のかがく活動センターや旧職員住宅の廃止、次の「と解体」というのを削除してください。廃止方針を決めました。地元では花月会館、南地区福祉会館の廃止もあり、地域コミュニティ活動に支障が出始めています。地元の空知町1区町内会は、南地区連合町内会に市への要望書を提出を要請しました。市として関係住民、町内会組織、関係団体の意向を聞く体制に入るべきと考えるが、いかがでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 花月町、空知町、中島町の地区の福祉会館の建設ということでございますけれども、先ほどちょっと質問の中にもございました森のかがく活動センターなのでございますけれども、それと旧職員住宅ということでございます。これは、平成25年の6月30日で指定用途が終了するというので、これまでの森のかがく活動センターとしての利用を平成25年3月31日で終了し、その後の利用方法については現在検討中ということでございます。この地域につきましては、活動の拠点となる地域の会館、コミュニティ施設等がないということについては人口の増加傾向からしてもこの地域の今後の問題ではないかなというふうに考えております。地域の皆さん、住民の皆さん、団体等の意見、要望もお聞きしながら考えてまいりたいというふうに思っておりますので、地域としての管理のあり方、運営計画などをご検討いただき、地域の声を取りまとめていただいて一つにさせていただいて要望をいただければというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議 長 清水議員。

◎7、教育行政

1、スクールバスの事故と安全対策について

2、契約について

○清水議員 次に移ります。スクールバス事故と安全対策です。この問題につきましては、昨日総務文教常任委員会で詳しいご報告がございました。重なる部分については極力割愛をしながら質疑をいたします。事故は4月20日13時50分、東小スクールバスで乗降口の自動ドアにおりようとした児童が頭を挟まれる事故がありました。運転手が誤って扉を閉じるボタンを押したことが原因です。問題は、1、緊急連絡体制が悪かったという点です。2点目、児童は一時気を失った可能性もあり、一時的な痛みもあったので、すぐに脳神経外科等での検査などが必要だったが、連絡がおくれたため行われなかったことです。3点目は、当日担任や管理職が自宅を訪問しなかったことです。4点目は、事故当日市教委課長と会社役員が自宅を訪問し謝罪したが、その後20日間経過しましたが、調査結果の報告等がなかったことです。今回の事故についての問題点、処分、改善について伺います。

○議 長 教育委員長。

(「議事進行」と言う声あり)

○議 長 今私のほうで教育委員長から答弁をいただくことを先にお伝えをしましたので、答弁の後ということをお願いします。

○教育委員長 清水議員の質問に対する答弁の前に、私のほうから今回の件にかかわりまして謝罪を申し上げたいと思います。

4月20日、東滝川に住む東小学校5年生の児童がスクールバス下校便に乗り、東滝川地区児童館でおりようとした際に運転手のドアの開閉ボタンの操作ミスにより頭と体を挟まれた事故について、子供たちを安全に送り届ける責任のあるスクールバスで絶対にあってはいけないことであり、被害に遭われたご家族、児童に対して、教育委員会として大変申しわけないという気持ちでいっぱいです。心からおわび申し上げます。診断結果では、挟まれた児童にけががなかったのですが、これまで東栄小学校と東小学校の統合準備ではスクールバスの安全運行や冬の乗車場所の安全確保について、保護者や地域の皆さんと幾度となく念入りに話し合ってきました。教育委員会は、江部乙小学校や中学校、明苑中学校での運行経験を踏まえて、課題の一つ一つを解決して準備を進めてきました。しかしながら、こうして事故が起きたことはとても残念でなりません。スクールバスの運行は、保護者の信頼が前提です。保護者の皆さんは交通安全はもとより、乗降時は子供たちが座ってから発車する、おりたのを確認してから発車する、また今回のようにおりるのを確認してからドアを閉めることは基本中の基本であります。今後二度とこのようなことのないように教育委員会や学校、バス事業者でしっかりと安全対策を進めているところであります。このたびは本当に申しわけありませんでした。心からおわび申し上げます。

この後の質問につきましては、教育部長から申し上げます。

(「議事進行」と言う声あり)

○議 長 今の清水議員の質問に対しては、今の教育委員長の答弁で1回終わりということでしょうか。

(「議事進行が優先だ」と言う声あり)

○議 長 1度質問をされたことに対して1度答弁が終わってから議事進行を受けるとというのが一般的なルールですので、まだ質問を受けたことに対してすべての答弁が終わっていないならば先に答弁を受けます。ですから、まだ答弁が続くのであれば挙手をお願いします。教育部長。

○教育部長 ただいま委員長からおわび申し上げました。本当に申しわけないと思います。私のほうから清水議員の質問の問題点、処分、改善についてということでお答えをしたいと思います。

今回の事故の問題点、大きく3点あるというふうに考えています。1つ目は、運転者がほかにおりる児童がいないか振り返ったときに誤ってドアの開閉ボタンに触れて、おりようとしていた児童の体と頭が挟まり、慌ててドアを開き、児童の大丈夫ですという言葉に安心してそのまま帰ってしまったと。やはり子供でありますから、瞬間に痛みを感じないという場合、そのとき子供はけがに気がつかないという場合もございます。軽々に判断してはいけないということがございます。また、保護者の方もお話ししておりましたが、挟まったところが頭部というところを考えれば、やはり念のため病院での検査、早急な検査が必要だったという判断もあろうかと思えます。2つ目は、関係

者の連絡のおくれでございます。運転手は会社に帰った後、直ちに会社に事故の報告をしています。しかしながら、バス連絡責任者が不在だったため対応がおくれたということ、これも大きな問題でございます。そういったことから、私ども教育委員会もバス会社ではなくて児童館の児童厚生委員から連絡を受けた子育て応援課を経由して知ったということで、またさらに学校が知ったのもその後だったということで、やはり事故の報告のおくれというものは緊急連絡体制としては致命的だというふうに考えてございます。そのことがその日のうちに被害児童が医療機関へ受診できなかったこと、それから保護者への連絡が遅くなったこと、こういったことに大きく影響したというふうに思います。3つ目は、バス乗降時の安全性の確保だと思います。誤ってさわってしまうようなドア開閉スイッチ、もし万が一挟まれたときの衝撃を緩和する方法がないかどうかなどについて問題点があるのかなというふうに思っております。

事故の報告を受けてからは、直ちにバス事業者、教育委員会、学校で被害児童から体のぐあい、事故の状況をお伺いしました。遅くはなりましたが、その日に保護者とお話をしてございます。教育委員会としては、教育委員会、学校、バス事業者の3者で連絡体制を徹底して緊急時の対応を再度チェックをし、見直ししたところであります。また、今回の事故を受けまして教育委員会からバス事業者に対しまして厳重に注意をし、問題点、課題などを具体的に検証して改善するように報告するように指導したところでございます。バス事業者は、運転手に対しては2日間の運転業務の停止、また停止期間中に運転の心構え、乗客の安全の確保のための留意事項の再確認、乗降時の乗客の安全確保を再教育を行ったという報告を受けてございます。ほかのスクールバス乗務員に対しても同様に指導の徹底を行ったというふうに報告をいただいております。

また、車両の安全対策でございます。閉まるときの衝撃を緩和することでございますが、児童ドアの開閉速度を遅くするためにすぐにエアの圧力の調整を行って、最高ゆっくり閉まるように改善したということでございます。また、乗降口の自動ドアが閉まるときに当たる部分、そこに衝撃を吸収するためのウレタン製のクッション材、大体半径5センチぐらいの黄色のウレタン材なのですが、それを設置いたしました。また、自動ドアのスイッチについては誤作動防止ということで目立つように自動ドアだよというふうな確認の乗降時のドア開閉要注意ということで、その周辺に3カ所赤いビニールテープで張ったという報告も受けてございます。私も実際ドアに挟まる部分でどれぐらいの衝撃かなということで挟まれてみました。清水議員も6月5日、バス車両を確認いただいておりますので、その話を聞いてやはり自分の体で体感しないとというふうに思いまして、体感しますとやっぱり閉まろうとする力というのは結構強いものだなというふうに感じましたので、やはりウレタン材があることによって少しは緩和できるのかなと。ただ、先ほど申し上げましたとおり間違えてスイッチを押したり挟んだりするというのはやってはいけないことなので、何かあったときにはそういったことも改善になるのかなと、安全対策になるのかなというふうに思います。

先ほど問題点でも申し上げましたが、児童が事故に遭った場合、医療機関で速やかにやはり受診するというようなことを思うというふうなことを考えてございます。また、東小学校では校長がスクールバス車両で事故状況を確認しまして、4月24日には朝の会で各担任から事故の概要、それから乗車指導、これについて全クラスで行いました。また、乗車指導の中にちょっと乗りおりのと

きの運転手さんへのあいさつとか、乗るときのあいさつとおりのときのあいさつ、運転手さんも声をかけると、こういった項目がありまして、その項目を見ますと、私個人的にはありますが、そういったことも最後までおりのを見届けるとか、そういったことにつながるのかなど。また、教育長からは自動ドアが閉まるときのブザー、これもつけられないのかなということでも今バス事業者にお願いをしているところでございますが、かなりお金がかかるという話でございます。

ご質問にお答えしましたが、先ほど清水議員のご質問の中に児童は一時気を失った可能性があるということで、ちょっと気になる点がございました。私ども事故当日の4月20日、被害に遭われた子供、保護者の方、それから運転手の話も聞いていますし、児童厚生員の話も聞きました。また、土日を挟んで23日月曜日に東小学校の校長室で保護者のお母さんともバス事業者、教育委員会、学校とお話をお伺いしました。また、その後24日、26日、バス事業者、被害児童のお子さんのお宅に訪問したときもそのようなお話をお伺いしていなかったものですから、ちょっとびっくりしております。

それから、学校対応の部分だと思うのです。当日、担任や管理職が自宅訪問せずと。これは学校の対応のことだと思うのですが、私ども教育委員会は連絡を受けました。また、バス事業者の連絡担当者も非常に連絡が遅くて、学校のほうにも連絡が遅くなりました。しかしながら、学校では教頭から担任の先生にすぐ確認するよというということで担任の先生が電話をしました。ただ、つながらなくて7時過ぎに保護者の方とお話することができたということがあります。その間、バス事業者も教育委員会も学校とお子さんはこういう状況ですよと、保護者の方はまだお帰りにならないのですよという部分で情報は交換しておりましたので、必ずしも自宅訪問という部分は、大丈夫ですよという言葉に安心した部分もあるかもしれません。しかしながら、やはり私どもとしてはこういう場合、必ず自宅訪問するのがいいのかなというふうには考えています。

それから、ご質問の最後です。学校からは事故原因、運転手の処分、会社への処分なども何の連絡もなくということで質問に書かれてございますが、事故当日の4月20日、土日を挟んでの23日月曜日でございますが、保護者のお母さんが学校にお見えになりました。学校長、それから教育委員会、バス事業者と医療機関受診後にCT、MRI検査したけれども、異常はなかったですという報告のときにもお母様の疑問、事故原因、そういった部分をそのときにお話をしております。お母さんからの疑問については、それぞれその場でお答えはしております。

済みません。少し長くなりましたが、以上でございます。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 渡辺精郎議員の議事進行の発言を許可いたします。

○渡辺議員 これほどの教育行政の極めて大事なときに、けさから教育長が不在で、倒れたまま。教育委員長が謝罪していただいてきちっと説明いただきましたからわかったのですが、その説明が何もない。なぜ欠席とか、出席とかのそれもなくて倒れていただけ、不在だけだったので、その理由を説明してください。

○議長 長 今の渡辺精郎議員の議事進行でございますが、昨日のうちに私あてに欠席の申し出がございました。その上での本日の欠席でございますので、私の立場としてはそれを許可しましたと

いう以上は申し上げる立場にはないという状況でございます。よろしいでしょうか。渡辺精郎議員。
○渡辺議員 我々議員のほうは出欠だれだれ、きょうの出席とか何人とか言われるのですが、理事者もやっぱりせめてそういう三役、理事者のほうは、そういう議題について大事な答弁のときはきょうは欠席とかどうか、それぐらいはやっぱりやっていただきたいと思うのですが、議長いかがですか。

○議長 長 あくまでも開会前に議員の出席、欠席を伝えるのは、これは議会が成立するかどうかということを判断する上で述べていることであって、理事者側に対しては当然出席をしていただくことが望ましいことは間違いありませんが、理事者のどういう事情での欠席かというような内容によっては、やはり欠席せざるを得ないという、そういう場合もあるという場合においては、これはいたし方ないことというふうに私の段階としては判断しております。

それでは、一般質問をこのまま続行いたします。清水議員。

○清水議員 教育委員長からおわびのご説明がありまして、私としては十分理解をいたしました。また、改善点や保護者の方への説明もその後もあわせてされたというふうに考えますので、1点目については終わりたいと思います。

次に、教育委員会議、教育委員長への報告はどのように行われたのか。また、常任委員会については既に行われましたので必要ありません。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 報告の関係はどうだったのかというお話でございます。私ども4月26日の教育委員会議でございます。毎月の定例でございます。教育委員会議の報告案件にはしてございません。しかしながら、その前の打ち合わせ会議がございまして、そのときに教育長から若松委員長のほうに事故の概要について口頭でお話をしたところでございます。ただ、事故の経過とか、ここで私どもお子様の状態を確認しました。ただ、その後の様子もやはり心配なところでありましたが、私どもはバス事業者に委託をしているということで、委託をしているということは教育委員会がやはり責任がございまして、そういったバス事業者の改善とか、そういったもののやはり報告も改善された後に報告しようということで、まずは口頭で教育長から報告をしていたということでございます。また、私どももお子様方のいろんな学校活動の中でのけが等については、入院に至るけがも当然でございます。教育長と話しましたが、定例の教育委員会議でやはりお子さん方の学校でのけがとか、そういった部分の件数については毎月の教育委員会議で報告しようねということできのうお話をしました。また、特に大きな事故とか大きなけが、そういったものがあつたときもやはり教育委員会議で報告するというにしました。総務文教の関係については、委員会との関係ございますので、それについてはまたご指示いただければなというふうに思います。私どもとしては、やはりけがとかそういったことでなくて、東小学校と東栄小学校統合後間もなくということがございまして、やはりしばらくはいろんな変化がありましたら保護者の皆さんも心配なことと思います。地域の皆さんも心配だと思います。そういったことをやはり考えて進めていきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今後に向けての改善点も示されましたので、次に移りたいと思います。

3点目については、上の4行については既に答弁済みですので、最後の現在使用されている車両の安全装置のレベルについてだけ伺いをします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 スクールバスの安全装置というご質問でございます。スクールバスにつきましては、道路運送車両法、この規定に基づく保安基準によって構造とか大きさとか安全装置の関係ではございませんが、そういったことが定められてございます。ワンマンバスの構造要件の中で、前方の扉ではなくて真ん中のやはり扉、後方の扉、そういったものについては安全装置をつけなければいけない、挟み込み防止装置をつけなければならないということが法律で義務づけられてございます。したがって、前の扉のみのスクールバスについては販売段階から安全装置はついていないと。私ども担当からは、バスをつくっている会社に電話したところ、前の扉に安全装置がつけられたバスは販売していないということでございました。先ほどお話ししましたとおり、法律も真ん中の扉の部分は義務づけられておりますということでございました。しかしながら、安全対策は必要だと。必要でないという話はしていません。

それから、今の使っているスクールバス車両の安全装置のレベルについてというご質問なので、安全装置というお話になれば、例えば議員さんおっしゃっているのはまだステップに乗っているのに扉が閉まらないような自動装置みたいな、そういう話だと思いますけれども、そういったことからすれば安全装置がないというふうに申し上げます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 スクールバスの安全確保については、ハード面もさることながらソフト面ということで次に移りたいと思います。

契約についてということですが、現在スクールバス5路線5台が一括契約されています。まず、毎年3月20日の入札で4月1日からの契約では落札後のバス購入ということになり、ほとんど無理です。十分なバスを入札時に保有していなければ参加できません。

2点目として、市内業者は少なく、競争性を確保するため、また質の高い運転手を採用、教育、育成する、運転手確保に向け、長期や3カ月前など入札方法の見直しが必要ではないでしょうか、お考えを伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 スクールバスの契約についてでございますが、教育委員会が求めるスクールバスの運行については、やっぱり安定的に地域の理解を得た上で地域の雇用というふう to 実施することが第一かなというふうに考えております。現在の入札への参加方法、ご承知のとおり財政課への指名登録、これが必要になっております。条件でございますが、中型以上のバスを2台以上保有しているもので、また常時4台以上運行ができるものとしてございます。現在の登録業者、市内2者でございますが、入札に参加できない業者はいないという形になってございます。また、指名登録は地域を限定してございませんので、道内でも全国でも構わないというふうに聞いております。

ご質問の3カ月前に入札を行って契約するということについては、やはり予算が確定する前ということもございます。契約は4月以降で入札は契約の前1週間以内と、これは清水議員ご承知のとおりと思います。しかしながら、長期継続の契約の入札については、やはり安全性とか安定性ということが大事だと思いますので、価格競争のみを追求するのではなくてそういったことも踏まえながら、ちょっと私ども権限ないのですけれども、契約担当課とちょっと協議して検討していきたいなと思っています。おっしゃる意味はわかります。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 最後に、私はスクールバスの事故を大げげでないけれども、こういう形で取り上げたのは、やはりスクールバスの運行会社は教育のいわゆる教員だとか、そういう養成関係の大学を出ているとかでないわけです。専門家ではないのです。そういうところに委託するので、いろんな問題が起きやすいと。それと、バスについてもかなり古いバスなのです。もっとクッションのきいた本当にぐっすり眠れるような、そういうバスなんかも必要かなという点で大いにスクールバスについては改善を求めたいなということを述べて終わります。

○議 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 4時50分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成24年第2回滝川市議会定例会（第10日目）

平成24年 6月21日（木）

午前10時00分 開 議

午後 3時38分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 報告第 1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

日程第 4 報告第 2号 滝川市土地開発公社の経営状況について

日程第 5 報告第 3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について

日程第 6 報告第 7号 監査報告について

報告第 8号 例月現金出納検査報告について

日程第 7 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第2号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療の推進を求める要望意見書

意見書案第3号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める要望意見書

意見書案第4号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書

日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八 重 子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君
13番	田 村 勇 君	14番	井 上 正 雄 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	大 谷 久 美 子 君	18番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長 前 田 康 吉 君 副 市 長 吉 井 裕 視 君

副市長	鈴木光一君	教育委員会委員長	若松重義君
監査委員	宮崎英彰君	総括理事	高橋賢司君
総務部長	山崎猛君	総務部参事	千田史朗君
市民生活部長	庄野雅洋君	市民生活部参事	石川雅敏君
保健福祉部長	佐々木哲君	保健福祉部次長	樋郡真澄君
経済部長	五十嵐千夏雄君	経済部次長	居林俊男君
農政部長	若山重樹君	農政部次長	中島隆宏君
農政部参事	多田幸秀君	建設部長	大平正一君
建設部技監	高瀬慎二郎君	教育部長	舘敏弘君
教育部次長	河野敏昭君	教育部指導参事	四十九院正満君
監査事務局長	堀下博正君	市立病院事務部長	鈴木靖夫君
市立病院事務部次長	田湯宏昌君		

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君	次長	菊井弘志君
書記	橋本洋衣君	書記	村井理君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において荒木議員、大谷議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
一般質問は12名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位13番目の方の質問に入ります。
質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。
三上議員の発言を許します。三上議員。
○三上議員 おはようございます。公明党の三上でございます。それでは、通告順に従いまして質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、滝川市土地開発公社の解散について
- 2、今夏の節電に関する対応について
- 3、鈴木副市長について

まず初めに、滝川市の土地開発公社の解散についてでございます。土地開発公社は、皆さんご存じのとおり昭和48年に設立されました。その当時は、市民サービスをいわゆる担うそういう公共施設、その公共施設の土地を確保する目的で設立されたと聞いております。先ごろ理事会において25年度に解散するという報告があったと聞いております。それで、全国的にこの三セクの土地開発公社というのは塩漬けで大変だというのは私たちも聞いておりますし、解散するのが一番だろうというふうに思っております。きょうこの議会の後に経営報告がありますけれども、ここでの質問は解散までに今持っている保有地、これをどれだけ処分できるか、そしてその努力がどの程度見えるかということを市民は見ております。そういったことで、24年、25年ありますけれども、この1年間でどれだけ処分できるかの方向性、そういったものを伺いたいと思います。

- 議長 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

- 総務部長 保有地の処分の関係の答弁をさせていただきます。

滝川市が先行取得を依頼して公社が取得した公有用地については、解散までにすべて市が取得する予定でありまして、残る土地はないと考えております。土地造成事業のほうなのですけれども、

保有している宅地分譲地、ニューセセラギと工業団地の分譲地については解散までの間、公社において全力を挙げて販売し、可能な限り換価していくという方針でございます。販売に際しましては、6月1日から販売価格の値下げを始め、メーカー向けに複数区画を購入した際の割引販売を行っておりますほか、札幌、旭川方面にも営業、そして市内業者にももちろん営業の強化を行って予算で目標としている5区画の販売を上回る販売区画数を目指しているところでございます。しかし、すべてを販売につなげるというのは非常に困難な状況にありまして、またニュータウンセセラギにおいては未造成の土地が簿価にして1億7,300万円ほど保有しております。これを踏まえると、解散時点では簿価として約3億6,800万円の土地が換価できずに残るものと見込んでおります。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 いずれにしましても、三セク債で負債分を処分していくことになると思うので、その保有地が少なくなる、限りなく少なくなるような努力をお願いしたいなと思っております。

続きまして、この夏の節電対応について伺いたいと思います。北電からは7パーセント以上の削減を要請されております。そこで、この期間については7月23日から9月7日、平日の午前9時から夜8時まで、それともう一区間が9月10日から9月14日の夕方5時から8時までという区間内で努力していただければという話だと承知しておりますけれども、私はやはり庁舎だけでなく滝川市全体でどれだけ削減できるのかということを一回やってみたらどうかと思っております。それで、滝川市全体ではこの夏、この期間どれだけ削減するかという目標があるのか、それを設定しているのか伺いたいと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 おはようございます。ことしの夏の節電の目標ということでございますけれども、東日本大震災による原発事故の影響あるいは道内にあります火力発電所等の整備点検などにより、北海道においてもこの夏の電力不足というものが懸念をされているということでございます。エネルギーの供給、とりわけ電力の安定供給の確保に向けて、その影響が大きいということで社会が一体となり、その節電に向けた努力を進めていく必要があるというふうに考えております。このたび北海道電力さんからの北海道民に対する節電要請の内容というのは、議員おっしゃられましたように平成22年の夏と比べての7パーセント以上の節電ということでございますが、これは平成22年最大の発電実績というのが506万キロワット、それからことしの夏の安定供給を続けることができる発電量というのが470万キロワットということで、その差36万キロワットが7パーセントに相当するということになるわけでございます。この趣旨としては、7パーセント以上の節電の趣旨ということでございますけれども、北海道全体の電力使用量のピークを引き下げることが目的であり、特に社会全体での電力使用量が上昇する時間帯において、いかに電力負荷を一定程度抑制できるかという視点での節電行動が求められているところでございます。滝川市全体としても北海道電力さんの提示をするこの7パーセント以上の削減を実現することを目指して取り組みを進めていかなければならないということをお前提としておりますけれども、この目標数値でございますけれども、通常の一定期間における電力使用量というものとはまた異なるということから、その測定単

位の性質上、地域としても、あるいは個人や事業者が具体的にこれをどれだけ達成したかということ把握、検証することが難しい数字というふうにとらえております。その数値目標だけに固執し過ぎることなく、この危機的状況をみんなで乗り切るということで、できる限り一定期間、一定時間帯における節電行動に努めていただくよう呼びかけていきたいということで、7パーセント以上を目標にして呼びかけていただきたいという形で要請をしまいたいというふうに考えております。

○議長 三上議員。

○三上議員 何か2番、次の質問にも答えていただいた感じがしますけれども、北電では「みんなde節電キャンペーン」というのをやる予定でいるらしいのです。それは単純で、さっき言った期間ではなくて前年の8月、9月に比べてどれだけ使用量を減らしたかということで、その削減の幅によって何かプレゼントをするという、豪華プレゼントですかね。そういったものを考えているようですけれども、やはり一般家庭に対して、あるいは企業に対してこの節電を呼びかける際には、このようなキャンペーン、ただ協力してくださいというふうに広報で言うのではなくて、このような具体的なキャンペーンがあると頑張れると思うのです。その件に関してはどうでしょうか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 一般家庭あるいは企業に対してどのような協力を呼びかける、あるいは特別なキャンペーンをする予定はないのかということでございますけれども、キャンペーンに関してはこの間北電さんが表明をされておまして、昨年と比較して一定以上の節電効果があればクオカードの提供というようなことが実施されるというようなことがございます。市のほうとしましては、一定の節電効果を生み出すために個人ですとか企業を問わず、節電の幅広い理解と協力をいただくという立場で実践行動の拡大が不可欠だろうというふうに考えております。北海道電力さんとしても取り組んでおられますけれども、テレビやラジオ、新聞などさまざまな媒体を活用してPRをしておられるところですが、市としても同社と連携を図りながら広報、ホームページ、エフエムG's k y等の広報番組を中心に皆様に広く知っていただくよう周知には努めてまいりたいというふうに思っております。また、事業者を対象としてオフィスや店舗、節電の具体的な手法を学んでいく場として専門家を講師に招いて6月18日に商工会議所さんのご後援をいただきながら事業所向けの省エネセミナーというものを開催をさせていただきました。また、7月1日にはまちづくりセンターでセミナーを開催いたします。これは市民向けのセミナーでございますけれども、家庭の節電を実践していただくためのセミナーでございますけれども、こちらのほうは消費者協会さんのご後援をいただきながら幅広い市民の参加をお願いしていきたいというふうに考えております。特定のキャンペーンということではございませんけれども、事業者の皆さんあるいは家庭の皆さんに直接的に働きかけていくような取り組みはしたいというふうに考えております。それから、こうした取り組みのほか、あわせて市の職員が小学校、中学校等出前授業というものを実施しておりますので、また要望がございましたら町内会等まとまっていただければ、そういうところへの出前の講座、省エネ講座も行っておりますので、エネルギーの重要性等について地域の皆さん、子供たちにも理解してもらえようような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 いずれにしましても、この機会にぜひ環境にやさしいまちづくりを目指すという観点から、こういう節電だとかをやっていくいい機会だと思いますので、頑張ってくださいと思います。

それでは次に、市長に伺いたいと思います。公募採用の副市長の関係なのですが、市長の思いとしてはいろいろあったかと思うのです。そういったことで、やはり公募をしてまで副市長を採用した、民間感覚を取り入れた、あるいは今までやれなかった部分について公募の副市長を採用することで打開したいという思いがあったと思います。そういったことで、この副市長に期待する優先課題、どのような働きをしていただきたいと、2カ月済んでおりますけれども、思っているか伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、三上議員のご質問にお答えしたいと思いますが、私が鈴木副市長に期待するということが優先課題というご質問でございますけれども、公募によりまして鈴木副市長を登用させていただきました。その際に皆様方にお話ししたのは、企業誘致やコンベンション誘致、地元農産物の販路拡大など滝川市の経済活性化に資する業務というふうにお答えを何度もさせていただきましたと思います。それは変わっておりません。それを優先課題としてやっていただきたいという思いでございます。そして、さらに今回の議会で鈴木副市長がご質問にお答えしているとおり、地元の企業をいかにまた育てていくかということも一つ大切な視点であるというお話もございましたので、そこも一つの課題として頑張ってくださいというふうには思っております。また、民間視点によりまして事務の改善、職員の意識改革という市役所改革についてもその業務に期待をするわけでございます。滝川市の喫緊の課題でございます地域の活性化が最優先ということで考えておりますが、市役所改革に関しましてもあわせて庁議などを通じて民間視点での意見をいただき、先日の堀議員からのご質問にもあったとおり、さまざまな改良しなければいけない点もございますので、そちらも順次やっていただきたいということでございますので、そのように考えております。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 次にいきます。副市長が就任してから2カ月経過しておりますけれども、2カ月ですべてを判断するというのはできないと思います。ただ、就任から3カ月が勝負だと何でも言うのです。そういった意味で、これまでの鈴木副市長の働きは満足いくようなものになっておりますか。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまのご質問でございますけれども、たった2カ月ということでございます。4月の就任以降、これまでの社会経験や豊富な人脈を生かし、道内外延べ33カ所の企業、団体訪問の報告を受けております。また、地元経済の状況把握や市民との対話も重視していただいております。市内団体の会合にも本当に積極的に出席していただいております。職務に大変誠実に取り組んでいただいているというふうに評価をしております。市民のほうからも温厚で明るく親しみやすいというお声がございます、いろんな団体からも今ぜひ来てほしいというお声がかかっており

まして、その整理に困っているぐらいだというところがございます。就任から2カ月余りではございますけれども、私の期待にこたえていただいていると思い、満足しております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

◎2、鈴木副市長の基本姿勢

1、滝川市について

○三上議員 それでは次に、鈴木副市長に伺いたいと思います。今市長から答弁あったように、市長はこの2カ月、大変高く評価をされておりますけれども、まず新聞報道とかでも過日滝川についての印象というのは伺っておりますけれども、直接この議会の中でまず率直な滝川市の印象について伺いたいと思います。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 滝川市についての印象というご質問でございますので、感じておりますところを率直に2つ申し上げさせていただきます。

1つは、市の指導力が強かったことによるものではないかと思いますが、もっと市民の方々がその力を発揮されてよいのではないかと考えるところまで市役所がやっちゃっているのではないかなというような気がいたします。農業分野では各所で積極的な動きが出ているとは思いますが、商工業者の方々がもっと元気になっていただけたらいいのではないかなと、そのように感想を持っております。かつて過ぎしました、5年おりましたけれども、伊勢市ではシャッター化した商店街の中から再生への自発的な動きが活発に出てきておりまして、市や地域の学校を巻き込んでおりました。滝川にもそうした動きが、私がすべて知っているわけではありませんが、もっと出てきてくれるとよいのではないかなと、そのように思っております。ただ、ここのところは私のまきに仕事でございまして、市が支援して全国に出ていく商品の開発というような実践例ができてくることで活気を取り戻していただけないかと、そのように考えております。

もう一つは、さまざまな新しいものを外から受け入れる柔軟性があるまちではないかなと、そのように感じております。と申しますのは、これはかつては火力発電所という大きな設備産業が存在して、また一方で周辺市町村を中心として三楽街のようなまちが商業都市として栄えた歴史というものによるのではないかと、そのように思っております。ちなみに、市内で唯一の上場企業である北興化学さんが農薬工場を持っているわけです。私も着任して早々に北興化学さんをお尋ねしましたけれども、この北興化学さんが工場をつくりましたのは40年前でございます。当時は、まだ公害問題が社会問題となっていた、問われていた時代だったと思います。そのころに滝川市が農薬工場を受け入れたというわけです。これは、市の努力と指導によるところも大きかったと思いますが、滝川というまちの持っている柔軟性ではないかと私なりに解釈をしております。また、こうした柔軟性が10年以上にわたる海外からの農業研修生の受け入れといった国際協力活動の成果になっているのではないかと、そのように考えております。

以上、2つの印象を申し上げさせていただきます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 やはり外から来ていただいて、率直な滝川の印象というのを聞いて大変参考になるのですけれども、次の質問の部分も若干今の答弁で入ってございましたけれども、柔軟性があると。このほかに滝川市が今後この中空知の中核としてあり続けるために、やはり滝川市の可能性をもっともっと発揮していかなくてははいけない。その可能性というのは、鈴木副市長はどのように思われているか、もしあれば伺いたいと思います。

○議 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 まだ2カ月でございますので、早計に判断をするというのは慎むところが必要かと思いますが、思いますところを率直に申し上げます。

まず、道内の道路が整備されて交通の要衝としての地位が薄れている中で、また中空知の全体の急激な人口減少が続いていく中で、商業都市としての成長も残念ですけれども、なかなか望みがたいたいのではないかなと、このように思っております。したがって、これからは何よりも農業で立っていくまちであろうと、そのように私は考えております。まず、何よりもお米という大変最も強い作物を持っている農業をより強くして、この農業を基盤としながらそこから派生する食品加工あるいは食に関する産業に可能性を見出していきたいと考えております。隣の砂川市のホリ製菓のような存在というのは一朝一夕には生まれてくるとは思いませんが、売れるものを地道につくっていけば地場の企業でも大きな産業に育つというよい例ではないかと思ひ、心にとめております。一方で、滝川の柔軟性のゆえに、例えばメガソーラーのような新しい事業体を受け入れるという素地もしつかりとあるということが滝川の可能性ではないかと考えております。したがって、企業誘致におきましては対象を限定せずにさまざまなチャンスにトライして成果を出したいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 大変貴重なご意見だったなど、私はそのように感じております。今後滝川がこの中空知の中でも中核であり続けるためには、やはり農業を基盤とした、またそこから派生する食品産業だったり、あるいは加工食品会社だったり、そういったことをぜひ誘致していただきたいと思うのです。それと、もう一つはメガソーラーの受け入れというのも可能性としてはあるのではないかなという話もされておりました。一番市民が期待しているというか、鈴木副市長に期待している部分というのは、初日の議会というか、一般質問で鈴木副市長が答弁した中で、やはり今既存する、存在する会社の応援をする、それが第一なのだというふうにお話しされておりましたけれども、市民が本当は望んでいるのはやはり企業誘致なのです。新たな企業をこの滝川に呼び込む、それが鈴木副市長の使命だと皆さん言っております。そういったもので、先ほど農業を基盤とした食品会社という話ありましたけれども、それを2カ月で先を示せというのはちょっと酷なのだと思うのですけれども、鈴木副市長ならこういうような工程でこのときまでに決着するというものがあればお示ししていただければと思っております。

○議 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 可能性を具体的にいつまで成果として示せるかと、こういうご質問だというふうにとらえさせていただきました。地場の産業を支援しながら可能性を広げていくということを申し上げましたが、まず農業をより強くしながら食の産業を育てていくという仕事で目に見える結果を出すためには、この結果の中には当然食品加工業の誘致ということもございます。3年をいただきたいと考えております。まず、1年目は商社、スーパー等の流通との接点を広げていくことに尽力したいと思っております。地場の生産者、加工業者の皆さんがこのように売りたい、売れる商品をつくりたいという動機づけを助ける仕組みづくりを行いたいと思っております。このために具体的な動きも始めております。最近では商社の来滝もございました。2年目は、スーパー等のバイヤーの視点から売れる方法、売れる商品を具体的につくることに着手いたしまして、参加していただける地場の企業あるいは地場に限らず道外の加工業者も含めまして滝川発の商品をマーケットに出していきたいと、そのように思っております。そして、その中から札幌や首都圏の消費者の前に並ぶ商品が出てきて実際の売り上げ増に結びつくという結果が出るのが3年目と考えております。そんな意味で3年をちょうだいしたいと申し上げた次第です。

先ほど三上議員が触れられました企業誘致でございますけれども、これもこの地場の産業との結びつけの中から具体的な糸口、チャンスを探っていききたいというふうと考えております。例えばこちらの滝川初の食材を使っていただいて、今この滝川に加工する能力がない場合には道外の企業に提案をしてつくっていただいて、それが販売されれば道外の企業はこの原料のとれる滝川に来てつくろうと、こういうふうと考えていただけるのではないかとということで幾つか提案を持ち歩いているところであります。そのように、こうした3年の取り組みの中で企業誘致もしっかりと視点に据えてチャンスをとらまえて一工夫、二工夫を加えて実現したいと考えております。また、大きなメガソーラー、先ほど例として挙げさせていただきましたけれども、これも幾つかの企業に当たっております。ただ、これも大変競争の激しい分野でございますので、また相手との出会いというのもございますので、メガソーラーは一例でございますけれども、対象食品加工に必ずしも絞るものではなく、さまざまなチャンスのあるところはすべての機会をとらえて誘致にトライしたいというふうと考えております。そういう意味で、この3年間いただきましたらば、まさに目に見える形をお出ししたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 力強いお言葉、3年で期限を切って、なかなか言えないのですね、これ。3年後には何とか具現化したいという答弁だったと思います。それで、市民が一番心配しているのは、次の質問なのですけれども、さあ、成果が出たよと、その次の段階というのがあると思うのです、成果が出た。その来てくれた企業なり、新たに開発をし、商品をつくった会社なりが次のステップに行くための段階というのがあると思うのですが、市民が心配しているのは企業誘致ができた、その第一段階で3年後までの段階で成果が見えた。その成果が見えた後、また去っていくのではないだろうかという心配なのです。それで、あえて失礼とは思ったのですが、4番目のこういうような書き方になりました。滝川市に骨を埋める覚悟があるのかということ伺っておきたいと思っております。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 滝川市に骨を埋める覚悟があるのかというご質問でございます。私は、職業人として今回託していただいた仕事が本当に最後の仕事だという覚悟で臨んでおります。よって、これまでの仕事で培ってまいりましたものを時間、体力等も含めましてすべてを注ぎ込む所存でやっておりますので、それをもって骨を埋めるというふうに覚悟としてとらえていただけましたら幸いです。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 そのような覚悟のもとに就任していただいております鈴木副市長を我々議会としても支えながら、いい方向に向かうように頑張ってもらいたいと、このような決意をしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

◎3、建設行政

1、公共工事について

それでは次に、公共工事について伺いたいと思います。滝川市のここに書いているようにピーク時の発注量というか、発注額と比較して今年度はどの程度に落ち込んでいるかをまず伺っておきたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ピーク時との比較でございますけれども、普通会計の建設事業費のピークは平成7年の決算額でございます約80億円となっており、主な事業は市の庁舎の建設あるいは丸加高原健康の郷建設事業などが入っております。平成7年度の普通会計の決算額は約305億円となっております。比してことしの予算の普通会計の建設事業費は約12億円、普通会計予算額総額は約209億4,000万円ということで相当な差があるということにはなっております。

以上です。

(何事か言う声あり)

○総務部長 失礼しました。指摘を受けるまで気づかずにおりました。丸加高原の郷ではなくてふれ愛の里です。申しわけございません。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 ピーク時が庁舎が建った時期ではありますけれども、全体的に公共工事というのが減ってきているというのはもうわかるし、公共工事だけでも80億円、今の交付税以上に発注というか、発注していたのですね。そういったことを考えると、やはり地場の企業にとっては大変つらいものがあると思います。今後については、やはり滝川市を含めて、この周辺も含めてインフラ整備というのを急がなくてはいけないのだと思うのです。それで伺いたいと思うのですが、高度経済成長期に建てた建物あるいは道路、橋、そういったものの耐用年数がもうすぐそこに迫ってきていると思うのですが、このインフラ整備における工程表というのがあるのかどうなのか、まず伺っておきたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 インフラ整備におきます工程表ということでございます。工程表イコール計画というふうに見てもいいかと思えますけれども、地方道や都市公園、下水道などの都市基盤となるインフラ整備につきましては、ただいま交付金事業といたしまして5カ年の社会資本総合整備計画を国に提出しておるところでございます。毎年この社会資本総合整備計画に基づきまして交付金の確保に努め、インフラの整備を実施しているところでございます。交付金事業とあわせ今後必要となる単独事業につきましても予算上、概略の臨時的な計画を策定しております。また、本年度橋梁の長寿命化修繕計画を策定する予定でございまして、その計画に沿いました予防的な橋梁の修繕を図るとともに、さらに計画策定を終えております遊具の改築等の工事に着手している公園施設等もあわせ施設の長寿命化を図ってまいります。所管といたしましては、依然として厳しい滝川市の財政事情を勘案いたし、予算の許す範囲内でライフサイクルコストの低減に努めてまいりたいと考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 なぜこの工程表の話をするかという、やはり耐用年数が迫ってきているというのははっきりしてわかっているわけです。このときまでに手をつけて改修なりしていかなければいけないというのはわかるのです。ですから、その目標を計画としては持っているということですが、その目標に向かって財源の課題というのは当然ありますけれども、やはり命がかかっているもので、そうはいってられないと。ですから、この年度までにはここは直す、この年度までにはここは直すというような形で目標として持っていないとだめなのです。それをぜひ財源の問題はあるにせよ、持ち続けて計画的にやっていっていただきたいなと思うのです。

◎4、防災・減災対策

1、防災・減災ニューディール政策について

この話をするのは、次の質問にかかわるために今質問をさせていただきましたけれども、公明党としては防災・減災ニューディール政策というのを今、国会で議論してもらおうようになっております。それで、ちょっとこのお話をさせていただきますけれども、毎年10兆円のいわゆるインフラ整備、命にかかわる道路、建物、学校、公共施設、こういったものの改修だとか新築だとかに充てていくということなのです。そして、10年をめぐりまして合計100兆円のそういう投資を、新たな投資を別枠で投資をしていきたいという政策なのですけれども、ここにはさっきの道路、橋の強化、交通網の整備というのがあります。それと、もう一つは電線の地中化というか、電気、ガス、上下水道、通信網を地下に一つの共同溝の中に埋め込んで、いわゆる地震があっても大丈夫、あるいは水害があっても大丈夫と、そういうような体制を引いていくといういわゆる政策なのです。それで、電柱なんかは災害があったら倒れて2次災害を招く。ですから、電線を地中化するというのは本当にこれから大事なことだと思っているのです。そういったことが本当に政策として実現した場合に、市長としても喜ばしいことであると思っておりますけれども、滝川市にとってはどのようなとお考えか伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、災害に強い国づくりを目指して公明党さんが提唱していただいておりますこの防災・減災ニューディール政策、10年間で100兆円、年間10兆円ということでございますが、この政策は国民の安全を守り、国民が安心して生活できるようにするために必要な社会資本を今のお話のように整備する。そして、この社会資本整備のための公共事業によって失業者を減らし、企業経営を安定させ、景気を回復させるものというふうにも伺っております。滝川市におきましても先ほどの答弁でもお答えしましたが、地域の安全、安心のために学校など公共施設を初め地域の防災拠点の耐震化等、そして防災機能の強化を推進するというところで考えております。これらは大変重要なことであると思っております。この防災・減災ニューディール政策が実現されるならば、防災、そして減災対策として市民の生命と財産を守るとともに、地域の活性化ということになりますので、大変期待する施策であるということでございます。市民のためになる政策だと考えております。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 市長はそうのように考えていただいているのですが、先ごろこれを意見書案として出そうとしました、うちの会派として。ところが、やはり皆さんの賛同を得ることができずに意見書としてはこの議会では出すことができない。残念なのですけれども、今学校、公共、いわゆる公設の学校、小学校、中学校、耐震化率というのが今年度末には全国平均で90パーセントいくのです。そういったことを考えると、滝川の耐震化率というのはもっともっと低いはずなのです。ですから、ぜひこれは滝川市全体で本当に取り組める政策なので、私公明党としても国にしっかり訴えていきたいなと思っております。

◎5、在宅療養

- 1、在宅介護について
- 2、24時間巡回サービスについて
- 3、在宅患者の災害時対応について

それでは次に、在宅療養について伺いたいと思います。そのうちの在宅介護なのですが、いわゆる施設介護でなくこれからは居宅介護、いわゆる在宅での介護を進めていかなければ、本当にこれから高齢者がふえていく中で大変なことになるということはわかっております。それで、今滝川市として現状把握されている在宅介護者のニーズというか、これからの課題というかをもし……とらえていると思うのですけれども、それを伺っておきたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、介護保険制度、ご存じのように介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるための社会保障制度として平成12年度に創設され、12年が経過しました。この間、全国にも在宅サービスを中心にサービス利用が拡大し、高齢者を支える仕組みとして定着してまいりました。滝川市においても直近で要介護認定者が約2,000人と、この制度がスタートした当初より倍近く伸びています。同じくサービス利用者数も同様に倍増しております。ということで、市民にかな

り浸透してきていると考えております。今お話ありました在宅サービスについても当時要介護認定から462人だったのが今は900人を超えて同じく2倍ぐらいのサービスの状況になっております。そういう現状でございます。

そういった中で、課題ということで、これは滝川でなくて全国どこでも共通の話ですけれども、個人個人の長寿化の傾向から在宅でサービスを利用している方の高齢化、人口に占める割合がふえてきまして認知症高齢者や単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯の占める割合が年々増加しており、介護の負担が大きくなっていることが課題となっております。そこで、滝川市におきましてはこの4月に策定しました第5期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に、この中に盛り込んでおりますけれども、在宅介護については高齢者が住みなれた地域で自立した生活が営むことができるよう医療と介護、予防と住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立に向けた各種取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、新しい事業として介護に従事している家族介護者の負担軽減策としてリフトつきタクシー等利用料助成事業や家族介護用品支給事業も実施し、経済的負担の軽減も図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今お話にあったとおり、やはり在宅介護になるとその家族を含めて介護をする側のほうがなかなか大変だということもあります。ですから、そういったサービスも今現在されていますけれども、もっと拡充していかなくてはいけないのかなというふうには感じておりますけれども、この4月から実は24時間対応の定期巡回・随時対応サービスというのがスタートしているのです。それで、これは非常にいいとは思いますが、今現状ではなかなか導入にということにはならないと思うのです。それは、いわゆる看護師さんの数の問題、介護士さんの問題、こういういわゆる人材を確保してからでない、スタートしてしまうとしり切れトンボになってしまうかなというふうには思いますけれども、この導入に向けての見解というのを伺いたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 この4月から介護保険法の改正により、今お話ありました24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、いわゆる24時間巡回サービス事業が介護保険制度の新たなサービスとして追加されました。このサービスは、在宅で介護を受けている高齢者の生活を支援することを目的として日中、夜間を通じて1日複数回、短時間の定期訪問と随時の対応を介護、看護が一体的に、また密接に連携しながらサービスを提供することが特徴でございます。全国的に高齢者の7割以上が自宅での介護を希望しているということで、この制度のふれ込みは家にいながら施設入所に近いサービスが受けることが可能ということで目標としてできました。しかし、一方今お話ありましたようにヘルパーや看護師等の人員の確保や利用者の確保の困難さとともに、特に地方では巡回するにも移動時間がかかるということで利用者が点在している、こういうことから採算性の問題等があり、どちらかというと人口が密集している大都市向けのサービスで、地方では効率的な事業展開は現状なかなか難しい側面があると言われております。そんなことで、現在の北海道内の設置状況は札幌市での7事業所を含め3市9事業所となっております。しかし、滝川市では現在参入し

た事業者はありませんが、現状の事業所で夜間だけの介護を希望される利用者には現行の訪問介護や、それと訪問看護の一部事業者、さらには小規模多機能型居宅介護事業者が夜間定期訪問や緊急時の対応を行っていますので、必要に応じて利用していただくことで在宅介護サービスの確保に努めております。それと、24時間サービスの参入を検討する事業者からの相談等には必要な情報提供などを行うとともに、在宅介護利用者からのニーズ等の情報収集を図り、適切なサービスの提供に努めていきたいと思っております。なお、参入する事業者があれば所定の手続により指定したいと思っております。

以上でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 それでは次に、本市で人工呼吸器を使っている在宅患者が何人いるか伺いたいと思うのですが、なぜこの質問をするかといいますと、先ごろ厚生労働省が在宅医療の体制構築に係る指針というのを出しているのです。そこに人工呼吸器患者の搬送などを含めて、災害時などにも適切な医療を提供するための計画が盛り込まれているのです。そこに外部電源バッテリーへの保険が適用されたという話なのです。それで、本市としては災害時にいわゆる人工呼吸器を使っている患者が今の段階でちょっと私の手元には何人というのはいわゆるわかりませんが、いた場合に停電とかというのがあります。外部電源でバッテリーで動かすにしても最長6時間ぐらいが限度だとされているのです。それ以上の停電には対応できない。多分病院が、拠点が災害に遭っていなければそちらに搬送する体制になっているのしょうけれども、今何人いるか伺いたいと思っております。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 人工呼吸器を使用している在宅患者を把握及び支援している機関ということで保健所や訪問看護事業所に確認しましたところ、現在難病でこれを使用している患者が市内にお一人在宅しているということがわかりました。なお、この数については市外の事業所がかかわっている場合は把握は困難なため含まれておりません。ほかの事業所がかかわっている場合は把握はできないということです。今お話ありましたように、災害等により停電した場合は人工呼吸器の作動がとまるため、長時間に及ぶ場合は電源バッテリーが必要になりますが、保険適用になったということで患者宅へ設置できるようになり、災害時の安全が確保されるようになりました。あと、災害時に入院が必要になった場合は医療機関の連携により、主治医間の連携により入院先が確保されており、安全対策は整っている中で在宅療養をされている状況と聞いております。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

◎6、教育行政

1、防災教育について

○三上議員 それでは、最後の質問になりますけれども、防災教育の現状について伺いたいのですが、3.11の東日本大震災で釜石の奇跡というのがあったというのは皆さんご存じだと思うのですが、津波に襲われて小中学生3,000人がほぼ全員避難して助かったという、生存率で言うと

99. 8パーセントだったと。やはり常日ごろの防災教育というのが大事なのだなというふうに思っております。自分の小さいころを考えると、そのときの記憶というのがやはりこの年になっても鮮明に覚えているのです。どのようなこと、校庭に出されて、ああいうふうにして、こういうふうにしてというような、それは避難訓練だったのでしょけれども、覚えております。ですから、小さい小学生のときに本当にこの防災教育をどれだけやれるかということがその後にかかわってくると思いますので、まず滝川の防災教育の現状について伺いたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

学校における防災教育のねらいは、さまざまな災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにすることです。各学校は、教科や特別活動における指導も含め、家庭や地域と連携を図りながら児童生徒の発達の段階に応じ指導の充実が求められております。昨年度は東日本大震災を受け、7月に道教委から地震や津波などを想定した避難訓練を実施し、学校等における防災体制の整備を一層図るよう通知が発出されました。また、11月には学校や家庭における防災教育の啓発資料として「学んDE防災」が全児童生徒に配布され、各学校ではこの資料を活用した指導も行われているところです。各学校においては、これまでもいつやってくるかわからない地震等の災害に対し、授業中や休み時間などさまざまな場面を想定した避難訓練を年間2ないし3回程度実施するとともに、日ごろから緊急時のみずから自分自身を守る、その身の守り方や避難の仕方について指導に当たっています。また、本市は総務省消防庁から地域防災スクールモデル事業の指定を受け、地域住民の協力体制を得た防災教育を行っております。昨年度は西小学校及び滝川第三小学校で実施され、今年度は11月に江部乙中学校を会場として行われる予定です。地域防災スクールは、消防職員等を指導者として児童生徒を含めた地域住民に対し防災活動についての知識、技術を享受し、将来の地域防災を担う人材を育成することが目的です。江部乙中学校では、地域住民の一員としての自覚を持ち、その役割を果たす実践的な力の育成をねらいとして自主防災活動のあり方や災害時の具体的な行動などについて全校生徒が一般の方々とともに活動することを通して学習を深める予定になっております。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 大々的にやる防災教育も大事だと思いますけれども、教師が常日ごろ子供たちと接する中で防災に対する心構えだとか、そういった話が大事になってくるのではないかなというふうに思います。

それでは、最後の通学路の安全確保について伺いたいと思いますが、先ごろ館山市あるいは京都府の亀岡市で通学途中の児童の列に車が突っ込んだという事故というか、事件がありましたけれども、滝川市の通学路の安全確保ということで伺いたいのですが、その現状というのはどのようになっているのか、あるいは1度総点検したことがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 議員さんが今おっしゃいました4月23日に京都府亀岡市、27日には千葉県館山市

と愛知県岡崎市、登校中の児童の列に車が突っ込んで死傷者が出る痛ましい事故が相次いで発生したということでございます。そういった報道を受けまして、教育委員会としては事故直後すぐに校長会、教頭会議を通じて児童生徒の交通事故に対する注意喚起、それから通学路の安全確認について点検をお願いしたところであります。また、文部科学大臣から4月27日、緊急メッセージが出され、それから5月16日には文科省と道教委、学校の通学路の安全確保についてという通知が出されたところでございます。あわせまして、道教委では学校の通学路の交通安全点検・確保に関する調査、これを実施されたところでございます。これについては、各学校の通学路の交通安全点検の状況、それと児童生徒の登下校時の交通安全を確保するための取り組みについての調査でございます。点検項目につきましては、通学路の点検、具体的には冬期間の通学路の点検の有無、歩道と車道の区別のない道路の有無、横断箇所の信号機の有無、ガードレールのない歩道の有無などでございます。こういった部分ともう一つ、点検の結果、学校が危険と感じて道路管理者、警察に改善要望している箇所はありますかとか、今後要望していく箇所という調査でございます。また、児童生徒の登下校時の交通安全を確保するための取り組みということで、街頭指導の実施状況とか集団下校の際の安全確保の留意点とか、こういった点検を通じて必要に応じて警察、道路管理者などの関係機関と協力しながら、課題があれば早期の改善を図って通学路の安全確保に努めていこうというような調査でございました。私どもとしては、そういった調査の中で総点検をいたしました。

また、各学校の状況でございますが、通学路の点検につきましては各学校で年2回以上実施しております。また、大雪などの自然災害のときには随時その都度点検しているところでございます。また、学校には、これは滝川市交通安全母の会連絡協議会さんがつくられましたヒヤリ・ドッキリマップ、これを常備しながら安全点検に努めているところでございます。

また、例でございますが、先日6月11日に滝川第二小学校のPTA30名以上で第二小学校の通学路ということになるとかなり広大な範囲なのでございますが、PTAのほうで危険箇所がないかということで点検をいたしました。その一つ一つについて教育委員会にご報告をいただきました。また、教育委員会ではいろんな箇所ございました。そういった場所を確認して開発局、それから警察、当然私どもの市の建設部、協議しながら改善要望をしたというところでございます。常日ごろ地域の方、PTAの方、街頭指導を実施しておられます。児童生徒の安全な登下校の取り組み、これからも積極的に進めていきたいというふうに考えています。

○議長 三上議員。

○三上議員 部長は、いつも詳しく答弁していただきますけれども、ありがとうございます。登下校時の安全を確保するという、今後もしていくと。昨日の議会でいみじくもいわゆるスクールバスの話がありました。市民は怒っています。4月にあったのがなぜ今そういう話なのだということで、やはりそういったことを一つ一つ瞬時に対応できるような組織にしていかなければ、やはり未然に防ぐことはできないと思いますので、今後しっかりお願いしたいなと思っております。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

◎発言の訂正について

○議長 ただいまの三上議員の質問に対する答弁で訂正の発言がございますので、これを許したいと思います。総務部長。

○総務部長 済みません。先ほど丸加高原を削除してふれ愛の里ということで申し上げたのですけれども、ふれ愛の里の設計は入っているのですけれども、丸加高原健康の郷事業もオートキャンプ場の整備が入っていますので、それもまるでないような言い方をしましたけれども、入っておりますので、訂正させていただきます。申しわけございません。

○議長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 新政会の山口清悦です。今議会からクールビズ対応ということなのですが、きょうはそんなに暑くないですし、ファッション的な問題からきょうはネクタイをしてきました。そのかわりと言ったらなんなのですが、髪の毛のほうは大分クールビズになっていますので、ご容赦いただきたいと思います。理事者側は皆さんネクタイをしていないのですけれども、何かみんな右倣えでないと戒告でもあるのかと心配になってしまったりするので、1人ぐらいしていただきたいなと思います。それでは、通告に従いまして一般質問いたします。

◎1、自治体経営

1、財政問題について

2、土地開発公社について

自治体経営ですけれども、財政問題について。ことし1月、総務省から地方公営企業会計制度の見直しの第2弾が発表されました。見直しに当たってどういうことが基本的な考えかという、1つ目は現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れる、民間の考え方を取り入れる。それから、2つ目が地方公営企業の特徴を適切に勘案する。3つ目が地域主権改革に沿ったものとして各自治体がよく考えるということなのですが、基準の見直しの細かい項目の中には借入れ資本金を負債に計上することや短期債務、1年以内の債務です。流動負債に分類するなど多岐にわたっております。地域分権の面からすると、自治体の自由度を高めることにもなり、その自治体の持っている能力が試される改革であるというふうに私は認識をしておりますけれども、市長の考えをお伺いいたします。

○議長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 地方公営企業会計の関係で答弁させていただきます。

地方公営企業会計の基準の見直しについては、関係政省令の改正が平成24年1月27日に公布され、2月1日に施行となり、その適用については平成26年度予算及び決算からとなっております。改正の背景は、議員さんからもお話が出ましたけれども、企業の会計基準が国際基準を踏まえて見直されており、地方公営企業においてもその経営状況がよりの確に把握できることが必要とされているためでございます。会計基準の見直し事項は、建設改良企業債等の借入れ資本金を負債に計上する、あるいは補助金により取得した固定資産のみなし償却の廃止、そのほか各種引当金の計上、そして新たな繰り延べ資産の計上を認めない、棚卸資産の価格の時価化、減損会計の導入な

どであります。これらの見直しによりまして企業会計自体は従来と変わりがないにもかかわらず、貸借対照表上の負債が増加することとなります。特に流動負債が増加しますと、財政健全化指標における資金不足比率が悪化することとなります。しかしながら、会計制度変更に伴う措置として健全化指標に影響がないように必要な調整を行うこととなっており、具体的には資金不足比率に影響を与える項目として翌年度償還の企業債等については算入対象から除外することとなっております。現在病院会計、下水道会計ともに資金不足は発生しておりませんし、会計制度の見直しに起因する資金不足は発生しないというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 答弁いただいたことは理解しておりますけれども、公営企業会計の見直しは大きく考えれば2回目かなというふうに思うのですけれども、最初に見直しの機運が高まったのは夕張の破綻の後、周辺の赤平、歌志内等非常に悪い数字になったことで、どちらかというところとセーフティーネットタイプの企業会計の見直しをして少しでも健全財政になるようにというような趣旨のものでしたのです。ところが、今回はそうではなくて厳しくこれからするのだよと、透明性を多くして企業会計を見習って自分たちの責任でやりなさいよというふうに私は理解しております。今答弁の中で、比率は資金不足にはならないという言い方なのですけれども、比率自体は確実に悪くなるでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 比率そのものは、やはり影響は受けるのかなというふうには思っています。ただ、今のところ数値的にどの程度ということは厳密にはちょっと把握できていません。ただ、その範囲はある程度見たとしても大丈夫だろうということでございます。また、今議員さんのほうから透明性というお話ございました。その辺についても確かに余剰金があったとしてもキャッシュの裏づけがない余剰金であるとか、そういったことが見えてくるとか、そういったことも聞いてはおります。そういったものも十分踏まえて、透明性の確保にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 この改正を受けて大事なことは、変わったことでどういうふうに透明性になってみんながよく見えるかということをもとに、その公営企業がいかに健全に将来的に運営していけるかというのを考えてくださいということが国の最大の趣旨であるというふうに私は思っていますが、そういうものを受けて将来的な公営企業会計の各会計に前もっていろいろなことを考えさせるというようなことをする考えはありますか。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 公営企業法の関係等につきましては、きちっと所管しているところにも資料等、それから説明等を市のほうから加えさせていただきたいと思っておりますし、しっかりその辺は対応したいと思っております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、2つ目の土地開発公社についてですけれども、私ども議会はタッグ計画、

それから新タッグ計画でかなり何年も前から土地開発公社の解散の話を上げておりましたけれども、ようやく解散ということになります。解散の決断に至る経緯、三セク債活用と今後のスケジュール、そして市財政への中長期的影響についてお伺いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 土地開発公社についてのご質問に対して答弁させていただきます。

経過等を含めてちょっと少し長くなりますけれども、ご説明させていただきます。滝川市は、多くの塩漬けの土地を保有する状態にあった土地開発公社が将来的に大きな財政負担となることをいち早く認識して、また地価の下落が続き、公共用地を先行して取得する必要性がなくなり、公社がその存在意義を失っている状況を踏まえ、公社はその担うべき役割を終えたものと判断しまして、平成17年3月に策定した滝川市活力再生プランにおいて10年後には解散することを掲げ、続く新滝川市活力再生プランでは平成26年度に解散することを明記させていただき、解散に向けて取り組んでまいりました。具体的な解散の方法及び財源対策等について模索しながら進めておりましたところでしたが、平成21年度、国により期限つきの特例債である第三セクター等改革推進債が創設されたことによりまして、これを活用して解散という道筋が明確となり、解散年度を計画より1年前倒しし、三セク債の適用期限である平成25年度をもって解散することとさせていただきます。

三セク債の活用による市財政への影響でございますが、今のところ解散に当たり発行を予定している三セク債の額は約9億円を見込んでおります。これを10年間で償還することになりますので、毎年約9,000万円の償還が発生いたします。財政健全化指標のうち将来負担比率、実質公債費比率に算定されますが、いずれの指標においても約1パーセントの比率悪化の要素にはなりますが、公社に係る将来的な負担を平準化して解消することができるものであります。

今後のスケジュールでございますが、先行取得用地についてはすべて市が買い戻した後の解散手続となりますことから、平成25年4月に残る先行取得用地約1億1,000万円について買い戻しを実行いたします。それを終えた後、6月の第2回市議会定例会において公社解散関連議案を提案する予定でございます。議決をいただいた後に道知事への解散認可申請を行い、公社としての清算手続に入ります。手続については12月、遅くとも1月までに終える予定でございます。平成26年3月の第1回市議会定例会において清算終了の報告をさせていただく予定でございます。なお、滝川市土地開発公社の解散につきましては5月29日、土地開発公社理事会、翌5月30日には市議会総務文教常任委員会において説明をさせていただいた後、6月1日にホームページ上において滝川市土地開発公社の解散についてということで詳細に公表させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

以上です。

○議 長 山口議員。

○山口議員 ご答弁いただきましたけれども、まず土地開発公社というのは先ほど三上議員も言っていましたけれども、市の公共物を建てる土地を先行して買うということですね。議会を通して買っていると大変面倒だから先に購入する。もう一つ、滝川の土地開発公社は住宅の造成に手をつ

けたのですけれども、今となつては土地の下落が大変大きな要因になっているのは間違いないわけです。実際のところ、この解散するに当たって総括をしなくてはならないので、住宅造成事業を土地開発公社でやったことがどういうふうな効果があつて、今こういうふうに残ってしまいましたけれども、どうだったかというものを述べてほしいというふうに思います。

それと、公有地1億1,000万円ですか、残っているの。それは、市で買い取りしますよということですが、実際に土地開発公社が先行取得をして市が買い取って何にも使っていない土地というのはあると思うのです。そういうものがどれぐらいの面積があるのか、もし数字がわかるのであればお示し願いたいというふうに思います。

それから、住宅の造成地、残っているのが3億6,800万円の簿価ですか。これを今値下げをして売っているのですけれども、実際にこれはすぐは売れるわけではないのですが、この割引をした値段で残りを全部売ったとするとどれぐらいの購買価格になるのかもお示し願いたいと思います。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 最初のご質問について、私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、土地開発公社は山口議員さんもおっしゃいましたけれども、国策に基づきまして結成されてずっときて、そして国策に従いまして今三セク債等も設定されたことの中で解散しようとしている、そういうことに沿った流れで今までずっときているということでございます。どのこともその時代の要請に合った形で土地開発公社は運営してきているというふうに思っておりますし、最初のご質問の住宅の造成事業についてもせせらぎ団地等をやったわけですが、たくさん今も家が建っております。やった当時については適正な住宅環境、それから市民の皆さん方の生活の利便性ということの中でたくさん買っていただきまして、家も建てていただきました。今住宅建設のピークが2回目の消費税が5パーセントに上がる直前の平成6年、7年ごろは年間に400件、500件の住宅が建ったという、そういう時代もありますし、そういうことの中では十分に貢献をしてきたなというふうに思っております。ただ、土地というのは動きますし、今いろんな状況の中で土地の価格というのは下落をしてきています。滝川市で一番土地の高かった滝川デパートのところは、地価公示で十五、六万円あったかと思ひます。それが今はもうその3分の1、4分の1ぐらいに下落しているわけですから、そういう状況の中、そういう状況に取り巻かれてしまったのが土地開発公社の今の現在に至っているというところでございます。そういうことも含めましてご理解もいただきまして、平成17年に10年後に解散ということを決めさせていただいたわけでございます。土地の販売につきましてもできる限りの努力をさせていただきましたが、全部売れるという状況には至っていないということにつきましてはおわびを申し上げたいと思ひます。

1番目の質問につきましては以上でございます。

○議長 長 その後の答弁につきましては今調整中でございますので、ちょっとここで暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○議長 それでは、会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長 時間をいただきありがとうございます。議員さんのご質問にありました何も使っていない土地の部分でございますけれども、そういったことで今活用を考えている総面積が2万3,487平米、それと購入価格なのですけれども、未造成の部分を除いて約1億4,000万円ということでございます。

○議長 山口議員。

○山口議員 今ほど副市長に答弁をいただいた総括なのですけれども、私も土地開発公社に関しては時代の流れがあって、それから地価の下落があってやむを得ない部分が多々あるのでここで解散を、本当はもっと前にと思っていたのですけれども、することには賛同の意を示したいというふうに思っております。

◎2、市立病院経営

1、市立病院の安全対策と入院基本料について

次、2番目、市立病院の経営ですけれども、1つ目、東日本大震災を受けて日本免震構造協会というところの調査がありました。全国的調査がありました。それで、免震建物の可動部材部分の3割が損傷していたという発表がありました。北海道の場合は、そんなに大きな揺れではなかったのですけれども、やはり免震の建物というのはそんなに古くからあるものではないわけなので、数が少ないこともありまして、特に病院という建物なので、滝川の市立病院においてこの可動部の点検を行っているのか。なおかつ、その報告書によりますと維持管理を常にしていない、要するに可動部分の可動する範囲内に邪魔なものがあったり、そういうものが点検でわかったというふうに報告をされているのですけれども、そういうことに関して市立病院のほうではどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 病院事務部次長。

○病院事務部次長 免震建物の維持管理についてお答えをさせていただきます。

日本免震構造協会の東北地方太平洋沖地震に対する応答制御建築物調査結果によると、免震建物は構造体の被害はなく、内装、外装の被害も少なく、免震効果はよく発揮したということになっております。ただし、建物と地面との接続部である可動部分の障害がかなり多く発生していると報告がされました。可動部分のトラブルの大半は、議員さん言われましたように維持管理に起因するもので、ごみが挟まる、物を置く、構造物を新たにつくってしまっていたなどで設計どおり動かなかったようです。当院においては、建物周辺や免震部材を見回り、異常の早期発見とトラブル防止を図る目視点検を実施しているほか、建物施工後5年、10年、以降10年ごとの定期点検を行うことで考えております。今後大きな地震や火災、浸水などの災害を受けた直後には応急点検も実施し、維持管理を行ってまいります。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 大変堂々とした答弁で。

それでは、2つ目の入院基本料減額についてですけれども、厚生労働省は医療費が上がって困っているということで、入院期間が長くなるというふうに言われております金曜入院、月曜退院、それから午前中退院の割合というのを把握をしております、その割合の高い医療機関に対しては入院基本料を減額しますよという通達を出しました。要するに余りにも金もうけ主義が見えているとだめですよと、きちっとやってくださいよという意味なのですけれども、滝川の市立病院に関しまして入院等の現状のこの割合はどのように把握をしているのか、またもし割合が高くて減額されるよということであれば、医療収入にどのぐらいの影響があるのかお伺いいたします。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 入院基本料についてのご質問ですが、平成24年度診療報酬改定については医療従事者の負担軽減など2つの重点課題と4つの視点で改定が行われたところですが、その中で医療機能の分化と連携等を通じて質が高く効率的な医療を実現する視点において金曜日入院、月曜日退院の割合が明らかに高い医療機関の土曜日、日曜日の入院基本料の適正化と午前中の退院がそのほとんどを占める医療機関の退院日の入院基本料を適正化することになったものです。入院全体のうち、金曜日に入院する患者の割合と退院全体のうち金曜日に退院する患者の割合の合計が40パーセントを超える医療機関は、手術や高度な処置を伴わない土曜日、日曜日に算定された入院基本料を8パーセント減額するものですが、当院におきましては4月が25.3パーセント、5月が27.8パーセントという状況であります。また、退院全体のうち午前中に退院する患者の割合が90パーセントを超える医療機関について、退院日に手術や高度な処置等を伴わない場合は退院日に算定された入院基本料を8パーセント減額するものですが、当院においては4月が57.3パーセント、5月が54.1パーセントという状況であります。現状では、それぞれ減額対象となる割合は超えていないことから医療収入には影響はありませんが、今後においても状況把握に努めてまいります。なお、この支出基準につきましては平成24年10月1日からの施行となっております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 数字をお伺いいたしまして安心をいたしましたけれども、患者さんのほうでは生命保険とかの関係でどうしてだめなのだというふうなことがこれからある場合も考えられますので、きちっと対応、説明といいますか、そういうものをしっかりしていただきたいと思っております。

◎3、福祉行政

1、障がい者福祉について

それでは次、福祉行政、障がい者福祉についてです。障がい者支援の大きな柱の一つであります相談支援業務なのですけれども、全市的になるべく多くの窓口を置き、あらゆるニーズをくみ取っていくべきだというふうに考えておりますけれども、現状と理事者の考えをお伺いいたします。

また、今年度から基幹相談支援センターというのを滝川市も民間に設置をしましたけれども、そのねらいと現在の状況、そして市の相談窓口との役割分担についてお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、相談支援体制ということで、現在滝川をサービス提供地区とする相談支援事業所というのがありまして、これは市内に2カ所、市外に3カ所あります。市外も近隣の新十津川、砂川、美唄ということで、うち市内の1カ所は4月から新規に開設しております。また、遠隔地の施設等を利用されている方などは、その所在地の事業所が相談支援を担う制度となっております。この相談支援事業所に加え、身体障害者相談員1名と知的障害者相談員1名を委託し、これらを含めて相談支援体制はほぼ構築されてきているかと考えます。そんな中で障がいのある方やそのご家族に各種相談支援をいただいております。頑張ってください。

次に、基幹相談支援センターということで、本年4月より法改正を受け、先ほど言いました市内相談支援事業者に委託して設置しております。このセンター、基幹相談支援センターは各サービス提供事業者の総合的な連絡調整、さらには成年後見制度利用支援事業の周知、虐待防止、そして地域自立支援協議会の運営等も担うものであります。滝川のセンターにつきましては4月に設置したばかりということで、今後市障害福祉の担当者や各サービス提供事業者と連携しながら、より効果的な運営を目指してまいりたいと考えております。市の役割等ということなのですが、市としっかりタッグを組んで今後はぐくんでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 山口議員。

○山口議員 大変よくわかりました。

それでは、2、障がい者支援事業なのですが、支援事業全般なのですが、自治体、滝川市の枠を超えた形で、自治体を単位に考えるのではなくて障がい者の生活圏を第一に考えると当然自治体の枠は超えてしまうのです。中空知の近隣市町村とこの障がい者に対する支援事業というものは連携をしていくべきだというふうに私は考えておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 今のご指摘のとおりであると私も考えております。滝川市には、障がい者の方を対象とする入所施設がなく、さまざまなサービスを提供するには近隣市町村や事業者等と連携した体制の構築は不可欠だと考えております。適切なサービス料や提供体制を見込むためには、北海道や市町村、地域の関係者が連携して策定を進めております中空知圏域ビジョン、今策定を進めております。これに基づきまして障がい福祉計画の円滑な推進を図ってまいり、中空知が連携するように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 山口議員。

○山口議員 ただいま答弁をいただいたとおりなのですが、滝川にはそらぶちキッズキャンプという大変すばらしい障がいを持った子供たちの施設があるので、もっと障がい者に優しいまち滝川ということをまずは中空知から強いリーダーシップを持ってまちづくりの一つとしてやっていただきたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 今山口議員のお話のとおりであると私も思っております。そらぷちキッズキャンプというすばらしいキャンプに滝川を選んでいただいて滝川に設立していただきました。それらをイメージとしまして、私は常々申し上げておりますのが人に優しい、人が優しいまちをつくりたいというのが私の言葉でございまして、常にそのことを考えていきたいと思っておりますので、このような形で福祉に優しいまちづくりをぜひ目指していきたいと思っております。議員各位、特に山口議員のご協力をぜひお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 長 山口議員。

◎4、教育行政

1、滝川市教育推進計画について

○山口議員 それでは、4番目、教育行政、滝川市教育推進計画について、1つ目の学校給食でありますけれども、学校給食施設整備推進におけるアレルギー対応食なのですけれども、基本設計ができた第三小学校の給食室にアレルギー対応室というのが図面にありますけれども、現在アレルギーを持つ児童数とかアレルギーの種類というのは把握をしているのか。また、その子供たちに何らかの対応をしているのかお伺いしたいと思います。

それから、施設完成をした暁にアレルギー対応室を利用して具体的にどのような内容で、どういふところをどこまでそれをやるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問の現在どのようなアレルギーを持つお子さんがいるのかと、あと実態ということでございます。数字的には、平成23年10月にアレルギー調査を教育委員会で行いました。小学校が4.8パーセント、中学校が6パーセント、全体の約5.4パーセントの児童生徒がアレルギーを持っているというのが実態でございます。複数回答でございますが、46種類のアレルゲンというのがありまして、割合の多い食材といたしましてはまず卵35.5パーセント、魚介類15.1パーセント、乳製品14.5パーセント、カニが13.9パーセント、エビが13.3パーセント等々、以下そば、キウイ、メロン、ピーナツ、ヨモギということで滝川市内の当時の小中学生のアレルギーの種類割合の多い順ということでございます。現在は、各学校でアレルギーを持つお子さんの実態については把握してございます。対応につきましては、献立表にアレルギー表示をして食べられない食材がある場合にはお弁当の持参などで対応をしているという状況でございます。

また、ご質問の親子方式を採用する共同調理場として新しく計画しています滝川第三小学校の給食調理施設、これをスタートとしてアレルギー対応室を設置したいというふうにも今計画してございます。全種類のアレルギー対応はなかなか難しいのですが、やはり割合の多い部分、卵とか、方法については卵を除去したスープなど、揚げ物は卵を使用しないとか、それから小麦粉と水の衣で揚げて調理したり、乳製品を使用するヨーグルトあえやフルーツパフェなどのようなときは果物だけあえるとか、いろんな対応を考えているところでございます。今後滝川市内には各学校の担当とし

て実際は4名の栄養教諭がおりますので、今後打ち合わせをしながらアレルギー食の取り組みについて進めていきたいというふうに考えてございます。

参考ではございますが、空知管内では現在アレルギー対応室を持っている給食施設はないということでございます。除去食等のアレルギー対応を行っているところもないということも聞いていますので、何とかその計画にあわせて進めていきたいというふうに思います。

○議 長 山口議員。

○山口議員 大変すばらしい取り組みだというふうには思います。それで、本当にアレルゲンというのは多いので、それをどこまで対応していくのかなという、ちょっと心配になるのですけれども、実際に運用していく段階で疑問に思うのはアレルギーの人の給食のメニュー、それは一般の方、子供たちとは違うわけですから、そういうものは食材自体を変えていくのか、それとも同じ食材で違う使い方をするのかと、いろいろあると思うのですけれども、給食費自体には差というものは出るのでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 先ほど少し申し上げましたが、これからの対応については、まず基本的には同じ場所で調理はできないということでアレルギー対応室というのが必要になってくるという考えで分けて設置しようというところでございます。また、基本的には先ほども申し上げました例えば卵系のアレルギーは約3割の子供たちが、3割というかアレルギーを持つ子供たちの3割の子供たちが卵ということもありますから、そういったものから始めていきたいという考えではあります。アレルギー対応食という部分では、いろいろ方法ありますので、それについても具体的にやはりしっかりと打ち合わせをしていかなければいけないというふうに考えてございます。食材等の疑問もあろうかと思っておりますけれども、その辺についてもまだ具体的に整理されておきませんので、整理され次第ご報告していきたいと思っております。

(何事か言う声あり)

○教育部長 それで最後に申し上げたのが給食費の関係でございますので、給食費にどのように影響が出るのかと。全国的には取り組んでいる市もございまして、その辺も参考にしながらやっていきたいなと思っております。今給食費が上がるとか上がらないとか、どうなるかという部分についてはまだ検討していこうとしている最中でございますので、今後ご説明をできる機会があればしたいというふうに思います。

○議 長 山口議員。

○山口議員 それでは、2の学校適応指導教室運営なのですけれども、この指導教室運営の充実について、不登校児童生徒の学校復帰目標数を100パーセントということで今回出されました教育推進計画に掲載をされておりますが、その100パーセントの意味についてお伺いをしたいと思います。また、近隣市町、これ訂正してほしいのですけれども、近隣市町でと書いてあるのですけれども、近隣市町からの不登校児童生徒の受け入れについて、その趣旨と予想される状況についてお伺いをいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

学校適応指導教室の運営につきましては、不登校にある児童生徒に対して不登校の原因となっている実態を把握し、その意識や不安などの解消を図ること、学習の意欲を持たせることを指導の基本としております。教室には、支援専門員の先生やスクールソーシャルワーカーを配置しており、指導支援を通して子供に自信と生活リズムを取り戻してもらい、一日も早い学校復帰となるよう取り組んでおります。教育推進計画では、学校適応指導教室に通う子供たちが全員学校復帰できることが指導の目標である以上、100パーセントを目指すことが大切であると考えております。また、その達成のために子供たちの心に寄り添う働きかけや復帰する学級の受け入れにかかわる状況なども把握して集団生活になれるよう支援を実施してまいります。

次に、学校適応指導教室を開設していない近隣の市町の不登校にある児童生徒を滝川教育支援センターのオープンにあわせ受け入れることとします。これは、複数の市町から本市に受け入れ要望があったことと教育支援センターに専門教室と相談室を完備され、午前指導だけではなく午後指導も可能になることから、運営の幅を広げ、一人一人の子供に応じた丁寧な指導を行う滝川の教育支援センターを目指したいとの考え方です。現在他市から希望はございますが、子供を取り巻く状況の変化もあることから、在籍学校と教育委員会、また保護者とも相談を重ねる中で通学の時間や通学方法など条件が整うように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 山口議員。

○山口議員 後段の新規事業の周辺自治体の受け入れなのですけれども、実際にこれを受け入れる場合は、運営費の負担というのは受け入れをお願いする自治体から幾ばくかの運営費というのはいただけなのでしょうか。

それと、不登校で適応指導教室に通う子供というのは恐らく全員ではないと思うのです。不登校だけでも、指導教室に行ける子とそうでなくて家にずっと居続ける子というのが必ずいるはずなので、不登校全体の中で適応教室に行けている子というのは何パーセントぐらいなのでしょう。

○議 長 答弁かかりますか。

(何事か言う声あり)

○議 長 それでは、ちょっと答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時00分

○議 長 それでは、会議を再開いたします。

答弁をお願いします。教育部長。

○教育部長 2点のご質問にお答えします。

運営費については、きちんとほかの市でそういう取り組みをやっているところがあります。そういった部分も運営費についてはいただけという状況はあります。それがどれぐらいになるのかと

というのは、まだ具体的には決まっておりませんし、今後検討していきたいと思っています。

もう一つは、不登校の児童生徒が全体でどれぐらいいて、適応指導室にはどれぐらいなのかなという部分でいけば、例えばでございますが、年度によって違いますが、四十数名としますと適応指導教室に通級するお子さんは10名ちょっとということで、そういった割合かというふうに思います。年度によって違います。現状も違います。

以上でございます。

○議 長 補足ありますか。教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

23年度の数字になりますけれども、不登校状態にある子供、年度末の時点で31名ございます。そのうち適応指導教室に通っている児童生徒につきましては5名、16パーセントの割合になっております。適応指導教室につきましては、各学校の担任、それから管理職と連携をとりながら適応指導教室にぜひ通えるような環境づくりをすることを目指しまして、学校訪問でありますとか家庭訪問に同行するでありますとか、そのような対応をとっております。

以上でございます。

○議 長 山口議員。

○山口議員 それでは、最後の滝川西高の校舎についてですけれども、昭和53年建築の校舎等の老朽化の現状把握についてお伺いをいたします。現地での新築または改築、移転をしての新築、他の建物への移転、同居などを考えているか伺います。この他の建物への移転というのは、私がイメージするのは例えば工業高校の校舎に道立と市立の垣根を超えて移転をするとか、学校が併合してもいいのですけれども、それから高大連携をしている國學院大学の建物に西高を動かして一緒にやるというような意味を言っております。

○議 長 教育部長。

○教育部長 西高の校舎につきましては、建築後約30年経過しているということで、施設の老朽化が著しいというところではありますが、毎年その都度緊急性、必要性に応じて修繕を行っています。耐震化工事も終わっているということをご承知のところと思います。それで、将来的な改築という部分で計画はあるのかといいますと、ありません。先日、関藤議員の西高の教育方針に関する質問に対しまして教育長から答弁をさせていただきました。やはり今だからこそいろんな意味で西高の将来を考えて改築を含めた計画が必要だということでお話を申し上げたところでもあります。今年度検討委員会を設置いたしまして、今年度中に将来的な西高の構想も含めまして、それとあわせてやはり改築の関係も検討していかなければならないなと思っています。ご承知のとおり西高校、空知管内でトップクラスの高校でございます。現在間口、いろんな問題ございます。やはり今だからこそ将来のことを考えていこうと、そういう基本的な考えでございます。

○議 長 山口議員。

○山口議員 教育長がいないので、さっきの高校の校舎を一緒に使うというのと國學院のところも考え方としてまるでだめというのか、何とか考えてみますとかという答弁をいただきたいのですが、教育長がいないとできないのでしょうかね。

○議 長 それは質問として一応してください。市長。

○市 長 山口議員のお考えとしては、1つの提案であるというふうを受けとめたいと思います。工業高校につきましては道立でございます。そしてまた、國學院は私立大学でございます、他人の建物のことをとやかく言う立場ではございません。それでまた、私は政策提言の中で中高一貫教育も挙げさせていただいておりますので、西高もその中にイメージしております。先ほど答弁しましたとおり、教育委員会で今年度いろいろと検討を進める中において、あわせてそれらを含めて検討していきたいと思っておりますが、全く頭から否定するものではないということだけは申し上げたいと思います。お考えとして受けとめたいと思います。

以上です。

○山口議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

それでは、12時を回りましたので、この辺で昼食休憩といたします。再開は1時15分、13時15分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時15分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

けさほども申し上げましたが、質問、答弁ともに要点を簡潔にするよう改めてお願いを申し上げます。

それでは、渡邊龍之議員の発言を許します。渡邊龍之議員。

○渡邊議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。新政会の渡邊龍之です。この第2回定例会においては、3日間という日程の中で開催されています。そんな中、多くの市民の方々が注視されるということは、この滝川市議会にも新しい風が吹いているなど感じているところであります。私は、この平成24年度の市政運営にかかわる事案について質問をいたしますが、質問のキーワードは風ということにした上で、前田市長の本年興すという漢字、興すという言葉の実現のために、実現に向けて質問を行いたいと思いますので、よろしくご答弁のほどお願いしたいと思います。3日目ということで皆さんお疲れだと思っておりますけれども、リラックスしながらしばしおつき合い願いたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、「刷新」について
- 2、予算執行について
- 3、新規事業について

それではまず最初に、市長の基本姿勢ということで、「刷新」について、項目1番目になりますけれども、これは昨日清水議員さんのほうからも質問がございました。刷新の結果というか、そう

いう部分の質問だったかなと思っています。私といたしましては、前田市長が市長に就任する前より刷新という言葉を唱えておりました。改めてこの刷新という意味と考え方についてお聞かせ願いたい。

また、個人的には刷新とは古いものを壊し、新しいものをつくり上げると自分的には解しておりますが、もしこの点について見解があればあわせてお伺いしたいと思います。

○議 長 渡邊龍之議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、渡邊龍之議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、私の刷新についての思いということでございますが、まず辞書を見ますと物事を改め新しくすることの意味で使われる言葉として刷新、革新、一新というのがあるようでございます。そのうち刷新とは、それまでの悪い点を取り除いて新しくすることの場合に使われる言葉で、主に組織機構について使われることが多いようであります。私は、これまでの議会でも継続すべきものは継続し、刷新すべきものは刷新していきたいと答えさせていただきました。その考えには今も変わりはありません。職員の皆さんにも市民のために何をなすべきなのかを常に考え、民間で言うコスト意識を持つようにお話をさせていただいてきております。やはりコストパフォーマンスは重要だと思っておりますし、住みよい滝川市をつくるためには自分たちが協力できることは何かということをも市民の皆さんが考えていただけるようになれば、きっと官民一体のすばらしいまちになってくると、そのように確信しております。そして、私はその先頭に立って皆さんとともに汗をかきたいと思っている次第でもございます。刷新の意味をぜひそのように解釈しているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 前田市長の刷新に対する思いというのを聞いて少しは安心したかなと。そういう真意が伝わるということが物すごく大切だと思いますので、またよろしくお願ひしたいと。

続いて、基本姿勢の2項目め、予算執行ということになっております。初の前田市長としては本格的な予算を編成いたしました。大変厳しい中、そういう対応には大変なご苦勞をなされたかなと推測しているところでございます。それで、24年度の予算執行に関して1点目に効果的な施策サービスの提案、2番目にゼロベースで施策サービスの選択と集中、3番目に将来世代に負担を先送りしないと予算編成の柱となるべき3点を強調されておりました。予算執行における中で、具体的な見解をもしお示しいただければお願ひしたいと思っております。

○議 長 総務部長。

○総務部長 予算執行についてご答弁させていただきます。

新年度予算は、厳しい財政状況の中、真に効果的な施策サービスを提供するために政策提言でありますイレブンプラスワンを踏まえ、将来世代に負担を先送りしないようにするとともに、ゼロベースで選択と重点化を進めることを念頭に置いて編成したものでございます。例えば子育て支援の強化あるいは公共施設の耐震化、バリアフリー化、滝川ブランドの発信、災害に強いまちづくりなどについては議員さんの言う柱を踏まえて緊急度、重要度を考慮して取捨選択して決定したものでございます。予算の執行に当たっても同様の視点に立ち、予算優先ではなくその都度判断しながら

縮減できるものは縮減し、少しでも将来の負担軽減につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 大変優等生的な回答をいただきました。そういう意味で、予算執行もそういう思いでやっていただきたいなと思っております。

3番目の新規事業につきましてですけれども、事業の選択と集中の中で、重複した部分ございますが、30の新規事業を予算計上しております。市長の政策、また国、道の補助対象事業等が反映されているものと思っています。そこで、地域住民、各団体等からの要望なりを聞き入れた事業というのがこの30事業の中にあるのかお伺いします。

○議長 長 総務部参事。

○総務部参事 新規事業すべてに地域あるいは団体の要望を確認してはございませんけれども、日ごろより市長、副市長、各所管において会議、会合、懇談会など多くの場でさまざまなご意見やご希望をお聞きする中で政策立案の参考にさせていただいております。数多くの行政ニーズはございますけれども、限られた財産の中で国や道の補助をうまく活用し、財源対策も図りながら優先度、費用対効果など総体的に判断しまして議会へ提出させていただき、議員の皆さんにご理解をいただき事業を決定しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 予算という権限は議員のほうにはございません。そういう中で、どういう要望を直接聞き入れるか、受け入れるかという判断をするのが行政側だと思っています。ぜひともそういう市民の声、団体の声を聞きながら予算のほうに反映させていただければと思っています。

◎2、財政対策

1、起債の償還について

続いて、次の2件目、財政対策の1項目め、起債の償還についてでございます。平成23年度末で一般会計、特別会計、企業会計、病院、下水道になりますけれども、での起債の総額は429億円余りとなっております。大変大きな数字でございますけれども、確実に減債に向けて対策を立てているというのはわかります。しかし、この数字の大きさを市民に対して起債の償還スケジュールを改めて明示するということが大切と考えます。そこで、この点についての考え方をお聞きいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 起債の償還についてご答弁させていただきます。

滝川市の広報で6月と12月の年2回、まちの家計簿として市の財政状況をお知らせしております。その中で市債の残高についても掲載しているところでございます。平成24年6月号には、平成19年度からの残高から平成24年度の見込額まで6年分を掲載しておりますので、ご理解を

賜りたいと考えます。その掲載内容ですけれども、平成22年には437億円が平成24年には413億円になったという数字が掲載してございます。このように市債については着実に償還しているところでありまして、今後とも市広報等を活用しながら市債の残高をお知らせしてまいりますし、引き続き市債の残高の縮減を初め、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 確かに償還スケジュールというのは難しいというのは理解してはいますけれども、市の起債がこれだけあるというのは広報で掲載しているからいいという考えではなくて、やはりそういう中長期的な計画が必要ではないかということで思っています。

次の2番、起債償還の2番目になりますけれども、この起債というのが前田市長には大変大きな負担がのしかかっていると思っています。このような中で、公債費比率が一般会計においては10パーセントで推移しているという財政状況、運営ということになっています。そういう中、土地開発公社の三セク債、また教育施設整備事業債等の償還が始まるということになっていきます。これらを踏まえて、やはりそういう中長期的なスケジュールというのはある程度財政でしているのかもわかりませんが、市民にもこういうふうに償還している、減債になっているのだというものを広報もしっかりですけれども、こういう部分をもっと市民に知らせる必要があると思います。そこで、将来負担比率を含めた形での数字をやはりホームページ、広報等に掲載するという考えがあるかどうかお聞きいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 起債の償還についてということで、健全財政への影響をご心配いただいているご質問だと思いますが、財政健全化判断比率の実質公債費比率と将来負担比率につきましては決算値を公表することが定められておりまして、広報のほかにホームページにも掲載するとともに、広報では12月号にも掲載してお知らせしているところでありまして、ほかの機会も議員さんのおっしゃるようにちょっと考えて広報に努めたいとは思っています。また、そういった比率の数値につきましてはいずれも健全な状態にありまして、三セク債などの償還が始まったとしても健全な状態を維持できる見込みというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 確かに決算の数字が出ないと比率の計算というのはなかなか難しいというのは理解いたします。そこで、今決算という言葉が出ましたので、決算における余剰金が出た場合、これらを減債基金のほうに繰り入れる、積み立てるという考えはいかがか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 基本的には議員さんのお考えどおりで、残が出ましたら一定割合で可能な限り財政調整基金を含めて積むように努力をしているところでございます。今後ともそういうふうに努力していきたいというふうに思っております。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 そうですね。基金のほうにぜひとも繰り入れるような仕組みづくりを、やっているの

はわかるのですけれども、今現在約2億円ちょいあると思いますけれども、それをふやすような基金にするようお願いしたいと思います。

◎3、組織・機構

1、人事について

2、副市長2人制について

続いて、3件目の組織・機構、人事についてということになります。1番目の要旨は、職員の勤務評定についてお伺いいたします。このたび4月1日付で初の前田市長の大型人事が行われました。また、女性としての部長職の登用、管理職にも若い職員が登用されていると。これは、1つまた新しい風が吹いたというふうに私自身思っております。そこで、職員の勤務評定の見直しということでお考えをお聞きしたいと思います。民間同様、公務員にもそういう評定という部分の個人を評定するものがあります。勤務状況は当然のことながら、そういう一般的な知識、専門的な知識、また協調性等々が評価対象の基準になるのは当然だと思います。そういう中で評価をすると甲乙つけがたい、だれをという部分は非常に難しく、A、B、C、DあったらほとんどB、C、AとDというところは確かに少ないような気がいたします。そういう部分での判定ではなくて、やはり市の職員が市長同様セールスマンとして動くのであれば、いろんなところに出て滝川市を町内会でも出張のときでもいいですけれども、公務以外で滝川市をPRしているという活動をしているという部分についても評価する考えがあるかどうか、またどういふような評価が望ましいのかお伺いしたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 評価等についてなのですけれども、勤務評定制度については地方公務員法第40条が規定する勤務成績の評定を根拠に実施しているものでありまして、職員の執務について勤務成績の評定を行うこととされております。したがって、勤務評定制度では執務ではないものを評定対象にすることはできませんが、公務以外でのさまざまな地域活動や団体活動には市職員として積極的に参加してもらいたいと考えておりますし、そのような職員の活動は処遇云々ではありませんが、総合的な人物評価につながるものというふうにも思っています。地方行政運営研究会というところの評価についても参考にさせていただいておりますけれども、研究報告ですけれども、そちらでも意欲、態度評価の位置づけ等についても検討されております。そういったことも参考にしながら、意欲ある市職員を育成するためにも検討は続けてまいりたいというふうに思います。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 昨日も堀議員さんのほうから頑張る職員に対する処遇という部分が質問されていましたが、やはりそういう頑張るといふか、やる気のあるといふか、そういう部分の職員に対する評価というのを、法律はいいです。独創的な考えも持つといふのも私は必要なと思っています。これは私の意見ということで。

2番目の自己申告ということで、配属がえの要望数と実際に希望がかなった部分の件数についてお伺いしたいと思います。これについては、現状の職場がいいのかどうかかという部分ではなく

て、やはり新たな気持ちを持って挑戦するという気持ちを、意気込みをあらわすにはこの自己申告というのはとても必要ではないかというふうに思っていますので、お考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 自己申告でございますけれども、まず現状についてご報告させていただきたいと思えます。平成23年度に実施した自己申告の受け付け人数でございますが、全体で68人、異動希望が21人、異動しない、したくないが35人、どちらでもよいという者が12人でありました。異動を希望する21人のうち、具体的に課を指定して希望するといった具体の異動先を示した者が12人、そのうち希望理由を考慮して4月1日に希望どおり異動した者が1人ございました。また、異動希望の残りの9人のうち4人は異動を行い、異動したくない者35人のうち34人は異動を行わなかったところでございます。自己申告については、異動の希望のみならず、自己の適性或事務改善など職員の意見等を人事管理に反映させ、また職務に対する意欲の高揚を図る手段として必要なものと認識し、実施しているところでもございます。議員さんのおっしゃるとおり、その意義を大きく感じておまして、今後とも継続して活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 ただいま実態をお聞きしました。あえてではこの自己申告という部分を積極的に推奨するというか、そういうお考えはどうか。済みません、お願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 現状提出について強制ではないのですけれども、全職員の提出を目指して周知あるいは説明あるいはお願いをしているところであります。また、内容についても逐次修正が必要なところは修正等を加えながら積極的に活用していきたいというふうに思っております。

○議 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 それでは、3番目の異動対象となる年数は何年がおおむねいいのかということで質問していますが、同一職場に長くいるメリット、デメリットというのが存在するのかどうか、またそういう新しい風を入れるという、職場内を刷新するという必要性についてはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 異動でございますが、人事異動は組織の活性化や組織力の向上、職員個々の適性の発見、職場の仕事の幅を広げる、そういった能力開発、適材適所の配置によるやる気の向上などさまざまな効果を期待し行っているところでございます。異動対象の年数については、おおむねですけれども、3年から5年を目安と考えております。しかし、昨今の地方行政は地域主権改革により権限移譲あるいは情報通信技術の進展、現下の社会経済情勢が生み出すさまざまな難題への対応など多種多様な業務にあわせて高度な専門性を伴う業務も増大しております。そのため、同じ職場に長くいる職員も一部はおまして、専門性の発揮はメリットとして考えている一方、人事の硬直化、能力開発の偏り、新しい発想の取り入れという部分においてはデメリットも生じかねないというこ

とも念頭に置きながら、市役所の活性化ということのためにもしっかりとした人事異動を今後とも行っていきたいと考えているところでございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 次に行きます。2項目めの副市長2人制についてということで、三上議員、また関藤議員が質問をされておりますが、私なりの質問をさせていただきたいと思っております。特別職にも新しい風が入りました。大変大きな期待が寄せられている民間企業からの転身をされた鈴木副市長です。それと、行政通の女房役であります吉井副市長がタッグを組むことになりました。そこで、この両輪が大きな一歩を踏み出しました。そして、今後の滝川市における将来展望を市長としてどのように描き、どのようにとらえていくのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、本年4月から副市長を2人体制として執行体制を強化したということでございます。鈴木副市長は、これまでのご答弁でもわかるように商社勤務を初め、これまでの豊富な社会経験と多様な人脈を生かし、就任直後から精力的に企業訪問などに取り組んでいただいております。吉井副市長にはこれまで同様、行政運営全般について副市長としての職務を担っていただいております。鈴木副市長には、現在のところ喫緊の課題である滝川市の経済活性化に関する業務を最優先に所掌していただいております。新総合計画がスタートする年でもあります。吉井副市長の豊富な行政経験と鈴木副市長の新しい力の融合によりまして、新しい風が起きて新たな発想によるまちづくりが展開されていくものと期待をしております。私自身も民間出身の市長として、市政のかじ取りをしっかりと担っていかねばいけないと強い責任を感じております。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 市長の言わんとする部分は理解したつもりであります。市長は、ビジョンからグランドデザインを今描いているところだと思います、この2人副市長制に対して。それをぜひ実現というか、そのまま構想で終わるのではなくて、さらなるものに進めていただきたいと思います。

それでは、2番目の民間感覚からの人材育成、先ほど来市役所内の改革ということを言われております。そういう中で、私は組織は人なりというふうによく言われますが、民間から見てタイムマネジメント、またコストマネジメントの部分から市役所の機構がこういう部分から見てどのように映っているのか。また、足りないというか、どこに欠落しているところがあるのか、あればその対処法として民間的な手法、具体的にどういうふうな部分、どういう手法を取り入れていくという考えがあるのかお聞きいたします。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 民間から見まして市役所の機構がどのように映るかというご質問でございますが、着任してまだ2カ月でございますので、また地域経済の活性化という課題にほとんどの時間を費やしてまいりましたので、市役所の内部機構を十分に把握していないというのが正直なところでございます。そこで、外観ということで申し上げさせていただきますと、民間と比較しまして職員の一

人一人のやる気が大変民間に負けないほど高いということは一昨日の答弁の中で申し上げましたけれども、情報へのアクセスが弱いかなということと、よく市長もおっしゃっていますけれども、仕事のスピード感に欠けるところがあるというのは感じております。また、職員のコスト意識ということではしっかりしていると思いますが、その分若干手が縮まっているような気がいたします。この点は、外から刺激を持ち込んできて、また私が率先して動くことで職員の皆さんに元気になってもらうというのが私の仕事ではないかというふうに考えております。また、民間的手法を取り入れる考えがあるかというご質問でございます。このように、まだ十分に機構を把握していない現段階につきましては、民間的手法の提言につきましては個別に助言を求められたことにつきまして民間のやり方、考え方をアドバイスさせていただいているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 2カ月余りの間でのそういう意見を求めるというのは大変あれだったと思いますけれども、ぜひとも滝川市の市役所の改革のために尽力いただきたいなと思います。

それでは、3番目になりますけれども、意思決定のスピードと情報の共有ということでございますが、民間感覚というのは決定するのは大変早いと思います。上から下へぼんと落とせば、それでよしとなればやると。ただ、市役所の行政でいけばどうしても失敗を恐れるという概念がある。そのことから、市民から見ればスピード感がないというふうに映るのかなと私は考えます。そこで、副市長2人制ということで、そういういろんなスピードが求められると思います。また、情報の共有化という部分をどのように進めていくかお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどもお答えさせていただいておりますけれども、吉井副市長と鈴木副市長のお二人の役割ということについては、担当部署を分けるということではなくて吉井副市長にはこれまで同様、行政運営全般を所掌していただいているということで考えております。鈴木副市長には、先ほどもお話ししたとおり経済の活性化、市役所改革に力を発揮していただきたいと考えておりますけれども、当面はやはり喫緊の課題である経済活性化に資する業務に取り組んでいただくというのがお二人の役割と考えております。ご存じのとおり、経済部と農政部を配置しております4階フロアで鈴木副市長には勤務していただいております。私もしょっちゅうそこに足を運んでいるところでもございますし、吉井副市長も足を運んでいると。また、私どもの部屋に来ていただくということもございます。担当職員とも情報を共有しながら、スピード感を持って判断できるよう執行体制を整えているというふうには感じております。また、鈴木副市長には庁議や施策協議にも出席をさせていただいております。担当業務のみならず市政全般についての動きも協議していただいております。情報の共有化はしっかりと行っているというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 市長から答弁をいただくとは思っていませんでしたので、心意気は十分理解したつもりでございます。

◎4、新活力再生プラン

- 1、新タグ計画の検証と成果について
- 2、今後の対策について

それでは、4件目の新活力再生プラン、新タグ計画の検証と成果についてお尋ねしたいと思います。新タグ計画においては、既存の施設、事業の見直しを図るべく経費の縮減、削減として108の事業を対象としておりました。行財政改革を進める上での措置であったのですが、この108事業が計画に沿った形で成果が顕著にあらわれたものの件数、またその計画の推進が不十分であったと思われる件数並びに事業名についてもお伺いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 新タグ計画の関係でございますが、平成23年度をもって終了した新滝川市活力再生プラン、新タグ計画につきましては5月末の23年度出納閉鎖期間を終了した時点から平成23年度における108項目の行財政効果額を集計しているところでございます。先日もお答えしたかと思うのですが……失礼しました。議会かちょっと委員会か失念いたしましたけれども、とにかく本年7月をめどに23年度実績報告書及び3カ年の取り組み結果をまとめた実施経過最終報告書を総務文教常任委員会あるいは新滝川市活力再生プラン推進市民会議へ報告させていただく予定ですので、申しわけございませんが、もう少々お待ちいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 検証も成果も7月になってからのことだと思います。そこで、この検証と成果という部分は財政課のほうで恐らくやられると思います。その中にストックマネジメントの室ですか、室ができたと思いますが、ここに新タグ計画の検証から既存の施設の耐震化の解体も売却も維持管理もという部分を含めて、ストックマネジメント室の用務としてこれらの既存施設の方向性をどのように示すのか、これだけ1点お聞きしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 既存施設の方向性で、タグの中でも方向性が明確になったものもございませうけれども、まだ方向性が明確になっていない施設は多々ございませう。そういったものを今白書という形で、まず現状の分析と改修にはどの程度費用がかかるかとか、そういったデータをもとにした白書づくりを急いでおります。その後それぞれの個々の方向性について、あるべき方向性について明確にしていきたいというふうに考えております。

○議 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 新活力再生プランの2項目めについては、まだ検証も成果も出ていないということで、この項目の部分については取り下げたいと思っております。

◎5、市民生活

- 1、安心・安全地域づくり条例について

2、市民参加条例について

3、高齢者の安否確認条例について

続いて、5件目になります。市民生活、項目には安心・安全となっておりますが、大変失礼しました。安全・安心地域づくり条例というふうに訂正していただければと。これの運用を含めた形で質問させていただきます。東日本大震災以降、多くの国民も市民も防災意識という部分については非常に高まっていると思います。また、滝川市においても防災計画を立てて、そういう自然災害に対する部分の防災意識も高まっていると思います。しかし、日常生活に目を向けますと人為的とか刺激的な事件、事故が多く発生しているのが現状であります。そこで、市民生活の目線に立った場合に防犯、交通、消費者被害等の問題は決しておろそかにできないのではないかと考えております。条例制定から4年たちますが、この安全、安心な地域づくりを進める上で諸活動の取り組みをさらに活性化するためには、ぜひとも全市的な取り組みが必要でないかと考えております。これについて説明をお伺いします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 安全な地域づくりを進めるための諸活動の一つとして、活性化についての質問ということでございますけれども、市民一人一人がみずから守り、またみずから防ぐという意識を高めて行動することにより、市民あるいは本市を訪れる方にも安全、安心な地域社会となることが必要だろうと。そういうことで、平成21年3月に滝川市安全・安心地域づくり条例を制定しております。中身は防犯、交通事故防止、消費者被害の防止というものが3つの柱ということになってございます。これらの施策を推進するため、市関係機関、市民が一丸となってこうした取り組みを進めていくことが重要であるというふうに考えております。それらを進めていくに当たって、それぞれいろんな団体がございます。防犯協会さんですとか交通安全協会さん、消費者協会さん、そういった団体がそれぞれの団体の活動等を取り行っておりますけれども、またさらにそうした団体、21団体ございますけれども、そうした団体が滝川市安全・安心ネットワーク会議というものを組織し、啓発イベントの周知ですとか情報交換というものをやっているところでございます。また、ネットワーク会議のほか、安全、安心に関する市民の意識を向上させるため、年1回ということになりますけれども、安全・安心地域づくり市民の集い、これは市民の皆さんにお集まりをいただいてシンポジウムですとか講演会等を開催をさせていただいておりますけれども、そうしたネットワーク会議の構成団体の協力のもと毎年開催をさせていただいております。今後におきましてもこの条例が形骸化しないようネットワーク会議の構成団体とも協議をしながら、地域におけるさらなる安全、安心に対する意識の高揚を図りたいというふうに思っております。特に町内会あるいは個々の団体の皆さんの積極的な活動ができるようにそうした活動を促してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 ネットワーク会議の団体を見れば、そうそうたる団体全部が入っているように思われます。そこで、実際に活動をするのはその団体の部分だと思うのですけれども、それと地域にもお願いしているという現状だと思うのですけれども、そういう実際に活動をしている団体または地

域、町内会単位になりますけれども、そういうところに対する支援というのはどのように、補助金というお金なのか人的な部分なのか、その辺あわせてもしご答弁いただければお願いします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1つは、さまざまな活動をしていただいている、その中には補助金というものも含まれております。また、活動の際には連携をとるということで一番大きなことかなというふうに思いますので、そういう団体ごとのネットワーク会議を初めとする団体に対するそうした情報の提供と、そういうものもあわせて進めさせていただいて、より情報交換をし、連携活動が進むように支援しているところでございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 2番目の市民参加条例というふうに項目では書いております。制定に向けての考え方をお聞きしたいと思います。これも市民参加という部分で窪之内議員さんのほうからも質問があったと思います。そういう中で、滝川市の総合計画がスタートをしたと。このときに集まっていたいただいたチームというのは、市の重立った団体から多くの市民が計画に参画したと。これを逃さずに市民との懇談会、ワークショップ、各種委員の公募等に広く門戸を広げるという意味からも積極的な市民参加を促すためにも条例化が必要でないかなと考えるところでございます。そこで、市民との協働のまちづくりを推進するに当たり、行政としてはやはり取り組むべき課題ではないのかと思います。この辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 長 総務部参事。

○総務部参事 今渡邊龍之議員のご質問のとおり、総合計画の策定過程においては各団体を初め多くの市民の皆さんに参画をいただきました。また、総合計画の策定に限らず、市民会議等の公募、ワークショップの開催、懇談会の実施、提言はがき、メールなどあらゆる場面において市民の意見をお伺いする機会を積極的に拡大してきたところでございます。今や行政事務の遂行において市民参加は必要不可欠なものとなってきております。現在開催している仮称ではございますけれども、市民自治基本条例策定市民会議では、これまで17回の会議を重ねてきたところですが、本年2月15日に市に提出された中間取りまとめにおいて目指す自治の姿として市民との情報共有、市民の積極的なまちづくりへの参加、市民と市が協力してともに地域課題を解決していく協働のまちづくりが盛り込まれてございます。議員ご指摘のとおり、市民会議では市政への市民参加を重視しておりますけれども、条例化の制定に向けては決して形骸化させず、生きた条例とするための主眼に置かれています。こういう市民会議の検討状況を注視しながら、条例の制定の考え方について整理してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 ぜひとも条例という部分のところに力を入れていただきたいなと思います。市民参加するのが滝川市の目指すまちづくりになるのかなとも思います。

次にいきます。3番目の高齢者の安否確認条例、これも私的な思いから条例の制定というふうなことで行政の考え方を確認したいなと思います。第5期高齢者保健福祉計画が策定されております

が、市の高齢化率は28パーセントという高い数字を示しております。高齢者対策として、当然取り組みは積極的に行っていかなければならないかなと考えます。そこで、高齢者支援を行うにしても過剰な反応を示す個人情報保護法（条例）により高齢者世帯等の確認が容易ではない状況になっております。地域住民が地域の高齢者を見守る安心サポートをぜひとも推進する上で法（条例）の運用では大変無理なのは承知しておりますが、新たな滝川市独自の仕組みをつくったような発想を持って法（条例）の柔軟な運用が図られるのが望ましいと考えますが、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢社会の進展やコミュニティの希薄化などにより、地域の中で孤立しがちなひとり暮らしの高齢者等が増加している中、孤立死対策を含めた高齢者の安否確認や見守り体制の強化を地域の課題として受けとめ、取り組みを進めていただいている地域、町内会が少しずつふえてきております。その際、課題となるのが今お話ありました個人情報の取り扱いです。民生委員、児童委員は訪問調査により高齢者世帯の情報を保有していますが、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の特別職、地方公務員として守秘義務が課せられており、個人を識別できるような情報の提供は現状困難となっております。また、一方孤立死などは異常に気づいた地域の方が警察に通報している場合が多いと考えられることから、早期発見には地域の果たす役割は大きいと考えます。民生委員による戸別訪問や地域による日常的な見守り、災害時要援護者の避難支援対策などを一体的に進めることが現状において課題と考えられます。市全体でこの個人情報の取り扱い方法等の調整を図っていくことが今後ますます重要だと十分認識しております。今新たな発想というご質問ですが、全国的には安否確認に関する条例を制定している自治体もあるようで、しっかりこれは勉強しなければならぬと思います。滝川市においては、まずは地域の高齢者の見守り活動において新たではないですけれども、改めまして民生委員、児童委員や町内会の役員と市が入って意見交換を行い、役割分担、連携を含めたより効果的、そして具体的な安否確認、見守り体制について検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 保健福祉部長は、担当というところからの意見をお聞きしました。そこで、先ほど吉井副市長が滝川方式と、仕組みづくりと、いろんなことをさっき答弁の中で述べたと思います。それで、こういうこの高齢者安否についてのもし特化するような考えがとおりかどうか、あればお示し願いたいと思います。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 求められているようなレベルの答弁はできないかもしれませんが、ただいま佐々木部長が言ったとおり何とかいい形を、滝川独自の。なかなかこれはやっているところ、できているところは余りないと思うのです。きちっと地域の中で確認するとか。そんなのも含めてきちっとがっちりやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 ありがとうございます。がっちりやってください。

◎6、市広報

1、市長コラムについて

それでは、最後の質問になると思います。市長コラムについてであります。市長みずからの言葉を発しているかと感じております。市長として公務等で大変忙しい中ですが、あれだけの文面をちゃんと整理してやっているというのは感心するばかりなのですが、そこでこのコラムにおける言葉、熟語というか、に秘められた思いというのは何を示唆するのか、その点についてちょっと、心情的なものなのか、あわせてもしあればお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 市長コラムを読んでいただいて、まことに光栄でございます。ありがとうございます。私の市長コラムにつきましては、私のまちづくりにかける思いを熟語にかえて興味を持っていただければということで伝えさせていただいております。そしてまた、その中にはまちづくりに頑張っている市民の皆さんのご紹介等もさせていただいているわけございまして、市民の皆さんにできるだけわかりやすい言葉でその考えを伝えるように心がけているところであります。そして、今後ともさまざまなツール、媒体などを用いて私の心の思いを市民の皆さんにぜひご理解をいただいて、先ほどから議員がおっしゃっていますとおり新しい風が起きて、新しい力となってまちづくりが市民の皆さんと一体的にできるように情報発信に努めてまいりたいと、そのような思いで市長コラムを書いていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 大変よくわかりました、そのとおりで。そこで、滝川市がこれからいろんな苦渋の選択を強いられる課題が山積しているという現状は十分認識していると思います。そこで、刷新と新しい風を送り、前田市長が一步ずつ確実に市政運営を行う上からも私から前田市長に対して雲蒸竜変という言葉を送ります。また、本定例会においては新政会の22件の質問件数、44項目に対しては真剣なご答弁をいただき、またこの答弁書を作成する職員には多大な時間を費やしたと思っております。それを踏まえてお礼を申し上げまして、私からの質問を終えたいと思っております。

以上で終わります。

○議長 長 以上をもちまして渡邊龍之議員の質問を終了いたします。

◎日程第3 報告第1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議長 長 日程第3、報告第1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部参事。

○総務部参事 ただいま上程されました報告第1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項により報告させていただきます。

まず、平成23年度の事業報告でございますが、お手元の資料の1ページをごらんください。1の国際交流事業ですが、1ページから3ページまでの11の事業を実施しております。特に⑨の第

21回ジュニア大使訪問団派遣事業では、中高生7名を派遣し、スプリングフィールド市での学校訪問並びにロングメドー町でのホームステイなど、地域の将来を担う人材育成に寄与いたしました。また、⑩のハロウィンゲームとお化け屋敷は、国際交流員のアイデアを生かし、市と共同で実施し、大人気のイベントとなっており、幼少期から国際性の醸成に大きく貢献しているところです。

次に、2の国際協力事業ですが、3ページから6ページまでの12の事業を実施しております。特に北海道初の事業実施となった②、JICA地域別研修「アフリカ地域農産品加工による村落生計向上/TICADIVフォローアップ」研修員受け入れ事業では、アフリカ6カ国の10名の研修員を受け入れ、滝川がこれまで培ってきたすぐれた農産品加工技術をお伝えし、帰国後の大きな成果につながっております。③と⑦のJICA草の根技術協力事業（地域提案型）カンボジア王国シェムリアップ市対象「音楽教育を活用した教員の授業実践力向上プロジェクト」は、平成23年度日本青年会議所人間力大賞グランプリを受賞された滝川高校OGで元青年海外協力隊員の田中千草さんがシェムリアップ市ワット・ボー小学校校長補佐としてご活躍されていることから、当市が国際交流協会と共同で企画提案し、平成23年度から3年間の継続事業とし、財源採択されたものでございます。市内の全小学校などにご協力をいただき受け入れを行い、国際性豊かな素養を備えた人材の育成に大きく貢献しているところです。⑤のJICA国別研修「モザンビーク農村振興」コース研修員受け入れ事業は、現在モザンビーク事務所にご勤務されている元JICA札幌センター職員の方が当市の農業技術を高く評価されたことから、平成23年度に初めてJICAから受託した事業で、当市のすぐれた農業技術を生かし、受託を行いました。

続いて、3の国際理解事業ですが、6ページから11ページまでの12事業を実施してございます。

4の調査研究資料提供事業ですが、11ページから13ページまでの9つの事業を実施いたしました。①、「実用英語技能検定」実施事業、いわゆる英検の実施では、平成18年度から国際交流協会が受託実施しております。平成23年度は、2次試験受験者が626名と前年度比約19.7パーセント増で、受験者数はこれまでの最高を記録してございます。このことは、児童生徒が昨今減少しているという課題もございますけれども、本事業につきましては平成19年度から平成21年度までに滝川西高で3年間実施したスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール、通称、セルハイや小学校における英語指導助手の配置、各学校における英語教育の向上に向けた努力などが成果にあらわれてきているのではないかと見ております。②の地域国際化推進事業では3名を採用し、海外からの技術研修員や観光客受け入れに対応できる人間の育成を図りました。1名はワープロ検定2級に合格するなど、今後協会事業に有益な人材に育ったことから、平成24年度も引き続き協会独自の財源で採用を続けてございます。

14ページ、6の会員ですけれども、15ページに参考資料として会員状況をつけております。23年度につきましては、新規事業の進展が少なかったこともあり、口数で前年度比約3.2パーセントの減となっております。今後市民ニーズを分析した上で新たな事業を展開するなど協会の魅力増強を図り、経営安定方に鋭意努力してまいりたいと存じます。

次に、平成23年度決算でございます。16ページの収支計算書をごらんください。初めに、収

入でございます。今期は、事業活動収入と投資活動収入を合わせて収入合計が4,452万2,029円となっております。

次に、支出でございますが、事業活動支出、投資活動支出を合わせまして支出合計が4,169万4,998円となっております。なお、当市から支出しております2,000万円につきましては100万円がジュニア大使訪問団派遣事業、ベトナムカンボジアスタディーツアー等に有効に使われたほかは国際交流・国際協力推進基金として積み立てられております。以上、収入から支出を差し引きまして、当期収支差額が282万7,031円となっておりますが、これはモザンビーク研修員の受け入れ事業など新たな事業を受託できたことによる収入増でございます。当期収支差額と前年度繰越金131万9,555円と合わせまして今年度は414万6,586円が次期繰越金となりました。

次に、18ページから21ページまで、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、会計監査報告を添付してございますので、お目通しいただきたいと思っております。

次に、平成24年度事業計画についてですが、22ページから29ページに記載の事業を実施する予定でございます。今年度は新規事業として、22ページの③、国際交流員クリスタルと行く米国シアトルツアー、24ページ、②、モンゴル国農業技術専門家派遣事業、25ページの⑦、JICA集団研修「農民参加による農業農村開発(A)」研修員受け入れ事業、28ページ、⑮、外国語表示案内板等作成、同じく28ページの4、調査研究資料提供事業の①、多文化共生推進事業を行い、地域国際化を深め、広げることで地域活性化の一翼を担う予定でございます。

次に、30ページから31ページの平成24年度収支予算書をごらんください。収入は、30ページの事業活動収入4,003万2,000円と31ページの上の投資活動収入200万円を合わせて4,203万2,000円でございます。支出は、30ページの下、事業活動支出4,303万8,000円と31ページの予備費支出314万586円を合わせまして4,617万8,586円の支出を予定してございます。事業活動収入が約6.6パーセント減の281万4,000円減少していますが、事業活動支出が約2.6パーセント減の112万2,000円の減少にとどまっておりますのは、これは今年度より一層の事業の発展を目指して独自財源による職員採用が1名ふえたためでございます。

以上で報告第1号のご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 1点だけお伺いたします。

19ページです。23年度貸借対照表で2、固定資産の4行目、国際交流・国際協力推進基金、これは平成22年度に滝川市の基金を2,000万円取り崩して交流協会に2,000万円、5,000万円を國學院大學北海道短期大学部に寄附したという中身ですが、これが2年間で150万円使用されていると、活用されているということですが、これの用途、またこの基金の活用についての基本方針についてお伺いたします。

○議 長 それでは、2点に対する清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部参事。

○総務部参事 2,000万円の基金の使用用途ということでございます。2年間で150万円、1年目50万円、2年目100万円ということで、先ほどご説明の中でもジュニア大使訪問団派遣事業、ベトナムカンボジアスタディーツアー等に活用させていただいているところでございます。基本は、この2,000万円については今回のジュニア大使ですとかカンボジアスタディーツアー、こういう子供たちに世界を見ていただき視野を広げていただこうということに活用していきたいというふうに協会のほうでは伺ってございます。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 ちょっと具体的に入りますけれども、例えば23年度でいいますとこのジュニア訪問団とカンボジアスタディーツアー、これの総支出、支出イコール収入だから……というわけでもないですか。総支出に対する基金の割合でお伺いいたします。

○議長 総務部参事。

○総務部参事 ジュニア大使訪問団の総支出が276万9円でございます。収入は101万8,300円でございます。

以上でございます。

(「276万円の中に基金がどれぐらい使われたか」と言う声あり)

○総務部参事 明確な基金100万円は協会に入るものですから、その100万円というのはこれに幾らつき込んだということはちょっと今は存じてございません。全体にその中でジュニア大使、スタディーツアー、あわせて両方やるのですけれども、その中には全体事業として協会から投入されるもの、100万円を投入していくものということで区分けはないというふうに聞いてございます。ただ、100万円はそれに使いたいと。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 私が一番問題意識を持つのは、市から一社団法人ですか、社団法人に2,000万円を寄附したと。これがどのように使われたかというのを検証できるような形にやはり国際交流協会もぜひそういう姿勢に立っていただきたいなというふうに私は思うのです。そこで、そういうものに100万円あるいは50万円を年間で使っているのだけれども、細かく聞かれるとどこに幾ら使われたかがわからないということではなくて、例えば特別会計……特別会計までもいいですけれども、用途別の年度の使用内訳と。ですから、一般の社団法人の事業収入とは明らかに違う、やっぱり市民の血税がここに使われているということで、協会としてもそういう姿勢でこの運用の形式というのですか、についてそういう形にしていくことについて、これは財政支援団体についての議会への報告ですから、市長のお考えを伺います。

○議長 吉井副市長。

○吉井副市長 今清水議員さんからご質疑の2,000万円の使い道、細かくわかるような形での検証ができるようなというのは受けとめましたけれども、補助金に関係につきましては体協とかいろいろんなことがございまして、その申請、実績報告、財政課がもろもろの関係でかなり厳しく今チェ

ックをしておりますので、その一環でもございますので、遺漏のないようにきちっと対応したいと思えます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

この辺で休憩をとりたいというふうに思えます。再開は14時50分とさせていただきます。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時49分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎日程第4 報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況について

○議 長 日程第4、報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するものであります。

その概要についてご説明申し上げます。なお、金額につきましては千円単位で読み上げさせていただきます。初めに、平成23年度事業報告書、決算報告書についてご説明申し上げます。3ページをお開きいただきたいと思います。1、事業の状況でございますが、記載のとおり公有用地3件、802.36平方メートルと住宅用地、これはニュータウンせせらぎ分譲地でございますが、2件、683.2平方メートルを処分したところでございます。

2番目の経営の状況でございます。詳細については、4ページの決算報告書で説明いたしますが、収益的収支で収入4,092万6,000円に対し支出6,324万3,000円となり、収支差し引きでは2,231万7,000円の純損失を生じました。このうち1,790万1,000円については、土地の時価評価に伴い発生した特別損失となります。資本的収支については、資本的支出19万1,000円で全額当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。また、後ほど貸借対照表でご説明申し上げますが、23年度末、24年3月31日現在で資産合計5億8,209万6,000円、負債合計10億4,000万円となり、前期繰越欠損金4億4,058万7,000円に当期純損失2,231万7,000円を含み、4億5,790万4,000円の債務超過となったところでございます。

3番目の庶務事項につきましては、理事会、監事会の開催の内容でございます。記載のとおりでございますので、お目通しいただき、説明を割愛させていただきます。

続いて、4ページをお開き願います。平成23年度決算報告書ですが、収益的収支につきましては、収益総額で予算額4,730万8,000円に対し、決算額4,092万6,000円となり、

執行率86.5パーセントとなったところでございます。主な要因としては、ニュータウンせせらぎ分譲地について5区画を販売することを目標として予算を組み、取り組んだところでございますが、2区画の販売となったことによるものでございます。費用総額では、予算額7,324万4,000円に対し、決算額6,324万3,000円となり、執行率86.3パーセントとなったところでございます。不用額の主なものを申し上げます。まず、事業原価、これは処分した土地の原価を費用で計上するものでございますが、土地造成事業原価についてニュータウンせせらぎ5区画の販売を予定していたところですが、実績としてニュータウンせせらぎ2区画の販売となり、637万4,000円の不用額となったところでございます。販売費及び一般管理費については、経費節減等により314万4,000円の不用額となったところでございます。また、平成23年度の土地の時価評価に伴う特別損失については1,790万1,000円の計上となり、これを含めて当期純損失は2,231万7,000円となったところでございます。

続きまして、5ページをごらんください。資本的支出であります。予算額70万6,000円に對しまして決算額19万1,000円となり、執行率27パーセントとなったところであります。なお、資本的支出額19万1,000円については当年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

続きまして、6ページをお開きください。貸借対照表でございます。下段に記載してございますが、時価評価により資産の部、1、流動資産の(5)、完成土地の貸借対照表価格が1,786万1,000円の減、(6)の代替地が4万円の減となりました。これにより平成23年度決算は、純資産の部、2、欠損金、(2)、当期純損失の欄に記載のとおり2,231万7,000円の当期純損失となり、前期からの繰越欠損金4億4,058万7,000円がありますことから、4億5,790万4,000円の債務超過となったところでございます。

7ページ、損益計算書においても同様でございます。6番の特別損失として土地評価損が1,790万1,000円、これによって当期純損失が2,231万7,000円となっております。

8ページ、キャッシュ・フロー計算書、9ページ、財産目録、その次のページから10ページにわたります決算附属明細書及び決算監査報告につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、平成24年度の事業計画書、予算書についてご説明申し上げます。この場合、1ページ、2ページについてのみ説明させていただき、3ページ以降につきましてはお目通しをお願いし、説明については割愛させていただきます。1ページの第2条、業務の予定量でございますが、土地処分として公有地、土地造成地合わせて6件を予定いたしました。

第3条の収益的収入及び支出の予定額では、収入総額は4,330万6,000円に對しまして支出総額1億493万1,000円で、差し引き6,162万5,000円の当期純損失を予定したところであり、うち5,458万1,000円について土地の評価損による特別損失を見込んでおります。なお、当該純損失金は繰越欠損金として翌年度に繰り越すものでございます。

次に、2ページの第4条、資本的支出でございますが、総額68万7,000円で、その財源は当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

また、第5条の借入金は、短期借入金の限度額21億2,100万円を予定したところでござい

ます。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 2点にわたってお伺いをいたします。

まず、1点目は、23年度決算附属明細書の2ページ、公有用地明細表ということで、これは実際にはもう市が今年度購入済みというか、されてはいるのですが、当時の経過ということでお伺いしておきたいのですが、泉町自衛隊宿舎用地、3,958平米、6,489万円余の土地ですが、ほかの5つの公有用地の先行取得地については100パーセント恐らく市の道路だとか事業にかかわる先行取得だったと。ただ、これについては自衛隊がその場所に中層の宿舎を建設する予定だということで市が先行取得したのだらうというふうに思うのですが、1点目はいつ、古い話だと思うので、一応お聞きしますけれども、いつ購入をしたのかということと、2点目は市に戻した後、市に戻す経過の中で自衛隊に自衛隊の関係で安くするから買って欲しくないかと、使ってくれないかというような交渉はしていたのかどうかというのが1点目です。

2点目は、4ページ、その次の次です。真ん中の売却資産原価計算表で下のほうのニュータウンせせらぎの275平米、296万4,000円の1区画についてお伺いをしたいのですが、21年度の決算から時価評価を採用したと。毎年評価替えをして、これが21年、22年、23年、3年目の評価替えを行った上での売却だったというふうに思うのですが、21年決算の前というのですか、評価替えをされる前の値段は幾らだったのかということをお伺ひいたします。

○議長 それでは、大きく2点にわたっての質疑の答弁をお願いします。総務部長。

○総務部長 1点目の自衛隊の関係の泉町の土地の取得についてでございますけれども、経過ということなのですけれども、厳密なその経過及び状況については今現在ではちょっとお答えしかねます。ただ、そのころの状況といいますと非常に住宅環境の関係で宿舎等が不足して住宅について、自衛隊の要望とは言いませぬけれども、不足しているという状況の中で、年月でいきますと昭和63年10月17日に市の取得依頼ということで土地開発公社が7,558平米を獲得というか、取得したという経過がございます。うち、約半分については今現存する自衛隊の宿舎が建っていて、そういったものを見越して先行取得をして、市としてもほかのまちにも宿舎をとという話もあったようにも聞いていましたので、ぜひ滝川市にということ意欲を示すと同時に、条件整備等々を含めてそういうさらにもう一棟分の土地も取得したのではなかろうかというふうには考えております。

これからの市が取得、公社からの取得の経過の中での自衛隊との関係でございますけれども、あくまでも取得については市の政策決定に基づいた公社の取得というのが大前提になりますので、自衛隊は取得については何ら関係していない。そういった中で、市が取得するに当たって自衛隊がどうこうという関係を持つこともないというふうな考えとして、自衛隊に特にこの件についての接触はしていないというふうに認識しています。

あと、中島町の簿価、平成20年の簿価で1カ所、例でいきますと中島町3丁目27の58、2

75. 7平米の部分でいきますと、平成20年に366万2,871円ということになってございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について

○議 長 日程第5、報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 ただいま上程されました報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりましてご説明申し上げます。

初めに、平成23年度の事業報告でございますが、2ページをお開き願います。当振興会は、大きく分けて5つの事業を実施しておりますが、メインになるのはI、学習機会の提供に関する事業でございます。記載のとおり、講演会を初めとして、講座は35種類40講座178回を開催いたしました。講座の内容につきましては、次のページをお開きいただきたいと思います。教養講座から体験、趣味、実用、語学など幅広く市民の皆様の多様なニーズに沿うよう多くの事業に取り組んでまいりました。

次に、10ページのII、情報の提供に関する事業では、4項目を記載しておりますが、特に1の情報紙リブラン滝川を年5回、広報たきかわに折り込みとして市民に配布をし、生涯学習に対する普及啓発に努めたところであります。

11ページのIIIの指導者の登録に関する事業からVの連絡推進に関する事業までと第2、各種会議の報告につきましては、お目通し願いたいと思います。

次に、決算関係でございますが、14ページの収支計算書をごらんいただきたいと思います。初めに、収支計算書一番上のI、事業活動収支の部の1、事業活動収入として、収入計(A)欄では予算に対して74万9,000円ほど収入が減となっておりますが、会費収入と事業収入が予算より減少したことによるものでございます。次に、2、事業活動支出ですが、支出計(B)欄では予算に対して78万3,000円ほど決算額が減少しておりますが、これは事業費支出の①、学習機会提供事業の一部事業の縮小及び管理費の節減によるものです。

次に、II、投資活動収支の部、1、投資活動収入の特定資産取り崩し収入は、生涯学習推進事業積立金の100万円のうち33万円を取り崩すため1度解約し、残りの67万円を改めて生涯学習推進事業積立金として次の2、投資活動支出の特定資産取得支出にて定期預金として積み立てております。なお、(2)の固定資産取得支出は、会員管理ソフトの入れかえにかかった経費でございます。

Ⅲ、予備費支出につきましては、支出はございません。

以上、平成23年度第27期の収支差額（H）欄の決算額はマイナス45万3,222円となり、支出が上回ったことになりましたが、これに（I）欄の前期繰り越し収支差額95万7,673円を加えた（J）欄の次期繰り越し収支差額、表の一番下の欄ですが、50万4,451円が平成24年度第28期への繰越額となったところです。

なお、15ページから17ページまでは、ただいま説明いたしました収支計算書の詳細を記載した計算書であり、また18ページから21ページには貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を添付しておりますので、まことに恐縮ですが、お目通しをいただきたいと思っております。

22ページは監査報告でございますが、お目通しのほどお願いいたします。

次に、24ページから28ページまでの平成24年度事業計画書では、学習機会の提供に関する事業を中心に会員の方々の意向を反映させ、9講座を取りやめ、新たに4講座を開設し、教養及び健康、運動と趣味、実用講座を中心に31種類35講座を計画し、市民の皆さんが気軽に参加でき楽しめる内容を盛り込んでおります。詳細につきましては、お目通し願いたいと思っております。

次に、30ページの収支予算書でございますが、Ⅰの事業活動収支の部とⅡの投資活動収支の部及びⅢの予備費の合計額は1,282万9,000円で、前年度と比較して92万5,000円の減となっております。これは、本年度の事業の一部見直しによる経費の減によるものであります。詳細につきましては、31ページ以降に記載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思っております。

以上で報告第3号とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第7号 監査報告について

報告第8号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第6、報告第7号 監査報告について、報告第8号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第7号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、市民生活部、くらし支援課、まちづくりセンター、市民課、税務課、江部乙支所及び保健福祉部、福祉課、子育て応援課（こども発達支援センター、保育所、こどもセンター、地

域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターを含む）、介護福祉課（地域包括支援センターを含む）、健康づくり課（休日夜間急病センターを含む）を対象として平成22年度の執行事務を、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、会計課については平成23年度の執行事務を対象として実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約関係では施工決定書、設計積算書、予定価格調書、発注書等の作成、契約名の整合性、適正な印紙の貼付などについて、出張、外勤関係では旅行命令兼復命書の決裁処理、外勤簿の備えがされていない、前途資金関係では精算書の作成について、補助金関係では交付者と申請者が同一であり、双方代理の禁止に抵触するなど関係規定に基づき適切な処理方を、使用料、手数料及び市税の徴収関係では使用済み現金領収書の返戻の指導、し尿処理手数料の不納欠損処分に具体的な消滅理由の記載、休日夜間急病センター使用料の測定事務の是正、介護サービス自己負担金の滞納状況整備簿の作成、市税の滞納処分執行停止決議に伴う調査てんまつ書の記載方法の改善など負担の公平性を確保する意味からも未納者との接触の機会の確保に努め、不納欠損が生じないようにさらに努力されたく、所属に対する講評において指導及び要望いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき株式会社滝川振興公社を対象として監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の範囲は、平成20年度から平成22年度までの事業に係る出納その他事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の目的は、監査の範囲の事務を対象として、これらの事務が適正に執行または管理されているかを監査いたしました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では施工伺に予定価格、設計金額の記載や1社随意契約の理由がない、見積書、請求書及び請書に日付の記載がないものが散見する、損益計算書関係では一部に資本的支出と収益的支出の区分が明確でない処理、支出科目の間違い、謝礼金支払いに伴う源泉所得税の徴収漏れなど関係規定に基づく適切な処理について指導を行いました。また、監査の過程において軽易な事項につきましては、直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、次の監査意見なのですが、前段6行を省略しますので、ご一読をお願いいたします。7行目から読ませていただきます。ゴルフ場事業については、現金商売なので、日々の現金の取り扱いには不正経理のないように十分注意を払って経営に当たっていただきたい。

賃貸建物の収益を借入金の返済に充てる計画で着々と滝川市に償還しているが、流動資産比率を見ると短期借入金は実質長期借入金なので、これを除外して計算すると平成23年3月31日現在

の数値は約25パーセントで、通常150パーセント以上が望ましいと言われている中で非常に低い数値となっています。運転資金の捻出には相当苦勞していることがうかがえます。

次、中段、13行から21行目は省略させていただきます、一読していただきたいと思います。その後、22行から、公社は住民サービスの向上とゴルフ事業による利益追求の相反する二面性を持つ法人でありますから、早期黒字化が理想ではありますが、最終的には滝川市のビジネスパートナーとしての役割が大きいので、堅実経営を基本として大幅な損失を出すことなく、長期にわたるが、微量でも着実に伸びていくことを期待して意見としますという監査意見を述べさせていただきました。

以上で報告第7号 監査報告を終わります。

続きまして、報告第8号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成24年1月分から4月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、旅費の領収印がない、請求書及び支払い伝票の記載内容の不備、見積書をもとにした支払いなど講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましては、その都度直接事務担当者に是正または処理方を指導いたしておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第8号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 まず、定期監査報告書の市民生活部の税務課について、監査の講評のところで不納欠損が出ないようにと、できるだけというご指摘がありました。余り個別のことに踏み込む気持ちはないのですが、固定資産税の共有名義の場合に代表者にのみ督促等を行い、ほかの残りの共有名義者に督促状も出さずに不納欠損している事例があるということが今回の私の一般質問に対して答弁があったのですが、そういった事例については今回の定期監査ではそのような事例があったか、また監査委員のご意見等をお聞かせいただければと思います。

2点目は、財政援助団体等の監査の結果に関する報告についてですが、非常に示唆に富んだご指摘が多く、私ももう少しわからないところをちょっとお聞きをしたいなと思うのですが、まず1点目は監査意見の中段で、いま一度有効な利用方法がないか検討してみてもどうかというふうに新町学生会館について言及をされておりますが、これは有効な利用方法、今は100パーセント賃貸なのですが、それ以外にどのような監査意見ということなのか等について伺います。

2点目は、その2行下にそれは消費税率の引き上げであります。将来消費税率がアップする法案が可決されれば資金繰りを圧迫し、運転資金の確保に厳しい状況になると思われまうというくだ

りなのですが、家賃については借り主に対して消費税を転嫁できないと。つまり貸し主が最終消費税の納税者になるということで、普通に今アパートだとかの家賃が下がっているときに便乗値上げというのは、ちょっとこのアパートに関しては僕もあり得ないなというふうに思うのです。どの程度の消費税の影響があるということでこういったご意見を出されたのか。また、やはり運転資金の確保が仮にできなくなれば、また一時借り入れの追加ということも想定されるわけで、仮に今国会で決まれば2年後から3パーセントということですが、それ以内に急いでということが指摘されておりますので、今の点についてお伺いします。

3点目なのですが、さらにその2行下なのですが、不採算事業資産の処分については速やかに行うことを希望しますと。これも思い切ったご指摘だというふうに思うのですが、この不採算事業資産というのは具体的に差し支えなければどういう資産だということをお伺いしたいのと、これもまた売却損というのが解体費用等で一気にやはり出る可能性もあるので、そのあたりのことはどのように考えたらいいか。

以上、宮崎監査委員にお伺いいたします。

○議長 長 それでは、清水議員からの4点にわたる質疑に対する答弁をお願いいたします。宮崎監査委員。

○監査委員 ただいまの質疑、1点目、固定資産の共有名義者がいる場合、代表者のみに不納欠損を起こしてほかの共有者にはしていないようだと、そういう事例は監査の過程においてあったのかということでしたが、監査の過程においてはそういう事例はなかったと思います。また、これは地方税法上の問題でありまして、共有名義の固定資産というのは代表者にしか納付書は行かないようになっておりますので、その辺はやっぱり地方税法も少し改正していかないとならないのではないかと私は思っております。

2点目、新町学生会館のことなのですが、これは監査意見を申しまして滝川振興公社の社長、専務、常務ですか、と1度監査講評をしたときの話でありますけれども、部門損益をちょっと計算してみました。滝川振興公社におけるゴルフ場部門、学生会館部門ですとか、いろいろな部門ごとの損益でどこがウイークポイントなのかということで監査してみましたけれども、新町学生会館については減価償却費が経費を圧迫してしまっていて、その赤字については全額減価償却費で賄えるぐらいの赤字だったので、こういう意見を書いたのですが、新町学生会館については非常に老朽化してしまっていて、大浴場といいますか、お風呂も直せない状態で、これ以上利用者をふやすと修繕をしないとならない。余計お金がかかるのでできないのだという話だったので、意見だけにとどめておきました。

将来消費税率アップ、家賃というのは非課税ですけれども、便乗値上げはあるだろうと思いますし、次に施設、会館を売却する場合には消費税はついて回りますので、そのことを懸念した意見でした。

不採算事業資産の売却について売却損が出ますが、それについてどういう考えなのかという質疑ですけれども、今の世の中の情勢で売却損が出ても土地、建物の価格の低さからいってもこれ以上上がることはないように思います。このまんま水平状態で土地、建物の価値というのは推移してい

くのだろうなと思いますので、できるだけ早く売却したほうがいいという意見を述べさせていただきました。

以上です。

○議長 長 監査事務局長。

○監査事務局長 ただいまの監査委員の答弁でございますけれども、連帯納税義務、その部分は確認はとれなかったと、なかったという答弁でしたけれども、あくまでも不納欠損というご質疑で、監査委員のほうは処分がなかったという報告でございます。不納欠損については、私のほうから報告させていただきます。清水議員ご存じのとおり、不納欠損につきましては、条文は抜かしまして3タイプございます。まず、5年の時効、それと時効停止後3年の時効、それと3年停止後の納税力がなければ即時ということで3通りございます。それで、近年滝川市につきましては3番目の即時という時効を使っております。それで、監査としてもそれらも今回注視しまして即時に当たる不納欠損という部分で中身を見させていただいたと。ただ、中身につきましては抽出というか、全件は見ておりません。ただし、内容的には連帯納税義務という法人もありますし、個人の共有名義という形のものもあります。その中で、税務課といたしましては地方税法並びに民法、清水議員のおっしゃる民法の債務義務ですか、それについては納めさせることができるという解釈で監査等もしておりますので、徴税吏員としては裁量権の範囲内で地方税法並びに民法を使って代表者のみに納税通知なり督促を行ったという判断をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第7号及び第8号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第7 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第2号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療の推進を求める
要望意見書

意見書案第3号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める
要望意見書

意見書案第4号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書

○議長 長 日程第7、意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書、意見書案第2号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療の推進を求める要望意見書、意見書案第3号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める要望意見書、意見書案第4号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書の4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。窪之内議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案4件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣であります。

意見書案第2号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療の推進を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣であります。

意見書案第3号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、経済産業大臣であります。

意見書案第4号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号、第2号、第3号及び第4号の4件は、いずれも可決されました。

◎日程第8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中の継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 本定例会閉会に当たりまして、一言議長のお許しをいただきましてお礼のごあいさつをさせていただきたいと思ひます。

本日までの10日間、各議員におかれましては大変精力的に審議をいただきましてまことにありがとうございました。一般質問等さまざまなご質問、そしてご指摘等もいただいたわけでございます。それらを踏まえながら、今後も慎重に行政運営に当たってまいりますので、議員各位のこれまで以上のお力添えを心からお願い申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成24年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時38分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員